

答 申

「新宿区基本構想の見直しについて」

「新宿区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について」

「新宿区都市マスタープランの改定について」

平成 1 9 年 2 月 1 7 日

新宿区基本構想審議会
新宿区都市計画審議会

答 申

本審議会は、２００６（平成１８）年７月７日、貴職からの諮問を受け、「新宿区基本構想の見直し」「新宿区基本計画に盛り込むべき施策のあり方」について審議を続けてまいりましたが、その結果をとりまとめましたので、ここに答申いたします。

審議会では、新宿区民会議の提言書を最大限尊重し、新宿区のあるべき将来像を展望するとともに、それを実現するための施策のあり方について鋭意検討いたしました。

また、新宿のまちづくりを一体的に示すため、都市マスタープランとの総合化を目指した検討も重ねてきました。

さらに、答申をまとめるに際しては、新宿区民会議、地区協議会をはじめ、多くの区民の方からのご意見・ご要望を参考にさせていただきました。

今後、新宿区におかれましては、この答申の趣旨を踏まえ、区民の参加のもとに、新しい将来像の実現に向けて、積極的に取り組んでいかれることを強く期待いたします。

２００７（平成１９）年２月１７日

新宿区長 中山 弘子 殿

新宿区基本構想審議会
会長 卯月 盛夫

18新都審第14号

平成19年2月17日

新宿区長

中山弘子 殿

新宿区都市計画審議会

会長 戸沼幸市

「新宿区都市マスタープランの改定について」に係る答申について

平成18年7月10日付18新都都第484号により、貴職から諮問のありました、「新宿区都市マスタープランの改定について」別紙のとおり、答申します。

本答申は新宿区基本構想審議会で審議されている新宿区基本計画と一体的なものとして作成しています。なお、本審議会で答申する範囲は、目次に記載のとおりです。

目 次

答申にあたって

基本構想審議会	1
都市計画審議会	4

基本構想

第1章	基本構想の見直し及び基本計画改定の背景	7
第2章	基本理念	8
第3章	めざすまちの姿	9
第4章	まちづくりの基本目標	10
第5章	区政運営の基本姿勢	13

基本計画・都市マスタープラン

第1章	めざすまちの姿とまちづくりの基本目標・都市構造	
1-1	基本理念	15
1-2	めざすまちの姿とまちづくりの基本目標	16
1-3	都市構造*	20
第2章	まちづくりの基本目標を実現するための個別目標 及びまちづくり方針	
1	新基本計画における施策体系	29
2	個別目標	34
	まちづくりの基本目標	35
	区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち	
-1	参画と協働により自治を切り拓くまち	35
-2	コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち	37
-3	区民自治の確立に向けた行財政運営をすすめるまち	39
	まちづくりの基本目標	42
	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	
1	一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち	42
2	子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち	44
3	未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	47
4	生涯にわたって学び、自らを高められるまち	49
5	心身ともに健やかにくらせるまち	51

まちづくりの基本目標	5 4
安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	
1 だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち	5 4
2 だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち	5 6
3 災害に備えるまち	5 9
4 日常生活の安全・安心を高めるまち	6 2
まちづくりの基本目標	6 5
持続可能な都市と環境を創造するまち	
1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち	6 5
2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち	6 7
3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち	6 9
まちづくりの基本目標	7 2
まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち	
1 歴史と自然を継承した美しいまち	7 2
2 ぶらりと道草したくなるまち	7 3
3 地域の個性を活かした愛着をもてるまち	7 5
まちづくりの基本目標	7 7
多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	
1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち	7 7
2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち	7 9
3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち	8 1
3 まちづくり方針*	8 4
3 - 1 土地利用の方針	8 4
3 - 2 都市交通整備の方針	9 3
3 - 3 防災まちづくりの方針	1 0 1
3 - 4 みどり・公園整備の方針	1 0 7
3 - 5 景観まちづくりの方針	1 1 3
3 - 6 住宅・住環境整備の方針	1 1 9
3 - 7 人にやさしいまちづくりの方針	1 2 2
第3章 地区別まちづくり方針*	
1 地区別まちづくり方針の考え方及び地区区分	1 2 5
2 地区別まちづくり方針	1 2 7
2 - 1 四谷地区まちづくり方針	1 2 7

2 - 2	笹笠地区まちづくり方針	133
2 - 3	榎地区まちづくり方針	139
2 - 4	若松地区まちづくり方針	145
2 - 5	大久保地区まちづくり方針	151
2 - 6	戸塚地区まちづくり方針	157
2 - 7	落合第一地区まちづくり方針	163
2 - 8	落合第二地区まちづくり方針	169
2 - 9	柏木地区まちづくり方針	175
2 - 10	新宿駅周辺地区まちづくり方針	181

第4章 基本計画に示す協働リーディング・プロジェクト

【提案】区民と専門家等によるチェックのしくみの創設

参考

1	用語集	195
2	新宿区基本構想審議会諮問文	204
3	新宿区都市計画審議会諮問文	205
4	新宿区基本構想審議会委員名簿	206
5	新宿区都市計画審議会委員名簿	208
6	新宿区基本構想審議会審議経過	209
7	新宿区都市計画審議会審議経過	211

- (1) 目次の*印のついた箇所が、都市計画審議会の答申です。
- (2) 第3章の地区別まちづくり方針に示した【まちづくりのソフト施策等】は、都市計画法第18条の2に基づく「都市計画に関する基本的な方針」として答申する事項ではありませんが、各地区協議会の意見書を尊重し、記載しています。
- (3) 答申では、新宿区民会議の提言書、10の地区協議会の意見書の表現を受けて、「～を推進すべきである。」等の表現ではなく、「～を推進します。」等のように宣言調にしています。
- (4) 各ページの のついた用語の解説は、195ページから203ページの用語集を参照ください。

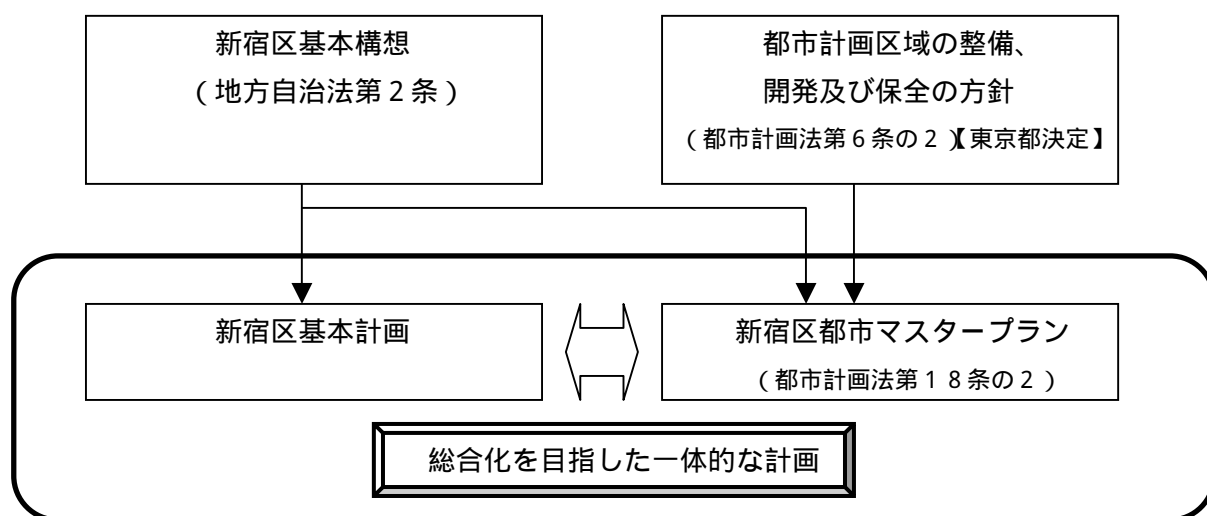
答申の構成等について

本答申は、次の二つから構成されています。

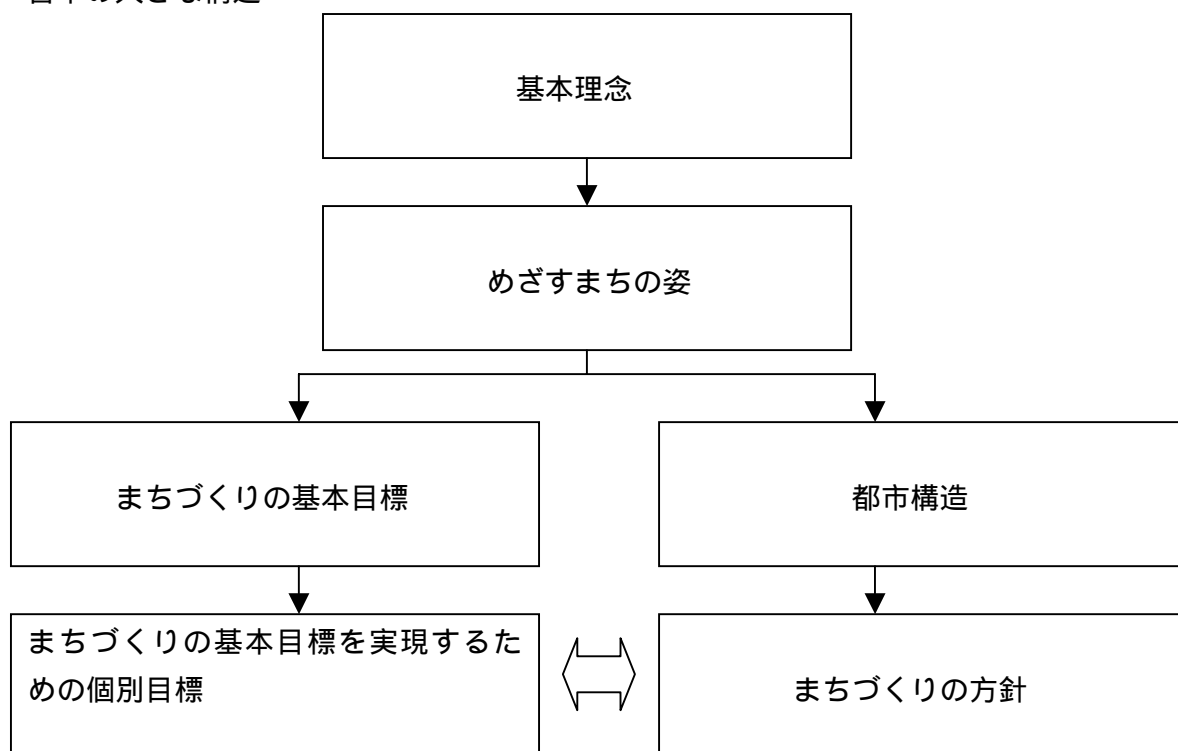
「新宿区基本構想」に係る答申

「新宿区基本計画」と「新宿区都市マスタープラン」との総合化に向けた答申

基本構想、基本計画、都市マスタープランの体系上の関係は下図のとおりです。



答申の大きな構造



答申にあたって

私たち35名で構成する「新宿区基本構想審議会」は、2006（平成18）年7月7日、中山新宿区長より、「新宿区基本構想の見直し」と「新宿区基本計画に盛り込むべき施策のあり方」について、諮問を受けました。

起草部会における熱心な議論を基に、ほぼ月2回のペースで開催した全体審議会を中心に審議が進められた結果、本日ここに、20年後を展望した新宿区の「めざすまちの姿」と、それを実現するための施策の方向性についての最終的なまとめを得ましたので、答申いたします。

答申するにあたりまして、本答申の特徴等について触れておきたいと思っております。

まず、大きな特徴の一つは、本審議会では、新宿区民会議が昨年6月に、区長に提出した「提言書」をベースに審議したことです。

区長は2005（平成17）年6月、基本構想の見直し及び基本計画、都市マスタープランの改定を、策定の初期段階から区民との協働と参画で進めるために、400名近い公募区民からなる新宿区民会議を立ち上げました。新宿区民会議では、1年間、区民の立場、地域の視点から、10年先、20年先の新宿区のあるべき姿を検討し、その結果を「提言書」にまとめ、区長に提出しました。この新宿区民会議「提言書」は、多くの区民の熱い思いと知恵が凝縮したものです。

区長は、本審議会への諮問にあたり、この「提言書」を最大限尊重するものとの意思を示されたため、本審議会では、当初の4ヶ月を提言内容の学習に費やすとともに、昨年12月にまとめた骨子案そして本答申にも、可能な限り提言内容を取り込む努力をいたしました。

したがって、今回の計画策定の基本となる考え方や方向性については、区民が「提言書」として示し、それをベースに私たち審議会委員がそれぞれの専門性や立場から審議し答申にまとめるといった形をとりました。これは、新宿区にとってもはじめての試みであり、画期的なものと考えています。

今後、区民との協働と参画によりまちづくりを進めていくのであれば、まちづくりのベースとなる基本構想、基本計画、都市マスタープランを策定の初期段階から多様な区民との協働と参画により創り上げていくことは必要不可欠です。新宿区においては、今回の試みで得られた貴重な経験を糧に、今後も、区民との協働と参画による実施計画、事業推進に果敢にチャレンジしていただきたいと期待しています。

二つ目は、住民自治の実現に向けた区民の思いと行動力を答申の核に据えたことです。

答申では、20年後を展望した新宿区の「めざすまちの姿」を【『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち】とし、6つのまちづくりの基本目標のトップに【区民が自治の主演として、考え、行動していけるまち】を掲げました。

『新宿力』という言葉は、ひとつは自然や歴史、文化芸術、経済活動等を背景にこれまで新宿が蓄積し培ってきた豊かな地域の力と、もうひとつは多様性、先端性を受容する都

市としての懐の深さを背景に、新宿に集まる多種多様な人の持つ無限に広がる未知のエネルギーの二つを包括的に表現したものです。

それは、新宿に住む人々はもとより、新宿に働き、学び、集い、憩う、多くの人々による「自分たちのまちを、自分たちで担い、自分たちで創りあげたい！」という熱い思いを象徴的に表したものです。

そして、まちづくりの基本目標のトップに掲げた【区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち】とは、まさに《自治をめざす力》としての《新宿力》を原動力にその実現を図るものであり、こうした住民自治の実現に向けた区民の思いと行動力を核に据えたのが、本答申の特徴です。

三つ目は「基本計画と都市マスタープランの総合化」を図ったことです。

本審議会への諮問に際し、区長からは、基本計画について、都市計画審議会で審議する都市マスタープランと総合化することの検討を依頼されました。両計画の総合化というのは、恐らく日本で初めての試みと思いますが、本審議会及び都市計画審議会では、二つの計画が区のまちづくりの大きな方向性を示すものであることから、別々に策定するのではなく、総合化し、ハードのまちづくりとソフトのまちづくりを一体的に示すことの意義を認め、総合化への挑戦を行いました。

お互いの審議会の審議状況に係る情報共有に努めるとともに、施策の細かな内容については必要に応じ両方の審議会長等が協議を重ね、昨年12月には、二つの計画を総合化した骨子案をまとめました。その後、さらに精査・調整を経て、今回、答申に至ったものです。

正直に申し上げれば、両計画の間にはまだ調整すべき事項はあると思いますが、総合化の第一歩は踏み出せたと評価しています。今後、区民により分かりやすく示すことにより、次のステップである実施計画や事業推進においても、これまで以上に区民の参画と協働がより一層進展することを期待するとともに、今後、ハードとソフトのまちづくりを一体的総合的に推進するための行政の体制整備も望まれるところです。

冒頭述べましたが、本審議会は新宿区民会議の「提言書」をベースに審議し、その提言内容や趣旨を可能な限り答申に盛り込みましたが、提言内容には個別具体的な事業レベルに関するものも多く、基本構想や基本計画に記述すべき内容を超えているものが少なくありません。しかし、これら具体的な事業レベルの提言内容は、今後の実施計画の策定および事業推進の際に極めて有効な情報であることを、行政は十分認識し、各段階での区民の参画と共働をさらに進めることによって、区民が真に望む事業が推進される事を、切に望むものです。

区民会議に参加した区民すべてが、今後の区の取り組みと対応を注視しています。

また、本答申では、平成20年度からスタートする新基本計画について、その進捗状況を行政だけでなく、行政外部からもチェックするしくみの早期創設を提案しています。計画の進捗管理に、区民や専門家による外部評価を組み込むことにより、計画・実行・評価・見直しという一連のサイクルの「評価」の部分についても、区民参画を制度として担保す

ることとなり、また、新宿区民会議提言に対する区の取組状況についての把握も可能となります。区においては、この外部評価のしくみを早期に導入し、区民との協働と参画によるまちづくりの内実をさらに高めていただくよう切望します。

最後に、この答申の趣旨が、今後策定される基本構想や基本計画に十分反映され、区民が愛着と誇りをもてる【『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち】・新宿区が実現されることを強く願うものです。

2007(平成19)年2月17日

新宿区基本構想審議会

会 長 卯 月 盛 夫

答申にあたって

新宿区都市計画審議会は、平成18年7月10日に、新宿区長から「新宿区都市マスタープランの改定について」の諮問を受けました。

審議会では、平成18年6月25日に区長に提出された新宿区民会議の提言書及び、同年8月24日に区長に提出された10地区の地区協議会の意見書を尊重して、新宿区都市マスタープランの改定について審議してきました。また、審議にあたっては、審議会のもとに「都市マスタープラン検討部会」を設置し、部会で骨子案及び答申案の検討を重ねてきました。

また、審議会では、都市整備のハード施策だけでなくまちづくりのソフト施策も含めた、区民、地域団体、事業者等に分かりやすい計画づくりを目指し、新宿区都市マスタープランと新宿区基本計画との総合化を試み、新宿区基本計画を審議する「新宿区基本構想審議会」とともに検討を行ってきました。

平成18年12月14日には、両審議会で「基本構想・基本計画・都市マスタープラン骨子案」を作成し、区長に報告をいたしました。その後、この骨子案に対する区民等の意見を受けて、さらに審議を深め、その結果を取りまとめ、ここに答申いたします。今後、区において、新宿区都市マスタープランと新宿区基本計画との総合化が一層図られた計画づくりが進められることを望みます。

そして、この答申が概ね20年先を目標とする新宿区の「都市計画に関する基本的な方針」として、区民、地域団体、NPO、事業者、大学等、様々な主体の参画と協働のもと、時代の変化に対応し、答申の提言が着実に実行され、新宿区の将来像として掲げる《暮らしと賑わいの交流創造都市》が実現されることを強く期待いたします。

平成19年2月17日

新宿区都市計画審議会

会 長 戸 沼 幸 市

答申の構成等について

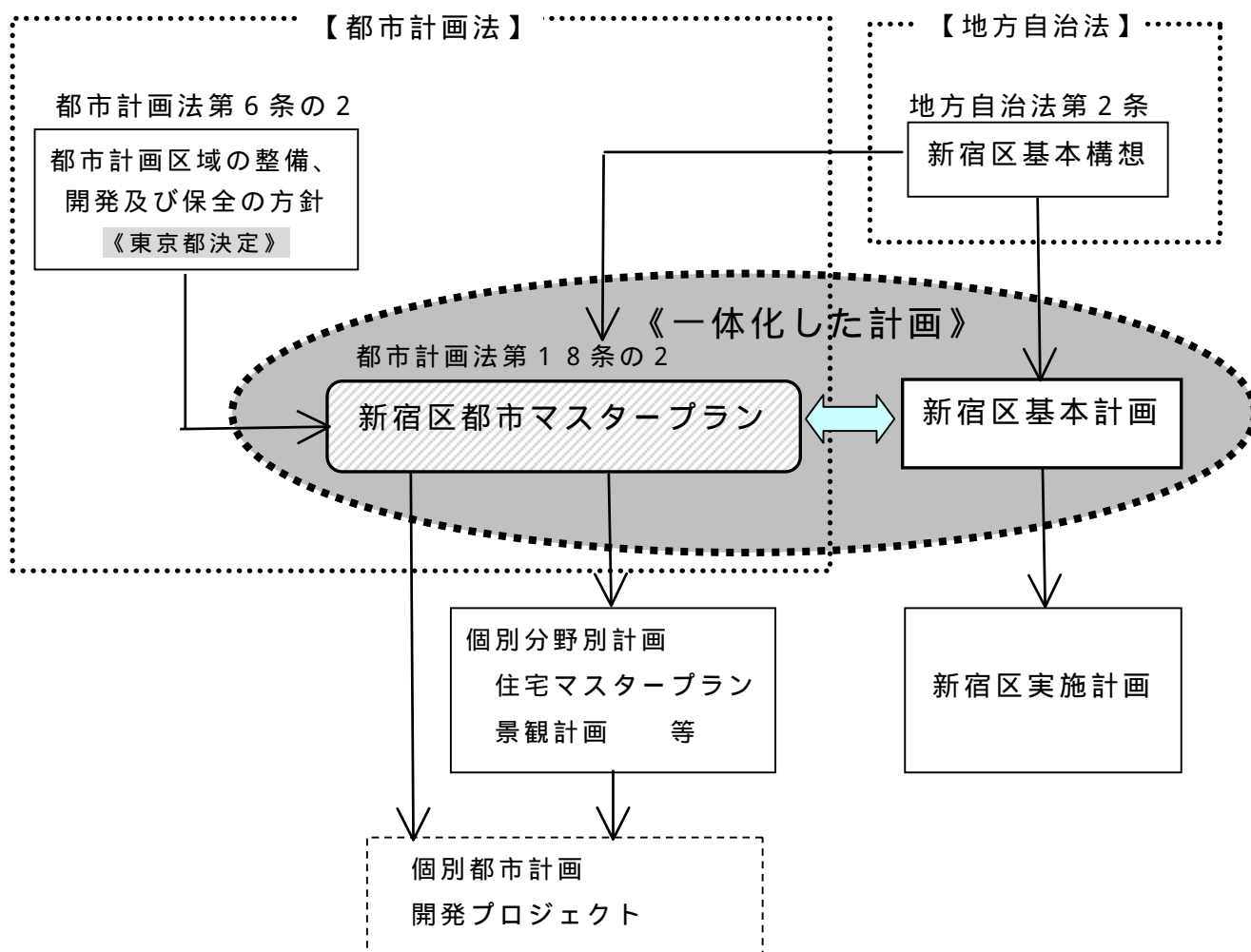
1. 都市マスタープランの位置づけ

都市マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定する、「都市計画に関する基本的な方針」であり、区民、事業者、行政等が協働して進めるまちづくりの将来像とそれを実現するための方針、道筋を示すものです。

都市マスタープランは、地方自治法に基づく「基本構想」に即して定めることが都市計画法に規定され、「新宿区基本構想」に基づいて策定することになります。また、「東京都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を踏まえて、策定する必要があります。

さらに、都市マスタープランは、都市整備のハード施策に関するまちづくりの総合的な指針として定めるもので、住宅マスタープラン等の個別分野別計画や、市街地再開発事業等の都市計画は、この都市マスタープランとの整合性をもって策定されます。

【都市マスタープラン・基本構想及び基本計画の体系】

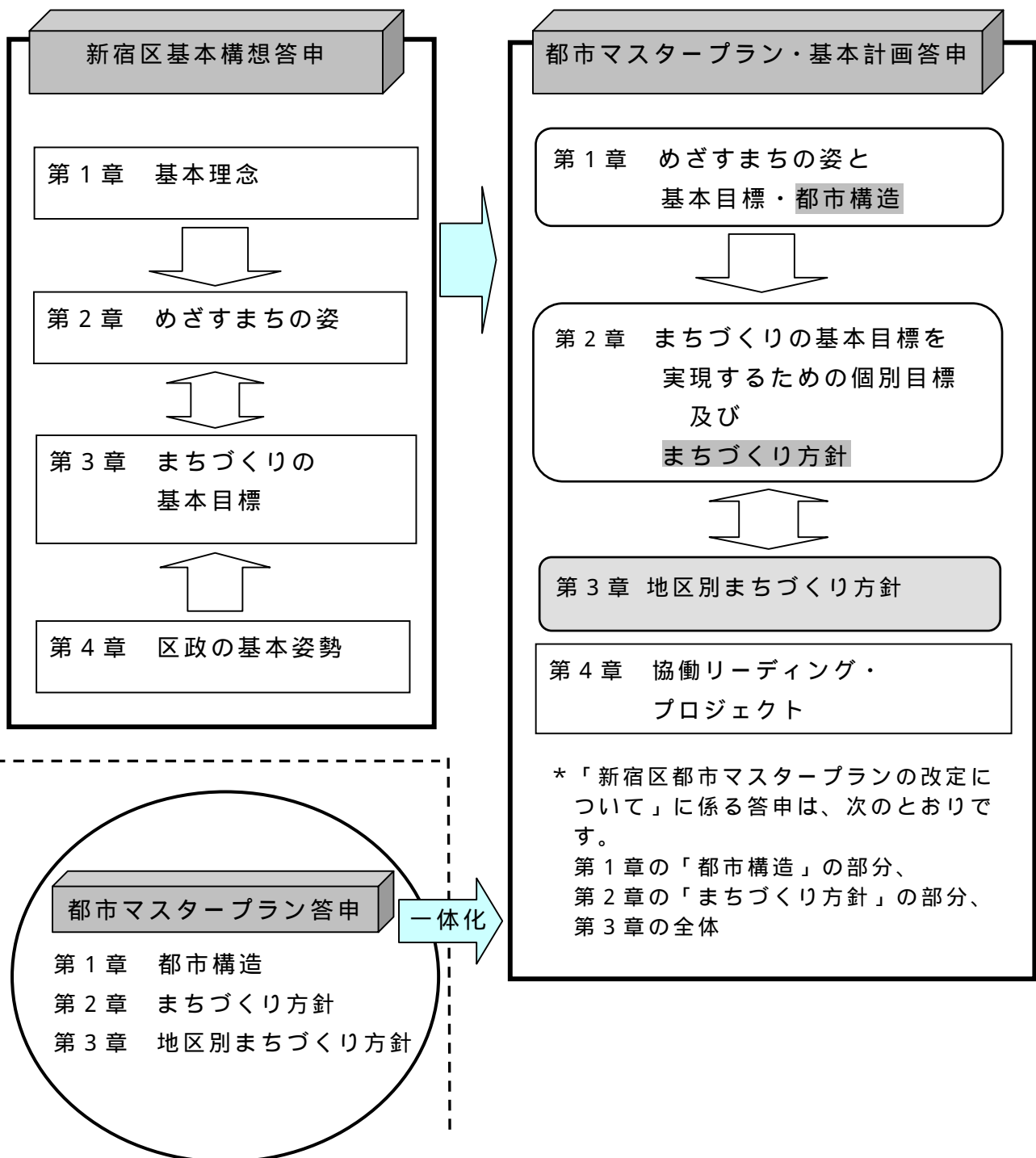


2 . 本答申の構成

本答申は、新宿区基本構想審議会でまとめられた「新宿区基本計画」の答申と「新宿区都市マスタープランの改定について」の答申を一体化したものになっています。

しかし、都市マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「都市計画に関する基本的な方針」であることから、次のとおり、答申の構成及び審議会が答申する都市マスタープランの範囲を示します。

【答申の構成及び都市マスタープランの範囲】



基 本 構 想

第 1 章 基本構想の見直し及び基本計画改定の背景

新宿区では、平成 9 年に「新宿区基本構想」を策定し、21 世紀初頭を展望した区の将来像を「ともに生き、集うまち」「ともに考え、創るまち」と決めました。同時に、この基本構想を実現するため、具体的な施策の方向性を示した 10 年間の計画期間とする「新宿区基本計画」をあわせて策定し、これを行政運営の基本として、その着実な推進を図ってきました。

しかし、我が国は今、急速に少子高齢化が進み、人口減少が始まるという、これまでに経験したことのない事態に直面しています。新宿区においては、ここしばらくは人口の微増が続くものと思われそうですが、その後は人口減少局面を迎えるものと考えられます。人口減少社会の到来は、わたしたちの暮らしのさまざまな場面にその影響を及ぼし始めており、その的確な対応が求められています。

また昨今は、これまで確実に強固なものとして信じられてきた安全・安心についても、信頼が大きく揺らいでいます。

さらに、大量生産・大量消費をもたらした現代社会は、大量の廃棄物を発生させるとともに深刻な環境破壊をまねいています。

一方、地方分権改革が進む中、自治意識の高まりを受け、区民のまちづくりへの参加や行政サービスへの関心が高まっており、地方自治体のあり方が一層問われる時代を迎えています。

こうした環境変化にともない、行政には政策の選択や事業の効果について評価し、説明責任を果たすことが、これまで以上に求められています。

同時に、これまで専ら行政が担ってきた公共の分野についても、行政だけではなく、区民、地域団体、NPO、企業など多様な主体が、相互の信頼に基づき、それぞれ責任を持って、担い合う社会の実現が求められています。

そのため、これからはまちづくりを進める基本姿勢として、新宿区がめざすまちの姿を明らかにし、それをまちづくりのすべての主体が共有することが重要となります。

また、地域分権、地域主権の時代にあっては、それぞれの自治体や地域が、その個性や特色を活かしたまちづくりを進めることが大切です。さらに、これからは次代を担う子どもたちにしっかり引き継いでいくことができる、持続可能なまちづくりが求められています。

これらの点を踏まえ、今後も区民が安心して心豊かに住み続けられる新宿区を実現していくため、基本構想を見直すとともに、新たに基本計画と都市マスタープランの総合化を目指した一体的な計画を策定するものです。

第2章 基本理念

わたしたちは、新しい基本構想の根底を貫く考え方として、次の三つの理念を掲げます。

< 区民が主役の自治を創ります >

区政の主役は区民であり、区政のあらゆる局面において、区民の意志を尊重し、区民の意欲や創意工夫を活かしたまちづくりを進めます。また、区民の参画と協働により、それぞれの地域の個性ある生活や文化を重視して、豊かな地域社会を創ります。

< 一人ひとりを人として大切に作る社会を築きます >

新宿区は、多くの人々が暮らし、働き、学ぶ場であり、また憩い、くつろぎ、楽しむ都市です。この多様性と懐の深さを積極的に捉え、区民一人ひとりが、互いの多様な個性を理解し合い、認め合うとともに、地域の一員として共に生きていく福祉社会を築きます。

< 次の世代が夢と希望を持てる社会を目指します >

新宿の土地、自然、歴史、文化などのまちの記憶を共有するとともに、今を生きる人だけでなく、次の世代も、夢と希望を持って、心豊かに平和に生きることが出来る安定した社会を目指します。そして、次の世代にも引き継いでいくことができる、将来にわたって持続可能な社会を創っていきます。

【考え方】

現基本構想の基本理念は、「人間性の尊重」「自立と交流連帯」「地域性の重視」の三つを掲げています。これらはいずれも引き続き区政運営において重視すべき理念ですが、社会経済動向の変化や区民会議からの提言内容などを踏まえ、「自治意識の高まり」「共生の重視」「未来への責任」という視点から、今回、基本理念を新たに設定しました。

新たな基本理念は、提言書より、自治体運営の基本的な考え方に対応する内容をもとに整理し、誰にも理解できるよう、できるだけわかりやすい表現にしました。

本答申における「区民」という用語については、基本的には、新宿区に住む人々はもとより、新宿区に働き、学び、集い、憩う、多くの人々を含む、広い概念として捉えています。

第3章 めざすまちの姿

新基本構想では、三つの基本理念を踏まえ、おおむね20年後を想定した新宿区の「めざすまちの姿」を次のとおり定めます。

『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

【考え方】

『新宿力』とは、ひとつは自然や歴史、文化芸術、経済活動等を背景にこれまで新宿が蓄積し培ってきた豊かな地域の力です。もうひとつは多様性、先端性を受容する都市としての懐の深さを背景に、新宿に集まる多種多様な人の持つ無限に広がる未知のエネルギーです。この二つを包括的に表現したのが『新宿力』です。

『新宿力』は、新宿に住む人々はもとより、新宿に働き、学び、集い、憩う、多くの人々による「自分たちのまちは、自分たちで担い、自分たちで創りあげたい!」という《自治の力》を象徴的に表したものです。

この『新宿力』とは何かを自問するところから、わたしたちのこれからのまちづくりが始まります。

『新宿力』を原動力として、わたしたちは、これからも多様な人々との交流を深め、活発化することにより、「にぎわい」がみなぎる新宿を創造していきます。また、同時にわたしたちは、都市としての「やすらぎ」も大切と考えます。「やすらぎ」と「にぎわい」が共存し、調和したまち・新宿の未来を、次世代を担う子どもたちの将来を見据え、わたしたちは創造していきます。

第4章 まちづくりの基本目標

「めざすまちの姿」の実現に向け、次の六つを「まちづくりの基本目標」として掲げます。

まちづくりの基本目標

【区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち】

まちづくりの基本目標

【だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち】

まちづくりの基本目標

【安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち】

まちづくりの基本目標

【持続可能な都市と環境を創造するまち】

まちづくりの基本目標

【まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち】

まちづくりの基本目標

【多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち】

【考え方】

まちづくりの基本目標は、新宿区民会議提言をベースに、生活者の視点を踏まえた大きな括りとしての「生活課題」に即したものとして設定しています。このため、必要に応じて、縦割りの行政分野別に捉われない横断的なものとなっています。

- ・ 基本目標 は、「自治」の観点から捉えています。
(他の五つの目標を下支えする役割を担います。)
- ・ 基本目標 は、「人の育ち、成長」の観点から捉えています。
- ・ 基本目標 は、「日々の暮らし」の観点から捉えています。
- ・ 基本目標 は、「都市の骨格、機能」の観点から捉えています。
- ・ 基本目標 は、「都市の魅力、楽しさ」の観点から捉えています。
- ・ 基本目標 は、「文化、産業」の観点から捉えています。

基本目標 区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち

区政の主役は、言うまでもなく新宿区民です。区民が幸せに暮らすことができる、新宿らしい魅力にあふれた豊かな地域社会を、区民自身の手で育み、創り出すことのできるまち、それが区民が主役のまち・新宿の目指す姿です。

多様化・複雑化する地域の課題に対し、区民が主体的に考え、区民自身の選択と行動によって解決することを目指します。こうした区民の意欲と創意工夫を活かした、参画と協働を基本とするまちづくりを進めていくため、区民主体のまちづくりの理念としくみを確立するとともに、区民の力を十分発揮できる環境整備を行います。

また、区民の参画と協働を適切に受け止めることのできる区政運営の体制づくりを進め、区民が自治の主役となるまちを創っていきます。

基本目標 だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち

すべての区民が心豊かに暮らすためには、一人ひとりが個人として尊重されることが基本です。お互いを認め合い、共に生きることができる社会の実現を目指します。

また、すべての子どもの健やかな育ちと自立を支援し、自分らしい生き方ができるように成長していける環境づくりを進めます。

未来を担う子どもたち一人ひとりの生きる力を育むとともに、子どもたちが多様な考え方や生き方など、それぞれの個性を互いに認め合い、ふれあいや交流の中から、互いの成長を見守り、応援し合う豊かな人の育ちを目指します。

区民一人ひとりが、社会の中で役割を担いながら心身ともに健やかに、生涯を通じて自分らしく成長していけるまちを創っていきます。

基本目標 安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち

区民が日々の生活を心安らかに過ごすためには、生命や財産などの安全が確保されることが基本です。大地震などの自然災害に対する備えを十分に行うとともに、地域の人々が自らの手で地域の安全を守り、互いに支え合う取組みを進めます。また、支えが必要なとき、誰もがいつでも適切なサービスを受けられ、住み慣れた地域の中で、その人らしい日々の生活を健やかに送れるまちを目指します。さらに、誰もが生涯にわたって社会に参加できるよう、参加を妨げる要素のない社会環境づくりと、区民が互いに社会参加を支援しあう関係づくりを目指します。

すべての区民が、安全、安心で質の高い生活環境を実感しながら、いきいきと住み暮らすことができるまちを創っていきます。

基本目標 持続可能な都市と環境を創造するまち

今後の新宿区のまちづくりが目指す方向性は、地球環境に負荷の少ない、次の世代にも引き継いでいける将来にわたって持続可能な都市と環境を創っていくことです。

資源循環を推進するとともに、地球温暖化対策を進め、環境への負荷をできるだけ抑え、未来へ引き継ぐことができる、環境に配慮したまちの創造を目指します。

また、都市を支える新たなインフラ（基盤）として、豊かな水とみどりの保全と創造を積極的に進め、やすらぎと潤いのあるまちを目指します。

さらに、新宿区の多様な都市活動を支えていくために、人と環境に配慮した都市施設や交通網などの都市基盤の整備を促進するとともに、誰もが自由に行動できる都市空間を形成し、持続可能な都市と環境を創っていきます。

基本目標 まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち

人々が自然やまちの文化・歴史を身近に感じ、歩くのが楽しくなるようなまちを目指します。

経済効率の向上を優先させたまちづくりは、私たちの生活を豊かに便利にしてきましたが、その反面、地域の個性や文化、歴史の記憶が失われつつあります。

新宿の持つ自然の記憶を活かし、歴史的風土や自然環境と調和した景観を守り、育むまちづくりを進めます。

そのため、地域の個性を活かしたまちづくりを地域が主体で取組めるようなしくみづくりを進め、景観や地域の個性や魅力を十分活かした、区民にとってもまた新宿を訪れる人にとっても歩くのが楽しくなる、美しいまち・新宿を創っていきます。

基本目標 多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち

新宿は、古くから今日に至るまで、多くの人たちの働く場として、集いの場として、多様な文化が育まれると同時に、新たな最先端の文化を生み出してきました。

このような都市としての歴史的蓄積やまちの持つ多様性を活かし、新宿が培ってきた文化をさらに成熟させ、国際性豊かな風格のある都市文化としての「新宿らしさ」の創造を目指します。こうした文化や伝統を活かし、新宿のまち全体の魅力を高め、区民が誇れる、そして新宿を訪れる人が繰り返し訪れたいと活力あふれるまちを目指します。

また、新宿の持つ歴史と都市特性を活かし、新宿ならではの新たな産業を創造し、若者が各地から集い、いきいきと学び、働き、暮らすことができる、多様なライフスタイルが交流するまちを創造していきます。

第5章 区政運営の基本姿勢

めざまちの姿や、まちづくりの六つの基本目標を実現していくにあたり、区は以下の基本姿勢で区政運営に取り組めます。

1 区民起点の区政運営を行います。

区政の主役は区民です。区は、区民のより豊かな暮らしの実現のためにあります。そのことが区政運営の起点です。新宿区は、「区民の、区民による、区民のための区政」を目指し、区民起点の区政運営を行います。

区民を起点とした区政運営とは、自分の仕事や行動が、「区民が本当に求めているのか、区民のためになるのか」という原点に絶えず立ち戻り、検証することです。区政の原点を、一人ひとりの職員が常に念頭において職務を遂行する、区民起点の区政運営を行っていきます。

2 参画と協働を基本に、区民の知恵と力を活かす区政運営を行います。

分権時代にふさわしい自治の実現を目指し、参画と協働を基本とするまちづくりを進めます。

区民の知恵と力を活かした協働の取り組みや、区民のまちづくりへの主体的な取り組みを推進していくことにより、一歩ずつ住民自治の実現を図ります。

そのためには、参画と協働の前提となるまちづくりの課題や目標を区民と区が共有できるよう、区政の情報公開をより一層推進します。

そのうえで、行政として本来果たさなければならない社会のセーフティネット やルールづくり、多様な主体に対するコーディネートなどについて、区は積極的にその役割を果たします。

3 地域力を高める区政運営を行います。

地域の行政課題は地域が主体となって、自らの創意と工夫により解決できるよう、地区協議会に対する人的及び財政的支援を充実し、地区協議会の機能強化を促進します。

また、特別出張所については、地域コミュニティを支える核として、さらに、地域と行政をつなぎ、結ぶ窓口として、その機能の充実を図ります。

そうした取り組みを通して、地区協議会がNPO や専門家等の多様な主体との連携により、地域の課題を自ら発見し、自ら解決していく力を一層高めていくことを支援していきます。

4 区民に成果が見える区政運営を行います。

「何を行ったか」を重視する区政から、「区民生活にどのような成果をもたらしたのか」を重視する区政へと転換を図ります。

計画の進行管理を行い、その成果を区民が評価できるしくみを組込みます。

こうした評価と予算・決算との連動を図ることで、計画の実質化・実効性の確保を図るとともに、区民の評価を反映した施策や事業の見直しを柔軟に行います。

5 効率的・効果的な区政運営を行います。

人員や予算等の限られた行政資源を最も効率的・効果的に活用することがいつの時代でも重要です。政策の優先度を明らかにするとともに、職員一人ひとりが適切なコスト意識を持ち、効率的・効果的な区政運営を目指します。

政策目標に対し、実施効果がどの程度上がっているのか、行政評価の手法により、経済性、効率性、有効性の各面から検証していくしくみを充実します。

6 職員の力を活かす区政運営を行います。

区民ニーズに的確に対応した区民サービスを提供するためには、職員の意識改革を進め、職員一人ひとりが常に、明確な目標と意欲を持って職務に従事することが重要です。

そのためには、組織目標と職員の個人目標が一致するとともに、職員の意欲や能力、職務の実績が適切に評価され、人事給与制度に反映されるしくみが必要です。

分権時代にふさわしい行政感覚と現場・現実を重視する職員が育つ環境づくりを進め、職員の力が最大限に活かされる区政運営を行います。

基本計画・都市マスタープラン

第1章 めざすまちの姿と

まちづくりの基本目標・都市構造

1 1 基本理念

わたしたちは、新しい基本構想の根底を貫く考え方として、次の三つの理念を掲げます。

< 区民が主役の自治を創ります >

区政の主役は区民であり、区政のあらゆる局面において、区民の意志を尊重し、区民の意欲や創意工夫を活かしたまちづくりを進めます。また、区民の参画と協働により、それぞれの地域の個性ある生活や文化を重視して、豊かな地域社会を創ります。

< 一人ひとりを人として大切に作る社会を築きます >

新宿区は、多くの人々が暮らし、働き、学ぶ場であり、また憩い、くつろぎ、楽しむ都市です。この多様性と懐の深さを積極的に捉え、区民一人ひとりが、互いの多様な個性を理解し合い、認め合うとともに、地域の一員として共に生きていく福祉社会を築きます。

< 次の世代が夢と希望を持てる社会を目指します >

新宿の土地、自然、歴史、文化などのまちの記憶を共有するとともに、今を生きる人だけでなく、次の世代も、夢と希望を持って、心豊かに平和に生きることができる安定した社会を目指します。そして、次の世代にも引き継いでいくことができる、将来にわたって持続可能な社会を創っていきます。

【考え方】

現基本構想の基本理念は、「人間性の尊重」「自立と交流連帯」「地域性の重視」の三つを掲げています。これらはいずれも引き続き区政運営において重視すべき理念ですが、社会経済動向の変化や区民会議からの提言内容などを踏まえ、「自治意識の高まり」「共生の重視」「未来への責任」という視点から、今回、基本理念を新たに設定しました。

新たな基本理念は、提言書より、自治体運営の基本的な考え方に相当する内容をもとに整理し、誰にも理解できるよう、できるだけわかりやすい表現にしました。

本答申における「区民」という用語については、基本的には、新宿区に住む人々はもとより、新宿区に働き、学び、集い、憩う、多くの人々を含む、広い概念として捉えています。

1-2 めざすまちの姿とまちづくりの基本目標

新基本構想では、三つの基本理念を踏まえ、おおむね20年後を想定した新宿区の「めざすまちの姿」を次のとおり定めます。

『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

【考え方】

『新宿力』とは、ひとつは自然や歴史、文化芸術、経済活動等を背景にこれまで新宿が蓄積し培ってきた豊かな地域の力です。もうひとつは多様性、先端性を受容する都市としての懐の深さを背景に、新宿に集まる多種多様な人の持つ無限に広がる未知のエネルギーです。この二つを包括的に表現したのが『新宿力』です。

『新宿力』は、新宿に住む人々はもとより、新宿に働き、学び、集い、憩う、多くの人々による「自分たちのまちは、自分たちで担い、自分たちで創りあげたい！」という《自治の力》を象徴的に表したものです。

この『新宿力』とは何かを自問するところから、わたしたちのこれからのまちづくりが始まります。

『新宿力』を原動力として、わたしたちは、これからも多様な人々との交流を深め、活発化することにより、「にぎわい」がみなぎる新宿を創造していきます。また、同時にわたしたちは、都市としての「やすらぎ」も大切に考えます。「やすらぎ」と「にぎわい」が共存し、調和したまち・新宿の未来を、次世代を担う子どもたちの将来を見据え、わたしたちは創造していきます。

「めざすまちの姿」の実現に向け、次の六つを「まちづくりの基本目標」として掲げます。

まちづくりの基本目標

【区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち】

まちづくりの基本目標

【だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち】

まちづくりの基本目標

【安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち】

まちづくりの基本目標

【持続可能な都市と環境を創造するまち】

まちづくりの基本目標

【まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち】

まちづくりの基本目標

【多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち】

【考え方】

まちづくりの基本目標は、新宿区民会議提言をベースに、生活者の視点を踏まえた大きな括りとしての「生活課題」に即したものとして設定しています。このため、必要に応じて、縦割りの行政分野別に捉われない横断的なものとなっています。

- ・ 基本目標 は、「自治」の観点から捉えています。
(他の五つの目標を下支えする役割を担います。)
- ・ 基本目標 は、「人の育ち、成長」の観点から捉えています。
- ・ 基本目標 は、「日々の暮らし」の観点から捉えています。
- ・ 基本目標 は、「都市の骨格、機能」の観点から捉えています。
- ・ 基本目標 は、「都市の魅力、楽しさ」の観点から捉えています。
- ・ 基本目標 は、「文化、産業」の観点から捉えています。

基本目標 区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち

区政の主役は、言うまでもなく新宿区民です。区民が幸せに暮らすことができる、新宿らしい魅力にあふれた豊かな地域社会を、区民自身の手で育み、創り出すことのできるまち、それが区民が主役のまち・新宿の目指す姿です。

多様化・複雑化する地域の課題に対し、区民が主体的に考え、区民自身の選択と行動によって解決することを目指します。こうした区民の意欲と創意工夫を活かした、参画と協働を基本とするまちづくりを進めていくため、区民主体のまちづくりの理念としくみを確立するとともに、区民の力を十分発揮できる環境整備を行います。

また、区民の参画と協働を適切に受け止めることのできる区政運営の体制づくりを進め、区民が自治の主役となるまちを創っていきます。

基本目標 だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち

すべての区民が心豊かに暮らすためには、一人ひとりが個人として尊重されることが基本です。お互いを認め合い、共に生きることができると社会の実現を目指します。

また、すべての子どもの健やかな育ちと自立を支援し、自分らしい生き方ができるように成長していける環境づくりを進めます。

未来を担う子どもたち一人ひとりの生きる力を育むとともに、子どもたちが多様な考え方や生き方など、それぞれの個性を互いに認め合い、ふれあいや交流の中から、互いの成長を見守り、応援し合う豊かな人の育ちを目指します。

区民一人ひとりが、社会の中で役割を担いながら心身ともに健やかに、生涯を通じて自分らしく成長していけるまちを創っていきます。

基本目標 安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち

区民が日々の生活を心安らかに過ごすためには、生命や財産などの安全が確保されることが基本です。大地震などの自然災害に対する備えを十分に行うとともに、地域の人々が自らの手で地域の安全を守り、互いに支え合う取り組みを進めます。また、支えが必要なとき、誰もがいつでも適切なサービスを受けられ、住み慣れた地域の中で、その人らしい日々の生活を健やかに送れるまちを目指します。さらに、誰もが生涯にわたって社会に参加できるよう、参加を妨げる要素のない社会環境づくりと、区民が互いに社会参加を支援しあう関係づくりを目指します。

すべての区民が、安全、安心で質の高い生活環境を実感しながら、いきいきと住み暮らすことのできるまちを創っていきます。

基本目標 持続可能な都市と環境を創造するまち

今後の新宿区のまちづくりが目指す方向性は、地球環境に負荷の少ない、次の世代にも引き継いでいける将来にわたって持続可能な都市と環境を創っていくことです。

資源循環を推進するとともに、地球温暖化対策を進め、環境への負荷をできるだけ抑え、未来へ引き継ぐことができる、環境に配慮したまちの創造を目指します。

また、都市を支える新たなインフラ（基盤）として、豊かな水とみどりの保全と創造を積極的に進め、やすらぎと潤いのあるまちを目指します。

さらに、新宿区の多様な都市活動を支えていくために、人と環境に配慮した都市施設や交通網などの都市基盤の整備を促進するとともに、誰もが自由に行動できる都市空間を形成し、持続可能な都市と環境を創っていきます。

基本目標 まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち

人々が自然やまちの文化・歴史を身近に感じ、歩くのが楽しくなるようなまちを目指します。

経済効率の向上を優先させたまちづくりは、私たちの生活を豊かに便利にしてきましたが、その反面、地域の個性や文化、歴史の記憶が失われつつあります。

新宿の持つ自然の記憶を活かし、歴史的風土や自然環境と調和した景観を守り、育むまちづくりを進めます。

そのため、地域の個性を活かしたまちづくりを地域が主体で取組めるようなしくみづくりを進め、景観や地域の個性や魅力を十分活かした、区民にとってもまた新宿を訪れる人にとっても歩くのが楽しくなる、美しいまち・新宿を創っていきます。

基本目標 多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち

新宿は、古くから今日に至るまで、多くの人たちの働く場として、集いの場として、多様な文化が育まれると同時に、新たな最先端の文化を生み出してきました。

このような都市としての歴史的蓄積やまちの持つ多様性を活かし、新宿が培ってきた文化をさらに成熟させ、国際性豊かな風格のある都市文化としての「新宿らしさ」の創造を目指します。こうした文化や伝統を活かし、新宿のまち全体の魅力を高め、区民が誇れる、そして新宿を訪れる人が繰り返し訪れたいと活力あふれるまちを目指します。

また、新宿の持つ歴史と都市特性を活かし、新宿ならではの新たな産業を創造し、若者が各地から集い、いきいきと学び、働き、暮らすことができる、多様なライフスタイルが交流するまちを創造していきます。

1 - 3 都市構造

1 これからのまちづくり

基本構想で示された新宿の《めざすまちの姿》を実現するために、20年後を見据えつつ、平成30年(2018年)を当面の目標年次として、都市計画法第18条の2に基づく新宿区の「都市計画に関する基本的な方針(都市マスタープラン)」におけるまちづくりの視点とまちづくりの方向を次のように掲げます。

(1)まちづくりの視点

人口や家族構成の変化に対応した住み続けられるまちづくり

人口や家族構成の変化に対応し、人々が住み続けられ、子どもたちの笑顔が見られるまちづくりが必要です。

区民が安全に安心して暮らせるまちづくり

減災への取り組みと災害に強いまちづくりが重要です。また、防犯にも配慮し、区民が安全に安心して暮らせるまちづくりが必要です。

地区の個性を育て創り上げていくまちづくり

新宿は多様な顔と特色を持つまちです。それぞれの地区の持つ個性や特色を活かし、区民が地区に愛着と誇りを持てるまちづくりが必要です。

歴史や文化、景観を次世代に継承していくまちづくり

人々が築き上げてきた生活、歴史、文化が、その地区特有の環境や景観を形成しています。これらを「まちの記憶」として活かし、次世代に継承していくまちづくりが必要です。

環境に配慮したみどり豊かなまちづくり

みどりの保全と創出、ヒートアイランド現象の緩和や環境負荷の軽減に取り組むまちづくりが必要です。

多様な創造型産業を育てるまちづくり

区内の産業が時代の流れに対応するとともにさらに発展し、新たな創造型の産業として育つことができるゆりかごととしていくまちづくりが必要です。

区民、事業者、NPO、大学等と協働して進めるまちづくり

区民を主役として、事業者やNPO、大学等、様々な主体と行政が協働していくまちづくりが必要です。

(2)まちづくりの方向

基本構想では、新宿の **めざすまちの姿** を、次のとおり示しています。

『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

この **めざすまちの姿** を実現するために、都市マスタープランでは、まちづくりの方向として、

暮らしと賑わいの交流創造都市

を、具体の都市像として描き、

多くの人を受け入れる懐が深く、人々が住み続けられ、日々の暮らしが安心して営まれる、質の高い成熟したまち

誰もが活躍でき、常に新しい出来事を発信し、世界に直結する文化や産業が生まれる、都市としての魅力をもったまち

を実現していきます。

そのために、暮らしと賑わいが調和し、住む人、働く人や訪れる人々が心地よく感じることができる快適で潤いのあるまちづくり、新宿を訪れる人々によって生み出される活力が住む人々の利益にも結びつくようなまちづくりを進めていきます。

2 都市構造

まちづくりの視点と方向に沿ってまちづくりを実現するため、将来的な都市機能や都市施設の基本的な骨格を、「都市構造」として示します。「都市構造」は、土地利用や都市交通等のまちづくり方針や地区別まちづくり方針の指針となるものです。

(1)都市構造の考え方

1)新宿区に蓄積されてきた多様性を活かしていく

新宿駅周辺を、国際的な賑わい交流を創造する中心とします。

業務商業の機能に加えて、みどり豊かで快適なアメニティの中心として位置づけ、世界に情報を発信する多様な機能を持ち、歩いて楽しい環境を備えた21世紀を先導する創造のまちにしていきます。

高田馬場、四谷、神楽坂の駅周辺業務商業地を、賑わい交流の中心として育てます。

地区の個性を活かした賑わい交流の中心として、魅力ある質の高いまちに育てていきます。

東西方向に発展してきた交流軸を南北方向に結びます。

これまで新宿通り（放射第5号線）を中心に東西方向に形成されてきた賑わいの軸に、地下鉄副都心線の開通を契機として南北方向に伸びる明治通り（環状第5号線）を加え、東西南北の方向に広がりのある多面的なまちづくりを進めていきます。

2)まちの記憶を活かし、次世代に引き継いでいく

まちの資源を活かし、地区の個性を創ります。

地形や自然環境、まちを形成してきた歴史や文化を見直し、地区の個性あるまちづくりに活かしていきます。

区の骨格を形成する水辺とみどりの充実を図ります。

区の外周を囲む河川や緑地、新宿御苑などのまとまったみどりを、「水とみどりの環(わ)」、「都市の森」と位置づけ、積極的にまちづくりに活かしていきます。

3)地区の個性を活かし区民が誇りと愛着をもてる新宿を創っていく

まちづくり制度を活用し、地区の個性を活かしていきます。

地区住民やその地区で活動する人々の意見や発想、その地区の歴史や文化等を活かして、地区計画制度等のまちづくり手法を積極的に活用し、地区の個性が輝くまちづくりを進めていきます。

地区で活動する人が地区の個性を創る担い手となります。

地区の個性を創り出していく担い手として、地区住民をはじめ、事業者、NPO、大学などを、まちづくりの主体として位置づけ、多様な主体との協働により、地区のまちづくりを進めていきます。

それぞれの地区の住民が相互に連携するしくみをつくります。

地区の実情や特性に応じた柔軟なまちづくりを進めるため、特別出張所の所管区域を基本の単位とした生活圏において、地区協議会をはじめとする地区のまちづくりを担う区民等の参画のしくみを育てていきます。

(2)都市構造

「都市構造」では、賑わいや交流を先導する地区を「心」、高い都市活動を支える幹線道路やその沿道を「軸」、都市に潤いを与える水辺やみどりのつながりなどを「環」と位置づけ、暮らしと賑わいの交流創造都市の都市像の実現を目指します。

1)「心」

「創造交流の心」

新宿駅周辺は、国際的な情報発信力を持ち、様々な文化や産業が集積しています。その特性をさらに伸ばし、多様化・複合化していく新たな創造型産業を育てていくとともに、地区の人々や来訪者が交流しながらまちを楽しむことができるように、国際的な賑わいや交流を先導する「創造交流の心」として位置づけ、必要な基盤整備や環境整備を行います。

「賑わい交流の心」

交通の要所であるとともに業務商業施設が集積している高田馬場地区、新宿通り沿道の業務商業施設を軸とした四谷地区、江戸の文化を継承し路地など昔ながらの情緒を残す神楽坂地区を、「賑わい」と「交流」を先導する「賑わい交流の心」と位置づけ、それぞれの地区の特徴や個性を活かしたまちづくりを進めます。

「生活交流の心」

大久保、信濃町、下落合、中井、落合等の駅を中心とする日常の生活圏の核となるエリアを、「生活交流の心」として位置づけ、生活に必要な情報や人の交流を先導する地区に密着したまちづくりを進めます。

2)「軸」

「賑わい交流軸」

明治通り（環状第5号線）及び新宿通り（放射第5号線）から中央通り（新宿副都心街路第4号線）、また、これらの沿道を、新宿区の賑わいや交流の骨格となる軸として「賑わい交流軸」と位置づけ、個性的で魅力ある業務商業機能の集積を図るとともに、街路樹の整備や沿道のまちなみを整序し、歩いて楽しい通りを形成していきます。明治通りは、地下鉄副都心線の開通を契機として、みどり豊かな道路整備や魅力ある沿道の商業施設等の集積を誘導します。新宿通りから新宿駅、新宿駅西口から新宿中央公園までは、魅力ある業務商業施設の立地や沿道のまちなみを整序することなどにより、歩行者の回遊性が高い魅力的な通りを形成していきます。

「都市活動軸」

広域交通の確保・充実及び沿道にふさわしい土地利用を誘導する都市活動の主要な軸として、広域的な幹線道路を、「都市活動軸」と位置づけ、円滑な自動車交通の処理や快適な歩行者空間の確保、街路樹の整備によるみどりの充実及び沿道建築物の不燃化促進などを進めていきます。

「地区活動軸」

「都市活動軸」を補助する軸として、地区間の交流を図る主要な幹線道路を「地区活動軸」として、円滑な自動車交通の処理や歩行者空間の確保、沿道建築物の不燃化の促進などを進めていきます。

3) 「環」

「水とみどりの環(わ)」

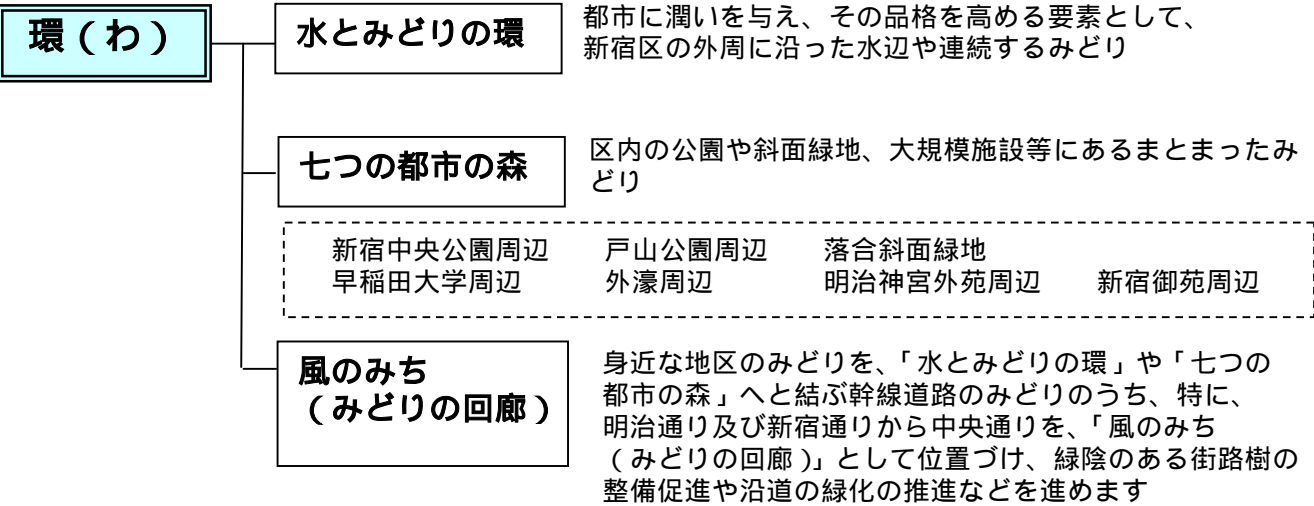
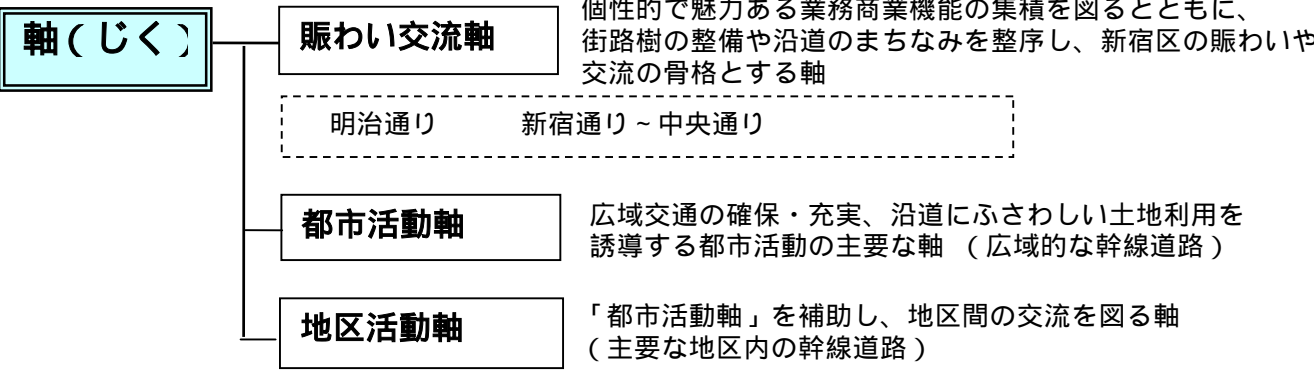
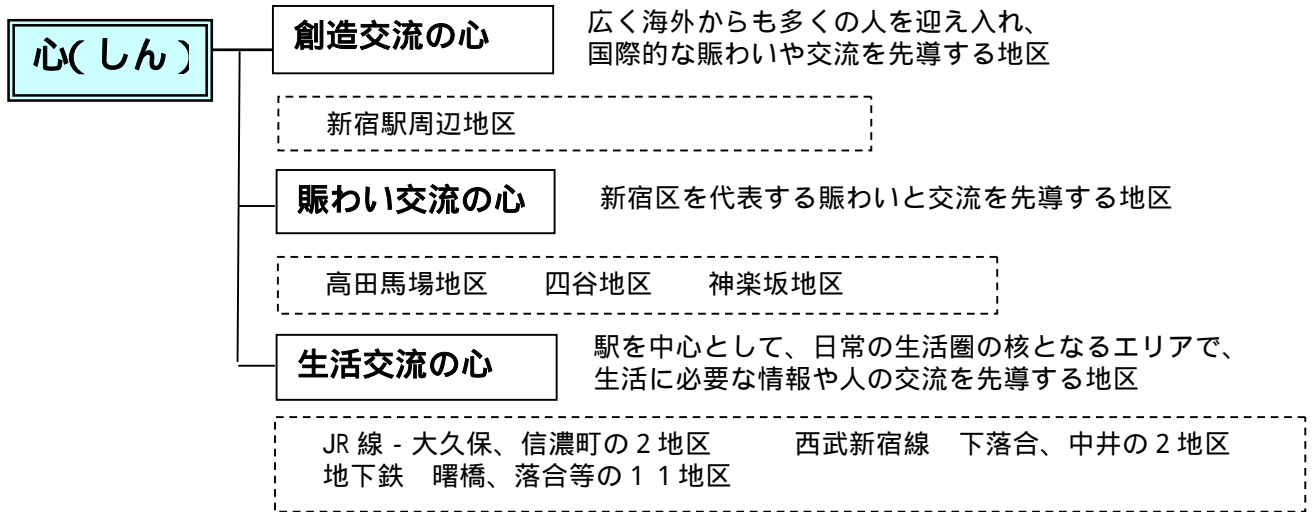
都市に潤いを与え、また都市の品格を高める要素として、新宿区の外周に沿った神田川、妙正寺川や外濠の水辺、連続する外濠の緑地、明治神宮外苑、新宿御苑のみどりを「水とみどりの環(わ)」とし、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続するみどりの骨格を形成していきます。

「七つの都市の森」

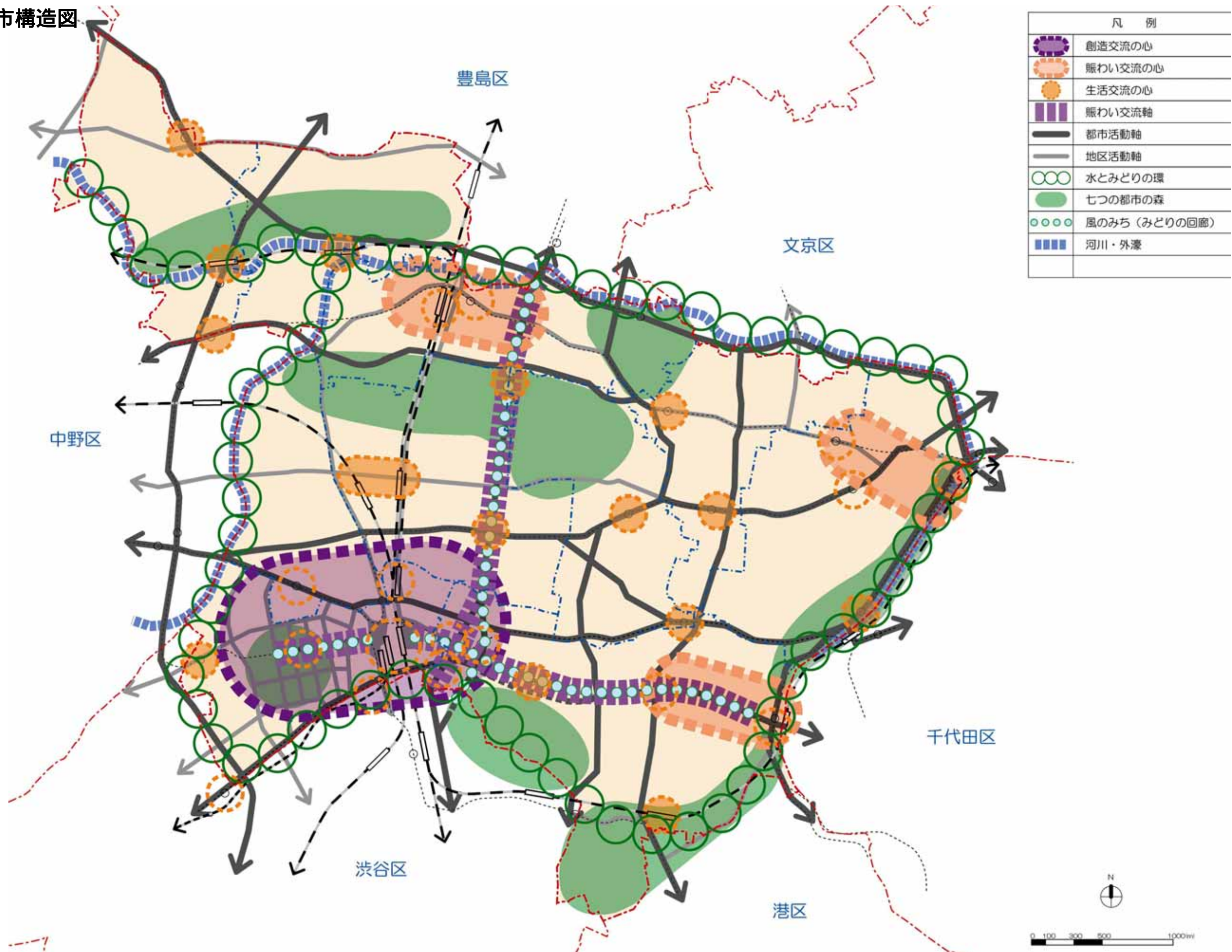
新宿中央公園周辺、戸山公園周辺、落合斜面緑地、早稲田大学周辺、外濠周辺、明治神宮外苑周辺、新宿御苑周辺のまとまったみどりを、新宿区の「七つの都市の森」として位置づけ、みどりの保全と拡充を進めていきます。

「風のみち(みどりの回廊)」

身近な地区のみどりをつなげ、区の外周を巡る「水とみどりの環」やまとまったみどりの保全・拡充を目指す「七つの都市の森」と結ぶように、幹線道路の街路樹のみどりを充実させます。特に、賑わい交流軸となる明治通り及び新宿通りから中央通り沿道を、「風のみち(みどりの回廊)」として位置づけ、新宿御苑のみどりや外濠の水辺からさわやかな風を導き、緑陰のある街路樹の整備促進、沿道建築物の緑化の推進などを進めていきます。



(3) 都市構造図



第2章 まちづくりの基本目標を実現するための 個別目標及びまちづくり方針

第2章 まちづくりの基本目標を実現するための個別目標及びまちづくり方針

1 新基本計画における施策体系



まちづくりの基本目標

個別目標

基本施策

だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち

1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち

- 人権意識の醸成
- ・ 人権尊重が根付いていくための取組みの推進
 - ・ 人権教育の推進
 - ・ 社会参加と交流の促進
 - ・ 区民の自主的取組みへの支援
 - ・ インターネット等を利用した人権侵害の根絶
- 男女共同参画の推進
- ・ 男女の人権の尊重
 - ・ 職場、家庭、地域における男女共同参画の実現
 - ・ 区政への女性の参画の拡大
- 子どもの人権尊重
- ・ 子どもの虐待防止と権利擁護
 - ・ 子どもの権利条例の制定
- 支援を必要とする人々の人権の尊重
- ・ 障がいのある人・高齢者・外国人の人権尊重
 - ・ ホームレス等に対する偏見や差別意識の解消

2 子どもの育ち・自立を地域でしっかりと応援するまち

- 地域で安心して子育てができるしくみづくり
- ・ 子育てに関する相談・支援体制の充実
 - ・ 地域における子育て支援サービスの充実
 - ・ 母と子の健康を守る保健医療の充実
 - ・ 子育て負担感の軽減
- 仕事と家庭生活とのバランスの支援
- ・ 時代の変化に対応した保育環境の整備と子育て支援の充実
 - ・ 仕事と子育てのバランスが取れる職場環境づくりの推進（ワーク・ライフ・バランス）
- 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援と自立促進
- ・ 障がいや発達に遅れがある子どもの子育て支援
 - ・ ひとり親家庭への支援と自立の促進
 - ・ 外国人家庭への支援
- 子どもの成長に応じた支援
- ・ 子どもの居場所の確保や公園・遊び場の充実
 - ・ 小学校を活用した放課後の子どもの居場所の充実
 - ・ 高齢者等と子どもの交流促進
- 子どもの安全と子どもを守る環境づくり
- ・ 子どもを犯罪から守る取組みの充実
 - ・ 子どもを交通事故から守る取組みの充実
 - ・ 子どもに有害な情報を適切に管理するしくみの強化
 - ・ 子育て世帯への住まい支援

3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち

- 子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実
- ・ 豊かな心を育む教育の推進
 - ・ 確かな学力を育み個性や創造力を伸ばす教育の充実
 - ・ 就学前の子どもの健やかな成長を育む幼児教育の充実
- 学習や生活の場にふさわしい魅力ある学校づくり
- ・ 学校支援の充実
 - ・ 教育環境の整備
- 家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり
- ・ 地域に開かれた学校づくり
 - ・ 家庭・地域における教育力の向上と協働・連携の推進

4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち

- 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実
- ・ 生涯学習活動への支援
 - ・ 地域での学び・スポーツの場と機会の確保
- 生涯学習活動を推進する地域人材の育成
- ・ 地域での学びを支える人材づくり
- 区民に役立つ使いやすい図書館機能の充実
- ・ 中央図書館機能の充実と整備
 - ・ 学習を支える情報センターづくり
- 次代を担う若者への応援
- ・ 若者の社会的自立の支援

5 心身ともに健やかにらせるまち

- 一人ひとりの健康づくりを支える取組みの推進
- ・ 区民自ら主体となる健康づくり
 - ・ 生活習慣病予防の推進
 - ・ がん予防の推進
 - ・ 食育の推進
- 多様化する課題に対応した保健・公衆衛生の推進
- ・ 多様化する健康危機への対応（感染症対策、食品の安全確保対策の充実等）
 - ・ こころの健康づくりの推進
 - ・ 生活衛生の推進

（注） は基本施策の具体的内容の例示

まちづくりの基本目標

個別目標

基本施策

(注) は基本施策の具体的内容の例示

安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち

1 だれもが互いに支え合い、安心してくらするまち

- 高齢者とその家族を支えるサービスの充実
- ・ 在宅・施設サービスの充実
 - ・ 認知症・うつ対策の推進
 - ・ 介護予防事業の推進
 - ・ 介護に関する情報提供、相談体制の充実
 - ・ サービスの利用支援と質の確保
 - ・ 高齢者等の安全・安心の確保
- 障がいのある人とその家族の生活を支えるサービスの充実
- ・ 支援サービス体制の整備
 - ・ 地域社会での生活を支える在宅サービスの充実
 - ・ 施設サービスの充実
- 住み慣れた地域で支え合うしくみづくり
- ・ 地域社会での相互支援のしくみづくり
- セーフティネットの整備・充実
- ・ 生活を支える体制の整備・充実(セーフティネット)
 - ・ ホームレスの自立支援

2 だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち

- 高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供
- ・ 地域において高齢者が生きがいを持って社会参加できる機会の拡大
 - ・ 高齢者が能力を発揮して働ける環境づくり
- 障がいのある人の社会参加・就労支援
- ・ 障がいのある人の自立と社会参加の促進
 - ・ 障がいのある人が地域で生活しながら働き活動できる環境づくり
 - ・ さまざまなニーズに応じた重層的な就労支援
- 安定した居住を確保できるしくみづくり
- ・ 高齢者などの住まいの安定確保
 - ・ 住宅ストックの有効活用等によるセーフティネット機能の向上
- だれもが安心して住み続けられる豊かな住まいづくり
- ・ 災害に強く防犯性の高い住まいづくりの推進
 - ・ 分譲マンション等の適正な維持管理及び再生の支援
 - ・ ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
- 外国人と日本人がともに暮らしやすいまちづくり
- ・ 総合的な生活支援体制の構築
(相談体制の充実、防災等のさまざまな情報の提供等)
 - ・ コミュニケーション支援(情報の多言語化、日本語等の学習支援等)
 - ・ 多文化共生の意識づくりの推進(生活習慣などの違いに対する相互理解の促進等)
 - ・ 外国人が活動しやすく、暮らしやすい環境づくり(外国人の参加のしくみづくり等)

3 災害に備えるまち

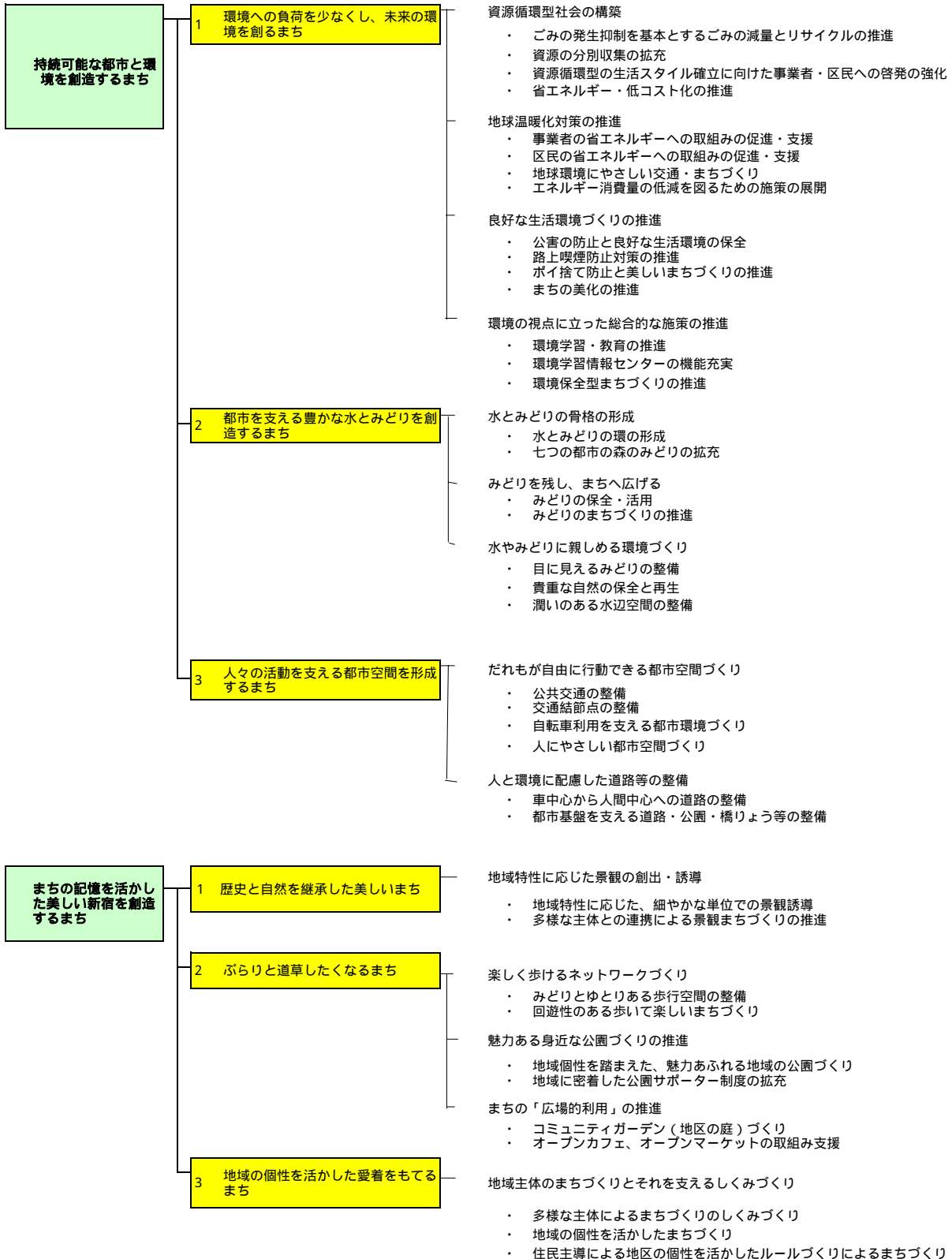
- 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり
- ・ 公共空間の防災機能の強化
 - ・ 建築物等の耐震化・不燃化の促進
 - ・ 都市施設の安全性の向上
 - ・ 電線類の地中化による道路の防災機能の強化
- 防災拠点と避難施設の充実
- ・ 防災拠点となる災害対策本部及び地域本部充実
 - ・ 広域避難場所における避難者への支援の充実
 - ・ 避難施設の充実
- 総合的な治水対策の促進
- ・ 河川及び下水道施設整備の促進
 - ・ 公共施設の雨水流出抑制の推進
 - ・ ハザードマップ等による啓発活動
- 災害に強い人づくり
- ・ 一人ひとりの防災意識・災害時の対応力の向上
 - ・ 災害時要援護者に対する防災安全対策の推進
 - ・ 地域の防災力の向上
 - ・ 災害時の医療体制の充実

4 日常生活の安全・安心を高めるまち

- 犯罪の不安のないまちづくり
- ・ 地域が主体となった安全対策の推進
 - ・ 犯罪が発生しにくい環境づくりの推進
- 交通事故のない安心なまちづくり
- ・ 安全な道路交通環境の整備
 - ・ 交通安全教育の強化
- 消費者が安心して豊かに暮らせるまちづくり
- ・ 消費生活に関する知識の普及啓発・講座等の実施
 - ・ 消費生活相談機能の強化
 - ・ 消費者への情報提供の充実

まちづくりの基本目標	個別目標	基本施策
------------	------	------

(注) は基本施策の具体的内容の例示



まちづくりの基本目標	個別目標	基本施策
------------	------	------

多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち

1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち

2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち

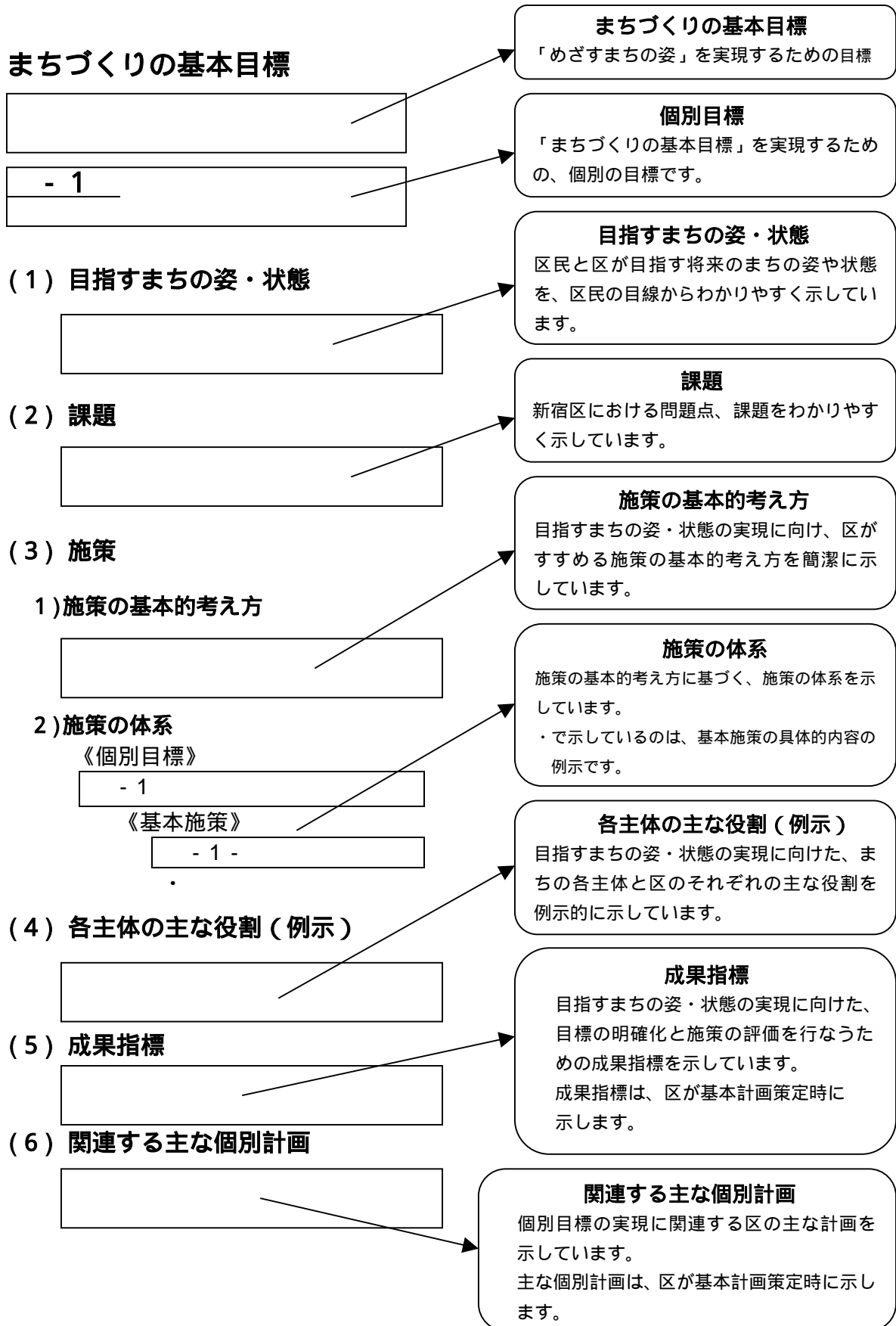
3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち

(注) は基本施策の具体的内容の例示

- 文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信
 - ・ 文化財保護の推進
 - ・ 文化・歴史を活かしたまちづくり
 - ・ 新宿の文化・歴史資源の発信
- 区民による新しい文化の創造
 - ・ 新しい文化創造を担う人材の育成
 - ・ 若者のアイデアを形にする場の提供と支援のしくみづくり
- 文化・芸術創造の基盤の充実
 - ・ ホンモノの文化・芸術と触れ合う機会の拡充
 - ・ 専門家や愛好家、地域団体等とのネットワークづくり
- 新宿の魅力や高付加価値な情報を発信する産業の創造
 - ・ 《チャレンジする中小企業・人》への総合的支援
 - ・ 文化芸術との融合による新産業の創出支援
 - ・ 新宿の魅力を発信する都心商業・サービス業の活性化
- 伝統産業・地場産業の活性化、地域におけるさまざまな新しいビジネスの誕生
 - ・ 伝統産業・地場産業の活性化や新たなものづくり産業への支援
 - ・ 地域を基盤とした新たなビジネスの創造への支援
- 産業を支える創造的な人材の確保と、雇用の安定
 - ・ すぐれた能力と意欲ある人材の育成・支援
(人づくり(学校教育と専門教育・生涯学習)との連携)
 - ・ 若者の就業・創業支援
- 新しい文化・観光の創造・発信
 - ・ 新たな文化・観光の芽を育むしくみづくり
 - ・ 新たな情報発信のしくみづくり
 - ・ 新宿ブランド、地域ブランドの発信
 - ・ 繁華街の刷新と新たな大衆文化の発信
 - ・ 新宿文化・観光ビューローの創設
 - ・ 若者の活気を活かしたイベントの充実
- 文化と観光・産業との連携
 - ・ 企業と文化・芸術家との交流・連携促進
 - ・ 歩いて楽しむ「まちなか」観光の振興
- 誰もが、訪れたい活気と魅力あふれる商店街づくり
 - ・ 個性的で顔の見える商店街づくりへの支援
 - ・ まちづくりと連携した商店街の活性化支援
- 平和都市の実現と豊かな国際・国内交流の推進
 - ・ 平和意識の醸成
 - ・ 海外友好提携都市との市民レベルの相互交流
 - ・ 友好都市等との住民同士の相互交流

【第2章 2 個別目標】の構成

ここでは、個別目標ごとに、まちづくりの方向性を示します。



2 個別目標

まちづくりの基本目標 I

区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち

I-1 参画と協働により自治を切り拓くまち

(1) 目指すまちの姿・状態

まちづくりの主役は区民です。区民が暮らしの基盤である自分たちの住む地域のあり方を、地域の持つ個性や資源を活かしながら、自ら考え、自分たちで責任を持って決めることができる「参画と協働による、区民の知恵と力が活きる地域社会」の実現を目指します。

(2) 課題

- ・ 自分たちのまち(地域社会)をどのように築いていくかを考えたり、決めたりする場合、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかを定めたルールが明確ではありません。
- ・ 区政の企画立案・実施・評価・改善というそれぞれの段階への区民参画が、制度としては十分に確立されていません。
- ・ 参画・協働の担い手づくりやまちづくりのリーダーとなる区民や地域団体の育成が十分に行われていません。
- ・ 区民が区政に参画・協働していくために必要なさまざまな情報が、十分に区と共有されていません。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 自治体と区民との関係や、それぞれの役割を明確にし、どのように自治を進めていくのかという、自治の基本理念、基本原則を明確にします。その一環として、まちづくりへの区民の参画や協働のしくみ、区の責務、区政運営の原則など、これからの新宿区におけるまちづくりの基本ルールである自治基本条例を、区民と区の参画と協働により制定します。
- ・ 区民のより一層の区政参画を実現していくためには、政策の立案と決定、施策の実施とその評価の全段階で、区民と区とがともに責任ある主体として協力し合っていけるしくみづくりを進めます。

- ・ まちづくりに積極的に参画する、区民・地域団体・NPO・企業等間の連携を推進するとともにさまざまな学習機会の提供等により、まちづくりの新たな担い手の発掘・育成を行います。
- ・ 区民の目線での区政情報の提供や公開を充実します。また、区民が知りたい情報を早く、簡単に入手することができるしくみをつくり、区民が区政に参画していくための基本となる情報の共有化を推進します。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 1 参画と協働により自治を切り拓くまち

《基本施策》

- 1 - 自治の基本理念、基本原則の確立（自治基本条例の制定）

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 参画と協働によるまちづくりのルール確立
- ・ 区民参画による施策・事業のPDCAサイクルの確立

- 1 - 協働の推進に向けた多様な主体への支援とネットワーク化

- ・ 協働型事業の充実
- ・ 協働の担い手となる団体の発掘、育成と連携の推進
- ・ 協働の担い手となる人材を育てる学習機会、育成システムの整備

- 1 - 参画と協働のための情報提供の充実

- ・ 情報開示の徹底と質の向上
- ・ 地域生活環境情報の整備

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民： 暮らしやすいまちづくりに対する意識の向上
自治基本条例の制定に向けた参画と協働
区政情報及び地域情報への関心度の向上
地域の課題解決に向けた活動への参画
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
地域でのまちづくり活動の推進
住民相互のふれあい・交流活動の推進や連帯感の醸成
まちづくり活動の担い手となる人材・団体の育成と連携化
- 事業者： 企業市民としてのまちづくり活動・社会貢献活動への参画と協力
- 区（行政）： 協働と参画によるまちづくりルールの確立
自治基本条例の制定

計画推進に関するチェック機能の充実
協働の担い手となる人材、団体の育成支援と連携化支援
区政情報及び地域情報の充実

(5) 成果指標

(6) 関連する主な個別計画

I-2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち

(1) 目指すまちの姿・状態

地域の中でお互いが顔見知りになり、子どもから高齢者まで多様な世代が交流・連携・協力し合い、区民が地域において安心した生活を送れるまちの実現を目指します。また、区民や地域団体、NPO、企業などが連携・協力し、主体的に地域の課題に取り組む、個人の自主性と相互の信頼に基づく、開かれた地域コミュニティの実現を目指します。さらに、地区協議会を中心として、地域の課題は自らの創意工夫により解決し、地域コミュニティが多くの公共的役割を担っている「地域自治」を目指します。

(2) 課題

- ・ 区政への参画と自らの力で地域課題を解決することにより、地域自治を展開していくために設置された地区協議会に対して、一層の支援体制の構築が求められています。
- ・ 都市化が進む中で、地域社会の人間関係が希薄になり、地域における相互扶助の機能が低下しています。一方、複雑化する地域課題の解決や多様化する区民サービスの需要に行政だけで対応することは難しくなっています。
- ・ 地域のコミュニティづくりの拠点として、地域センターの位置づけの明確化と機能強化が求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 地域における人々の交流や連携を深め、地区協議会を中心に、地域のさまざまな課題を地域自らの力で解決していけるよう、地区協議会の一層の充実を支援します。そのため、

条例により地区協議会の位置づけを明確化するとともに、地域の合意形成の下で、地域ごとに課題解決に取り組むための一定の権限と財源の付与を検討していきます。

- ・ 行政の各分野を総合化する現場の拠点としての特別出張所が、地域と連携して、地域の視点から総合的に行政課題に取り組み、地区協議会を支援する役割を果たせるよう、その充実を図ります。
- ・ 地域の個性や特色を活かしたコミュニティづくりを進め、地域コミュニティに参加する楽しさや魅力を高めていきます。また、コミュニティ活動の中心を担っていく人材の育成を支援します。
- ・ 地域におけるコミュニティ活動の拠点として、地域センターの利用促進を図るとともに、図書館や学校などを新たなコミュニティ活動の拠点としてその充実を図ります。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち

《基本施策》

- 2 - 地域自治のしくみと支援策の拡充

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 条例による地区協議会の設置と役割の明確化
- ・ 町会自治会など既存地域組織とNPOなどとの連携促進

- 2 - 地域自治推進のための行政組織体制の充実

- ・ 特別出張所の機能充実による地区協議会の支援強化
- ・ 地域センターの機能の拡大と強化

- 2 - コミュニティ活動の充実と担い手の育成

- ・ コミュニティ活動の関心を高める啓発
- ・ コミュニティ支援スタッフの育成

- 2 - コミュニティ活動拠点の整備拡充と利用促進

- ・ 地域センターの利用促進
- ・ 新たな地域活動拠点の充実

(4) 各主体の主な役割 (例示)

区民： 地域コミュニティに対する意識の向上
地域の課題解決に向けた活動への参画

地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
住民相互のふれあい・交流活動の推進

-
- 地域課題を創意工夫して解決するための活動推進
コミュニティ活動の担い手となる人材の育成
区（行政）： コミュニティ活動への意識啓発
コミュニティ活動の担い手となる人材の育成支援
コミュニティ活動拠点の整備と利用促進
町会・自治会、NPO団体等の連携支援
地区協議会の条例設置化
特別出張所の機能強化と、地区協議会への権限および財源の付与

（５）成果指標

（６）関連する主な個別計画

I－3 区民自治の確立に向けた行財政運営をすすめるまち

（１）目指すまちの姿・状態

区民や地域団体、NPO、企業など多様な主体が主体的にまちづくりを担うことができるよう、参画・協働のしくみやそのための環境が十分確保された区政運営を実現します。また、区政の企画立案・実施・評価・改善というそれぞれの段階への区民参画を、制度として確立します。さらに、区民ニーズに的確に対応した区民サービスの提供がされているとともに、それを支える権限と安定した健全な財政基盤を確立します。加えて、広域的な取組みを必要とする行政課題について、国や都、他の自治体と十分連携しつつ対応します。

（２）課題

- ・ 区民の抱える課題は複合的で、区の縦割りの組織機構になじまないものも少なくありません。また、多様な区民ニーズに的確に対応していくためには、柔軟で迅速に現場が対応できる組織体制づくりが求められています。
- ・ 区民ニーズを的確に把握し、課題を発見するためには、常に、区民の目線で地域の実態を見ることができる職員が不可欠であり、そうした職員の育成が求められています。
- ・ これからは、人員や予算などの限られた行政資源を、最も効果的・効率的に活用することが、これまで以上に求められています。また、地方分権が進む中、基礎自治体としての自主性・自律性をより一層高めていくことが求められています。
- ・ 今日の都市活動は、行政区域を越えて密接に絡み合って展開しており、課題を解決する

ためには、広域的な行政対応が求められています。また、新宿区では、区民生活にさまざまなあつれきを及ぼしているホームレス問題を抱えています。この問題についても大都市特有の都市課題として捉え、広域的な対応策が求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 区民等の区政への参画と協働を推進し、地方分権の進展や新たな時代の変化に的確に対応していくため、画一的・硬直的・縦割りといわれる行政の体質を、区民の目線で改善し、迅速かつ的確に課題に対応できる柔軟な組織づくりを推進していきます。また、「計画」から「実施」、「評価」を経て「改善」に至る総合的な区政運営のしくみを、多くの区民の参画を得ながら整備していきます。
- ・ 区民の目線から地域と地域課題を捉え、区民ニーズに的確に対応した区民サービスを提供できる、分権時代にふさわしい行政感覚と現場・現実を重視する職員が育つ環境づくりを推進します。
- ・ 限られた行政資源の有効活用を図り、最小の経費で最大の効果をあげる行財政運営を推進します。また、さまざまな区政課題への継続的な対応と円滑な区政運営のために、地方分権改革が進む中、基礎自治体としての権能と財政基盤の強化にさらに取り組んでいきます。
- ・ 環境問題やホームレス問題など、広域的な取組みを必要とする課題については、国や都、他の自治体との連携を図りながら、対応策を確立し、問題の速やかな解決に努めます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 3 区民自治の確立に向けた行財政運営をすすめるまち

《基本施策》

- 3 - 参画協働に対応した柔軟な行政組織体制の構築

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 区民の参画協働に即した組織運営・意思決定方式の確立
- ・ 区民の参画による基本計画等進行管理のしくみの確立

- 3 - 行政の体質改善の推進と公共サービスの担い手の充実

- ・ 参画と協働に対応した職員の意識改革、能力開発
- ・ 多様な主体による公共サービスの提供と役割分担
- ・ 行財政改革の推進による効率的な行政サービスの提供

- 3 - 地方分権の推進による行財政能力の拡充

- ・ 特別区制度改革の推進
- ・ 事務執行体制の整備

- 3 - 広域的な都市課題への対応強化

- ・ 区民自治の意識啓発の継続と拡大
- ・ 広域的課題解決に向けた多様な主体との協働体制の確立

(4) 各主体の主な役割（例示）

区民： 区政全般に対する計画立案から評価・改善までの参画
区民自治意識の醸成

地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

各団体の主体的なまちづくりへの参画と協働

区（行政）： 区民ニーズに的確に対応した効率的な公共サービスの提供
柔軟で迅速な事務執行体制の整備

安定した健全な財政運営

広域課題解決に向けた、国、都、他自治体との十分な連携

特別区制度改革の推進

区民自治意識の啓発

職員の意識改革と能力開発

区政運営に関する行政評価の改善と進行管理の徹底

(5) 成果指標

(6) 関連する主な個別計画

まちづくりの基本目標Ⅱ

だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち

Ⅱ－１ 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち

(1) 目指すまちの姿・状態

日々の暮らしの中で、誰もが人として尊重され、性別に捉われることなく、男女が職場、家庭、地域などあらゆる分野に、公平に参画しているまちを実現します。また、子どもたちが地域の人々との豊かなつながりの中で、いじめや虐待から守られ、安心してのびのびと成長できるまちを目指します。さらに、高齢者も障がいのある人も、尊厳を持っていきいきと地域社会の一員として生活できるよう、物理的なバリアや心のバリアのない地域社会の実現を目指します。

(2) 課題

- ・ 人は生まれながらにして、等しく自分らしく幸せに生きる権利を持っています。しかし、現実には、年齢、性別、国籍、障がい等による偏見やいじめ、差別といった人権に関するさまざまな問題が起こっており、人権意識を育む取組みは、まだ十分とはいえません。
- ・ 家庭や職場、地域社会においては、男女の固定的な役割分担意識などの影響により、依然として、さまざまな場面で男女間の格差が存在しています。職場での差別的な処遇やセクシュアルハラスメントを訴える声は後を絶ちません。また、配偶者やパートナーから暴力を受けている女性からの相談が増えており、深刻な問題となっています。
- ・ 子どもたちの間の陰湿で執拗ないじめ、親による虐待、国内外での児童の買春や児童ポルノの氾濫など、子どもの人権をめぐる状況は大変深刻な状況にあります。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 年齢、性別、国籍、障がいの有無などによる偏見やいじめ、差別がなく、お互いがお互いを尊重し合う社会を目指し、人権に対する意識を高めていきます。
- ・ 女性と男性が、互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会を実現するため、一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深め、実践していけるよう環境づくりを推進します。
- ・ 子ども自身及び保護者が「子どもの権利」や人権についての理解を深められるよう、環境を整備します。また、悩みを持つ子どもが気軽に相談できる体制を整備するとともに、

いじめや虐待から子どもを守る支援の充実を図ります。

- ・ 介護が必要な高齢者に対するプライバシーの侵害や虐待の防止、権利擁護のための、専門相談体制の整備を進めます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 1 - 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち

《基本施策》

- 1 - 人権意識の醸成

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 人権尊重が根付いていくための取組みの推進
- ・ 人権教育の推進
- ・ 社会参加と交流の促進
- ・ 区民の自主的取組みへの支援
- ・ インターネット等を利用した人権侵害の根絶

- 1 - 男女共同参画の推進

- ・ 男女の人権の尊重
- ・ 職場、家庭、地域における男女共同参画の実現
- ・ 区政への女性の参画の拡大

- 1 - 子どもの人権尊重

- ・ 子どもの虐待防止と権利擁護
- ・ 子どもの権利条例の制定

- 1 - 支援を必要とする人々の人権の尊重

- ・ 障がいのある人・高齢者・外国人の人権尊重
- ・ ホームレス等に対する偏見や差別意識の解消

(4) 各主体の主な役割 (例示)

- 区民： 人権に対する意識の醸成
家庭における男女共同参画の推進
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
人権に対する意識の醸成への取組み
地域における男女共同参画の推進
地域で防ぐ児童虐待への取組み
- 事業者： 従業員への人権に対する意識の醸成
職場における男女共同参画の推進
-

区（行政）： 児童虐待予防への取組み
人権に対する意識啓発
男女共同参画社会の形成に向けた職員・区民・事業者への意識啓発
児童・生徒への人権教育の推進
児童・生徒への男女平等教育の充実
児童・生徒へのノーマライゼーションなどの福祉教育の推進

（５）成果指標

（６）関連する主な個別計画

Ⅱ－２ 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち

（１）目指すまちの姿・状態

子どもを安心して産み、育てられ、すべての子どもたちがのびのびと健やかに成長できるなど、子育てと子どもの自立に対する支援のしくみが十分整っているまちを目指します。地域が積極的に受け皿となり、地域のサポート体制をつくるなど、子どもを安心して産み育てられる環境を実現します。

（２）課題

- ・ 家庭や地域の子育て力が低下する一方で、子どもと家庭にかかわる問題は複雑・多様化しており、子育てに対する不安が増えています。
- ・ 働きながら子育てをしていくための、家庭と子どもに応じた子育て支援サービスの充実が求められています。また、育児休業などを取りやすい職場環境など、雇用環境の整備も重要です。
- ・ 虐待を受けた子どもとその家庭やさまざまな理由から親と暮らすことのできない子どもたち、ひとり親の家庭、障がいのある子どもなどには、子どもや家庭に対する一般的な支援に加え、特別な支援が求められています。
- ・ 子どもが日常生活の中で、いろいろな世代の人々と交わったり、さまざまな体験や挑戦をする機会が少なくなっています。子どもが遊びや体験を通して、自分で考えて選択し、行動し、その結果は自分の責任だと自覚することは、社会性や協調性を育み、子どもの成長にとって重要であり、そうした取組みが求められています。
- ・ 子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる事件が多発しており、子どもたちが地域で安全

に遊び、過ごせる取組みはますます重要となっています。また、子育て家庭が安心して生活できる住まいやまちづくりが求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 子どもを持つすべての家庭が、地域の中で安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つよう、さまざまなしくみを整えていきます。
- ・ 都市特有の多様なニーズや時代の変化に対応する子育て支援サービスを提供するとともに、男女を問わず、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等、子育てと仕事のバランスが取れる雇用環境の整備を進めます。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもたちや家庭の状況を的確に把握した上で、子どもの健やかな育ちと自立を促進する観点から、子どもと家庭に対してそれぞれのニーズに応じた適切な支援を進めていきます。
- ・ 地域の中に、子どもがさまざまな体験や遊びができる環境や機会をつくっていきます。子どもの居場所づくりの確保を進め、遊びや自主的な活動などを通して、子どもの成長する力を伸ばしていきます。
- ・ 子どもを犯罪や事故等の被害から守るための取組みや、子どもたちが安心して外出できる環境の整備、良質な居住環境の確保などに取組んでいきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち

《基本施策》

- 2 - 地域で安心して子育てができるしくみづくり

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 子育てに関する相談・支援体制の充実
- ・ 地域における子育て支援サービスの充実
- ・ 母と子の健康を守る保健医療の充実
- ・ 子育て負担感の軽減

- 2 - 仕事と家庭生活とのバランスの支援

- ・ 時代の変化に対応した保育環境の整備と子育て支援の充実
- ・ 仕事と子育てのバランスが取れる職場環境づくりの推進（ワーク・ライフ・バランス）

- 2 - 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援と自立促進

- ・ 障がいや発達に遅れがある子どもの子育て支援
- ・ ひとり親家庭への支援と自立の促進
- ・ 外国人家庭への支援

- 2 - 子どもの成長に応じた支援

- ・ 子どもの居場所の確保や公園・遊び場の充実
- ・ 小学校を活用した放課後の子どもの居場所の充実
- ・ 高齢者等と子どもの交流促進

- 2 - 子どもの安全と子どもを守る環境づくり

- ・ 子どもを犯罪から守る取組みの充実
- ・ 子どもを交通事故から守る取組みの充実
- ・ 子どもに有害な情報を適切に管理するしくみの強化
- ・ 子育て世帯への住まい支援

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民： 家族の協力による子育て
世代間交流などを通じた子育て支援への参画
家庭での子どもの健康づくり
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
地域の子育て支援活動の充実
親子の居場所づくり
- 事業者： 保育サービスの充実
子育て支援サービスの提供
子育てと仕事のバランスが取れる職場環境づくり
- 区（行政）： 保育サービスの充実
子育て支援サービスの充実や活動の場の提供とその調整
子どもの健全育成の取組みと支援
母子の保健・医療の推進・充実
子どもの安全を守る取組みと支援

(5) 成果指標

(6) 関連する主な個別計画

Ⅱ－３ 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち

(1) 目指すまちの姿・状態

未来を担う子どもたちが多様な考え方や生き方などそれぞれの個性を互いに認め合い、自ら考え、行動できる「生きる力」を育むまちを実現します。また、学校・家庭・地域がそれぞれの役割に応じた教育の責任を果たし、三者が一体となった取組みを進めるまちを目指します。

(2) 課題

- ・ 都市化や国際化、少子高齢化の進展により教育を取り巻く学習・教育環境が大きく変化し、子どものモラルや学ぶ意欲の低下が指摘される中で、豊かな人間性を備え、確かな学力と個性や創造力を伸ばす学校教育の充実が求められています。また、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる幼児期の教育の重要性が増してきています。
- ・ 学校教育における多様な課題への対応や学校の自立性・主体性を発揮するための学校支援体制の整備を進める必要があります。また、児童・生徒の減少による小規模校の増加が学校の運営等にさまざまな影響を及ぼしているとともに、学校施設の老朽化も進行しており、教育環境の整備を計画的に進めていくことが求められています。
- ・ 核家族化や地域の地縁の希薄化が進む中、子どもたちが家庭や地域において健やかに成長していくよう、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たしながら、協働と連携のもと、子どもを育てる環境づくりが求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 豊かな人間性と社会モラルを備えた社会人として成長できる心を育てていきます。また、将来の自己実現につなげる「確かな学力」を育み、個に応じたきめ細かな指導の徹底と個性や創造力を伸ばす教育を推進します。さらに、幼児教育の充実を図り、就学前から小学校への連続性を重視した教育を行っていきます。
- ・ 児童・生徒や地域に望まれる特色ある学校づくりや教育の質を高めるための学校支援を行っていきます。また、よりよい教育環境をつくるため、学校の規模や配置について検討を行うとともに、学校施設の計画的な整備を行い、児童・生徒の学習や生活の場としてふさわしい学校づくりを進めます。
- ・ 学校のよりよい教育活動や運営を行うため、地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、地域社会全体で子どもたちの健やかな成長を育むよう、家庭や地域における教育力を

高める学習機会の整備や支援を行っていきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち

《基本施策》

- 3 - 子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 豊かな心を育む教育の推進
- ・ 確かな学力を育み個性や創造力を伸ばす教育の充実
- ・ 就学前の子どもの健やかな成長を育む幼児教育の充実

- 3 - 学習や生活の場にふさわしい魅力ある学校づくり

- ・ 学校支援の充実
- ・ 教育環境の整備

- 3 - 家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり

- ・ 地域に開かれた学校づくり
- ・ 家庭・地域における教育力の向上と協働・連携の推進

(4) 各主体の主な役割（例示）

区民： 地域の子どもに対する助言、協力
子どもを地域で育むという意識の連携
学校を地域で支えていくための活動への積極的な参画

地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
子どもの活動への支援
専門的な知識・情報の提供

教育・研究機関：
子どもの活動への支援
専門的な知識・情報の提供
小中学校との連携

事業者： 就労体験など体験学習の場の提供
専門的な知識・情報の提供
子どもの活動への支援

区（行政）： 家庭・学校・地域の連携とそのための環境づくり、取組みへの支援
子どもが活動する機会の提供

(5) 成果指標

(6) 関連する主な個別計画

Ⅱ－４ 生涯にわたって学び、自らを高められるまち

(1) 目指すまちの姿・状態

区民一人ひとりが生涯を通じて、健康で生きがいのある人生を送るため、また自己実現を図るため、趣味や特技を活かして生涯学習やスポーツなどに積極的に取り組むまちを目指します。

(2) 課題

- ・ ライフスタイルや社会が大きく変化する中、暮らしの豊かさや人生の充実感につながる生涯学習の需要がより高まり、多様化しています。また、自発的に学習やスポーツ活動を行っている多くの区民は、活動から得た知識や技術を社会に活かしたいと考えています。
- ・ 生涯学習・生涯スポーツに対する区民のニーズは多種多様化していますが、そうした区民の主体的な活動を支える人材を育成することが求められます。
- ・ 情報の活用や知的価値が重視される中、図書館には、ビジネス支援、医療・健康支援など区民の知りたい要望に応え、的確な情報提供ができるよう、その機能強化が求められています。
- ・ 社会の変化や近年の厳しい雇用情勢の下で、就労の不安定化や親への依存の長期化など、若者の「社会的自立の遅れ」という問題が発生しており、社会全体で若者の自立を促進することが求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 区民一人ひとりが、意欲を持って主体的に多様な学習に取り組めるよう、学習内容や情報提供の充実を図るとともにさまざまな文化・スポーツ等に親しむ機会の充実を図ります。また、学習した成果が地域で活かせるしくみづくりもあわせて進めていきます。
- ・ 区民が、生涯にわたって学習活動を行っていくことを支援するため、活動を行う団体や地域における活動を支える、指導者・コーディネーターなどを育成していきます。

- ・ 区民の主体的な学習を支援する場として、高度で専門的な図書館などと相互連携し、幅広い利用者のニーズに応じた情報を提供できるよう、図書館サービスの充実を図ります。さらに、今後は、新宿区の文化・情報発信基地としての機能強化を図っていきます。
- ・ 若者の社会的自立には、就業による職業的自立、親からの精神的・経済的自立、社会に関心を持ち公共に参画しているかなど、多様な課題を含みます。また、これらの課題は相互に密接に関わり合っています。このため、若者の自立支援にあたっては、施策を総合的、包括的に実施するとともに、自立のありようは一様でないことに留意し、若者一人ひとりにとってふさわしい自立のあり方を考え、その支援を行っていきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち

《基本施策》

- 4 - 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 生涯学習活動への支援
- ・ 地域での学び・スポーツの場と機会の確保

- 4 - 生涯学習活動を推進する地域人材の育成

- ・ 地域での学びを支える人材づくり

- 4 - 区民に役立つ使いやすい図書館機能の充実

- ・ 中央図書館機能の充実と整備
- ・ 学習を支える情報センターづくり

- 4 - 次代を担う若者への応援

- ・ 若者の社会的自立の支援

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民：
- 生涯学習の実践
 - 家庭で学習・スポーツを楽しむ環境づくり
 - 鑑賞、創作、表現活動への参画
 - スポーツイベントへの参画
 - 職業能力の向上や自己啓発、職業訓練への主体的な参画
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
- 自主的な学習機会の創出
 - 生涯学習・スポーツに関する活動の情報交換とネットワーク

-
- 地域スポーツの振興と団体相互交流活動
若者への労働、職場環境に関する相談支援
- 事業者： 生涯学習・スポーツの支援
地域に根ざしたスポーツ活動の推進
専門家による地域への指導・交流
運動施設の空き時間開放
職場体験などの協力・支援
若者への雇用情報提供
- 教育・研究機関：
生涯学習・スポーツの指導者や専門家などの人材の育成
職業能力向上のための情報提供と職業訓練
インターンシップ、進路指導の充実
- 区（行政）： 生涯学習・スポーツ活動の総合的な情報提供
生涯学習・スポーツ活動が円滑に進むための調整
若者の自立支援とそのための情報提供

（５）成果指標

（６）関連する主な個別計画

Ⅱ－５ 心身ともに健やかにくらせるまち

（１）目指すまちの姿・状態

健康に対する意識が高く、区民一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組み、地域では、身近なところに健康づくりを実践することができる環境が整備されたまちを目指します。また、充実した保健・医療体制が整備されており、誰もが適切な保健・医療サービスを受けることができるまちを目指します。

（２）課題

- 健康寿命を延ばすためには、がんや心疾患・脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病の予防の推進が必要です。健康づくりは区民一人ひとりの意識や自主的な活動によって行われるのが基本です。そのため、区民のライフステージに合わせた自主的な健康づくりを推進していくことが求められています。
- 健康づくりのため、また最近では、介護予防の観点からも、健康づくりに適度のスポー

ツを行うことが求められています。

- ・ 新型インフルエンザ やSARS 等の新たな感染症問題、狂牛病等の食の安全の問題、また、アスベスト問題 やシックハウス問題 など、多様化する健康問題への的確な対応が求められています。また、ストレス社会といわれる近年、多くの人さまざまなストレスを抱え、うつ病になる人も増えています。うつ病は適切に対応せずに長引くと時には自殺の要因となるので、心の健康を守るしくみをつくっていく必要があります。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 区民自らが健康づくりを実践するよう、健康に対する意識の啓発を行っていきます。医療機関等と連携し、各種検診の受診率向上を図るとともに、運動・栄養・休養の調和がとれた望ましい生活習慣の普及を促進し、生活習慣病 の予防を図ります。また、病気で長期療養することになっても、住み慣れた地域で適切な保健・医療サービスを受けられるよう、サービス体制を整備します。
- ・ 健康づくりが行えるよう、子どもから高齢者まで多くの区民が身近な地域で気軽にスポーツに親しむことができる環境を整えていきます。
- ・ 区民の安全を守るため、特に社会的影響の大きな感染症については、事態が発生した場合の体制の強化を図ります。また、区民の健康を守るため、食品の監視指導・検査や情報提供を充実し、食の安全の向上を図ります。さらに、区民が健康で安心して暮らせる生活環境を確保するため、住まいの衛生水準や居住環境の向上を図ります。心の健康については、講演会やセミナー等を実施し、うつ病等についての正しい知識の普及・啓発を進めるとともに、区民が気軽に相談できる専門医などによる相談事業を実施し、問題の早期発見に努め、必要に応じて治療への勧奨を図ります。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 5 心身ともに健やかにくらせるまち

《基本施策》

- 5 - 一人ひとりの健康づくりを支える取組みの推進

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 区民自ら主体となる健康づくり
- ・ 生活習慣病 予防の推進
- ・ がん予防の推進
- ・ 食育 の推進

- ・ 多様化する健康危機への対応（感染症対策、食品の安全確保対策の充実等）
- ・ こころの健康づくりの推進
- ・ 生活衛生の推進

（４）各主体の主な役割（例示）

- 区民： 健康に対する意識の向上
健康づくりの実践
地域における健康づくり活動への参画
望ましい食習慣の形成
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
健康づくりについての学習・実践の場の提供
地域における健康づくり活動の実践
- 医療機関など：専門的な相談・情報の提供
安心できる医療サービスの提供
地域の健康づくり活動との連携
- 事業者： 従業員の健康増進
感染症などへの危機管理体制の確立
- 区（行政）： 意識啓発事業、情報提供
地域における健康づくり活動への支援
健康づくりのための環境整備
地域医療体制の充実
感染症など危機管理への総合的な体制づくり

（５）成果指標

（６）関連する主な個別計画

まちづくりの基本目標Ⅲ

安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち

Ⅲ－１ だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち

(1) 目指すまちの姿・状態

疾病や障がい、介護が必要などさまざまな境遇にあっても、地域の人々との支え合いにより、住み慣れた地域の中でその人らしく安心して心豊かに暮らしていけるまちを目指します。

(2) 課題

- ・ 毎日の生活の中で、または長い人生において、障がいや疾病、高齢化、失業等により、一人ひとりの努力だけでは解決できず、何らかの支援を必要とする境遇になることがあります。
- ・ 5人に1人が65歳以上という高齢社会を迎えようとする中、区民の誰もが介護を必要とする状態になったり、家族など身近な人を介護する立場になる可能性が高くなっています。
- ・ 自分や家族が介護を必要となった場合でも、人は尊厳を持って住み慣れた地域で自分らしい生活を営む権利があります。しかし、現状では、障がいや介護の状況にあった地域で暮らし続けるための在宅・施設サービスの整備は未だ十分とはいえない状況にあります。
- ・ 疾病や失業等により自分の努力だけでは自立して生活することが困難な状況に陥った人々や、一人暮らしの高齢者などを地域社会で支えていくことが必要となっています。しかし、都市化の進んだ新宿区では、近所づき合いが希薄になるなど地域社会の結びつきが弱くなっており、支えを必要とする人々が地域社会の中で孤立する懸念があります。
- ・ 長く続いた不況の影響から、生活保護を受ける人の増加傾向が続いています。特に、新宿区はホームレスの自立支援は大きな課題です。また、ホームレスが地域の公園などに居続けることにより、地域住民との間にあつれきが発生するケースも見られます。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ すべての区民が暮らしの中で健康維持・介護予防が気軽にできる環境を整備します。
- ・ 介護が必要となった時に、住み慣れた地域の中で必要なサービスが受けられるよう、相談体制の確保や、サービス・施設の整備を進めます。また介護を行う家族が抱えるさまざまな身体的・精神的負担を軽減し、家族の健康・生活を守ります。

- ・ 障がいのある人とその家族が、それぞれの状態に応じて地域で安心していきいきと生活できるサービスの充実を図ります。
- ・ 一時的に自立した生活が困難な状況にある人が、個々の状況に合わせて自立した生活が営めるよう、就労や地域社会への参加などそれぞれの人に合った支援を行います。
- ・ 地域の人々がさまざまな境遇にある人を支える体制整備の促進、支援を行います。
- ・ 生活に困窮している人に対し、最低限度の生活を保障するとともに、地域社会の一員として自立した生活が送れるよう支援します。真に困っている人の最後のセーフティネットとして生活保護制度が機能し、すべての区民が自立し安定した生活を送れるようにします。
- ・ ホームレスに対しては、東京都と共同して就労による自立支援を促進し、社会生活への復帰を後押しします。また、NPOとも連携し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい自立支援を進めていきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 1 だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち

《基本施策》

- 1 - 高齢者とその家族を支えるサービスの充実

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 在宅・施設サービスの充実
- ・ 認知症・うつ対策の推進
- ・ 介護予防事業の推進
- ・ 介護に関する情報提供、相談体制の充実
- ・ サービスの利用支援と質の確保
- ・ 高齢者等の安全・安心の確保

- 1 - 障がいのある人とその家族の生活を支えるサービスの充実

- ・ 支援サービス体制の整備
- ・ 地域社会での生活を支援する在宅サービスの充実
- ・ 施設サービスの充実

- 1 - 住み慣れた地域で支え合うしくみづくり

- ・ 地域社会での相互支援のしくみづくり

1 - セーフティネットの整備・充実

- ・ 生活を支援する体制の整備・充実（セーフティネット）
- ・ ホームレスの自立支援

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民： 高齢者、障がいのある人への理解推進
在宅介護を支える家族への協力
地域での声かけや安否確認、地域福祉活動への参画
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
地域福祉活動の実施、支援
地域への情報提供
- 事業者： 介護・福祉サービスの提供
地域福祉活動への参加・支援
福祉サービス第三者評価結果など区民への情報公開
- 区（行政）： 介護・福祉サービスのサービス供給体制の整備・基盤整備
地域福祉活動への支援、コーディネート
高齢者、障がいのある人への相談体制の充実
関係機関などとの連携強化
セーフティネットの整備

(5) 成果指標

(6) 関連する主な個別計画

Ⅲ－２ だれもがいきいきと暮らし、活躍できるまち

(1) 目指すまちの姿・状態

誰もが生きがいを持ち、豊かな気持ちで日々を暮らし、生涯にわたって活躍することのできるまちを目指します。

(2) 課題

- ・ 高齢者の約8割は介護等の必要もなく自立して元気に活動しています。かつては仕事中心の生活を送ってきた人も、高齢期を迎え、退職した後には地域社会で活動したいと考える人が増えています。こうした高齢者が能力を活かして生きがいを感じながら暮らすことのできる環境づくりが求められています。
- ・ 障がいがあっても、一人ひとりの個性や能力にあった自立した生活を行うことができる条件整備が求められています。また、新宿区では都市空間のバリアフリー化は進んできて

いますが、障がいのある人が自由に行動するには不十分です。

- ・ 住まいは毎日の安定した暮らしを支える最も重要な基盤であり、欠くことはできません。高齢者や障がいのある人、失業した人など、自立した生活が困難となりつつある人も含め、すべての区民が住宅を確保できるよう支援していく必要があります。
- ・ 区民の2割が高齢者となる中で、区内の住宅の6割以上が高齢者等のための設備がありません。また、住宅の老朽化が進んでいる地域も見られます。安全で安心した生活を送るために、誰もが安心して住み続けられる住宅・住環境の整備が求められています。
- ・ 区民の1割が外国人となる中で、言葉やコミュニケーションの問題等により、外国人が必要な行政サービスを十分に受けることができないケースがあります。外国人が区民として必要なすべての行政サービスが受けられる環境整備が必要です。
- ・ 区民として暮らす外国人が増加する中で、生活習慣の違いやコミュニケーション不足等により、外国人と日本人との間であつれきが生じるケースも見られます。外国人と日本人が互いに理解し合い、ともに暮らしやすい環境づくりに取り組むことが求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 住民、NPO、行政等の協働により、疾病や障がいのある人、その介護をしている人、経済的に困難な状況にある人など、あらゆる立場の人が生きがいを持ち、心豊かに暮らすことのできる社会環境を整備します。
- ・ 自らの経験や能力を活かし、地域で社会参加できるよう、高齢者や、今後退職等を迎える方を対象に、さまざまな情報提供や参加の機会づくりなどの支援を行っていきます。
- ・ 障がいのある人の社会参加や自己実現、スポーツ・趣味活動が行いやすくなるよう、施設等の整備とともに、必要な制度の整備や心理的な負担軽減なども含めた環境整備や支援を行います。また、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、物理的なバリア、制度的バリア、心のバリアを取り除くため、総合的な取組みを推進します。
- ・ 職業訓練や就職のあっせんなど、障がいのある人の就労を支援します。
- ・ 高齢者や障がいのある人などさまざまな状況にある人が、それぞれのニーズに即した住宅に住むことができるよう、既存の公共住宅の活用や事業者等と連携した多様な住宅の供給、住み替え等に対する支援などを行います。
- ・ 人々が利用する建物や公園、道路、公共交通機関など、区民の生活を取り巻く空間を、誰もが暮らしやすい「ユニバーサルデザイン」の考え方を基本としたまちづくりによって改善していきます。
- ・ 長期的な視野に立ち、情報提供の充実など外国人への行政サービス利用の支援を強化するとともに、多文化共生社会の実現に向けた外国人と日本人のコミュニケーションの支援や相互理解を推進します。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 2 だれもがいきいきと暮らし、活躍できるまち

《基本施策》

- 2 - 高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 地域において高齢者が生きがいを持って社会参加できる機会の拡大
- ・ 高齢者が能力を発揮して働ける環境づくり

- 2 - 障がいのある人の社会参加・就労支援

- ・ 障がいのある人の自立と社会参加の促進
- ・ 障がいのある人が地域で生活しながら働き活動できる環境づくり
- ・ さまざまなニーズに応じた重層的な就労支援

- 2 - 安定した居住を確保できるしくみづくり

- ・ 高齢者などの住まいの安定確保
- ・ 住宅ストックの有効活用等によるセーフティネット機能の向上

- 2 - だれもが安心して住み続けられる豊かな住まいづくり

- ・ 災害に強く防犯性の高い住まいづくりの推進
- ・ 分譲マンション等の適正な維持管理及び再生の支援
- ・ ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

- 2 - 外国人と日本人がともに暮らしやすいまちづくり

- ・ 総合的な生活支援体制の構築（相談体制の充実、防災等のさまざまな情報の提供等）
- ・ コミュニケーション支援（情報の多言語化、日本語等の学習支援等）
- ・ 多文化共生の意識づくりの推進（生活習慣などの違いに対する相互理解の促進等）
- ・ 外国人が活動しやすく、暮らしやすい環境づくり（外国人の参加のしくみづくり等）

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民： 積極的な社会参加、自己実現活動
高齢者、障がいのある人の社会参加支援
住み続けられる住まいづくり
外国人と日本人の相互理解、支援
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
高齢者、障がいのある人の社会参加支援
-

	地域への情報提供
	区内在住外国人への支援
事業者：	高齢者・障がいのある人の雇用促進と働きやすい環境づくり 良質な住宅の供給
区（行政）：	高齢者・障がいのある人の社会参加・就労、自立等への支援 良質な住宅供給の誘導 多様な住宅の供給 区内在住外国人への支援

（５）成果指標

（６）関連する主な個別計画

Ⅲ－３ 災害に備えるまち

（１）目指すまちの姿・状態

「減災 社会」を目指し、区民と区の協働により、地域ぐるみで防災に取り組んでいく体制づくりや大規模災害に強い都市づくりなど、災害に強い人とまちをつくり、安心して生活でき、逃げないですむまちを目指します。

（２）課題

- ・ 近年、全国各地で大規模自然災害により大きな被害が発生する事例が見られ、災害が発生した際に区民の安全を確保する緊急・応急対策の充実が求められています。
- ・ 昼間人口を多く抱える新宿区にとって、震災時の帰宅困難者 対策は大きな課題であり、対策の強化が求められています。また、超高層ビル群や大規模地下街、繁華街など、多くの人々が集まる場所での災害対策も大きな課題です。
- ・ 全国的に異常気象により集中豪雨が多発し、地盤の雨水浸透力の低下による水害などが増加しており、神田川や妙正寺川を有する新宿区においては、治水対策の一層の強化が強く求められています。
- ・ 「首都直下型地震」がいつ起きてもおかしくないと言われている中で、地域の防災力向上のための取組みの強化が必要となっています。地域の防災力向上のためには事前の備えが不可欠ですが、平時には防災意識は薄れがちであり、意識を高揚させるための取組みの強化が求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 地震等の災害に強いまちづくりを進めるため、橋りょう、駅等の都市施設 や建築物の耐震化や不燃化など都市空間の防災性向上に取り組めます。
- ・ 災害が発生した時に、被害を最小限にとどめ、区民の安全を確保し、生活を維持していくために、防災拠点や避難施設の整備・充実を図ります。
- ・ 都市型水害に備えるため、神田川、妙正寺川の河川改修や下水幹線の整備やハザードマップ 等による啓発活動など、総合的な治水対策を促進します。
- ・ 区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、被災時に互いに助け合う体制を構築し、地域社会の災害への対応能力を向上します。また、災害時要援護者 に対する安全対策や災害時の医療体制の整備を進め、地域の防災力を強化します。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 3 災害に備えるまち

《基本施策》

- 3 - 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 公共空間の防災機能の強化
- ・ 建築物等の耐震化・不燃化の促進
- ・ 都市施設 の安全性の向上
- ・ 電線類の地中化による道路の防災機能の強化

- 3 - 防災拠点と避難施設の充実

- ・ 防災拠点となる災害対策本部及び地域本部充実
- ・ 広域避難場所 における避難者への支援の充実
- ・ 避難施設の充実

- 3 - 総合的な治水対策の促進

- ・ 河川及び下水道施設整備の促進
- ・ 公共施設の雨水流出抑制の推進
- ・ ハザードマップ 等による啓発活動

- 3 - 災害に強い人づくり

- ・ 一人ひとりの防災意識・災害時の対応力の向上
- ・ 災害時要援護者 に対する防災安全対策の推進
- ・ 地域の防災力の向上

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民： 災害に対する家庭での備え
訓練や講習会への参加
避難の経路、場所及び方法についての確認
建物の耐震・耐火性の把握と改善
地域防災力強化に対する協力
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
要援護者の把握と地域相互支援ネットワークづくりなど、災害時対応の連携
地域における災害時の危険性の把握と情報共有のための支援
災害に強い都市づくりへの参加
- 事業者： 事業所の災害に対する安全確保
従業員の防災に関する知識や技術の習得、帰宅困難者 対策
建物の耐震・耐火性の向上
災害に強い都市づくりへの参加
- 電気・ガス・水道・通信事業者：
災害に強い施設の整備
災害時におけるライフライン の迅速な復旧
- 消防： 災害情報の迅速な公表
区民の自主的な防災活動への支援
- 区（行政）： 地域防災計画に基づく体制づくり
防災まちづくりの推進
防災に関する啓発と訓練の実施
災害に強い都市づくりへの情報提供と支援
都市基盤の整備と都市防災不燃化の推進
公共施設の防災性の向上

(5) 成果指標

(6) 関連する主な個別計画

Ⅲ－４ 日常生活の安全・安心を高めるまち

(1) 目指すまちの姿・状態

すべての区民が、日々の生活のあらゆる場面で不安を感じることなく、安全に暮らすことのできるまちを目指します。

(2) 課題

- ・ 安全安心のまちづくりに対する関心が高まり、地域における防犯活動も活発に行われていますが、依然として犯罪に対する区民の不安は解消されておらず、より一層の取り組みが求められています。
- ・ 子どもが被害者となる犯罪や、ひったくり、空き巣等身近な犯罪が多く発生しており、地域の目で犯罪を防ぐ力を高めることが必要となっています。
- ・ 区内の交通事故件数は依然として高い水準にあり、道路交通環境の安全性向上が求められています。
- ・ 高齢社会の到来は、高齢者が交通事故に被害者としてだけでなく、加害者にもなるという問題を生み出しています。
- ・ 多様化する詐欺行為など一般市民を対象とした犯罪が増加し、誰もが被害者となる不安を感じています。
- ・ 悪質商法や契約上のトラブル、食品の安全性など消費生活に関する相談や苦情は増加し、深刻化しており、消費者問題への的確かつ速やかな対応が求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 区民の防犯意識を高揚し、それぞれの地域の実情にあった活動や警察・消防との連携を通じ、犯罪がまちの中で起こりにくい状態を目指します。
- ・ 安全性に課題のある道路の環境改善を進めるとともに、自動車利用者、自転車利用者、歩行者などあらゆる立場の人々への交通安全教育を強化します。
- ・ 高齢者をはじめ、犯罪被害者となりやすい人々への啓発や情報提供、相談等の対応を強化し、関係機関・団体との連携協働のもとに、常に最新の消費生活問題に的確に対応していきます。
- ・ 消費者への情報提供、消費者教育の推進等、消費者の自立を支援する施策を充実するとともに、相談体制の強化を図り、関係機関・団体との連携により、多様化・複雑化している消費者問題への的確に対応していきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 4 日常生活の安全・安心を高めるまち

《基本施策》

- 4 - 犯罪の不安のないまちづくり

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 地域が主体となった安全対策の推進
- ・ 犯罪が発生しにくい環境づくりの推進

- 4 - 交通事故のない安心なまちづくり

- ・ 安全な道路交通環境の整備
- ・ 交通安全教育の強化

- 4 - 消費者が安心して豊かに暮らせるまちづくり

- ・ 消費生活に関する知識の普及啓発・講座等の実施
- ・ 消費生活相談機能の強化
- ・ 消費者への情報提供の充実

(4) 各主体の主な役割 (例示)

- 区民： 自分のまちは自分で守る意識の向上
防犯活動への主体的な参加
交通ルールの遵守
悪質商法等にあわないための情報・知識の収集、意識向上
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
地域での防犯意識の向上と体制づくり
交通安全運動の推進
消費生活問題に関する意識啓発への協力
- 事業者： 道路への商品はみ出し陳列防止の徹底
法律を遵守した適切な商行為の推進
- 警察： 犯罪発生情報の的確な公表
区民の自主的な防犯活動への支援
交通安全運動の普及・啓発
詐欺などの厳格な取締り
- 区（行政）： まちの安全点検の推進
防犯に関する啓発と防犯活動への支援
交通安全運動の普及・啓発
交通環境の整備
消費生活相談と情報提供の充実

(5) 成果指標

(6) 関連する主な個別計画

まちづくりの基本目標Ⅳ

持続可能な都市と環境を創造するまち

Ⅳ－１ 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち

(1) 目指すまちの姿・状態

ごみの減量、リサイクルしやすい商品の利用、無駄の少ないエネルギー利用など、日々の暮らしの中で、環境に負荷をできる限りかけない生活スタイルを確立するとともに、きれいなまちづくりに取り組むことにより、環境と調和するまちをつくり、未来に引き継いでいきます。

(2) 課題

- ・ 限りある貴重な資源を効果的に利用するために、大量生産、大量消費、大量廃棄型ではない持続可能な資源循環型の社会システムを確立することが求められています。
- ・ 平成 17 年 2 月に京都議定書 が発効し、国民一人ひとりが温室効果ガス の排出削減目標の達成に向けて取り組む必要があり、新宿区においてもそのための具体的な対策を進めることが求められています。
- ・ 来街者の多い駅周辺を中心に、路上喫煙やごみのポイ捨てなどへの対策を強化するとともに、騒音など活発な経済活動に伴う生活環境への悪影響を抑制することが求められています。
- ・ 地球環境への負荷を軽減し、生活環境や自然環境を守り育む取組みを推し進めるために、すべての世代に対する環境に関する啓発や環境学習の充実が求められています。また、環境保全の視点に立った総合的なまちづくりが求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 区民、事業者、区がそれぞれの立場に応じて、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を実践し、ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組むことにより、資源循環型社会を構築していきます。
- ・ 区民、事業者、区がそれぞれの立場に応じて、エネルギーの効率的な利用や無駄の少ない生活・事業スタイルを確立することなどにより、温室効果ガス の排出削減や地球環境保全のためのさまざまな取組みなど地球温暖化対策を進めていきます。
- ・ きれいなまちを目指し、区民、事業者等と協力して、路上喫煙禁止、ポイ捨て防止等の

指導・啓発や地域の美化活動の実践などを積極的に進めていきます。また、事業者に対する適切な指導により、活発な経済活動と生活環境とが調和したまちづくりを進めます。

- ・ 学校教育や生涯学習の場における環境教育の機会を充実するとともに、環境学習に役立つさまざまな情報の区民、事業者等への提供を強化し、情報や活動の拠点となる環境学習情報センターの機能の強化を図ります。また、区民、事業者等との連携により、環境全般にわたる総合的な施策を進めます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち

《基本施策》

- 1 - 資源循環型社会の構築

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ ごみの発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進
- ・ 資源の分別収集の拡充
- ・ 資源循環型の生活スタイル確立に向けた事業者・区民への啓発の強化
- ・ 省エネルギー・低コスト化の推進

- 1 - 地球温暖化対策の推進

- ・ 事業者の省エネルギーへの取組みの促進・支援
- ・ 区民の省エネルギーへの取組みの促進・支援
- ・ 地球環境にやさしい交通・まちづくり
- ・ エネルギー消費量の低減を図るための施策の展開

- 1 - 良好な生活環境づくりの推進

- ・ 公害の防止と良好な生活環境の保全
- ・ 路上喫煙防止対策の推進
- ・ ポイ捨て防止と美しいまちづくりの推進
- ・ まちの美化の推進

- 1 - 環境の視点に立った総合的な施策の推進

- ・ 環境学習・教育の推進
- ・ 環境学習情報センターの機能充実
- ・ 環境保全型まちづくりの推進

(4) 各主体の主な役割 (例示)

区民： 環境にやさしい生活スタイルの実践

	環境保全活動への積極的参画
	ごみの減量化とリサイクルの実践
	ごみの排出やまち美化のための公共空間利用のためのルールの遵守
地域組織、NPO、コミュニティグループなど：	
	環境保全活動の推進
	リサイクルの推進
	ごみの排出ルールの徹底
事業者：	環境にやさしい事業スタイルの実践
	環境保全活動への積極的参画
	環境マネジメントシステムなどによる率先行動
	商品包装の簡素化等によるごみの発生抑制
	リサイクルの推進
	排気、騒音など事業活動に伴う周辺環境への配慮
区（行政）：	環境マネジメントシステムなどによる率先行動
	環境保全活動の普及・啓発・支援
	地球温暖化対策の推進
	ごみの減量化とリサイクルの推進
	公害対策の推進
	環境学習・環境教育の推進

（５）成果指標

（６）関連する主な個別計画

IV－２ 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち

（１）目指すまちの姿・状態

新宿の持つ貴重な水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として位置づけ、その保全・再生・整備を図り、やすらぎと潤いのあるまちを目指します。

（２）課題

- ・ 新宿区のみどりは年々失われており、残された貴重なみどりを保全・育成するとともに、新たな都市のインフラの一つとしてみどりを創出する取組みが求められています。
- ・ 神田川や妙正寺川、外濠など新宿区の水辺空間は周辺の都市的な土地利用、空間利用の

中で十分に活用されておらず、その再生と活用が求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 新宿区の外周に沿った神田川、妙正寺川などの水辺とそれに連続するみどりをつなぎ、「水とみどりの環」として、都市に潤いを与えるみどりの骨格を形成していきます。また、新宿御苑周辺、落合斜面緑地などのまとまったみどりを「7つの都市の森」として位置づけ、みどりの保全・拡充を図っていきます。
- ・ 樹木や樹林などの貴重なみどりを保全するとともに、まちづくりを進める中で地域にみどりが広がるよう地域緑化を推進していきます。
- ・ 生き物が生息できるよう自然やそれに近い環境を保全・再生していきます。また、まちを歩く人が心地よさを感じられるよう目に見えるみどりを増やすとともに、神田川、妙正寺川などを自然と調和した水辺空間として整備し、水やみどりに親しめる環境づくりを進めていきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち

《基本施策》

- 2 - 水とみどりの骨格の形成

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 水とみどりの環の形成
- ・ 7つの都市の森のみどりの拡充

- 2 - みどりを残し、まちへ広げる

- ・ みどりの保全・活用
- ・ みどりのまちづくりの推進

- 2 - 水やみどりに親しめる環境づくり

- ・ 目に見えるみどりの整備
- ・ 貴重な自然の保全と再生
- ・ 潤いのある水辺空間の整備

(4) 各主体の主な役割（例示）

区民： 敷地・建物の緑化と保全の推進

みどりと水辺の保全と創出のための地域活動への参画
地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
みどりと水辺の保全と創出のための地域活動
事業者： 事業所敷地・建物の緑化の推進
みどりと水辺の保全と創出のための地域活動への参画
区（行政）： 公共空間におけるみどりと水辺の保全・創出
みどりと水辺の保全・創出に関する情報提供

（5）成果指標

（6）関連する主な個別計画

IV-3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち

（1）目指すまちの姿・状態

都市機能が高度に集積し、多くの人が行き交う新宿区の都市活動を支えていくため、都市の骨格となる道路・交通施設等を充実するだけでなく、歩く人にやさしい歩行空間や利用しやすい公共交通機関の充実したまちを目指します。

（2）課題

- ・ 人々の活動を支えるための利用しやすい公共交通の整備や適正な自転車利用を支える都市環境の整備が求められています。
- ・ 新宿で暮らし、活動するすべての人々が快適に過ごすことができるよう、人と環境に配慮した道路環境の改善が求められています。
- ・ 都市機能の高度な集積に対応し、円滑なアクセスが可能な道路や都市の基幹となる公園の拡充が求められています。
- ・ 高齢社会への対応や障がいのある人の社会参加促進に向けて、誰もが自由に行動できる人にやさしい都市空間づくりが求められています。

（3）施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 公共交通機関の利便性向上の促進、支援や交通結節点の整備による乗り換えの円滑化な

ど、公共交通の利用促進のための取組みを進めます。また、自転車利用を支える環境を整備し、適正な自転車利用を進めます。

- ・ 人と環境に配慮した道路空間の改善を図り、歩行空間の確保と快適な空間の形成を進めます。
- ・ 幹線道路の拡充や交通需要の適切なコントロールなど、渋滞のない快適な道路交通ネットワークの形成を図ります。また、都市の基幹となる公園や橋りょうの整備を進めます。
- ・ 新宿駅及びその周辺の道路や公共施設等のバリアフリー化を推進し、国際的な賑わい交流を創造する中心とし、魅力ある都市空間づくりを進めていきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち

《基本施策》

- 3 - だれもが自由に行動できる都市空間づくり

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 公共交通の整備
- ・ 交通結節点の整備
- ・ 自転車利用を支える都市環境づくり
- ・ 人にやさしい都市空間づくり

- 3 - 人と環境に配慮した道路等の整備

- ・ 車中心から人間中心への道路の整備
- ・ 都市基盤を支える道路・公園・橋りょう等の整備

(4) 各主体の主な役割 (例示)

- 区民： 自転車利用のマナー向上
高齢者・障がいのある人の移動への理解と支援
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
地域の交通環境改善に向けた課題の明確化と共有
交通環境改善への支援
- 事業者： 道路・交通体系の整備への協力
駐車場・駐輪場の整備
公共的に利用される建物のバリアフリー化
新たな移送サービス
- 区（行政）： 道路・交通体系の整備
安全な歩行環境づくり
道路・橋りょう・公園の維持・管理
-

放置自転車対策の推進
公共施設のバリアフリー化の推進
関係機関との連携強化

(5) 成果指標

(6) 関連する主な個別計画

まちづくりの基本目標Ⅴ

まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち

Ⅴ－１ 歴史と自然を継承した美しいまち

(1) 目指すまちの姿・状態

まちなみや建造物などの歴史的景観や、高低差の大きい変化に富んだ地形、みどりや水辺などの自然景観と調和した、個性的で美しい景観に配慮したまちづくりの実現を目指します。

(2) 課題

- ・ 景観をそれぞれの地域が有する資源と捉え、地域特性に応じた良好な景観を守り、育て、次世代に受け継いでいくことが求められています。
- ・ 経済効率のみを重視した建築行為等によって個性的なまちなみが損なわれる事例が増加しています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 地域特性に応じた細やかな単位での景観誘導や多様な主体との連携により、地域特性に応じた景観まちづくりを進めていきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 1 歴史と自然を継承した美しいまち

《基本施策》

- 1 - 地域特性に応じた景観の創出・誘導

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 地域特性に応じた、細やかな単位での景観誘導
- ・ 多様な主体との連携による景観まちづくりの推進

(4) 各主体の主な役割（例示）

区民： 良好な景観づくりへの参画

地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

良好な景観づくり活動

事業者： 良好な景観づくりへの協力

区（行政）： 良好な景観づくりの情報提供

良好な景観づくり施策の展開

（５）成果指標

（６）関連する主な個別計画

V-2 ぶらりと道草したくなるまち

（１）目指すまちの姿・状態

歩くのが楽しくなるまちづくりを進めるとともに、誰もが安心して利用できる身近な公園や広場を充実させ、地域に住む人だけでなく来街者にとっても、歩きたくなり、ふと立ち寄りたくなる魅力ある楽しいまちを目指します。

（２）課題

- ・ 新宿に住み集う人が潤いとやすらぎを感じながら散策できるよう、また、多くの人が集い賑わう新宿駅周辺を誰もが快適に歩くことができるよう、歩行者空間を整備していくことが求められています。
- ・ 新宿区の公園は画一的な整備内容のものが多く、また、設備が老朽化し、安全面や利用しやすさにおいて課題があると思われる公園があります。今後は誰もが利用しやすく、区民が誇れる地域の公園として整備・管理・運営していくことが求められています。
- ・ 多くの人が集い訪れる魅力とポテンシャルのある新宿では、まちを新たな都市空間として活用していくための取組みやしくみづくりが求められています。

（３）施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ みどりと潤いのある散策路や安全な歩行空間を整備するとともに、新宿駅周辺における歩行者ネットワークを整備し、誰もが歩きたくなる歩行者空間を充実していきます。
- ・ 地区の公園を、誰もが楽しく、安全に利用できるよう整備を進めるとともに、改修の際

の計画案づくりや維持管理を地域住民と協働で行うことにより、地域の特色を活かした区民が愛着を持てる公園づくりを進めます。

- ・ 道路空間、公園、公共施設、オープンスペースなどを、区民の生活や活動の場（地区の庭）として、また多くの人が集まり、交流し、活躍できる場として、環境整備やしゅくみづくりを行い、まちの「広場的利用」を推進します。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 2 ぶらりと道草したくなるまち

《基本施策》

- 2 - 楽しく歩けるネットワークづくり

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ みどりとゆとりある歩行空間の整備
- ・ 回遊性のある歩いて楽しいまちづくり

- 2 - 魅力ある身近な公園づくりの推進

- ・ 地域個性を踏まえた、魅力あふれる地域の公園づくり
- ・ 地域に密着した公園サポーター制度の拡充

- 2 - まちの「広場的利用」の推進

- ・ コミュニティガーデン（地区の庭）づくり
- ・ オープンカフェ、オープンマーケットの取組み支援

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民： 身近な環境整備への参画
道路・交通体系の整備への理解と協力
地域の公園・道路等の計画づくり・維持管理への協力
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
地域の公園・道路等の計画づくりへの参画
- 事業者： まちの「広場的利用」の参加・協力
- 区（行政）： 道路・交通体系の整備
魅力的な歩行環境づくり
公園・道路の維持・管理
まちの「広場的利用」の推進
関係機関との連携

(5) 成果指標

(6) 関連する主な個別計画

V-3 地域の個性を活かした愛着をもてるまち

(1) 目指すまちの姿・状態

地域の個性や魅力を十分に活かした地域主体のまちづくりを進め、人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市として愛着が持てるまちを目指します。

(2) 課題

- ・ 区民の生活者としての視点に基づくまちづくりを進めていくため、区民が能動的、自発的に地域のまちづくり活動に参加できるしくみが求められています。
- ・ 地域の個性や魅力を活かしたまちづくりを検討していくため、まちに関わる多様な主体の参画とともに、勉強会の開催や専門家の派遣などの支援を行う必要があります。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 地域の個性を活かしたきめ細かなまちづくりを進めるため、特別出張所の単位を基本に住民、地域団体、NPO、企業等の多様な主体によりまちづくりを支えるしくみをつくっていきます。
- ・ 地区計画等のまちづくり制度を活用しながら、住民主導による地区の個性を活かしたまちづくりを進めていきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 3 地域の個性を活かした愛着をもてるまち

《基本施策》

- 3 - 地域主体のまちづくりとそれを支えるしくみづくり

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 多様な主体によるまちづくりのしくみづくり
- ・ 地域の個性を活かしたまちづくり

-
- ・ 住民主導による地区の個性を活かしたルールづくりによるまちづくり

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民： 地域の個性を活かしたまちづくりへの協力
住民主導による地区の個性を活かしたルールづくりへの参画
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
地域の個性を活かしたまちづくりへの協力、参画
地域整備のしくみづくりへの参加
- 事業者： 地域の個性を活かしたまちづくりへの協力、参画
- 区（行政）： 都市基盤の整備促進
地域個性を活かしたまちづくりへの支援
住民主導によるまちづくりへの支援

(5) 成果指標

(6) 関連する主な個別計画

まちづくりの基本目標Ⅵ

多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していく

まち

Ⅵー1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち

(1) 目指すまちの姿・状態

新宿は、豊かな伝統や歴史が息づき、多様な文化が育まれ、新たな最先端の文化も生み出されています。これらの文化を広く発信していくまちを目指します。

(2) 課題

- ・ 文化の創造や、文化を支える人材の育成・活用など、ソフトの環境整備が必要となっています。
- ・ 区民が文化・芸術に触れる機会を拡げるためには、文化・芸術に関する確かな情報を横断的、効果的に共有し、発信、提供していくことが求められています。
- ・ 将来の文化・芸術を担う内外の若手アーティストやスタッフが、集い、交流し、創作する環境の整備が必要です。
- ・ 区民が享受者としてだけでなく、表現者として、また、愛好家や支援者として、文化の一翼を担うことができるようしくみづくりが求められています。
- ・ 新宿には、活気溢れる多くの若者が集います。こうした若者のアイデアや活力をまちの魅力を高めるために活かすしくみづくりが必要です。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 地域の誇りや愛着を育むために、地域にゆかりのある文化人や地域に埋もれている歴史や文化財などを掘り起こし、保存し、伝えていくしくみづくりをしていきます。
- ・ 専門家や愛好家などによる価値ある文化、生活情報を広く区民に発信、提供していくしくみやネットワークづくりをしていきます。
- ・ 文化、芸術の発展のために、新しい、若い才能を受け入れるための環境整備をしていきます。
- ・ さまざまな文化、芸術に触れあう機会や体験を通じて、子どもたちをはじめとした次代を担う人材を育成し、文化の継承、発展を図っていきます。

-
- ・ 各地から多く集まる若者が活躍できる機会や場を提供して、若者が生み出す新たな文化を支援していきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち

《基本施策》

- 1 - 文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 文化財保護の推進
- ・ 文化・歴史を活かしたまちづくり
- ・ 新宿の文化・歴史資源の発信

- 1 - 区民による新しい文化の創造

- ・ 新しい文化創造を担う人材の育成
- ・ 若者のアイデアを形にする場の提供と支援のしくみづくり

- 1 - 文化・芸術創造の基盤の充実

- ・ ホンモノの文化・芸術と触れ合う機会の拡充
- ・ 専門家や愛好家、地域団体等とのネットワークづくり

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民： 文化・芸術の鑑賞・創作・表現活動への参画
歴史や伝統文化の理解、保存と継承
文化・芸術を継承、発展、創造していく人材の育成
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
歴史や伝統文化の保存と継承
文化・芸術に関する活動の情報交換や多様な場づくり
- 事業者： 文化・芸術に関する企業支援
自主的な文化・芸術活動の展開
- 区（行政）： 文化・芸術に関する活動の支援と情報の発信
歴史や伝統文化の保存と継承の支援

(5) 成果指標

(6) 関連する主な個別計画

VI-2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち

(1) 目指すまちの姿・状態

新宿の持つ歴史と異種産業の混在集積した都市特性とを活かし、活気ある産業を呼び起こし、新宿ならではの新たな産業を生み出していくとともに、企業の事業活動拠点としても魅力的なまちを目指します。

(2) 課題

- ・ 特定地域に集積する特徴ある産業や伝統や文化を担う業種などの競争力を強化し、地域の特性に合わせた産業として支援していくことが求められています。
- ・ 異種産業の融合は新しい産業を生む潜在力となっています。それらの異種産業間の交流の機会をより多く提供することが必要です。
- ・ 情報産業、ファッションやアート産業、伝統産業・地場産業等の創造性を活かした新しい試みを支援していくことが求められています。
- ・ 地域の特性を活かしたまちの活性化や地域が抱える課題をビジネスの手法により解決していくしくみづくりが求められています。
- ・ 産業の創造的な担い手となる人材の育成やマネジメント能力のある人材の活用を目指して、産学公の連携を進めることが求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 伝統産業・地場産業における技能の保存、継承、発展に努め、文化、芸術との連携のしくみづくりを支援します。
- ・ 新宿の持つ歴史と異種産業の混在集積した都市特性を活かした新しい産業の創造、起業を支援します。
- ・ 伝統産業・地場産業や個性的な文化・観光産業などを、新たな創造型産業として振興を図ります。
- ・ 空き店舗の活用など商店街の活性化や地域のニーズに対応したコミュニティビジネスの育成を図ります。
- ・ 学校、企業、地域などと連携して、産業を支える創造的な人材、マネジメント能力のある人材を育成するとともに、若者の就業・創業を支援し、雇用の安定を図ります。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち

《基本施策》

- 2 - 新宿の魅力や高付加価値な情報を発信する産業の創造

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 《チャレンジする中小企業・人》への総合的支援
- ・ 文化芸術との融合による新産業の創出支援
- ・ 新宿の魅力を発信する都心商業・サービス業の活性化

- 2 - 伝統産業・地場産業の活性化、地域におけるさまざまな新しいビジネスの誕生

- ・ 伝統産業・地場産業の活性化や新たなものづくり産業への支援
- ・ 地域を基盤とした新たなビジネスの創造への支援

- 2 - 産業を支える創造的な人材の確保と、雇用の安定

- ・ すぐれた能力と意欲ある人材の育成・支援
(人づくり(学校教育と専門教育・生涯学習)との連携)
- ・ 若者の就業・創業支援

(4) 各主体の主な役割 (例示)

- 区民： 起業へのチャレンジ
伝統産業・地場産業の理解、保存と継承
産業関連のイベントや事業への参画
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
区民や事業者に対する情報提供
産業関連のイベントや事業の企画・実施
- コミュニティビジネス の手法による地域課題の解決
- 教育・研究機関：
新たな研究分野の開拓
企業、区との連携
創造的な担い手、マネジメント能力のある人材の育成
- 事業者：
異業種交流による新分野の開拓、進出
地域に密着した企業活動
伝統産業・地場産業などの後継者育成
都市特性を活かした新しい産業の創出
創造的な担い手、マネジメント能力のある人材の育成
- 区(行政)： 産業の活性化のための基盤整備

創業・起業・就業の支援
異業種交流の促進
産業に関する情報提供

(5) 成果指標

(6) 関連する主な個別計画

VI-3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち

(1) 目指すまちの姿・状態

働き場の場、学びの場、遊びの場としての多様な魅力を高めて、区民が誇れ、来訪者がまた訪れたい交流とふれあいのあるまちを目指します。

(2) 課題

- ・ 観光情報の収集・提供、観光施策の企画・調査・実施など多様な主体の協力、連携による体制の整備が求められています。
- ・ 新宿にある豊富な魅力や文化・観光資源について、情報の収集・整理・共有・発信を進め、新宿の持つ魅力を再発見・再認識できる環境の整備が求められています。
- ・ 店主の高齢化や空き店舗の増加などによる商店街の空洞化や消費者ニーズの多様化など商店街を取り巻く環境の変化への対応が求められています。
- ・ 新宿が創造・発信している最先端の情報、歴史・文化資源、観光資源などを活かし、国内外の交流を推進していくことが求められています。
- ・ 文化・芸術や産業にかかわる団体、専門家、国、都、他区市町村、企業、NPO などの連携のあり方を検討していくことなどが求められています。
- ・ 戦後半世紀以上を経過し、戦争の悲惨さを直接に継承する人が少なくなっている中で、若い世代に平和の大切さの認識を一層深めていくことが大切です。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 新宿の文化・観光を案内・発信するため、関係機関と連携・協働して、PR体制の整備を進めます。

- ・ 多様性や懐の深さといった新宿らしさを十分に楽しめる観光資源、観光ルートなどの環境整備を進めます。
- ・ 地域特性に合わせた、個性的で魅力ある商店街づくりを支援し、地域のコミュニケーションの場、ふれあいの場として、商店街の活性化を図ります。
- ・ 国内、国外から多くの来訪者があるまちの特徴を活かして、市民同士の文化交流などを支援し、ふれあいの場を提供していきます。
- ・ 地域の伝統産業に従事する専門技術者や芸術家との交流を促進して、付加価値の高い新宿ブランド、地域ブランドの確立を目指します。
- ・ 区民一人ひとりに平和の大切さ、尊さを再認識してもらうために、さまざまな機会、平和意識の普及、啓発に努めていきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 3 - ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち

《基本施策》

- 3 - 新しい文化・観光の創造・発信

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 新たな文化・観光の芽を育むしくみづくり
- ・ 新たな情報発信のしくみづくり
- ・ 新宿ブランド、地域ブランドの発信
- ・ 繁華街の刷新と新たな大衆文化の発信
- ・ 新宿文化・観光ビューロー の創設
- ・ 若者の活気を活かしたイベントの充実

- 3 - 文化と観光・産業との連携

- ・ 企業と文化・芸術家との交流・連携促進
- ・ 歩いて楽しむ「まちなか」観光の振興

- 3 - 誰もが、訪れたい活気と魅力あふれる商店街づくり

- ・ 個性的で顔の見える商店街づくりへの支援
- ・ まちづくりと連携した商店街の活性化支援

- 3 - 平和都市の実現と豊かな国際・国内交流の推進

- ・ 平和意識の醸成
- ・ 海外友好提携都市との市民レベルの相互交流
- ・ 友好都市等との住民同士の相互交流

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民： 地域の魅力づくりへの参画
地域商店街の活用、イベントなどへの参画
来訪者への情報提供、交流、ふれあいの場づくり
平和に対する意識の醸成
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
区民や事業者に対する情報提供
商店街に関するイベントや事業の企画・実施
観光資源の保護、活用の促進
- 事業者： 魅力的な店舗づくり
商店街振興への参加・協力
周辺的生活環境への配慮
文化、観光情報の発信・提供
- 区（行政）： 多様な主体との連携促進や支援
観光情報の提供、観光資源などの環境整備の支援
商店街への支援
国際・国内交流の推進
平和に対する意識啓発

(5) 成果指標

(6) 関連する主な個別計画

3 まちづくり方針

前章で掲げた「将来の都市構造」を受けて、新宿区のまちづくりを総合的に推進していくため、土地利用や都市交通等の7つに分け、部門ごとの基本的な考え方と方針を次のとおり示します。

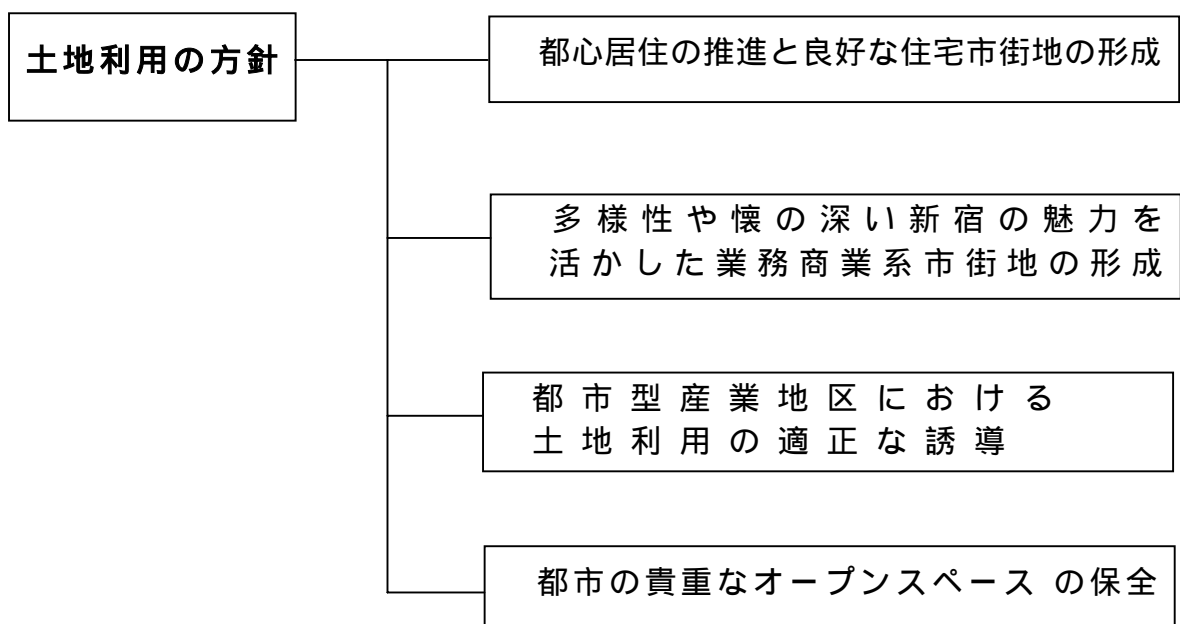
3 - 1 土地利用の方針

(1)基本的な考え方

新宿区の土地利用は、新宿駅西口を中心とする超高層の業務商業ビル群から落合の低層戸建住宅地まで、世界最大規模の繁華街から歴史の面影を残す風情ある商店街まで、懐が深く、多様性に富んでいます。今後も、このような多様性を活かし、人々が住み、働き、学び、遊ぶ、都市のまち・都市の広場として、住・職・学・遊の機能が融合した複合的な土地利用を誘導していきます。

そのために、住環境の保全とまちの安全性の向上、人と環境が調和した潤いのある市街地の形成に向け、地区計画 等のまちづくり制度を活用して、きめ細かな土地利用の誘導を行っていきます。このため、区の約8割の区域に地区計画 等を定めることを将来目標に、地区の特色を活かしたまちづくりを積極的に進めていきます。

とりわけ、新宿駅周辺は先導的な業務機能を担う拠点として、また、商業、文化、居住機能等が集積する魅力ある都心として、都市機能の高度化と都市環境の更なる向上を図ります。木造住宅密集地域 においては、地区計画 制度や東京都条例の新防火地域の指定等を活用し、建築物の不燃化や耐震化を推進し、災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。



(2)土地利用の方針

都心居住の推進と良好な住宅市街地の形成

人が住み続けられるまちとして、良好な住環境の保全・形成を図ります。また、職住近接の都心居住を積極的に実現するとともに、地区の特色に配慮した土地利用を推進していきます。

a.低層 住宅地区

戸建住宅を中心とする低層住宅等により形成されてきた地区です。低層共同住宅等への建替えが進み、みどりの減少が見られます。本地区では、良好な住環境の維持形成を図り、みどり豊かな住宅地としてのまちづくりを進めていきます。

低層住宅地区の市街地整備区分及び各地区の方針は次のとおりです。

市街地整備区分	方針
低層保全地区	・保全型の地区計画の策定やみどりの憲章、緑地協定、建築協定などによる計画的なまちづくりを推進します。
低層個別改善地区	・地区のまとまりを維持しながら、適正な敷地規模の土地利用を誘導し、修復・改善型まちづくりを推進します。

b.低中層 住宅地区

低層及び中層住宅を中心とする市街地で、住機能と店舗、事務所等との適切な共存を図っていく地区です。戸建住宅や低中層の集合住宅等を中心とする住宅地として、区民との協働で地区計画等を活用して、都心居住の魅力を活かした低中層市街地の形成を図ります。

低中層住宅地区の市街地整備区分及び各地区の方針は次のとおりです。

市街地整備区分	方針
低中層保全地区	・戸建住宅と中層集合住宅の調和した良好な都市型住宅地として、地区計画等を活用し整備します。
低中層個別改善地区	・地区の特色を考慮した良好な住環境へと改善するため、地区計画等を活用し整備します。
低中層基盤整備地区	・木造住宅が密集した地区で、地区計画制度等を活用して、道路等の都市基盤の整備や建築物の不燃化や耐震化を推進します。

c.中高層 住宅地区

土地区画整理事業等により道路や公園等の都市基盤が整備された中高層住宅地で、現在の住環境を維持しながら、周辺環境と調和した都市型住宅地の形成を図ります。

中高層住宅地区の市街地整備区分及び各地区の方針は次のとおりです。

市街地整備区分	方針
中高層住宅整備地区	・道路や公園等の都市基盤が充実した都市型住宅地として、住環境の維持向上と周辺環境と調和した建替えを誘導します。

低層は高さ10m程度、低中層は高さ20m程度、中高層は高さ30～40m程度以上を想定

多様性や懐の深い新宿の魅力を活かした業務商業系市街地の形成

新宿の都市構造を踏まえ、多様性や懐の深い新宿の魅力を活かした、業務商業系市街地の形成を進めます。

新宿駅周辺を、業務商業の機能に加え、みどりの豊かな快適なアメニティの中心として位置づけ、歩行者の回遊性の向上や賑わいの創出を図ります。また、高田馬場、四谷、神楽坂の各地区を、地区の個性を活かした魅力ある質の高いまちに育てます。

a. 創造交流地区

新宿駅周辺は、東京の広域業務商業機能の一翼を担い、先導的な中枢業務機能を担う業務商業拠点の形成を目指し、情報文化、業務、娯楽機能等からなる多様性を持つまちの賑わいの創出を図ります。また、みどり豊かで快適なアメニティの中心として位置づけ、回遊性の高い観光・交流拠点として、魅力の向上を図ります。

創造交流地区の市街地整備区分及び各方針は次のとおりです。

市街地整備区分	方 針	
国際的な中枢業務機能拠点地区	新宿駅西口エリア	・超高層ビル群を中心とした先導的な中枢業務拠点と多様な賑わい・交流空間の形成を図ります。また、特定街区 や市街地再開発事業 等の都市計画手法を活用してオープンスペースの創出と賑わいのあるまちなみの形成を進めます。
	新宿駅東口エリア	・高度な商業集積、多様な魅力を持つ繁華街、異国情緒あふれる通りなどの特色を活かし、国際的な商業機能と業務、娯楽、文化、交流機能の融合したまちづくりを進めます。
	新宿駅周辺の回遊性の確保	・新宿駅周辺を回遊する歩行者動線を整備拡充し、広域業務商業地としての魅力の向上を図ります。
都心居住推進地区	・住・職・遊が近接し、業務商業施設と複合した利便性の高い集合住宅等の整備を誘導します。	

b. 賑わい交流地区

住宅機能と商業機能が融合し、交通の要所であるとともに業務商業施設の集積と学生のまち高田馬場地区、新宿通り沿道の業務・商業施設を軸とした四谷地区、江戸の文化を継承し路地など昔ながらの情緒を残す神楽坂地区を、地区の賑わい・交流の中心として、また、地区に根ざした商業・文化の拠点として、地区の個性を活かした魅力ある質の高いまちに育てます。

c. 生活交流地区

区内の各駅の周辺を地区の生活中心として、周辺の商店街の振興、賑わいのあるまちなみの形成、歩きやすい道路空間づくりなどを進めます。

d. 幹線道路沿道地区

幹線道路及びその沿道は、みどり豊かな道路整備と魅力的な沿道建築物の整備誘導を図ります。また、建築物の不燃化を促進し延焼遮断帯としての機能を強化していきます。

幹線道路沿道地区市街地整備区分及び各方針は次のとおりです。

市街地整備区分	方 針
賑わい交流骨格整備地区	・明治通り及び新宿通りから中央通りの沿道で、魅力ある業務商業機能の集積や歩行者空間の回遊性の向上を図り、賑わいや交流の骨格となるように誘導します。
幹線道路沿道整備地区	・利便性の高い都市活動や都市生活を支える土地利用の誘導を図るとともに、建築物の不燃化を促進し、延焼遮断帯としての機能の強化を図ります。

都市型産業地区における土地利用の適正な誘導

a. 都市型産業地区

都市型産業と住機能が共存し、産業環境と居住環境が調和する、職住近接の市街地の形成を誘導します。また、土地利用状況の変化に応じ、地区計画 制度等を活用しながら、地区の特色に合わせた適切な土地利用の転換への誘導を図っていきます。

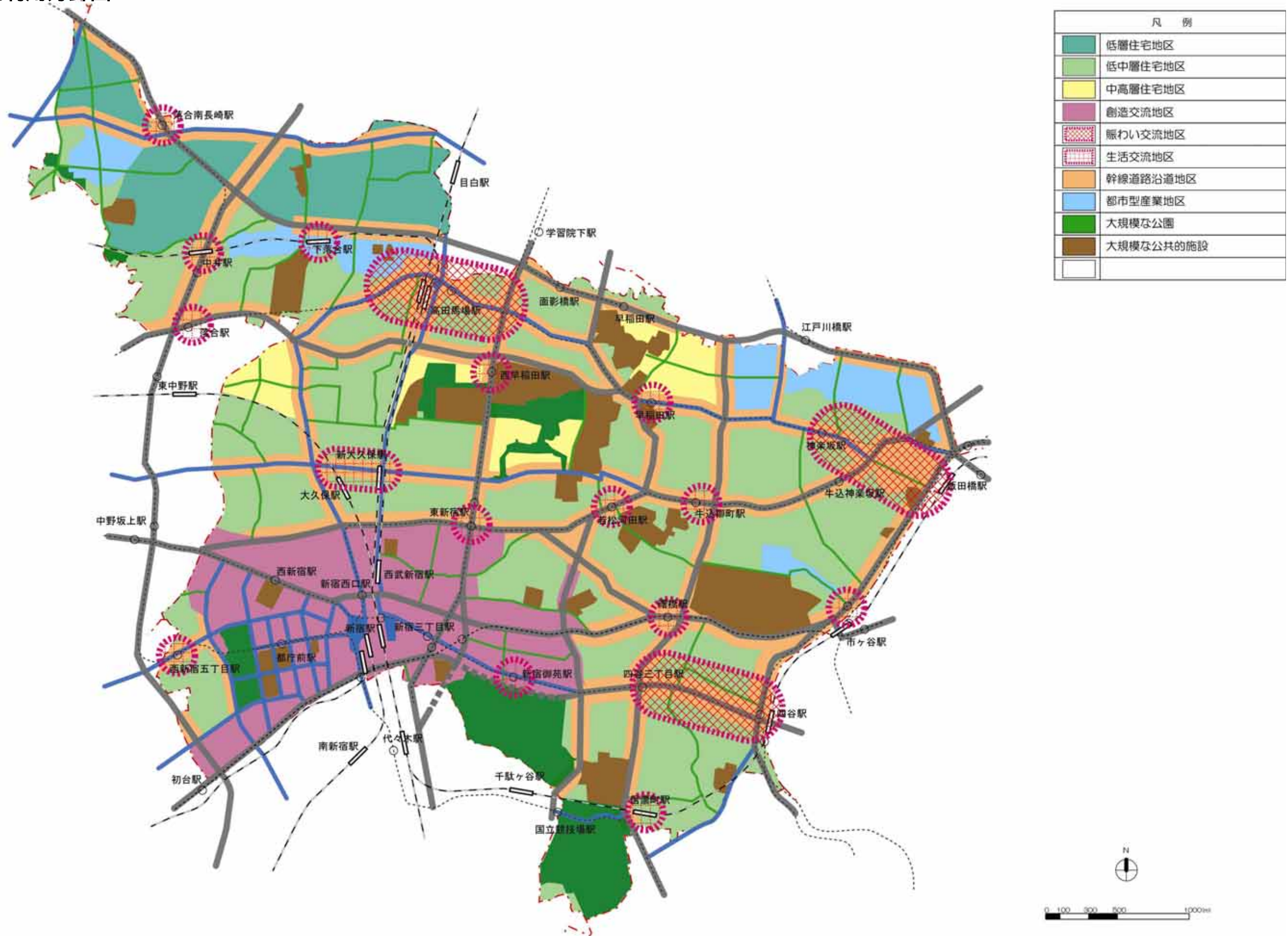
都市の貴重なオープンスペースの保全

大規模な公園や大学キャンパス等のみどり、公共施設・寺社等のみどりなどを、都市における貴重なオープンスペースとして保全していきます。また、企業等の移転跡地については、オープンスペースとしての機能が確保されるように土地利用を誘導していきます。

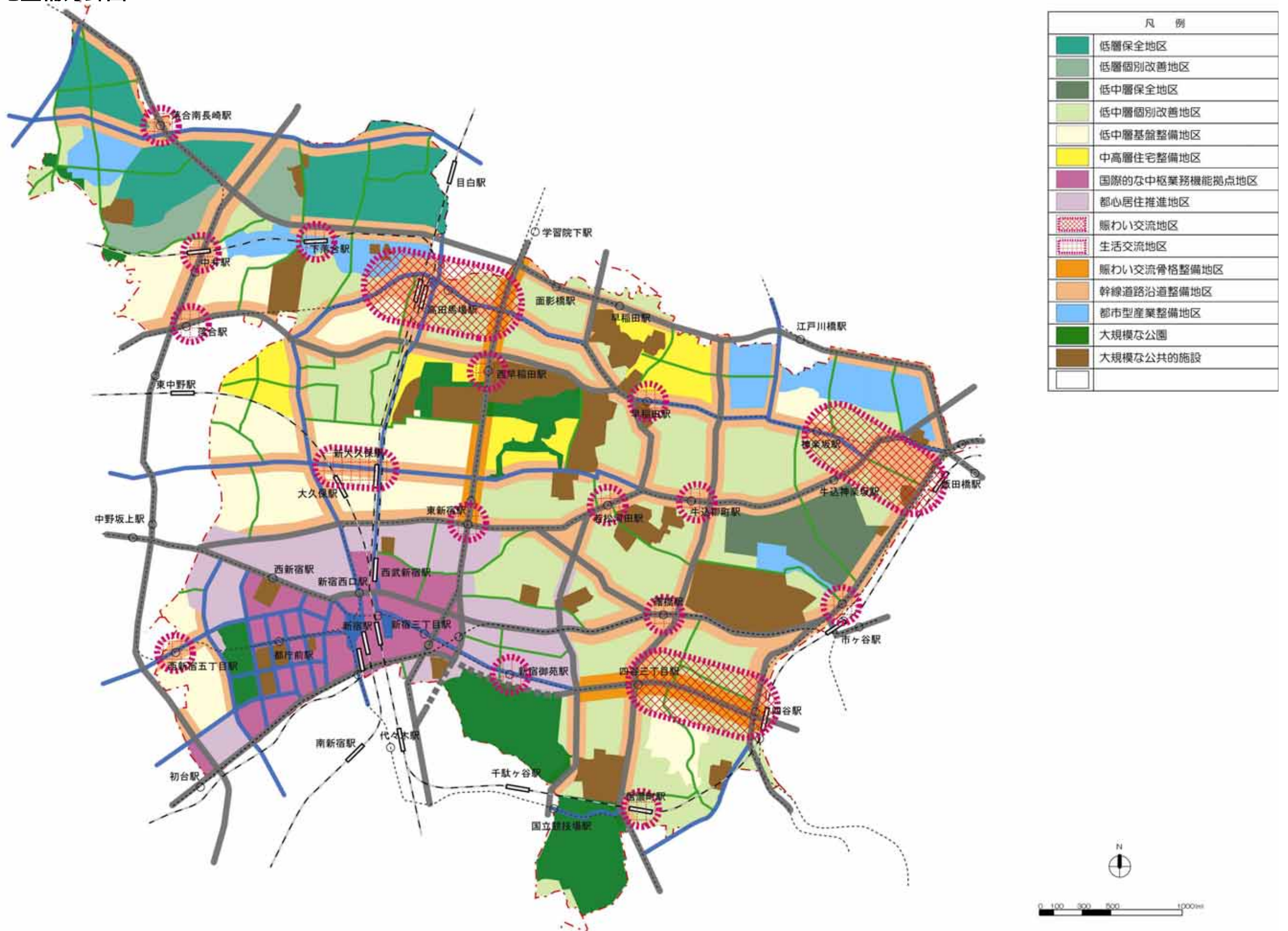
オープンスペースの市街地整備区分及び各地区の方針は次のとおりです。

市街地整備区分	方 針
大規模な公園	・明治神宮外苑や新宿御苑等の大規模公園を、身近なオープンスペースとして、また、都市防災や都市気候の緩和、健全な生態系を維持する自然の拠点として、維持・整備を促進します。
大規模な公共的施設	・大規模なキャンパスを持つ教育機関(大学や高校等)や大規模な病院、公共施設等のオープンスペースを、身近な都市のみどりとして、みどりの保全・整備を誘導していきます。

(3) 土地利用方針図



(4) 市街地整備方針図



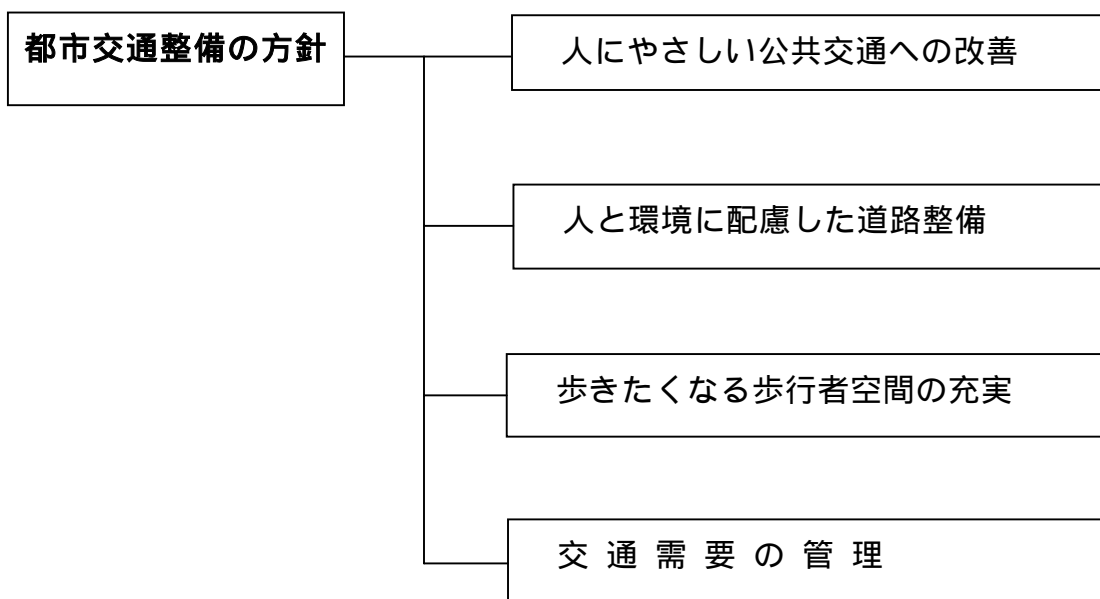
3 - 2 都市交通整備の方針

(1)基本的な考え方

車から人へ、自動車が主役のまちから歩く人が主役のまちへと転換するための都市交通施策が求められています。新宿区内の自動車交通量は飽和状態であり、通過交通を適切に処理するための都市計画道路の整備を進めるという交通供給の施策とともに、使いやすい公共交通機関の整備や市街地への自動車交通を抑制する、交通需要管理 の考え方を進めることが重要になってきています。

新宿区は、公共交通が便利なまちであり鉄道や地下鉄網の整備は一定の水準に達していますが、今後も、都市交通における公共交通の役割を一層高め、鉄道やバス等の利便性の向上を図るとともに、駅施設や道路のバリアフリー化、乗り換えの利便性の向上、コミュニティバス、LRT等の新たな交通システムの検討などを進めていきます。

また、新たな道路空間のあり方を検討し、道路を交通機能だけでなく、イベントやオープンカフェなど多様な都市の活動の場として捉え、楽しくなるみちづくりを進めていきます。



(2)都市交通整備の方針

人にやさしい公共交通への改善

都市交通における公共交通の役割を一層高め、鉄道やバスの利便性の向上を図っていきます。また、駅施設やその周辺のバリアフリー化、駅前広場などの充実を図っていきます。さらに、自転車レーンや自転車駐車場の整備など自転車の利用環境の向上やコミュニティバス、LRT(新型路面電車)などの新たな交通システムの導入についても検討します。

a.公共交通の整備

項目	方針
鉄道網の整備	・西武新宿線の複々線化等による混雑の緩和や、開かずの踏み切りの解消を図ります。
新しい交通システムの検討	・コミュニティバスの運行、バスレーンの整備、タウンモビリティ、LRT(新型路面電車)等の導入を検討します。

b.交通結節点の整備

項目	方針
駅施設の整備	・新宿駅や高田馬場駅等の駅施設及び駅周辺のバリアフリー化を推進します。
駅前空間の整備	・新宿駅東口や中井駅の駅前広場を整備します。

人と環境に配慮した道路整備

通過交通を適切に処理できる幹線道路は、地区住民の意見等を踏まえ、周辺環境に十分配慮しながら整備を進めていきます。生活道路は、買物、散策、交流などの多様な活動が繰り広げられ、生活空間として、歩行者の安全性、快適性の確保に努めるとともに、道路のバリアフリー化を進めていきます。

また、細街路については、防災性の向上を目指し、建築基準法や地区計画制度などにより、拡幅整備を進めていきます。

幹線道路と生活道路それぞれの機能と方針は次のとおりです。

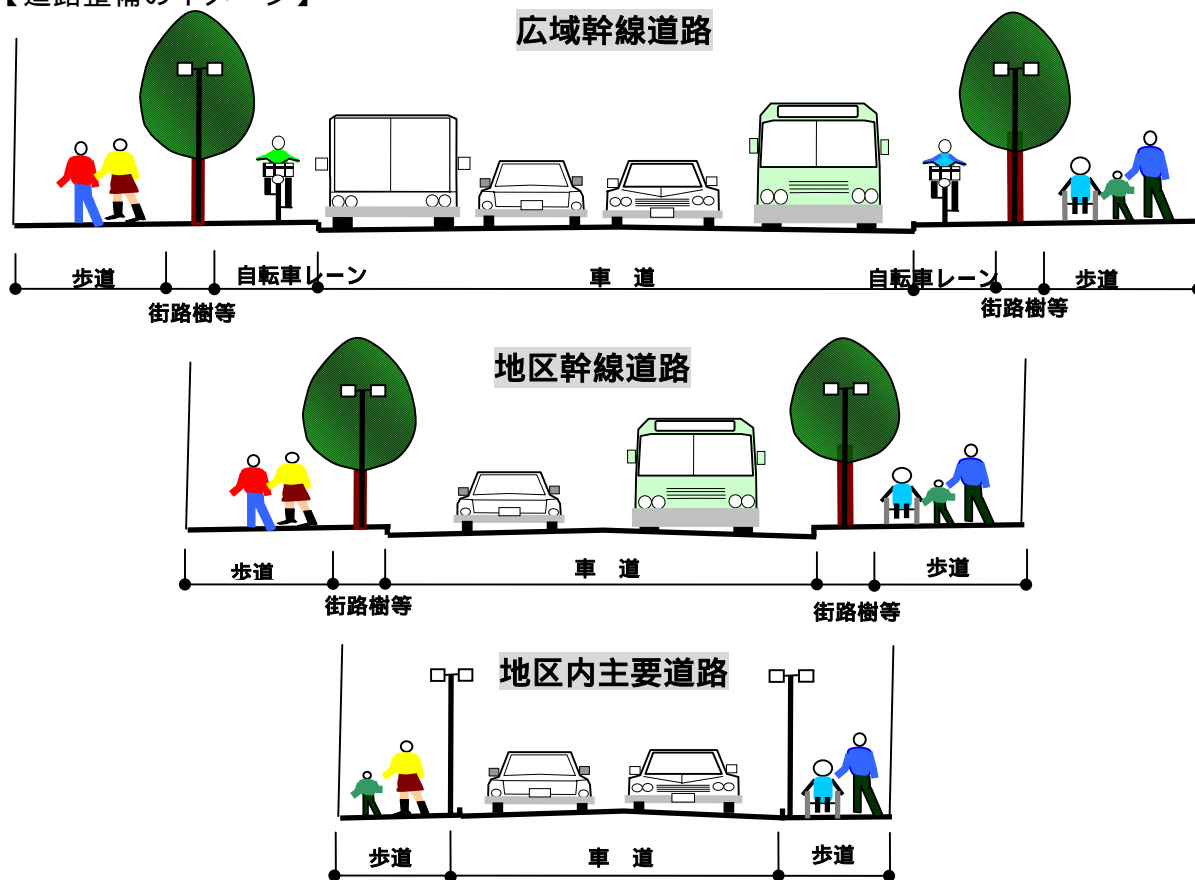
a.幹線道路

名称	機能	方針
広域幹線道路 (概ね幅20m以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な自動車交通の処理を担う道路 ・沿道建築物の不燃化を促進し防災性を高める道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備を促進するとともに延焼遮断帯となる沿道建築物の不燃化を促進します。 ・街路樹の整備や道路のバリアフリー化、自転車レーンの設置、道路の無電柱化等を進め、歩道を快適に利用できる工夫をします。
地区幹線道路 (概ね幅員16m以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・広域幹線道路を補完する道路 ・沿道建物の不燃化を促進し防災性を高める道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の生活・交通環境に十分配慮した整備と緑化の推進を図ります。 ・街路樹の整備や道路のバリアフリー化、道路の無電柱化等を進め、歩道を快適に利用できる工夫をします。

b.生活道路

名称	機能	方針
地区内主要道路 (概ね幅員 8m以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の主要な生活道路として地区の中心軸になる道路 ・コミュニティ空間を形成する道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の交通を処理するのみならず、地区の環境の向上や防災性の向上に資する道路整備を進めます。 ・自動車の相互交通及び歩車道分離を原則とし、分離できない道路については歩道のカラー化を図る等地区の環境に配慮した整備を進めます。
主要区画道路 (概ね幅員 6m以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・区画道路の中で主要なもので地区内主要道路を補完する道路 ・緊急車両等の通行を確保する道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の速度を抑制する多様な方策と災害時の消防活動を考慮した整備を進めます。 ・ハンプ や狭さく 等の設置と一方通行などの交通規制と組み合わせた通過交通及び速度抑制を進めます。
区画道路 (概ね幅員 4m以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者や自転車等の日常動線となる道路 ・緊急車両等の通行を確保する道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿区細街路拡幅整備条例 に基づいた道路の整備を進めます。 ・防災上・居住環境上特に整備が必要な地区は、地区計画 制度等を活用して、防災の観点から整備を進めます。

【道路整備のイメージ】



歩きたくなる歩行者空間の充実

新設する道路はもとより、既設道路についても歩道の拡幅整備等により、歩行者空間の充実を図り、歩きたくなる歩行者空間を整備していきます。新宿駅周辺では、歩行者空間の混雑緩和を図り商業拠点における回遊性を高めるために、道路の無電柱化、新宿通りのモール化などを検討していきます。また、オープンカフェ やイベントの開催等道路空間の多様な活用について検討し、沿道の商店街や地区との協働により道路の魅力的な活用を図ります。さらに、学生のまち高田馬場、商業地の四谷、路地のまち神楽坂などの賑わい交流地区では、地区の歴史や特色を活かした魅力ある歩行者空間として、歩行者系幹線道の充実を図っていきます。

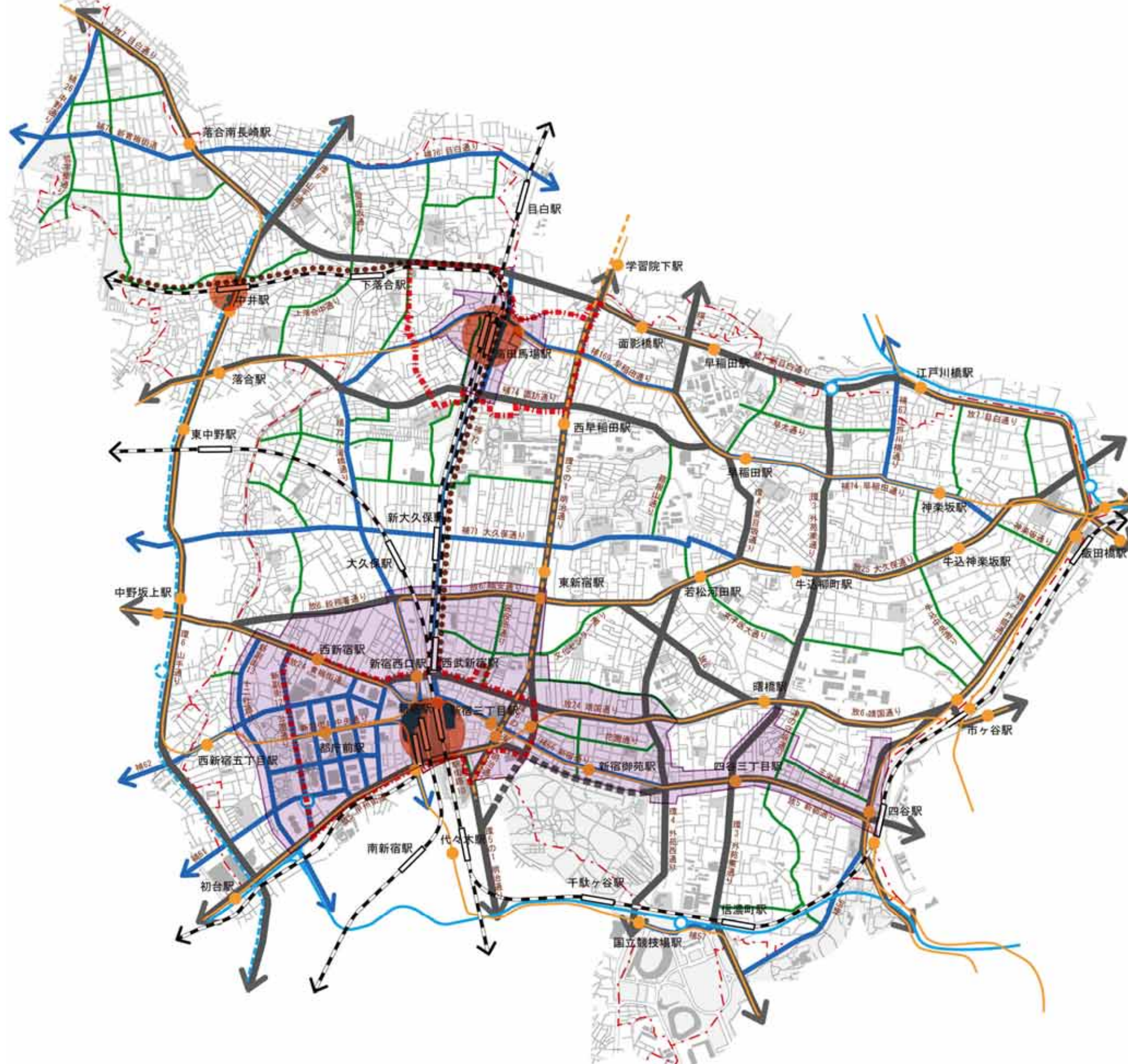
項目	方針
歩行系ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿駅周辺の回遊性を高める東西自由通路の早期実現を図ります。 ・新宿駅西口周辺の地下歩行者通路やペDESTリアンデッキ 等、歩行系ネットワークの整備、拡充を図ります。 ・新宿駅東口周辺の自動車の流入規制、新宿通りのモール化 の検討、歩行者天国やオープンカフェ 等道路空間の魅力的な活用を検討します。
歩行者空間の質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ・道路のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン の視点に立ったみちづくり、道路の無電柱化を推進します。 ・公共サインの整備、休息場所の確保等人にやさしくわかりやすいみちづくりを進めます。 ・神楽坂に代表される歴史を感じさせる路地の保全など、地区の歴史や特色を活かした魅力ある歩行者空間の充実を図ります。
歩行者空間の量的拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・神田川、妙正寺川、外濠等の水辺の散策路、戸山公園、神宮外苑、新宿御苑等のまとまったみどりや土の散策路、歴史を偲ばせる坂道など快適で文化の香りや潤いのある散策路などの整備を推進します。

交通需要の管理

円滑な都市交通を維持していくためには、自動車の交通需要の抑制や分散を誘導する交通需要の管理が大切です。公共交通機関の整備と利用促進を図るとともに、生活道路内への流入抑制やスピード抑制、交通アセスメント 等の実施、適正な自転車の利用促進や利用環境の整備等を進めます。

項目	方針
生活道路への自動車流入と速度の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路における歩行者の安全性の確保のため、交通規制と組み合わせて、ハンプ や狭さく の整備や、歩道部分の明示などにより通過交通の抑制及び速度の抑制を図ります。
交通アセスメント等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業 等の大規模な開発や不特定多数が集中する大規模な商業施設などの建設計画に際しての、事業者と道路管理者などが連携し、交通アセスメント 等を実施します。
適正な自転車の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺や大規模施設における自転車駐車場の整備、自転車レーンの整備を促進します。 ・身近で環境にやさしい自転車の利用を誘導します。 ・適正な自転車等の利用を促進するため、利用に関するマナーやルールのお知らせを図ります。

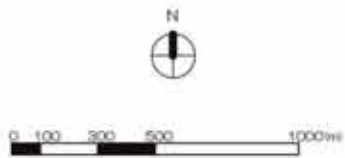
(3) 都市交通整備方針図



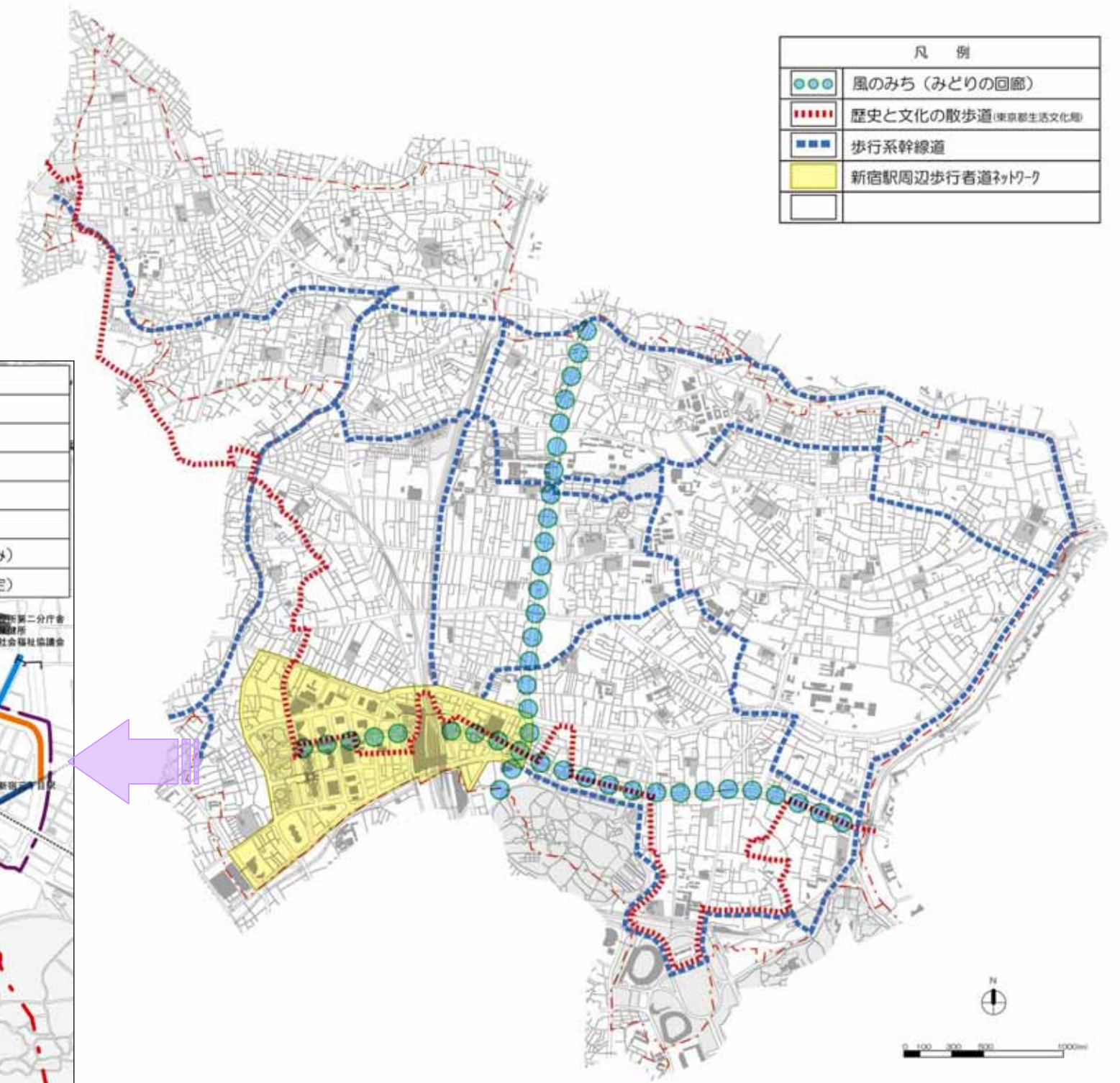
凡 例	
	広域幹線道路
	地区幹線道路
	地区内主要道路
	首都高速道路 (○はランプ)
	首都高速中央環状新宿線整備促進
	鉄道
	地下鉄
	地下鉄副都心線整備促進
	西武新宿線複々線化事業
	駐車場整備地区
	駅周辺整備の促進
	交通バリアフリー重点整備地区

凡 例	
環○	環状第○号線
放○	放射第○号線
補○	補助第○号線
新副街○	新宿副都心街路第○号線
駅街路○	新宿駅付近街路第○号線

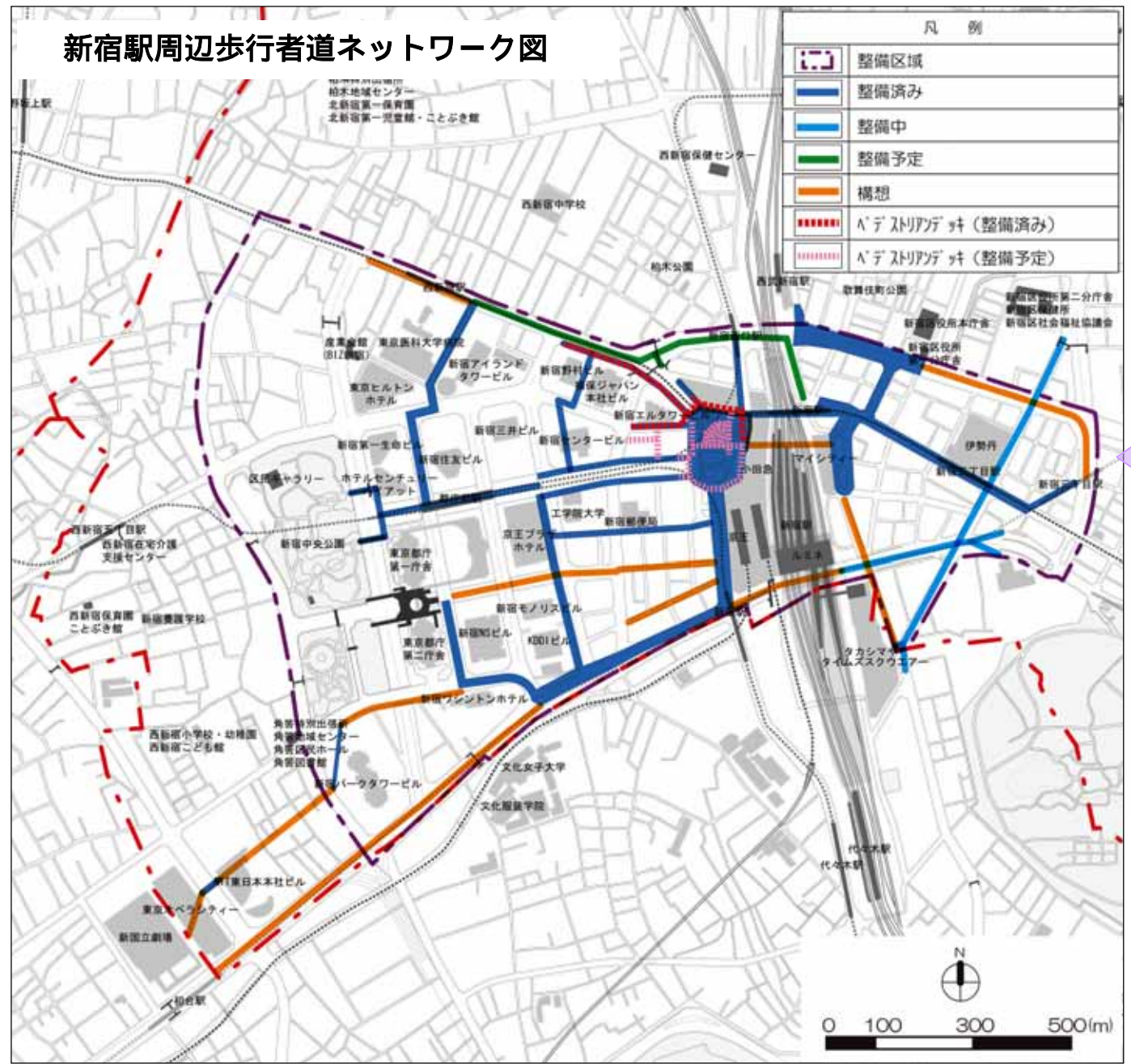
※○部分は路線番号



(4) 歩行系ネットワーク図



凡例	
	風のみち(みどりの回廊)
	歴史と文化の散歩道(東京都生活文化局)
	歩行系幹線道
	新宿駅周辺歩行者道ネットワーク



凡例	
	整備区域
	整備済み
	整備中
	整備予定
	構想
	歩行者道(整備済み)
	歩行者道(整備予定)



3 - 3 防災まちづくりの方針

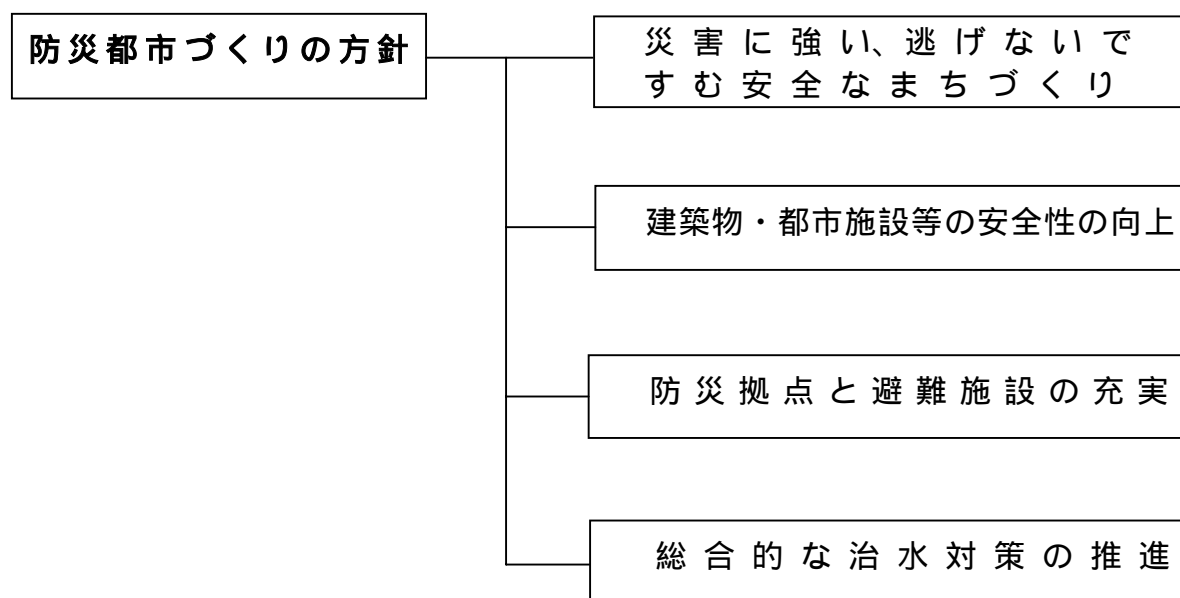
(1)基本的な考え方

東京を直下型地震が襲う可能性は極めて高いとされており、その対応は喫緊の課題です。火災や水害等も含めて区民の防災への関心は高まっており、災害に強いまちづくり、被害を軽減するための減災 の取組みが重要となっています。また、新宿区は、膨大な昼間人口を抱えていることから、事業所で働く人や来街者・駅利用者に対する災害対策も求められています。

地震等の災害に強いまちにするため、道路等の都市施設 や建築物の耐震化や不燃化を促進するとともに、幹線道路等の沿道の耐火建築物による延焼遮断帯 の形成を進めます。食糧等を備蓄する防災拠点の整備、避難路の整備、広域避難場所 及び避難所の確保等を進め、災害発生後の対策にも取組みます。また、約35万人といわれる帰宅困難者 が災害発生後に避難できるように、広場の確保、飲料水や食糧の備蓄などを、市街地再開発事業 等の大規模な建築計画等の際に進めていきます。さらに、膨大な昼間人口をもつ新宿区の特性に配慮して、駅や駅前広場の避難施設としての整備充実を図っていきます。

また、公共や事業者、区民の防災対策や意識の向上などを図り、「自助・共助・公助」の役割分担により、想定される事態への対策を進めていきます。

治水対策では、神田川、妙正寺川の河川改修や下水幹線の総合的な整備を促進するとともに、ハザードマップ 等により災害に関する情報を公開し、区民の防災意識を高めていきます。



(2)防災都市づくりの方針

災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

都市空間の総合的な防災性の向上を図るため、幹線道路等の沿道の建築物の不燃化を誘導し、延焼遮断帯の整備を促進し、災害時に燃え広がらないまちづくりを進めます。また、区内の建物の耐震化率を90%にすることを目標に、建築物の耐震化を促進するとともに、地区住民との協議により、地区計画制度等を活用して、地域危険度の高い地域の防災性の向上に取り組めます。また、道路やオープンスペース等の公共的空間の確保や道路の無電柱化を促進し、避難路としての安全性を高めます。これらの取組みにより、防災生活圏を形成し、逃げないですむまちづくりを進めます。

項目	方針
都市空間の総合的防災性の向上	<ul style="list-style-type: none">・ 幹線道路等の沿道建築物の不燃化を、防火地域指定の拡大や耐火建築物への建替え誘導により推進し、延焼遮断帯の形成強化を図ります。・ 防災再開発促進地区内の老朽木造建築物の建替えの促進、市街地再開発事業等による耐火建築物への誘導、防災街区整備事業を推進していきます。・ 地区の特性に併せて、地区計画や東京都条例の新防火地域を指定し、防災まちづくりを進めます。・ 大規模開発時には、広場や防火水槽、食糧の備蓄庫など、地区の防災に資する施設を整備します。・ 延焼シミュレーション等を活用し、地域危険度の高い地区での住民意識の向上を図ります。
道路やオープンスペース等の公共的空間の確保	<ul style="list-style-type: none">・ 防災上重要な道路である都市計画道路の整備を促進します。・ 道路整備と木造住宅密集地域の整備を併せて市街地再開発事業等を推進します。・ 細街路の拡幅整備に積極的に取り組み、避難路を確保します。・ 幹線道路の無電柱化を促進します。・ 消火活動が困難と考えられる地域を解消するため、幅員6m以上の主要区画道路の整備を推進します。
建築物の耐震化等の促進	<ul style="list-style-type: none">・ 区内の建物の耐震化率を90%にすることを目標に、建築物の耐震化を促進します。

建築物・都市施設等の安全性の向上

地域危険度の高い木造密集地域については、地区計画や東京都条例の新防火地域の指定等を行い、地区住民と協働で、建築物の不燃化・耐震化、細街路の拡幅整備、オープンスペースの確保等を進め、災害に強い安心して生活できるまちづくりを進めます。また、電気・ガス・水道など、災害時のライフラインの安全性を確保するため、事業者等に対策の強化を要請していきます。

項目	方針
建築物の安全性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都条例の新防火地域の指定により不燃化の促進を行うとともに、地区計画によるオープンスペースの確保や主要区画道路等の整備を図ります。 ・定期報告制度による建築物の適正な維持管理を誘導します。 ・耐震診断や耐震補強の補助制度により、建築物の安全性の向上を図ります。
都市施設の安全性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・電気・ガス・水道等のライフラインの機能及び安全性を確保します。
崖・擁壁の整備、落下物対策等の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・崖・擁壁の所有者・管理者に安全対策の指導を行うとともに、ブロック塀の適正な維持管理指導及び生垣化の誘導を図ります。 ・管理者の定期的な点検による落下物対策等を強化します。
震災後の対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺自治体や関係団体と連携し、建築士の協力による応急危険度判定体制を確立します。 ・震災後の資料紛失に備えた諸資料のデータベース化とバックアップシステムの構築を進めます。
駅や駅前広場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿を訪れる人々の安全を確保するため、駅や駅前広場の避難施設としての充実を図ります。

防災拠点と避難施設の充実

災害時に情報収集、関係機関との連携、救護活動等が迅速に行えるように、防災活動の拠点の充実を図ります。また、区民や帰宅困難者等に支援を行う避難所等の施設の充実を図るとともに、救援、救護、初期消火等が速やかに行えるよう資材の充実と体制整備を図ります。

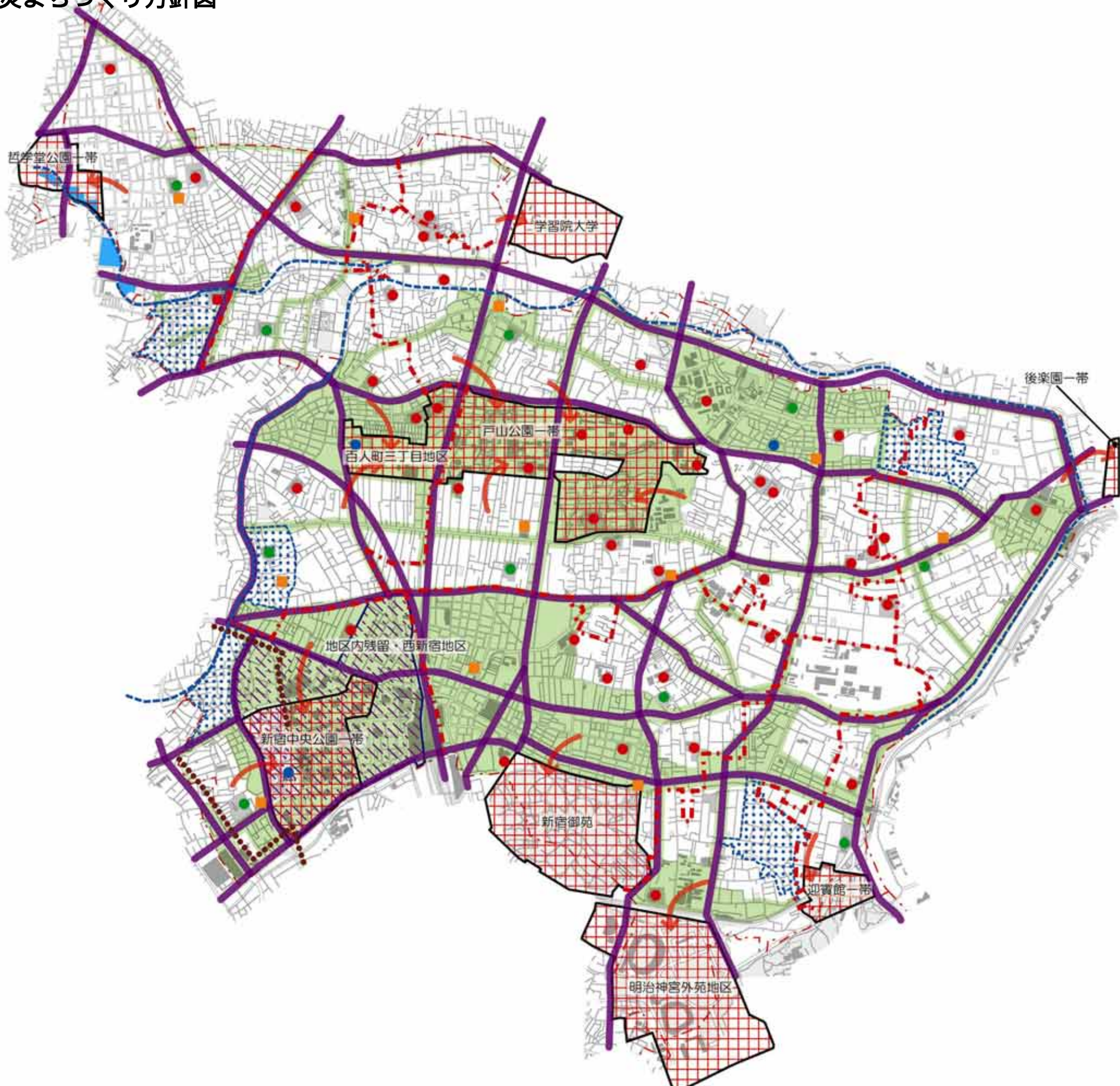
項目	方針
避難施設の充実等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所である小中学校の防災面の整備を進めます。 ・公園に備蓄倉庫、貯水槽、下水道直結型トイレ等を整備します。 ・避難所の下水道直結型トイレの増設や多目的貯水槽の設置を進めます。
被災情報の把握と復興計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・高所カメラによる被災状況の把握や防災ラジオや防災無線(デジタル)情報の提供を進めます。 ・被災後の速やかな復興を図るための災害復興計画を策定します。また、必要に応じて計画の改定を行います。

総合的な治水対策の推進

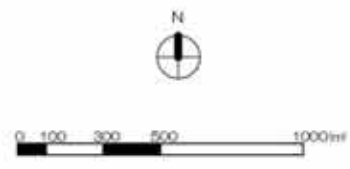
総合的な治水対策を促進するとともに、雨水流出等による水害解消に向けた取組みを進めます。
また、区民の防災意識の啓発を図ります。

項 目	方 針
河川の治水対策の促進	<ul style="list-style-type: none">・ 100 mm / h 降雨対応を将来目標に掲げ治水対策事業を進めます。・ 神田川、妙正寺川の 50 mm / h 降雨対応の未整備区間の河川整備を促進します。・ 下水道幹線（第 2 戸山幹線等）の整備を促進します。
水害解消に向けた施策の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 学校の校庭等の公共施設や民間大規模施設の雨水流出抑制対策を推進します。・ 建築物の地下階への雨水流入防止策を推進します。・ 雨量や河川の水位等、水害に係る情報提供を行います。
防災意識の啓発	<ul style="list-style-type: none">・ ハザードマップ の公開による啓発活動を進めます。

(3) 防災まちづくり方針図



凡 例	
	広域避難場所
	広域避難場所地区割
	地区内残留地区
	防災再開発促進地区
	防火地域
	延焼遮断帯を形成する道路・鉄道
	避難道路
	避難所(学校)
	避難所及び医療救護所(小・中学校)
	区役所・特別出張所
	給水所・応急給水槽
	河川・外濠
	河川調節池



3 - 4 みどり・公園整備の方針

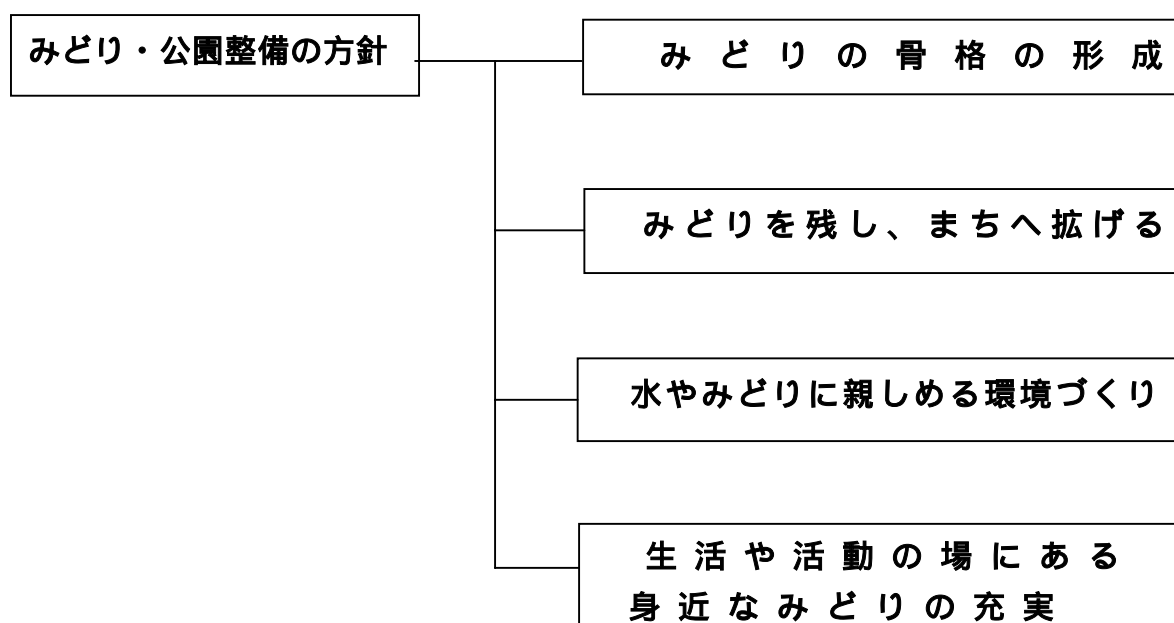
(1)基本的な考え方

みどり（みどりを構成する樹木、樹林、草地など）や水辺（河川や外濠などの水面）は、風や気温の変化を和らげ、大気を浄化し、火災に強いまちをつくる効用を持っています。また、みどりは、人々に潤いや安らぎも与えます。持続的に都市の環境を快適なものに維持していくためには、みどりや水辺を保全・創出し、都市の生活や活動の場に積極的に活かしていくことが必要です。

新宿区の外周を囲む水辺やみどりは、区民や新宿を訪れる人が快適に感じられる場として、さらに、ヒートアイランド現象の緩和などの環境面からも大変貴重なものです。この水辺とみどりを「水とみどりの環」、新宿御苑周辺や明治神宮外苑周辺など区内に残る貴重なみどりのまとまりを「七つの都市の森」とし、また、身近な地区のみどりをつなげ、これらを結ぶように幹線道路のみどりを充実させます。特に、明治通り及び新宿通りから中央通りの街路樹等によってできる緑陰を「風のみち（みどりの回廊）」とし、これらのみどりの骨格として捉え、みどりの充実を図ります。

公園の整備においては、将来目標として一人当たりの公園面積の5㎡を確保し、魅力ある公園の整備、拡充を進めます。また、将来目標として区全体の緑被率25%を目指します。さらに、身近な公園や区の庁舎や小中学校などの公共施設、大規模な開発などにより生み出される公開空地などを、生活や活動の場の中にあるみどり（コミュニティガーデン（地区の庭））として位置づけ、区民・事業者等と協働で、その充実や積極的な活用を図ります。

既存の身近な公園については、公園の利用を促進するため、計画段階から地区住民と協働で計画を練り、再整備を進めます。また、維持管理などにおいても、区民との協働による運営体制の確立を図ります。



(2)みどり・公園整備の方針

みどりの骨格の形成

新宿区の外周に沿って連続する水辺とみどりをつなぎ「水とみどりの環」とし、大規模施設のみどりや公園、斜面緑地、庭園などのまとまったみどりを「七つの都市の森」として位置づけ、みどりの保全・充実を図ります。明治通りの歩道の拡幅や新宿通りのモール化等に伴い、街路樹・歩道等の再整備を進め、「風のみち」として緑陰あるさわやかな歩きたくなるみちづくりを進めます。

項 目	方 針
「水とみどりの環」の形成	<ul style="list-style-type: none">・妙正寺川、神田川、外濠等の水辺を要所とした親水公園の整備を図ります。・玉川上水を偲ぶ流れの創出を図ります。・神田川上にかかる首都高速道路の地下化等の検討を関係機関へ要請します。
「七つの都市の森」の保全・拡充	<ul style="list-style-type: none">・新宿中央公園周辺、戸山公園周辺、落合斜面緑地、早稲田大学周辺、外濠周辺、明治神宮外苑周辺、新宿御苑周辺のみどりや公園、斜面緑地等のまとまったみどりの積極的な保全・拡充を図ります。・地区計画 制度や公有地の活用などにより、みどりの保全・拡充を進めます。
「風のみち（みどりの回廊）」の推進	<ul style="list-style-type: none">・明治通り、新宿通り、中央通りの幹線道路に緑陰となる街路樹を育て、みどりと風を感じることができるとみちづくりを推進します。・沿道の建築物の屋上緑化、壁面緑化、接道部分の緑化等を推進します。

みどりを残し、まちへ拡げる

新宿の地形や歴史文化を「まちの記憶」として次世代に継承していくことが重要です。江戸時代の旧藩邸にあったみどりを「みどりの記憶」として位置づけ、土地所有者等や区民等との協働により、みどりの保全・再生に取り組めます。また、市街地再開発事業 等の大規模な開発計画においては、公開空地等により、積極的にみどりの創出を図り、快適な都市空間を形成していきます。

さらに、みどりの条例に基づく屋上緑化の推進、みどりを保全する環境保全型の地区計画 の導入などにより、積極的にみどりを拡げるまちづくりを進めます。

項 目	方 針
「みどりの記憶」の継承	・旧藩邸跡地の公共施設や公園を中心としたみどりの保全創出、地区計画 制度やみどりの保全協定、保護樹林制度等の活用を土地所有者や区民等との協働により促進します。
みどりの保全・活用	・大規模な敷地のまとまったみどりの保護樹林・保護樹木の指定、グリーンバンク制度 等により、みどりの保全・活用を図ります。
みどりの拡大・整備	・みどりの条例による緑化の推進、ブロック塀の生垣化助成などによる接道部の緑化の推進、建築物の屋上緑化や壁面緑化を推進します。
みどりのまちづくり	・みどりの創出を盛り込んだ整備計画の作成等、地区計画 制度を活用した、みどりのまちづくりを推進します。 ・市街地再開発事業 等の大規模な開発計画における公開空地 ・広場等の地区に開放されるみどりを創出します。 ・商店会や町会とみどりの協定を結ぶ等により地区の緑化を支援します。 ・道路管理者等へ幹線道路等の街路樹や植栽の充実を要請します。 ・「りっぱな街路樹運動 」を推進します。
みどりの啓発	・桜の開花や紅葉など、公園などのみどりの状況の区民等への広報を進めます。 ・みどりの普及啓発やボランティア活動など、区民の自主的なみどりの維持・創出の活動を支援します。

水やみどりに親しめる環境づくり

潤いある都市空間を形成するために、まちづくりの中でのみどりの果たす役割を重視し、生活の場や道路、業務・商業エリアなどの人々が日常的に触れ合える場に、みどりを積極的に充実していきます。特に、街路樹や壁面緑化等、歩く人に心地よさを与える目に見える緑の整備の促進を図ります。また、昆虫や野鳥等がすみやすい良好な自然生態(ビオトープ)整備を誘導していきます。

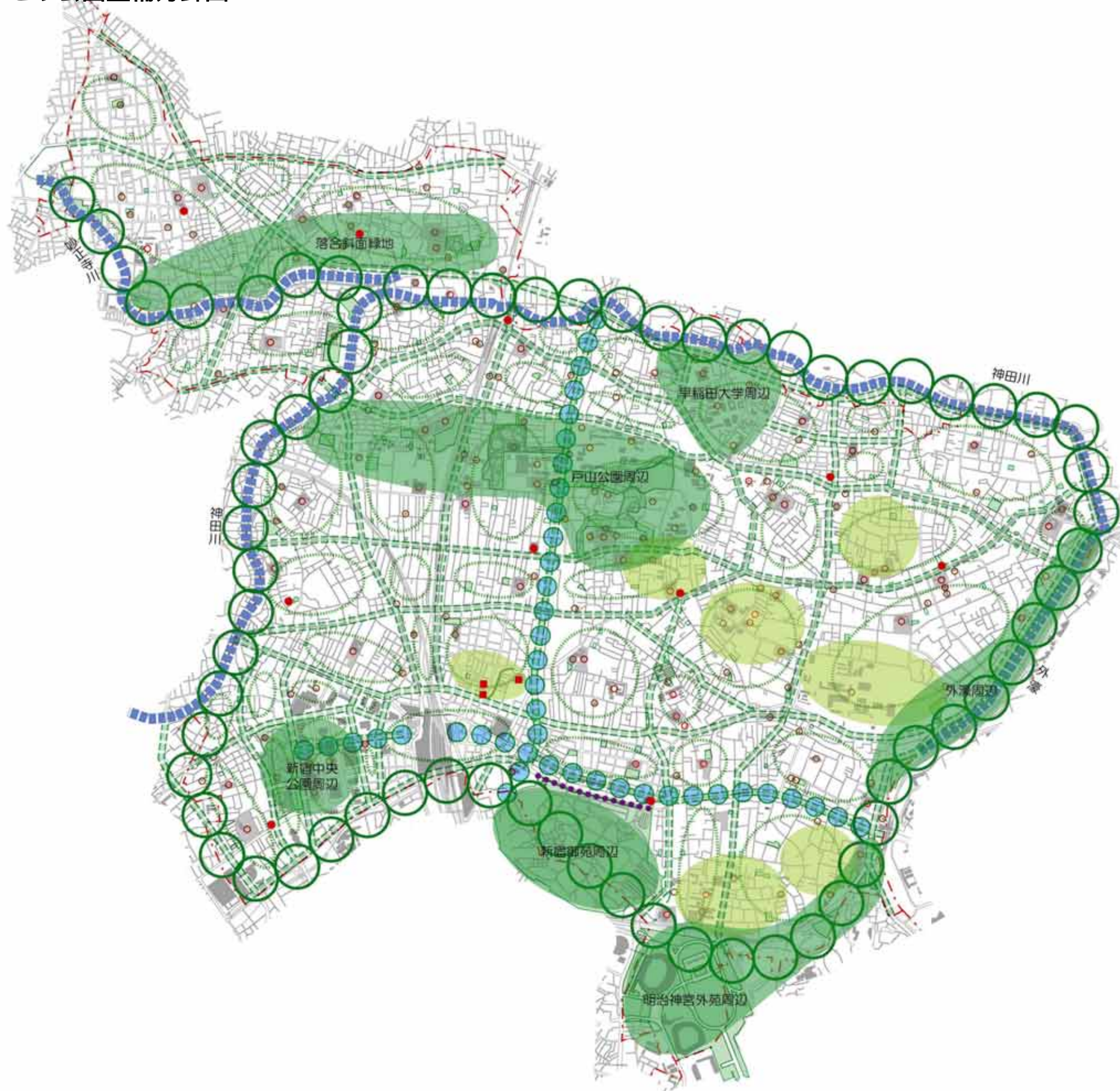
項 目	方 針
目に見える緑の整備	・りっぱな街路樹運動の推進、建築物の壁面の緑化等、緑視の観点から目に見えるみどりの整備を進めます。
虫や鳥の住めるみどりづくりの推進	・地区に虫や鳥等の生息できる自然に近いみどりの再生や保全を図ります。 ・市街地再開発事業等の地区の面的な整備を進める際には、まとまったみどり（公開空地・広場等）の創出を推進します。
水辺空間の充実	・玉川上水や神田川、湧水地などを、水辺に親しめる公園的空間として整備を進めます。

生活や活動の場にある身近なみどり（コミュニティガーデン（地区の庭））の充実

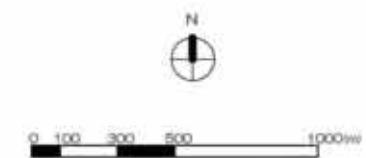
地区にある既存の公園や庁舎・学校等の公共施設、寺社、病院などの大規模な敷地のみどり・オープンスペースを、生活や活動の場にある身近なみどり（コミュニティガーデン（地区の庭））と位置づけ、地区住民や施設利用者等が楽しめるように、みどりの充実と地区への開放を進めます。併せて、防災上の配慮やユニバーサルデザイン等にも配慮し、誰もが利用できる公園や公共施設の整備を進めます。また、地区に密着した公園の運営を検討し、地区住民の継続的な公園活動を定着させるしくみづくりを検討します。

項 目	方 針
オープンスペースの活用	・地区の公園の再整備、庁舎や学校などの公共施設、寺社、病院や大学などの大規模な敷地のみどりやオープンスペースを地区に開放するみどりとして整備・活用します。 ・市街地再開発事業等の面的な整備によって創出される公開空地や広場などの緑化を図ります。 ・高齢者や障がい者等が地区内を歩いていける範囲に公園や緑地を確保するよう努めます。
特徴ある公園づくり	・地区の歴史・文化など「まちの記憶」を活かした公園の整備を進めます。 ・漱石公園など新宿にゆかりのある文化人に関わる公園整備を促進します。
公園機能の整備	・ワークショップ方式により利用者等の意見やアイデアを活用した「みんなで考える身近な公園の整備事業」を推進します。 ・子どもが公園で安全に遊べるように、防犯等子どもの安全性に配慮した公園づくりを進めます。 ・公園内の段差のスロープ化や誰でも利用できるトイレの設置等の整備に取り組み、誰もが利用できる公園づくりを進めます。
公園の運営管理	・近隣の公園を人々が気楽に集まれる場所として、地区の祭りやフリーマーケット等のイベントに開放するなど、地区のコミュニティの拠点として活用します。 ・地区に密着した公園の運営を行うため、公園サポーター制度の拡充、地区に根ざした公園管理を推進します。

(3) みどり公園整備方針図



凡 例	
	水とみどりの環
	七つの都市の森
	風のみち（みどりの回廊）
	みどりの記憶
	緑陰豊かな街路
	主な公園・主な緑地
	公園・緑地等
	河川・外濠
	玉川上水を偲ぶ流れの創出
	コミュニティガーデン
	学校
	公共的施設（区施設、病院等）
	区役所
	特別出張所（10カ所）



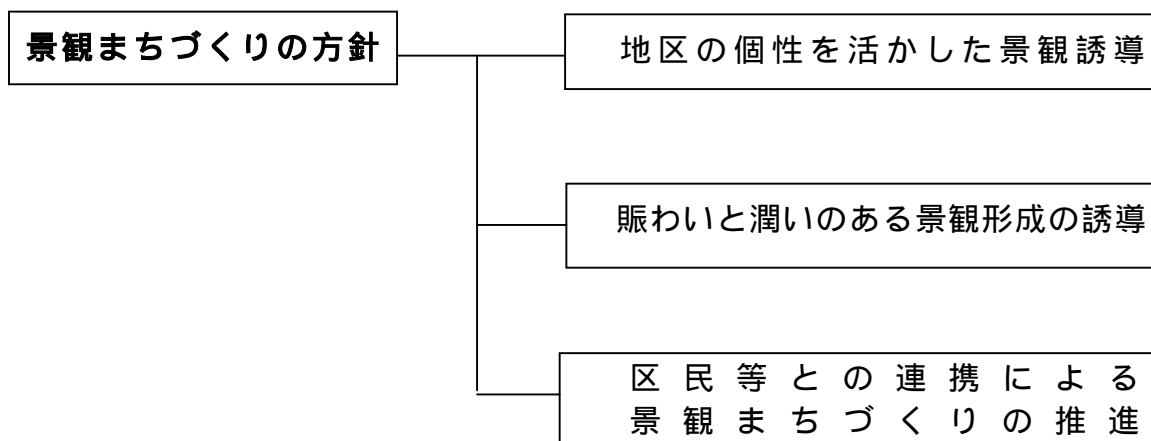
3 - 5 景観まちづくりの方針

(1)基本的な考え方

新宿区は、豊島台地、淀橋台地とそれらに挟まれて東西に延びる下町低地、区の外周を取り囲む神田川・妙正寺川・外濠、新宿御苑、明治神宮外苑、落合地区の斜面緑地などのみどりなど、変化に富んだ地形により構成されています。その上で展開されてきた多様な都市活動により、江戸時代からの歴史や文化を感じさせる神楽坂の路地、新宿駅西口超高層ビル群の都市景観、アジアの異国情緒あふれる界限、落合のみどりあふれる閑静な住宅地のまちなみなど、個性的な景観が形成されてきました。

一方で、経済性を重視した大規模な高層の建築行為等により、長い時間をかけて形成されてきた地区のまちなみの調和や良好な景観が失われることも生じています。このため、区では、平成 18 年 3 月に区内の 8 割の区域に「絶対高さ制限（高度地区）」を導入し、地区の良好な環境の形成とまちなみの調和を誘導しています。

今後は、東京都・周辺区とも整合を図りながら、地区の個性に光をあてた景観形成を推進し、市街地の更新に合わせた美しい景観を備えた都市空間の創出、江戸時代以来蓄積されてきた歴史的・文化的資源の保存、都市観光の視点も踏まえた景観の活用、神田川等の水辺や新宿御苑等のみどりの保全、また、その周辺を含めた景観の整備等を進めていきます。これにより、潤いのある豊かな生活環境を創出するとともに、まちの活性化を図り、区民にとっても来街者にとっても魅力的な都市景観の形成を図っていきます。



(2) 景観まちづくりの方針

地区の個性を活かした景観誘導

新宿区の持つ多様性や懐の深さを活かし、地区の自然地形、歴史や文化の痕跡などの景観資源を発掘しながら、その地区にふさわしい景観ガイドライン等を作成し、それぞれの地区の個性を活かした景観形成を誘導します。

項 目	方 針
「まちの記憶」を活かした景観形成	・土地利用や街路網の変遷、そこで展開されてきた人々の営みの歴史や文化などの地区に刻まれた「まちの記憶」を活かした景観形成を誘導します。
変化に富んだ地形を活かした景観形成	・変化に富んだ地形、神田川・外濠などの水辺、新宿御苑などの貴重なみどりを、区の景観の財産として景観形成を誘導します。
水とみどりを活かした景観形成	・建築物の更新等によって失われがちなみどりを保全します。 ・水辺やみどりを創出する建築計画を誘導します。 ・公共施設や大規模施設、斜面緑地や寺社のまとまったみどりを活用し、都市に潤いを与え品格を高めるまちなみ景観の形成を図ります。
眺望景観の活用	・新宿駅西口の超高層ビルの眺望や絵画館などの歴史的建築物の眺望を大切にして景観を誘導します。 ・みどり豊かな街路樹の整備や道路の無電柱化により、良好な眺望景観の形成を進めます。

賑わいと潤いのある景観形成の誘導

新宿駅周辺などの業務商業エリアや新宿通りや明治通りなどにおいては、地区の特色を活かし、風格のあるまちなみの形成や快適な歩行者空間の整備などを進め、風格と賑わいの景観を創出していきます。また、神田川、妙正寺川・外濠などの水辺や、大規模施設のみどりや公園等については、水辺とみどりの潤いのある景観形成を図ります。

a. 賑わいのある都市空間の創出

項 目	方 針
賑わい交流景観 創造エリアの景観形成	<ul style="list-style-type: none">・新宿駅周辺においては、賑わいあふれる景観の魅力向上を図ります。また、風格のある超高層ビル群の景観形成や、訪れた人がまた来たくなる居心地のよい景観形成を進めます。・新宿駅西口の超高層建築物の景観形成についてのガイドラインの策定を検討します。・高田馬場、四谷、神楽坂の各エリアにおいては、それぞれのまちの個性と界隈性を活かした質の高い賑わいのある景観を形成します。
賑わい交流景観創造軸 の沿道景観の形成	<ul style="list-style-type: none">・新宿通りから中央通り、明治通りのみどりあふれる快適な歩行者空間の創出及び沿道建築物等の景観誘導を行い、調和のとれた魅力あふれる沿道景観を形成します。

b. 潤いのある景観形成

項 目	方 針
水辺の景観軸を活かした 親水空間の創出	<ul style="list-style-type: none">・神田川、妙正寺川、外濠などの水辺の景観を活かした様々な活動と結びついた親水空間の創出、周囲のまちなみや遊歩道などの整備を進めます。
みどりの景観ゾーンと ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none">・「七つの都市の森」などのみどりを保全すると共に、これらを連続させるみどりの景観ゾーンとネットワークの形成を図ります。

区民等との連携による景観まちづくりの推進

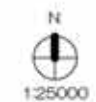
地区の住民、事業者、NPO、大学などの多様な主体と連携・協働により、地区の自然や歴史、文化などを活かして、良好な景観まちづくりを進めます。

項目	方針
区民との協働	<ul style="list-style-type: none">・地区の住民、事業者、NPO、大学など多様な主体との連携・協働により、景観まちづくりを進めます。・地区計画 制度等のまちづくり制度を活用し、地区の個性的な景観の維持・創出を図ります。
景観行政団体としての活動	<ul style="list-style-type: none">・景観法 に基づく景観協議会の活用、景観形成重点区域の指定等を検討します。・景観協定 の活用、景観整備機構 の指定等の区民等への周知を図ります。
広域的な景観誘導の推進	<ul style="list-style-type: none">・道路や河川などの連続する景観の形成など広域的な景観形成が必要な地区においては、東京都や隣接区と連携し、広域的な景観誘導を推進します。

(3) 景観まちづくり方針図



凡 例	
	水辺の景観軸
	みどりの景観ゾーン
	賑わい交流景観創造軸
	賑わい交流景観創造エリア
	



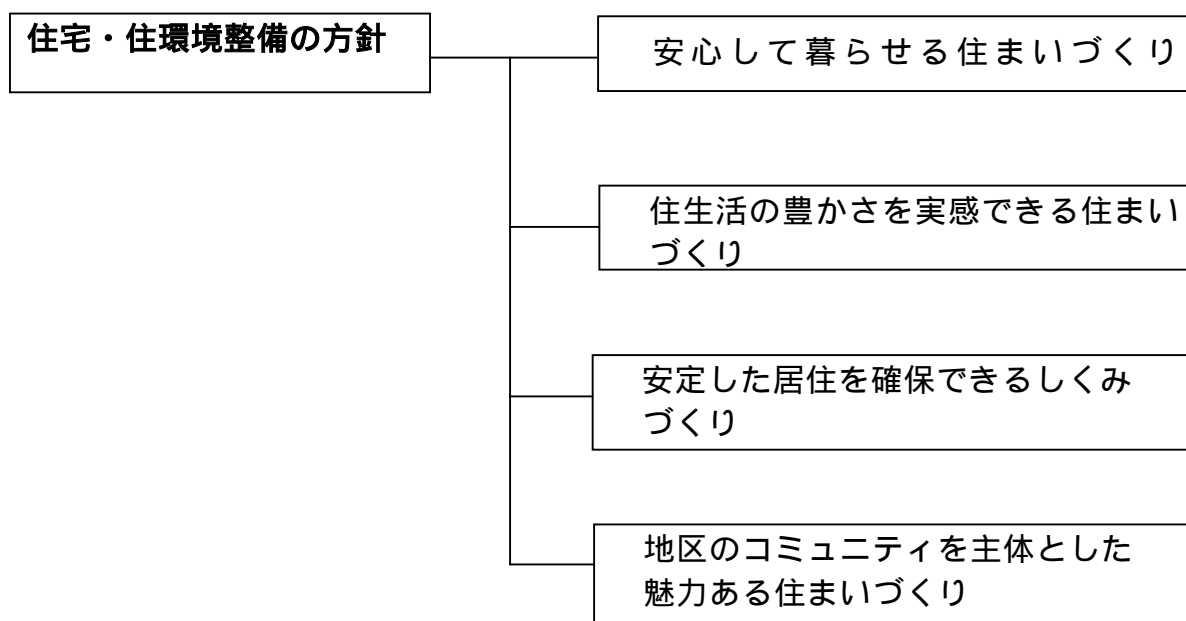
3 - 6 住宅・住環境整備の方針

(1) 基本的な考え方

新宿区内には、落合地区のような戸建住宅の多い地区や、住宅と業務ビル・店舗等が混在する地域、西新宿のように再開発等により大規模な高層マンションの建設が進んでいる地域など、様々な住居地域が存在しています。良好な住環境の低層住宅地や中高層住宅地がある一方で、木造住宅密集地域のように防災性が低く住環境に課題のある地区も多く、また、区内の交通利便性等を反映してワンルームマンションの建設も盛んであり、管理も含めた近隣との調和が課題になっています。

このような状況を踏まえ、今後も、都心居住を積極的に促進するとともに、人々が住み続けられ、子どもを育てられる住環境の整備に取り組む必要があります。民間の住宅供給を適切に誘導し、安定して住み続けられる住宅と良好な住環境の形成に努めます。特に、木造住宅密集地域においては、地区計画制度の活用や市街地再開発事業等のまちづくり手法、東京都条例の新防火地域の指定等を活用して、防災性の向上と住環境の改善を図っていきます。

また、安全で快適に住み続けられるユニバーサルデザインの視点に立った住宅の整備を支援するとともに、単身世帯やファミリー世帯、高齢者等の住まいの安定確保を図り、住み続けられる住宅・住環境整備の支援を進めます。



(2)住宅・住環境整備の方針

安心して暮らせる住まいづくり

災害に強く安全な住まいづくりを進めるため、地区計画 制度などのまちづくり制度を活用し、木造住宅密集地域の防災性の向上・建替えの促進などを進めます。

また、防犯性向上に対する取組みや、健康に配慮した住宅の普及促進を図ります。

項 目	方 針
災害に備えたまちづくり・住まいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画 や街区再編まちづくり制度 等のまちづくり手法、市街地再開発事業 や土地区画整理事業 等の活用により、道路等の都市基盤の整備を進めます。 ・建築物の敷地面積の最低限度を定める等により、まとまりのある住宅の誘導を図ります。 ・耐震診断・耐震改修の支援による建築物の耐震化を進めます。
住まい等の防犯性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅等における防犯性の向上、防犯カメラの設置や街路灯の整備を誘導します。 ・パトロールの実施等、警察や地区との連携によりまちの安全性の向上を図ります。
健康に配慮した住宅の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・室内における化学物質についての情報提供など、健康に配慮した住宅の普及促進を図ります。 ・住宅の性能表示制度の普及を図ります。

住生活の豊かさを実感できる住まいづくり

高齢者、障がい者を含めたすべての人が安全で快適に住み続けられるように、ユニバーサルデザインの視点に立った住宅の整備を支援します。分譲マンション等の集合住宅の適正な維持管理や、建替えを必要とする集合住宅への支援を行います。

また、多様な居住ニーズに対応できるしくみやライフスタイルに応じて住み替えができるしくみづくりを進めるとともに、単身世帯者の多いワンルームマンションの住環境の向上に取り組めます。

項 目	方 針
分譲マンション等の適正な維持管理・再生支援	<ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅の良好な維持管理を推進するための相談事業等による指導や啓発・再生を支援します。 ・ワンルームマンション条例 等により高齢者向け住宅の供給や適正な建物管理を誘導していきます。
ユニバーサルデザイン等による住宅の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修等に対する資金融資やリフォーム工事の斡旋などの既存住宅の良好な維持・改善の推進を支援します。 ・ユニバーサルデザインの視点に立った良好な住宅づくりを促進します。
多様な居住ニーズに対応するしくみ	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な居住ニーズに対応するため、コレクティブハウス などの新たな居住形態の誘導・支援を進めます。 ・ライフステージ に応じて多様な住み替えができるような支援体制の整備を検討します。
環境に配慮した住宅の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷を減らし地球温暖化を防ぐため、環境共生住宅の普及など、住宅の省エネルギー対策を進めます。

安定した居住を確保できるしくみづくり

高齢者等の住まいの安定確保、安心して子どもを育成できる居住環境づくりと居住継続の支援を行います。また、住宅ストックの有効活用等によるセーフティネット 機能の向上を図ります。

項目	方針
高齢者等の住まいの安定確保	・高齢者・障がい者等の入居制限を行わない賃貸住宅の供給を促進するため、高齢者等向けの住宅整備の誘導・情報提供を進めます。
子育てできる居住環境づくり	・良好なコミュニティができるような多機能・子育てスペースの確保の検討を進めます。 ・子育て世帯の定住化と子育てに適した環境整備を促進します。また、ひとり親世帯等が安心して生活を営める環境づくりを進めます。
セーフティネットの機能の向上	・老朽化した区営住宅等の建替えや修繕の促進による良質な住宅ストックの充実を図ります。 ・区営住宅等が区民のセーフティネット として有効に機能するような管理の適正化・効率化を推進します。

地区のコミュニティを主体とした魅力ある住まいづくり

高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人など、地区で暮らしを共にする人同士がお互いに支え合い、連携がとれた良好なコミュニティの形成を進めます。

また、多様な居住ニーズに合った新たな地区のコミュニティづくりと魅力のある都心居住を促進します。

項目	方針
地区主体の住環境づくり	・地区計画 制度等を活用して、地区の住民等が主体となって良好な住環境の形成、コミュニティの形成を進めます。
外国人居住者との共生	・生活情報の広報を行うとともに、NPO や地区のコミュニティ団体などとの連携により、身近な生活領域での多様な交流を図ります。

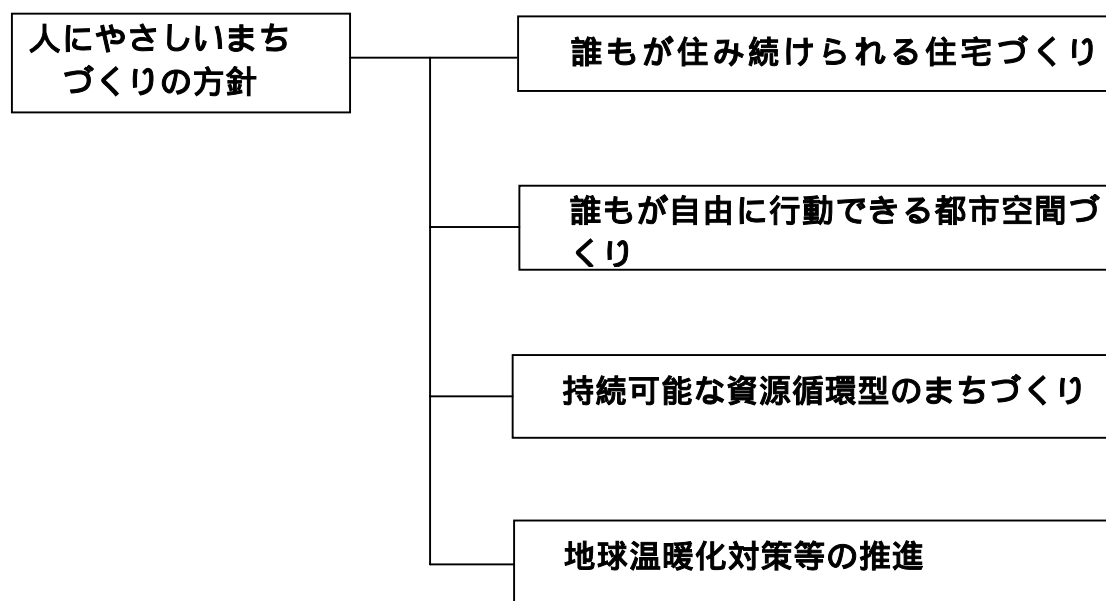
3 - 7 人にやさしいまちづくりの方針

(1)基本的な考え方

生活する人、働く人、障がい者、高齢者、外国人など、すべての人を社会の一員として包含するまちづくりを進めることが求められています。

このため、区内の鉄道や地下鉄の駅舎、公共交通、道路等のバリアフリー化を促進し、人々が自由に行動できる都市空間づくりを目指します。特に、新宿駅周辺地区と高田馬場駅周辺地区は、「交通バリアフリー法」に基づく「重点整備地区」として指定されたことを踏まえて、積極的に公共交通機関の改善と人にやさしくわかりやすいみちづくりを進めます。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」を踏まえ、民間施設を含めた公共的な施設を結ぶ移動経路のネットワークの形成に向けて、整備を促進していきます。さらに、障がい者や高齢者等に配慮したバリアフリー住宅の整備を誘導し、誰もが住み続けられる住宅づくりを進めていきます。

また、地球環境を守るため、大気汚染などの環境汚染や地球温暖化の防止対策、身近な生活領域からの環境への負荷の軽減などを進め、持続可能な資源循環型のまちづくりに取り組んでいきます。



(2)人にやさしいまちづくりの方針

誰もが住み続けられる住宅づくり

障がい者や高齢者等に配慮したバリアフリー住宅の整備を誘導します。また、ライフステージの変化に応じた住み替え等の支援を図ります。

項目	方針
バリアフリー住宅の整備誘導	・床の段差の解消やトイレ・浴室・廊下等の手すりの設置など、障がい者や高齢者等に配慮したバリアフリー住宅の整備を誘導します。
住宅の住み替え誘導	・区内に多く供給されている住宅の状況を踏まえた、単身世帯、子育て世帯、家族世帯や高齢世帯など、ライフステージの変化に応じた住宅の供給や住み替えの誘導を図ります。

誰もが自由に行動できる都市空間づくり

誰もが安心して自由に行動できるように、鉄道駅舎、道路や公園等の都市基盤や、庁舎、学校、病院等の公共施設について、ユニバーサルデザイン の視点に立った整備を進めます。

また、誰もが公共交通機関を利用できるように、関係機関や事業者などに働きかけ、駅やその周辺のバリアフリー化を促進していきます。

わかりやすいまちづくりを目指すため、公共サイン・案内板等の整備を進めます。

項目	方針
公共施設等の整備促進	・誰もが利用しやすい、庁舎、病院、学校、劇場、レストラン、百貨店などの公共施設や公共的な利用がされる建築物の整備を促進します。 ・施設の出入口の段差の解消や誰でも利用できるトイレ等の整備を促進します。
人にやさしいみちづくり	・歩行者や車椅子使用者が安全に通行できるよう、段差がなく、また、幅が広く平坦性を確保した歩道の整備を進めます。 ・まちかど広場、休憩ベンチなどを設けた快適な生活道路の整備を促進します。 ・身近な道路に愛称をつけるなどのわかりやすく親しみやすいみちづくりを進めます。 ・地区の歴史や文化、まちの記憶などを説明した案内板の整備、分かりやすい公共サインの整備を進めます。
多様な主体との協働	・道路、駅舎等の公共施設の整備にあたっては、福祉のまちづくりを進めるため、事業者や区民等と協働で行います。 ・福祉のまちづくり団体、NPO などとの協働、活動支援を行います。

持続可能な資源循環型のまちづくり

ごみの減量、リサイクルしやすい商品の購入、エネルギー効率のよい設備機器等の利用促進などにより、日常生活の中で省資源・省エネルギーを推進し、環境に負荷をできるだけかけない持続可能な循環型のまちづくりを進めます。

項 目	方 針
循環型のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none">・西新宿地区の地域冷暖房をはじめ、効率のよい技術の活用を進めます。・雨水利用や太陽熱利用などの自然エネルギーの活用を図ります。・環境への負荷を軽減する工法や省エネルギー製品の採用に取り組みます。・建築資材のリサイクル品の利用などを促進します。
自然の保全	<ul style="list-style-type: none">・おとめ山公園などの湧水の保全・再生に努めます。・庁舎や学校、寺社などの地区の身近なみどり（コミュニティガーデン「地区の庭」）の整備・保全を図ります。
良好な環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none">・身近な地区のみどりと「水とみどりの環（わ）」などをつなぐ幹線道路等の街路樹の整備を進め、みどりのネットワークの形成を図ります。・建築物の敷地の接道部緑化、建築物の壁面緑化や屋上緑化を推進します。

地球温暖化対策等の推進

ヒートアイランド現象等の都市の気候問題への対策として、まちの緑化を積極的に推進するとともに、大気汚染や道路渋滞による騒音・振動などの緩和を図る自動車交通の抑制と公共交通機関の整備及び利用を促進します。

また、「新宿区省エネルギー環境指針」に基づき区内のエネルギー消費量の削減、区民や事業者の環境に対する意識の向上のための啓発を行います。

第3章 地区別まちづくり方針

第3章 地区別まちづくり方針

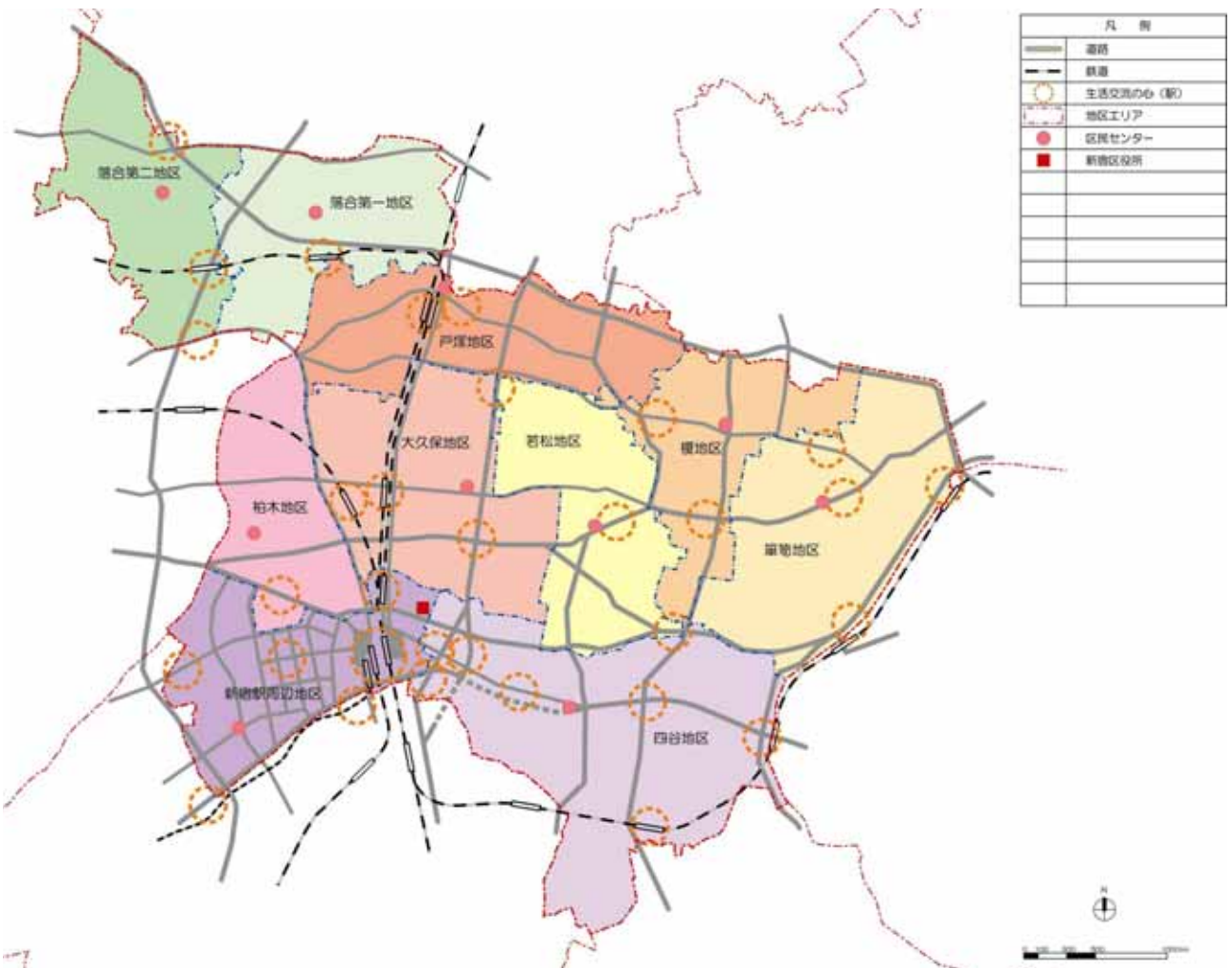
1. 地区別まちづくり方針の考え方及び地区区分

(1)地区別まちづくり方針の考え方

地区別まちづくり方針は、部門別の7つのまちづくり方針（第2章3）を踏まえて、各地区の総合的なまちづくり方針として定めるものです。部門別のまちづくり方針が、新宿区全体のまちづくりに重点が置かれているのに対し、地区別まちづくり方針は、地区の特性や動向等を踏まえて、地区のより詳細なまちづくりの方針を示しています。

(2)地区区分

地区別まちづくり方針では、住民が身近に感じることができる日常の生活範囲として、特別出張所の所管区域を基本とし、区全体を10の地区に区分しました。



【地区の概況】

地区名称	面積 (ha)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	外国人人口 (人)	人口密度 (人/ha)	世帯構成人員 (人/世帯)	主たる 特別出張所
四谷地区	310	31,717	18,971	2,870	111.6	1.67	四谷
箆笥地区	226	31,289	17,479	1,865	146.7	1.79	箆笥町
榎地区	138	27,404	15,386	1,808	211.7	1.78	榎町
若松地区	159	29,149	16,273	2,074	196.4	1.79	若松町
大久保地区	201	33,013	19,491	9,733	212.7	1.69	大久保
戸塚地区	174	31,341	18,577	2,930	197.0	1.69	戸塚
落合第一地区	159	28,751	16,289	1,990	193.3	1.77	落合第一
落合第二地区	154	27,325	14,937	896	183.3	1.83	落合第二
柏木地区	122	22,912	14,169	4,339	223.4	1.62	柏木
新宿駅周辺地区	180	12,870	8,664	844	76.2	1.49	角筈、区役所
区合計	1,823	275,771	160,236	29,349	167.4	1.72	

人口及び世帯数(住民基本台帳による世帯と人口)、外国人人口(外国人登録人口)：2006年1月1日現在

人口密度：(人口＋外国人人口)／面積

地区別の各項目の数値算出に関しては町丁目別データを参照

2 地区別まちづくり方針

2 - 1 四谷地区まちづくり方針

1 地区の概況

1)人口・世帯

人口の微増に対して、世帯数は区平均を大きく上回る増加率となっています。住民の定住化、また、単身者を含めた地区のコミュニティの形成が課題です。

2)土地利用・市街地整備

大規模公園や業務商業系の土地利用を中心に地区が形成され、住居系の土地利用の少ない地区です。地区の拠点としての整備と併せて、住居系の土地利用の維持、住機能と業務商業機能の調和が課題です。

3)道路・交通

道路率 が区平均を下回っており、主に幹線道路に囲まれた地区の生活道路の整備が遅れています。また、地下鉄副都心線 の開通に併せた駅周辺の整備と、幹線道路の整備も課題です。

4)安全・安心

地区内に残る木造密集地域 や地域危険度 の高い地域の防災性の向上が課題です。

5)みどり・公園

大規模公園等があるため量的には、みどりが豊かな地区です。しかし、大規模公園等を除いた地区における身近なみどりの充実が課題です。

6)都市アメニティ・コミュニティ

まちの活性化のため、昔ながらの風情と新しい文化とが共存したまちづくりを進めることが必要です。

2 地区の将来像

歴史と文化の香りあふれ、多くの人が集う夢のまち

【まちづくりの目標】

歴史と文化

江戸時代からの文化を継承する歴史ある地区であり、寺社等の歴史的資源を活かしながら、その歴史・文化と融合した賑わいあるまちを目指します。

香り

新宿御苑や明治神宮外苑などの大規模なみどりの拠点が連続し、季節感を運ぶ風の香りに加え、四谷の歴史や文化を肌で感じ取れるまちを目指します。

人が集う

住む人、働く人、観光客に加え、多くのアーティストや文化人を迎え入れることができる個性的でハイセンスなまちを目指します。

夢

地区住民が誇りと夢を持ち、責任を持って未来へと引き継いでいくまちづくりを目指します。

3 まちづくりの方針

(1)都市の骨格に関するまちづくり方針

四谷駅周辺を「賑わい交流の心」と位置づけ、業務商業と都心居住が調和し、歴史的な文化・景観を保全しつつ賑わい交流機能を備えた、新しい魅力を持つまちにしていきます。

新宿通りを「賑わい交流軸」と位置づけ、魅力ある業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や景観を創出して、「歩きたくなるまち新宿」を実現していきます。

新宿御苑や明治神宮外苑のみどり、外濠の水とみどりを新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続した水とみどりの骨格として形成していきます。併せて、新宿通りと明治通りを「風のみち(みどりの回廊)」と位置づけ、りっぱな街路樹の設置や沿道建物の緑化を進め、快適な環境形成を進めていきます。

(2)地区のまちづくり方針

1)土地利用・市街地整備

四谷地区の拠点の整備を進めます。

- ・四谷駅周辺の一體的なまちづくりを行っていく中で、四谷第三小学校や財務省官舎跡地を活用し、市街地再開発事業 等による四谷地区の拠点の形成を進めていきます。
- ・新宿通りとともに、靖国通り沿道を業務商業の重要な路線として、多くの人々が往来する賑わいのある地区にしていきます。

住機能と業務商業機能の調和を図ります。

- ・新宿一、二、五丁目については、中高層階住居専用地区 の指定により、定住人口を確保しつつ、住機能と業務商業機能の調和した複合市街地としての整備を誘導していきます。
- ・四谷三丁目駅周辺は、後背の住宅地の生活交流の中心として、魅力ある商店街の整備等を進めます。住宅地の修復型のまちづくりを進めます。
- ・三栄町、愛住町、四谷四丁目など幹線道路に囲まれた住宅地は、建物更新時や共同建替えと併せて生活道路やオープンスペース の整備など、修復型のまちづくりを進めていきます。

2)道路・交通

幹線道路における歩行者空間の整備を進めます。

- ・明治通り、新宿通り、靖国通り等の幹線道路は、沿道商業環境に配慮し、歩道の景観整備や緑化推進を誘導していきます。

公共交通等によるまちの利便性の向上を図ります。

- ・地区住民の利便性及び観光客等の来訪者の回遊性向上のため、地区内外の移動手段としてコミュニティバス 等のタウンモビリティ の導入の検討を行っていきます。
- ・高齢者、障がい者も含めたすべての人が容易に移動できるよう、駅及び駅周辺のバリアフリー化を推進していきます。

駐車場の整備を促進します。

- ・駅や商業施設などの集客施設については、事業者や商店街等に対して自動車駐車場や自転車駐車場の設置を働きかけていきます。

子どもが安心して遊べる道路空間の確保を検討します。

- ・土日の区画道路の交通規制等による、路上の一部開放による遊べる空間の確保について検討を進めます。

3) 安全・安心まちづくり

まちの防災性の向上を図ります。

- ・木造密集地域 や地域危険度 の高い地区については、地区の状況に応じて東京都条例の新防火地域の指定について検討します。
- ・若葉町や須賀町などの木造密集地域 については、地区計画 等に基づき、歴史的な文化資源を活かしながら、道路等の基盤整備を促進するとともに、共同建替えを誘導し、まちの不燃化を進めていきます。

大規模施設跡地の有効活用を図ります。

- ・学校の統廃合により使われなくなる大規模施設等の跡地においては、開発等を行う際に地区の安全性の向上のために、災害時の避難施設として活用するなど、有効な跡地利用の検討を進めます。

4) みどり・公園

水とみどりのネットワークの形成を図ります。

- ・新宿御苑から神宮外苑、外濠に至る歩行系幹線道における街路樹の充実等を行い、地区住民と協働で、みどりの創出を図っていきます。また、玉川上水を偲ぶ流れの創出を進めます。
- ・新宿御苑、神宮外苑などの大規模公園を核として、周辺地域へみどりが広がるよう、地区計画 や景観計画 等の制度の活用を検討していきます。
- ・大規模開発等の際には、事業者オープンスペース の確保を要請し、地区に開かれたみどりの広場の整備を進めます。
利用者の声を反映した公園の再整備を進めます。
- ・公園の再整備にあたっては、公園利用者のニーズを把握し、地区の実情にあった公園整備を進めていきます。また、地区住民による公園管理のしくみについての検討を進めます。

5) 都市アメニティ

歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりを推進します。

- ・若葉町や須賀町を中心に四谷地区に点在する寺社や坂道などに残る歴史的・文化的資源について、広報やイベントの開催等により発信し、観光資源として活用していきます。また、これらの資源を巡るまち歩きルートの設定や案内板の設置などを検討していきます。

風情あるまちなみ景観の保全を図ります。

- ・荒木町などの昔ながらの風情を今も残す地区が、魅力ある商業地としてのまちなみ景観を維持していけるように、地区計画 等のまちづくり制度を活用した、建物の高さや意匠等のルールづくりについて検討していきます。

新宿駅からの歩行者の回遊性の向上を図ります。

- ・新宿駅南口から新宿御苑方面への往来ができるよう、動線の検討を行うとともにサイン整備等により歩行者の回遊性の向上を図ります。

子育て・介護支援施設の整備を進めます。

- ・保育園やことぶき館など、子育てや介護を行う人たちを支援する施設の整備・充実に努めていきます。

スポーツ拠点を活かしたまちの活性化を図ります。

- ・国立競技場や神宮球場などのスポーツ施設を、地区の活性化にも寄与する活用策について検討していきます。

6) コミュニティ

地区住民のまちづくりを支えるしくみづくりを検討します。

- ・地区住民のまちづくりへの参画を得て、生活道路や公園等を整備していくしくみづくりを検討します。

【まちづくりのソフト施策等】

* 基本計画等の区の計画や事業への反映を検討する内容のもの及び地区の自主的な活動により進められるもの

資源とマンパワーを活かした実験的なまちづくり活動を実施します。

- ・まちづくりの起爆材として、地区住民のマンパワーを活かした様々な試みを、地区住民主体で実施していきます。

文化のまちづくりと地区のコミュニティの形成を図ります。

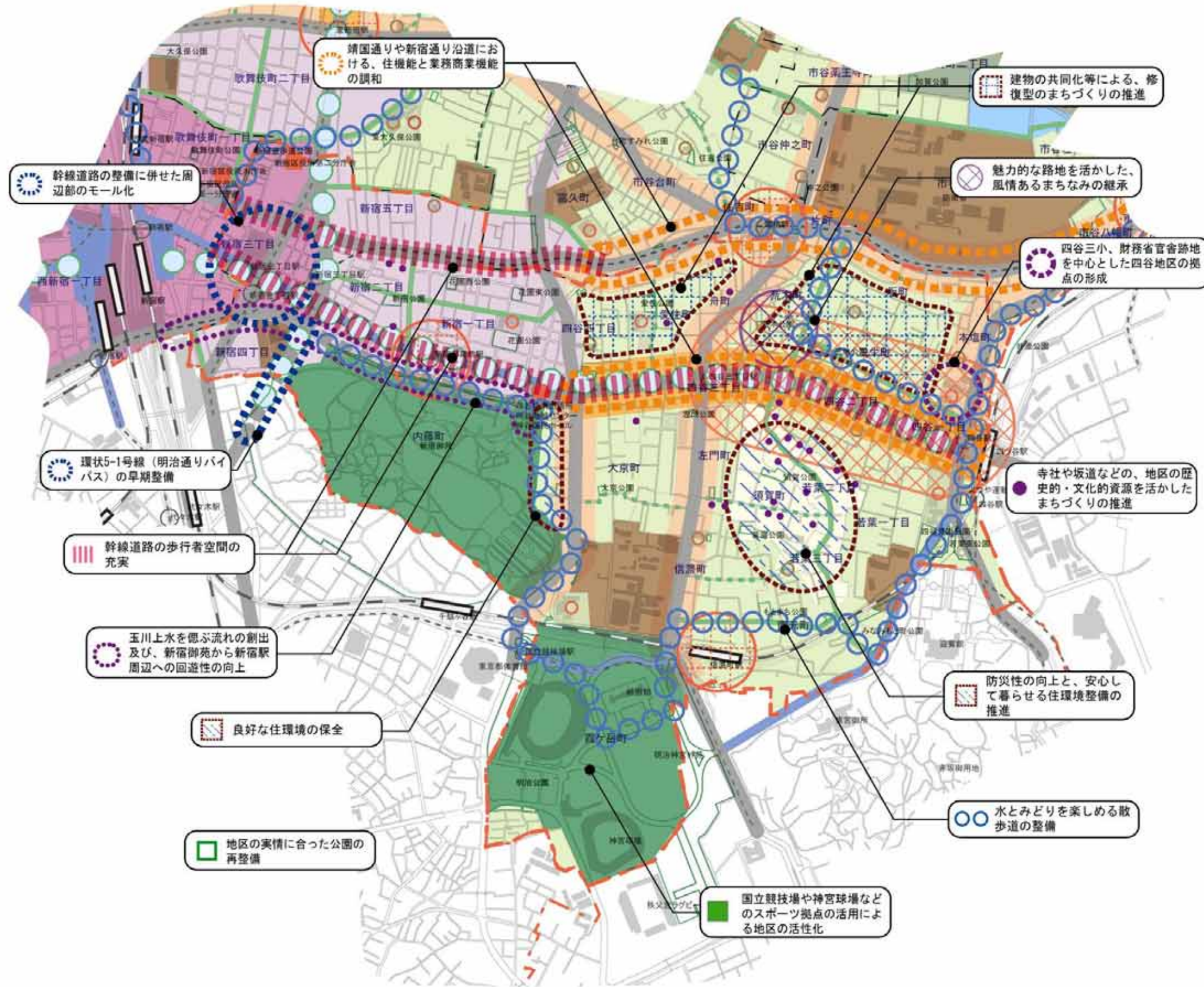
- ・江戸四宿の風情の「土地の記憶」を大切にしつつ、新しい四谷の文化をまちづくりの中に活かしていきます。

- ・地区の祭りやイベントの開催により、地区住民や地元事業者等の四谷地区のまちづくりに対する意識を醸成し、良好な地区のコミュニティの形成を誘導していきます。

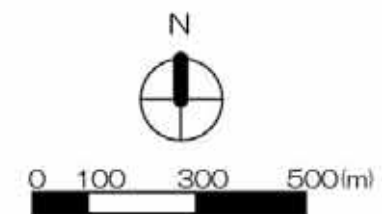
来街者を広く受け入れる体制づくりを行います。

- ・区民が主体となって、外国人をはじめ、四谷地区を訪れた人、四谷地区に移り住んできた人を温かく受け入れるための体制づくりを行います。

4. 四谷地区まちづくり方針図



凡 例	
[Light Green Box]	低中層個別改善地区
[Light Yellow Box]	低中層基盤整備地区
[Pink Box]	国際的な中核業務機能拠点地区
[Purple Box]	都心居住推進地区
[Cross-hatched Box]	賑わい交流地区
[Dotted Box]	生活交流地区
[Orange Box]	賑わい交流骨格整備地区
[Light Orange Box]	幹線道路沿道整備地区
[Green Box]	大規模な公園
[Brown Box]	大規模な公共施設
[Grey Box]	広域幹線道路
[Blue Box]	地区幹線道路
[Green Box]	地区内主要道路
[Dotted Box]	主要区画道路
[Green Circle]	風のみち(みどりの回廊)
[Blue Circle]	歩行系幹線道
[Black Line]	鉄道
[Black Circle]	地下鉄
[Green Box]	公園・緑地
[Red Circle]	学校
[Orange Circle]	公共施設
[Red Square]	新宿区役所
[Red Circle]	特別出張所
[Red Dashed Line]	地区境界



2 - 2 笹筥地区まちづくり方針

1 地区の概況

1)人口・世帯

人口は増加していますが、世帯数も大幅に増加しており単身化が進んでいます。住民の定住化、また、単身者を含めた地区のコミュニティの形成が課題です。

2)土地利用・市街地整備

住・商・工・公共が混在する地区であり、その土地柄を活かした土地利用が必要です。また、拠点としての整備と併せて、建物の高層化に伴う周辺部との調和も課題です。

3)道路・交通

地区内の道路率が区平均を下回っており、安全も含め、地区内の生活道路の整備が必要です。また、都市の骨格となる、未整備の都市計画道路の整備も課題です。

4)安全・安心

地区内に残る木造密集地域や地域危険度の高い地域の防災性の向上が課題です。併せて、災害時の避難場所についても課題です。

5)みどり・公園

住民一人当たりの公園面積が区平均を大きく下回っており、公園の適正な配置と量的整備が必要です。また、緑被率も減少傾向にあり、地区全体での緑化の推進が課題です。

6)都市アメニティ・コミュニティ

地区の資源を活用した景観まちづくりが必要です。

2 地区の将来像

坂と水 歴史を綴る 粋なまち 笹筥

【まちづくりの目標】

地区の特徴である外濠や神田川の水辺や坂道等の自然の地形を活かし、人々がいきいきと生活、生産していけるまちを目指します。

大名屋敷が点在していた時代から受け継がれ、歴史の変遷の中で積み重ねられた魅力を織り込みながら、江戸文化の「粋」を感じさせるまちづくりを目指します。

3 まちづくりの方針

(1)都市の骨格に関するまちづくり方針

神楽坂周辺を「賑わい交流の心」と位置づけ、業務商業と都心居住が調和し、歴史的な文化・景観を保全しつつ賑わい交流機能を備えた、新しい魅力を持ったまちに誘導していきます。

外濠と神田川の水とみどりを、新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる、連続したみどりの骨格を形成していきます。

(2)地区のまちづくり方針

1)土地利用・市街地整備

住機能と工業機能の調和した土地利用を進めます。

- ・地場産業の維持や、住機能との調和のため、工場アパートなどの工業施設の集約化を検討します。
- ・環境負荷軽減のため、共同配送や荷さばき車両の共同駐車場の整備を検討します。
きめ細かな土地利用計画を策定します。
- ・将来を見据えた積極的な産業再構築等のため、地区の実情に合わせたきめ細かな土地利用計画を検討していきます。
地区に貢献する周辺と調和した建築物を誘導します。
- ・高層ビルや大規模建築物が周辺環境と調和するとともに、オープンスペースの確保等により地区に貢献するよう、地区計画等のまちづくり制度を活用していきます。
良好な住宅地の保全、形成を図ります。
- ・北町、中町、南町、弘方町、市谷砂土原町は、良好な住宅地として保全を進めます。保全にあたっては、地区計画等の活用により、敷地の細分化防止、用途の規制、緑化の推進などを検討していきます。
- ・マンション等で一定規模以上の建築計画に対しては、住戸面積の最低規模や駐車場の附置、緑化の義務づけなどを行い、良好な住環境の形成を誘導していきます。
神楽坂地区の風情を活かしたまちづくりを進めます。
- ・神楽坂周辺地区は、風情のある路地や坂などの文化的、歴史的資源を活かしながら、地区の防災に考慮し、良好なまちなみを保全、誘導していきます。
子育てしやすい住環境の整備を進めます。
- ・保育園や児童館等の育児支援施設の充実により、子育てしやすい環境整備を進めます。

2)道路・交通

地区内交通の円滑化を図ります。

- ・生活道路への自動車の通過交通を抑制するため、幹線道路の整備を推進するとともに、コミュニティ道路等による通過交通車両の流入規制について検討を進めます。
- ・路上駐車車両による交通渋滞を緩和するため、商業施設に対し、荷さばき駐車場の設置や駐車場の整備を誘導していきます。
快適な歩行者空間の確保、整備を進めます。
- ・歩行者の安全を確保するため、道路の状況に応じて、歩車道の分離、歩道空間の確保を図ります。
- ・建物の更新時に、建築主にセットバックやオープンスペースの提供等の協力を求めるなどし、連続した歩道状空地の確保を図ります。
- ・外掘通りは、歩行系幹線道として歩きたくなる歩行者空間の充実及びみどりの創出等を進めます。
駅周辺における自転車駐車場の整備を進めます。
- ・駅周辺に自転車駐車場を整備するよう、鉄道事業者等に要請していきます。
地区のニーズを踏まえた都市計画道路の整備を進めます。
- ・地区住民と意見交換会等を行いながら、地区のニーズを踏まえて、大久保通り等の都市計画道路の整備を行っていきます。
未整備の都市計画道路内敷地の暫定的な利用の検討を進めます。
- ・未整備の都市計画道路内の敷地については、敷地の広場的利用や自転車駐車場利用等の暫定利用についての検討を進めます。

商工観光振興等の観点から、地区の回遊性及び利便性の向上を図ります。

- ・地区の回遊性、利便性を高めるしくみとして、また、バリアフリーや商工観光を振興するための移動の手段として、コミュニティバス等の公共交通の導入を検討していきます。

魅力的な買い物をしやすい商業地としての活性化に向けた施設整備を行います。

- ・魅力的で買い物しやすい商業空間の形成のため、歩道の拡幅やベンチ等の休憩設備の設置、自転車駐車場の整備等により、魅力的な商業地の形成を進めます。

3)安全・安心まちづくり

地域危険度の高い地域、木造住宅密集地域等の防災機能の強化を進めます。

- ・地区の防災機能を高めるため、建築物の不燃化や耐震化、避難所の充実、細街路の解消、延焼遮断帯による避難経路の確保等を進めます。また、防衛省等の大規模敷地について、災害時の避難の場所としての提供を要請していきます。

- ・南榎町などの細街路の多い地区は、災害時の消火活動・避難や日常生活のサービス等のため道路を主要区画道路として位置づけ、主要区画道路の整備により防災活動等の向上を図ります。

地区の防犯機能を強化します。

- ・地区の防犯機能を高めるために、地区内での防犯カメラ設備等の設置を検討します。

4)みどり・公園

水とみどりを楽しむための施設の整備を進めます。

- ・外濠と神田川の遊歩道の整備、緑化、景観整備等を進めます。また、外濠の土手等は積極的な緑化とともに、親水空間としての利用を検討します。

住民等との協働による緑化を推進します。

- ・矢来町公園周辺は、地区住民の協力を得ながら、公園を核として緑化を進めていきます。
- ・まちに潤いを創出するため、地区の資産である坂道や寺社のみどりの保全、緑化を誘導していきます。

利用者のニーズを踏まえた公園等のみどりの整備を推進します。

- ・地区住民のニーズを踏まえて、身近な公園や街路樹等を整備します。
- ・区民、NPO、ボランティア等の参加による、みどりの空間の整備、管理をサポートしていくしくみづくりを進めます。

公園及び緑地の整備を推進します。

- ・地区の核となる公園の整備を検討するとともに、公園の再整備や寺社等の公園的空間の活用など、みどりの空間の充実を図っていきます。また、子どもが楽しく遊べる公園、緑地の整備を進めます。
- ・地区の緑化を進めていくために、一定規模以上の建築計画等に対して、緑化協議を求めるなどし、みどりの充実を図ります。

5)都市アメニティ

景観計画等を活用した景観まちづくりを進めます。

- ・地区の良好な景観形成に向けて、景観計画の策定等を行い、景観施策を推進します。また、新たな魅力ある景観の創出に向けて、道路や宅地の緑化、まちなみに調和した建物の色彩や意匠等の誘導を進めます。

区民等の様々な主体との協働による景観づくりを推進します。

- ・地区の住民や事業者、隣接区など関係する様々な主体との協力により、地区の景観づくりを進めていきます。

神田川の水辺景観の創出を図ります。

- ・開かれた水辺空間の創出のため、神田川上部の首都高速道路の地下化について、関係機関に要請していきます。

歴史的資源を楽しめる景観まちづくりを推進します。

- ・地区の特色である建物、路地やまちなみ景観などの保全や活用を図ります。
- ・地区の歴史的資源の発掘や案内表示板の設置、ホームページへの掲載や情報紙の発行、資源を活かしたイベントを開催することなどにより、地区の資源をまちづくりに活かしていきます。また、旧町名の活用について検討していきます。

回遊性のあるまちづくりを進めます。

- ・寺社等の魅力的な歴史・文化資源を活かしたまちなみをつくり、人の流れを創出し、回遊性のある「面」としての賑わいあふれるまちづくりを行っていきます。
- ・寺社や文化財、坂道など地区の文化的な資産を地区の資源として活用し、地区の魅力の向上を図ります。また、これらの資源を結ぶ散歩道の整備を検討していきます。

人にやさしい生活空間の創出を図ります。

- ・人々が世間話や休憩ができる場として、沿道へのベンチ設置などを検討します。また、段差の少ない歩きやすい道路整備や建物出入口の段差の解消、点字ブロック等の設置など障がい者にも配慮した整備を誘導していきます。

地区住民が住み続けられる住宅の供給を誘導していきます。

- ・地区の住民が継続して住み続けられ、良好な地区のコミュニティを形成できるよう、良質な住宅の供給を誘導していきます。

6) コミュニティ

区民等によるまちづくり活動を支援する体制を充実していきます。

- ・多くの人々がまちづくりに参加できるよう、自治会、商店街、NPO、マンション管理組合等の組織のまちづくり活動を支援していきます。

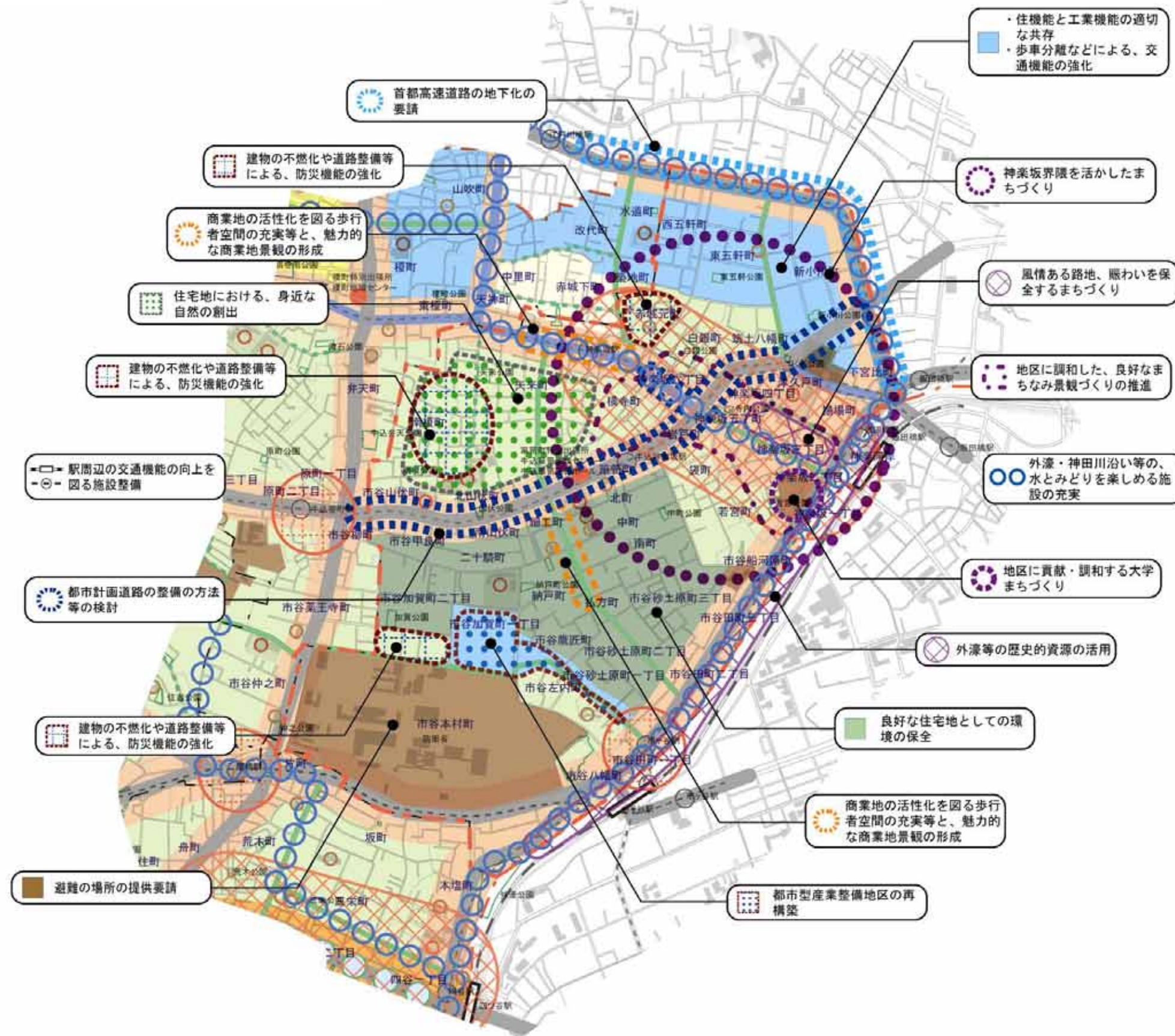
【まちづくりのソフト施策】

* 基本計画等の区の計画や事業への反映を検討する内容のもの及び地区の自主的な活動により進められるもの

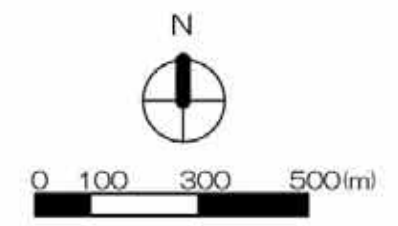
地区の資源とマンパワーを活かしたまちづくりを進めます。

- ・地区住民を中心として、活力ある商業地とするため、若者が魅力を感じることができる業種の導入、青空市などのイベントの開催等を進めます。また、地区ブランド確立の方策を検討していきます。道路整備を活かした商業活性化を図ります。
- ・商店会を中心に商店街の空き店舗をなくすための方策を検討していきます。防災・防犯機能を支えるしくみづくりを検討します。
- ・防災・防犯機能を高めるための住民相互の情報交換や、防災・防犯パトロールの恒常化、災害時における避難困難者の支援体制の確保等を検討していきます。

4. 笹笥地区まちづくり方針図



凡例	
	低中層保全地区
	低中層個別改善地区
	低中層基盤整備地区
	賑わい交流地区
	生活交流地区
	幹線道路沿道整備地区
	都市型産業整備地区
	大規模な公共の施設
	広域幹線道路
	地区幹線道路
	地区内主要道路
	主要区画道路
	歩行系幹線道
	鉄道
	地下鉄
	公園・緑地
	学校
	公共施設
	特別出張所
	地区境界



2 - 3 榎地区まちづくり方針

1 地区の概況

1)人口・世帯

人口の微増に対して、世帯数は区平均を上回る増加率となっています。住民の定住化と単身者や学生等を含めた地区のコミュニティの形成が課題です。

2)土地利用・市街地整備

住・商・工が混在する地区であり、その土地柄を活かした土地利用が必要です。また、近年の幹線道路沿道を中心とした建物の高層化に伴い、周辺部との調和も課題です。

3)道路・交通

都市交通ネットワークの形成のため、未整備の都市計画道路の整備が課題です。また、道路率は区平均を上回っていますが、幹線道路内部の一部の地区では細街路も多く、生活道路の整備が必要です。

4)安全・安心

地区内に残る木造密集地域や地域危険度の高い地域の防災性の向上が課題です。また、区平均より不燃系建物の割合が下回っており、幹線道路沿道を中心とした不燃化も必要です。

5)みどり・公園

住民一人当たりの公園面積が区平均を大きく下回っており、公園の適正な配置と量的整備が必要です。また、緑被率も減少傾向にあり、地区全体での緑化の推進が課題です。

6)都市アメニティ・コミュニティ

地区の歴史・文化資源を活用したまちづくりが必要です。また、まちの賑わいのため、多様な主体と連携したまちづくりを考えていくことも必要です。

2 地区の将来像

今も昔も文化と活力のあるまち 早稲田

【まちづくりの目標】

安全・安心のまちづくり

地区の都市再開発、道路整備計画等を地区住民と行政が共に考え、地区住民の安全な生活環境を確保するとともに、高齢者、子どもなどに配慮した歩行者優先の安全・安心のまちを目指します。

活力ある地区づくり

地区に長く住み続けている住民と地区に新たに住みはじめる住民たちとが協力しあい、新しい時代のコミュニケーションを創造することのできる、活力ある地区を目指します。

循環型社会を配慮した快適な暮らしができるまちづくり

地区住民相互の思いやりの心を大切に、ルールやマナーを守り、地球環境や都市環境に配慮したみどりと潤いのある循環型の快適な暮らしができるまちを目指します。

歴史と文化を活かしたまちづくり

地区に数多く点在する歴史・文化資源を活かしたまちづくりを目指します。

3 まちづくりの方針

(1)都市の骨格に関するまちづくり方針

早稲田駅周辺及び牛込柳町駅周辺を「生活交流の心」と位置づけ、日常の生活圏の核として、歩道の拡幅、自転車駐車場の整備等を進め、商店街等により賑わいが創出され、生活者にとって利便性の高い魅力ある拠点に誘導していきます。

神田川の水とみどりを、「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができ、連続したみどりの骨格として形成していきます。

(2)地区のまちづくり方針

1)土地利用・市街地整備

幹線道路の整備・拡幅時における総合的なまちづくりを推進します。

- ・ 幹線道路の整備や拡幅にあたっては、商店街の賑わい、良好な地区のコミュニティを形成・維持できるように配慮し、沿道部から周辺部も併せた総合的なまちづくりの推進を検討していきます。

地場産業や商店街を活かし、住機能と共存できるまちづくりを進めます。

- ・ 出版・印刷業などの地場産業や、既存の商店街などを活かしたまちづくりを進めるとともに、住機能との共存を図ります。

住宅地における良好な住環境を整備します。

- ・ マンション等の一定規模以上の建築計画に対して、住戸面積の最低規模や駐車場の附置、緑化の義務づけなどを行い、良好な住環境の形成を誘導していきます。

2)道路・交通

都市計画道路の整備を促進します。

- ・ 都市交通ネットワークの形成のため、環状第3号線、環状第4号線や大久保通りなどの都市計画道路の整備を促進します。また、都市計画道路の整備に際しては地区住民への事前説明や意見交換会などを実施し、商店街への影響や地区のコミュニティに配慮した整備を行います。

駐車場の整備を進めます。

- ・ 駅や集客施設への駐車場の整備について、関係機関の協力を得ながら検討を行います。

円滑な地区内交通機能の向上を図ります。

- ・ 建物更新時に地権者等の合意を得ながら、建物のセットバック等により細街路の整備を進めます。公共交通機関の充実を図ります。

- ・ 江戸川橋から四谷三丁目の南北を結ぶ公共交通機関の運行について、関係機関の協力を得ながら検討を進めます。

安心して歩ける道路の整備を進めます。

- ・ 道路の整備にあたっては、案内板サインの設置や歩道を確保するなど、誰にも優しく安全・安心なユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めます。
- ・ 人通りの多い駅前周辺は、歩道を拡幅するなど安心して歩ける歩行者空間の確保に努めます。

3)安全・安心まちづくり

避難所等の耐震化を推進します。

- ・避難所等の災害時の拠点となる施設の耐震状況を確認し、状況に応じて施設の耐震化を進めます。集中豪雨等の水害対策の取組みを強化します。
- ・集中豪雨などによる都市型水害の防止のため、河川改修や下水道整備を推進するとともに、道路に透水性の高い舗装材を使用するなどし、整備を進めていきます。
地域危険度の高い地域、木造住宅密集地域等の防災機能の強化を進めます。
- ・赤城下町、市谷柳町、市谷薬王寺町、原町、弁天町の周辺地区は、消防車の進入が困難な細街路が多いなど防災上の課題があるため、東京都条例の新防火地域の指定の検討や生活道路の拡幅、建物の共同建替えの誘導などにより、総合的な防災まちづくりを推進します。
燃え広がらないまちづくりを推進します。
- ・幹線道路沿道は、耐火建築物による延焼遮断帯の形成を誘導し、燃え広がらないまちづくりを推進するとともに、安全な避難経路の確保に努めます。

4)みどり・公園

まちの緑化を推進します。

- ・条例等により一定規模以上の建物に対しては、建物の屋上や壁面、公開空地などの緑化を誘導します。
- ・地区の資源である坂道や寺社にみどりの整備を誘導するとともに、宅地におけるのみどりの充実を図ります。
公園の再整備等によるみどりの充実を図ります。
- ・地区の核となる公園の整備を検討するとともに、既存公園の再整備や寺社等の公園的空間の活用など、みどりの空間の充実を図っていきます。

5)都市アメニティ

歴史・文化資源を活かしたまちづくりを進めます。

- ・坂道や寺社等の魅力的な歴史・文化資源を活かしたまちなみの形成を図ります。また、これらの資源を結び、人が散策できるような散歩道の設定やサイン整備、歩きやすいみちづくりを検討していきます。
快適な暮らしづくりを進めます。
- ・快適で良好な住環境の整備に向けて、騒音対策や放置自転車対策等について検討を進めます。
幹線道路沿いの景観の整備を進めます。
- ・早稲田通り等の幹線道路沿道の良好な景観づくりを進めるため、地区計画等のまちづくり制度の活用を検討していきます。

6)コミュニティ

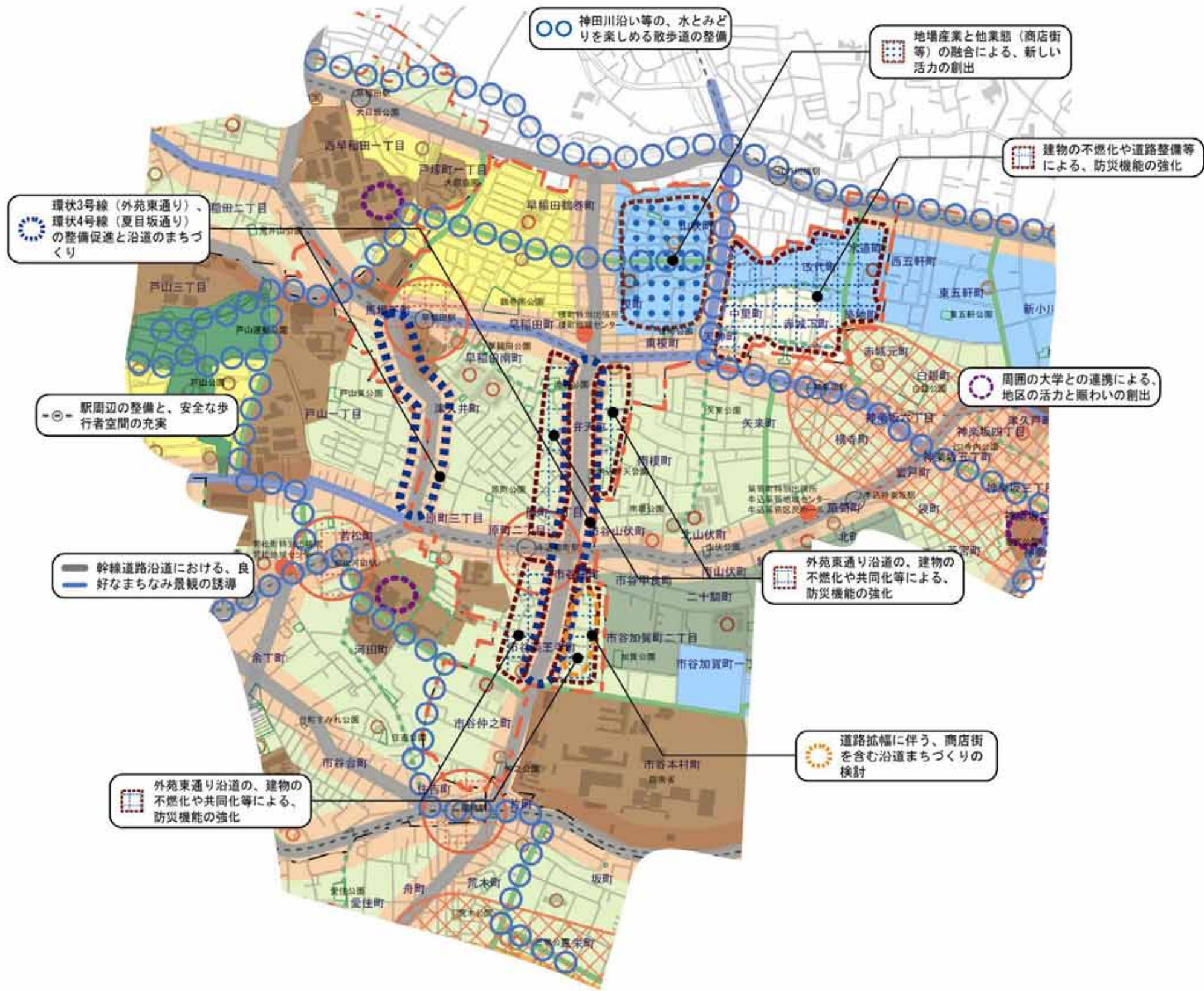
多様な主体と連携したまちづくりを進めます。

- ・区民、事業者、NPO、大学等の教育機関等と連携して、地区の知恵と活力をいかした賑わいのあるまちづくりを進めます。また、地区住民等のまちづくり活動への参加を促します。

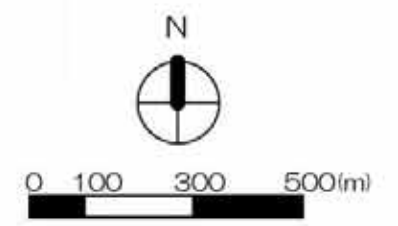
【まちづくりのソフト施策】

- * 基本計画等の区の計画や事業への反映を検討する内容のもの及び地区の自主的な活動により進められるもの
活力ある地区のまちづくりを進めます。
- ・地区の地域性、歴史を考慮して、居住者と商店街がともに活力ある地区のまちづくりを進めていきます。
区民への情報周知の体制を充実します。
- ・災害時の避難所や情報網、崖地など災害に関する情報の地区住民への周知の体制を充実していきます。

4. 榎地区まちづくり方針図



凡例	
	低中層個別改善地区
	低中層基盤整備地区
	中高層住宅整備地区
	賑わい交流地区
	生活交流地区
	幹線道路沿道整備地区
	都市型産業整備地区
	大規模な公共的施設
	広域幹線道路
	地区幹線道路
	地区内主要道路
	主要区画道路
	歩行系幹線道
	鉄道
	地下鉄
	公園・緑地
	学校
	公共施設
	特別出張所
	地区境界



2 - 4 若松地区まちづくり方針

1 地区の概況

1)人口・世帯

人口の微増に対して、世帯数は1割程度の増加となっています。今後は、世帯構成人員を維持しながらの住民の定住化が必要です。

2)土地利用・市街地整備

住居系の土地利用や大規模公共的施設を中心に地区が形成されており、業務商業系の土地利用の少ない地区です。近年の建物の高層化に伴い、周辺部との調和と商業機能の維持も課題です。

3)道路・交通

都市交通ネットワークの形成のため、未整備の都市計画道路の整備と地下鉄開設に伴う駅周辺の整備が課題です。また、道路率は区内では最も低いため、生活道路の整備が課題です。

4)安全・安心

地区内に残る密集地域等を中心に防災性の向上が課題です。併せて、避難所周辺の防災化と、災害時の避難対策も課題です。

5)みどり・公園

大規模公園がありますが、住民一人当たりの公園面積は区平均を下回っており、公園の適正な配置と量的整備が必要です。また、緑被率は微増傾向です。

6)都市アメニティ・コミュニティ

快適性の向上のため、地区の歴史・文化資源や文化施設等を活用したまちづくりが必要です。

2 地区の将来像

誰にもやさしい元気のあるまち

【まちづくりの目標】

元気のあるまちをキーワードに、誰もが集まり交流しやすい拠点や、そこへ至るみちが整備され、暮らしやすい安全なまちづくりを進めるため、次の3つの目標を掲げます。

人々が集まり交流するまちづくり

地域センター、福祉・医療施設や公園・スポーツ施設など多様な拠点施設に恵まれた地区の特性を活かし、商店の活性化や誰もが利用しやすい施設の整備など、人々が活発に集まり交流するまちの形成を目指します。

活力ある誰もが行き来しやすいみちづくり

副都心新宿の一画をなす住・商・業務の複合したまちとしての利便性の向上、生活重視の視点から商店街の活性化、幹線道路や生活道路の歩行者空間の充実などを目指します。

安全で暮らしやすいまちづくり

高層建築物と周辺のまちなみとの調和、住宅地の防災性能の向上など安全で暮らしやすい住環境の再生を目指します。

3 まちづくりの方針

(1)都市の骨格に関するまちづくり方針

若松河田駅、若松地域センター周辺を「生活交流の心」と位置づけ、環状第4号線の整備に併せて日常の生活圏の核として、歩道の拡幅、自転車駐車場の整備等を進め、商店街等により賑わいが創出され、生活者にとって利便性の高い魅力ある拠点に誘導していきます。また、オープンスペースを整備するなど人の憩い場や交流する場の充実を図り、活気あふれたまちとして整備を進めます。戸山周辺を「生活交流の心」と位置づけ、地下鉄副都心線 の西早稲田駅開設に併せ、戸山周辺の生活拠点として、周辺の教育機関と連携し、活力あるみどり豊かで歩きたくなるまちづくりを進めていきます。

明治通りを「賑わい交流軸」と位置づけ、魅力ある業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や良好な景観を創出して、「歩きたくなるまち新宿」を実現していきます。

明治通りを「風のみち(みどりの回廊)」と位置づけ、街路樹の配置や沿道の建物の緑化を進め、快適な環境形成を進めていきます。また、新宿のみどりの骨格として戸山公園を「七つの都市の森」の1つに位置づけ、みどりの保全と充実を進めていきます。

(2)地区のまちづくり方針

1)土地利用・市街地整備

大規模施設跡地の有効活用を図ります。

- ・移転予定の法務省敷地の跡地利用については、公園機能を確保するなど地区の住環境の向上に資する計画を進めるよう、関係機関に要請していきます。
- ・公共施設跡地利用にあたっては、地区に配慮しながら、有効な跡地利用の検討を進めていきます。周辺の住環境と調和したまちなみの形成を図ります。
- ・低中層住宅地との調和を図るため、防災性や景観の向上に資する地区に貢献する中高層集合住宅の検討を進め、適正な立地を誘導していきます。
- ・地区計画 等のまちづくり制度を活用して、地区の特性にあった住環境と調和したまちなみ形成を図るためのルールづくりを進めていきます。
環状第4号線の整備に伴う沿道のまちづくりを進めます。
- ・環状第4号線の整備にあたっては、道路整備後も商店街の活気が維持できるよう、沿道建築物の低層部分を商業用途にするなどのルールづくりを検討していきます。また、周辺の公有地の活用や市街地再開発事業 等による、公園・緑地空間の創出を進めます。

2)道路・交通

住環境に配慮した幹線道路の整備を進めます。

- ・都市交通ネットワーク形成のために都市計画道路等の幹線道路の整備を促進するとともに、延焼遮断帯 を形成し防災機能の確保を図ります。また、幹線道路の整備にあたっては、歩行者空間の充実等による地区分断への配慮をしていきます。

自転車対策の取組みを強化します。

- ・歩行者が走行中の自転車と接触する等の事故が起きないように、道路の幅員等を考慮して自転車走行レーンを設けるなど、自転車と歩行者の共存について検討していきます。また、駅周辺での駐輪対策として、駅周辺への自転車駐車場の整備等を鉄道事業者に要請していきます。

誰にもやさしい歩道の整備を進めます。

- ・道路の改修等の機会を捉え、道路の無電柱化や歩道の段差解消を進めるなど、誰もが歩きやすい歩行者空間の整備を行います。また、歩道の幅員に応じてベンチの設置等を検討していきます。
- ・地区には、医療・福祉施設が数多く立地しており、地区住民、事業者等の協力のもと、安全で使いやすいやさしいみちづくりを進めます。歩道の段差の解消、誘導ブロックの整備、分かりやすいサインの設置などを進めていきます。

歩行系幹線道の整備を促進します。

- ・女子医大通り、箱根山通りや戸山公園内等の歩行系幹線道は、歩行者空間の充実を図るなど安全な歩きたくなるみちづくりを進めます。大規模建築物に対する歩行者空間等の提供を要請していきます。
- ・マンション等大規模建築物計画に対しては、接道部分のセットバック や道路提供を要請するなど、実質的な道路空間の整備を誘導していきます。また、併せて、敷地内の緑地を広場として開放することを要請していきます。

3)安全・安心まちづくり

住宅地の防災性の向上を図ります。

- ・老朽木造建築物については、耐火建築物等への建替えを誘導し、まちの不燃化を進めていきます。細街路 等の改善により、まちの防災機能の向上を図ります。
- ・消防車が入れないなど問題のある細街路 については、電柱の宅地内への移設、建替え時の壁面後退による道路空間の確保、交差点部分の隅切りの設置等により道路の有効幅員の確保に努め、消防車等の緊急車両の進入できる市街地整備を進め、まちの防災機能の向上を図ります。
- ・木造密集地域 においては、災害時の消火活動・避難や日常生活のサービス等のため道路を主要区画道路として位置づけ、主要区画道路の整備により防災活動等の向上を図っていきます。区民主体の防災まちづくりを進めていきます。
- ・富久町地区においては、市街地再開発事業 等により、地区の不燃化の促進とともに、防災性に配慮した公園整備を進めていきます。
- ・地区住民への防災意識の啓発を進めるとともに、住民主体の取組みによって、建物の不燃化や耐震化、ブロック塀の生け垣化などの防災まちづくりを進めていきます。避難所の防災設備の充実を図ります。
- ・広域避難場所 へ至るまでの避難所などの身近な避難施設の耐震化を進めるとともに、簡易トイレ等の設備の充実を図ります。避難経路の確保と燃え広がらないまちづくりを進めます。
- ・災害時の広域避難場所 への安全な避難経路としての歩行者空間の充実とともに、延焼遮断帯 の形成や周辺地域の不燃化により、燃え広がらないまちづくりを進めます。

4)みどり・公園

大規模公園のみどりの充実を図ります。

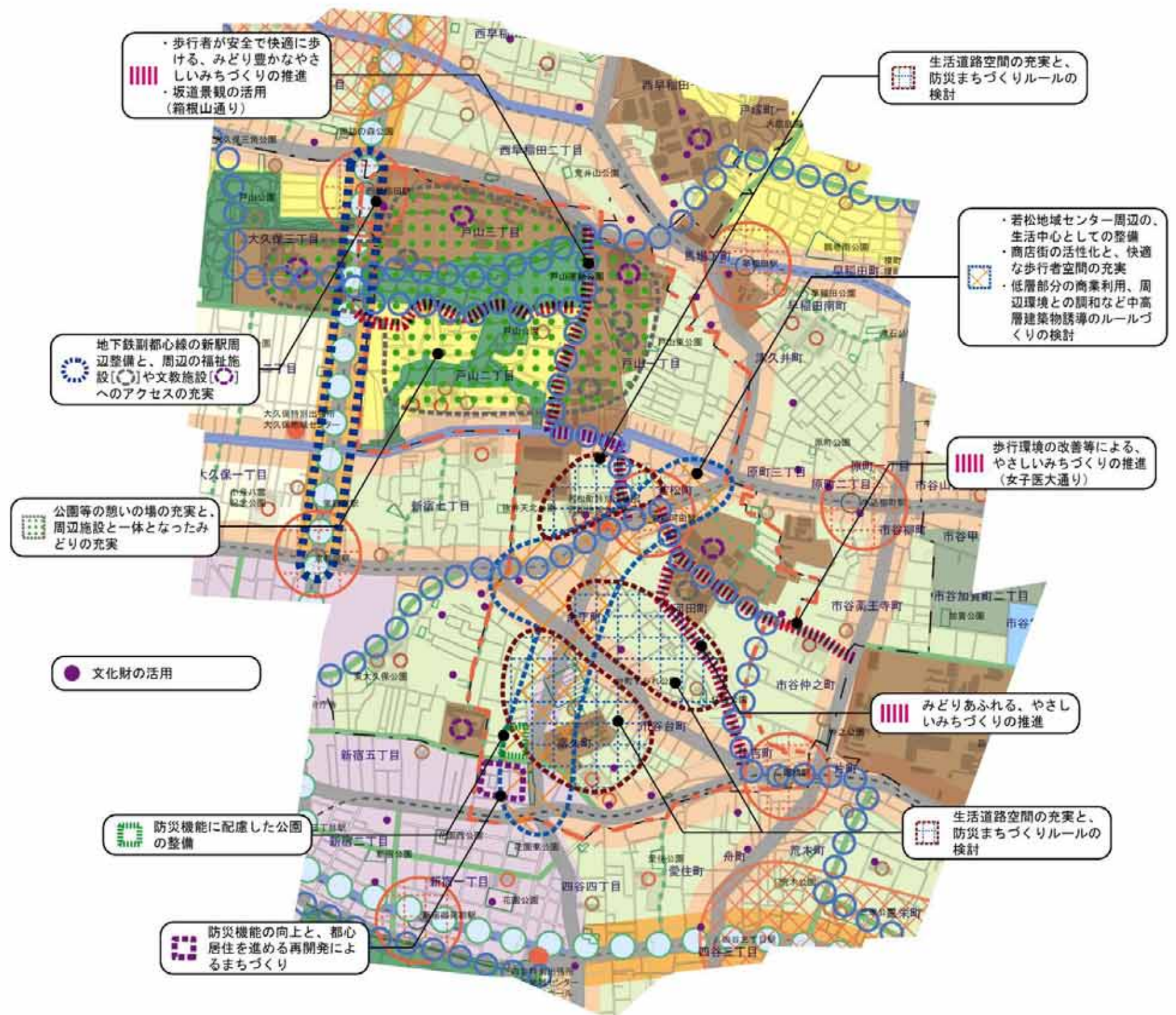
- ・戸山公園は、スポーツ・レクリエーションの場、憩いの場としてみどりの充実を図るとともに、周辺施設と一体的に緑地を保全し、生物の生息できる環境の充実を図ります。
利用者の声を反映した公園の整備・管理を進めます。
- ・公園の整備にあたっては、利用者のニーズを把握し、地区の実情にあった公園の整備を進めます。
また、地区住民等による公園管理のしくみについて検討を進めていきます。
人々が集まり交流できる憩いの広場づくりに取り組めます。
- ・公共施設や道路沿いの小さな空地を活用し、植栽やベンチの設置などを行い、地区ぐるみで憩いの広場づくりに取り組んでいきます。また、広場の整備にあたっては、防災設備の設置、防火貯水槽の埋設等により防災機能の充実を図っていきます。

5)都市アメニティ

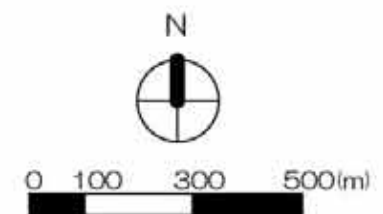
安全に利用しやすい施設の整備を推進します。

- ・地区には医療や福祉、障がい者施設が数多く立地しており、これらの施設及び施設周辺のバリアフリー化を推進します。
歴史・文化的資源を活用したまちづくりを進めます。
- ・小笠原邸等の地区の歴史・文化的資源等を活用し、これらの資源等を巡るルートの設定やサイン整備、散策路の整備を検討していきます。
坂道や生活道路の沿道等の良好な景観づくりを検討していきます。
- ・良好な景観形成に向けて、生活道路や坂道などの無電柱化について検討していきます。
- ・坂道については、案内板の充実、手すりの設置など安全施設の充実を図ります。また、地区住民による坂道固有の景観をいかした、眺望ポイント等の発見に取り組めます。

4. 若松地区まちづくり方針図



凡例	
[Light Green Box]	低中層個別改善地区
[Yellow Box]	中高層住宅整備地区
[Purple Box]	都心居住推進地区
[Dotted Line]	生活交流地区
[Orange Box]	賑わい交流骨格整備地区
[Brown Box]	幹線道路沿道整備地区
[Green Box]	大規模な公園
[Brown Box]	大規模な公共的施設
[Grey Box]	広域幹線道路
[Blue Box]	地区幹線道路
[Green Box]	地区内主要道路
[Dotted Line]	主要区画道路
[Green Circle]	風のみち(みどりの回廊)
[Blue Circle]	歩行系幹線道
[Black Line]	鉄道
[Black Circle]	地下鉄
[Green Box]	公園・緑地
[Red Circle]	学校
[Orange Circle]	公共施設
[Red Circle]	特別出張所
[Dashed Line]	地区境界



2 - 5 大久保地区まちづくり方針

1 地区の概況

1)人口・世帯

人口・世帯数ともに区内で最も多い地区ですが、今後も定住人口の維持が必要です。また、外国人居住者も多いため、多文化共生のための地区のコミュニティの形成が課題です。

2)土地利用・市街地整備

住・商・公共が混在した地区であるため、地区の特性を活かした土地利用が必要です。大規模施設跡地等の活用に伴う適正な土地利用や、近年の建物の高層化に伴う周辺部との調和も課題です。

3)道路・交通

都市交通ネットワークの形成のため、未整備の都市計画道路の整備と地下鉄開設に伴う駅周辺の整備が課題です。また、道路率は区平均を下回っており、生活道路の整備も課題です。

4)安全・安心

地区内に残る木造密集地域等を中心に防災性の向上が課題です。また、広域避難場所とその周辺部に関しては、不燃化の促進と防災拠点としての機能強化が必要です。

5)みどり・公園

大規模公園がありますが、住民一人当たりの公園面積が区平均を下回っており、公園の適正な配置と量的整備が必要となります。また、緑被率は微増傾向です。

6)都市アメニティ・コミュニティ

多くの外国籍区民が生活していることより、多文化共生のまちづくりが必要です。

2 地区の将来像

つつじのさと 大久保 - 人にやさしい多文化共生のまち -

【まちづくりの目標】

江戸時代後期から昭和初期にかけて、つつじの名所として広く知られていながら、宅地化や戦災などにより姿を消した「大久保つつじ」を「もう一度、大久保の地に」という地区の思いをまちづくりに活かし、「つつじのさと」としての魅力づくりを進めていきます。

外国人を含むすべての地区住民が人へのやさしさや思いやりを持ち、相互理解に努める中で人にやさしい多文化共生のあるべき姿を求め、まちづくりを進めていきます。

子どもからお年寄りまで、すべての地区住民の安全・安心な暮らしを守るため、地区ぐるみで課題に取り組む、まちづくりを進めていきます。

3 まちづくりの方針

(1)都市の骨格に関するまちづくり方針

明治通りを「賑わい交流軸」と位置づけ、魅力ある業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や良好な景観を創出して、「歩きたくなるまち新宿」を実現していきます。大久保駅及び新大久保駅周辺を「生活交流の心」と位置づけ、住機能と近接する地区の生活中心として、両駅を結ぶ商店街において、歩道やオープンスペースなどの整備を進め個性的で魅力ある買物・歩行者空間の創造を図っていきます。また、駅前には人が集れる空間を確保するなど、商業空間にふさわしい環境整備を進めます。

地下鉄副都心線 の東新宿駅、西早稲田駅を「生活交流の心」として位置づけ、駅周辺の整備を行うとともに、生活者にとって利便性の高い魅力ある地区の新たな拠点となるよう誘導していきます。

明治通りを「風のみち(みどりの回廊)」と位置づけ、街路樹の配置や沿道の建物の緑化を進め、快適な環境形成を進めていきます。また、新宿のみどりの骨格として戸山公園を「七つの都市の森」の1つに位置づけ、みどりの保全と充実を進めていきます。

(2)地区のまちづくり方針

1)土地利用・市街地整備

大規模施設跡地等の有効利用を図ります。

- ・学校等の施設跡地には、地区の状況にあった有効活用の検討を行います。また、公共施設跡地等のまちづくりの際には、防災性の向上と併せて、戸山公園と一体的になった地区のコミュニティの場や、地区活動の拠点となる施設の設置の検討を行います。
- ・事業者の移転等により生じた大規模施設跡地については、住居を中心に業務商業等の多様な機能を集積した土地利用を図り、都心居住に賑わいを持ち合わせた魅力あるまちづくりを誘導していきます。また、開発の際には、地区の防災等の視点からオープンスペース等の提供を要請していきます。

2)道路・交通

都市交通の円滑化のための都市計画道路の整備を促進します。

- ・都市交通ネットワークの形成のため、東西方向の幹線道路である補助第74号線の整備を促進し、大久保通り等への通過交通の流入を抑制していきます。
- ・明治通り、小滝橋通り等の幹線道路以外の南北方向の道路は幅員が狭いため、防災上及び、内部市街地への通過交通流入等の課題を解消するよう、補助第72号線の整備を早期に進めます。安全で魅力ある歩行者空間の整備を促進します。
- ・補助第74号線等の広幅員の幹線道路においては、歩行者空間の充実、歩行者と自転車の通行帯の区分など、歩行者が安心して歩ける道路整備を検討していきます。
- ・地区内主要道路である補助第72号線等は、歩行者空間の充実や緑化、街路灯の設置などにより、安全で魅力ある歩行者空間の形成を図ります。
- ・戸山公園内等で位置づけられている歩行系幹線道については、歩行者空間の充実を図るなど安全な歩きたくなるまちづくりを進めます。

地区内の利便性及び災害時の安全性の向上を図ります。

- ・地区内の交通利便性を高めるため、高齢者や障がい者等も容易に地区内外を移動できる手段として、東西方向を結ぶコミュニティバス等の公共交通の導入を検討します。
 - ・災害時の消火・避難、日常生活サービス等を担う生活道路を主要区画道路と位置づけ、主要区画道路の整備及び道路の無電柱化を進めていくとともに、交通規制等による安全対策を検討していきます。
- 駅周辺整備と併せて、自転車駐車場の整備を促進します。
- ・JR新大久保駅の建替えや地下鉄副都心線の東新宿駅・西早稲田駅の開設と併せた駅前周辺整備とともに、鉄道事業者の協力を得ながら自転車駐車場の確保を要請していきます。また、違法駐輪については、関係機関と取締り等の対策について検討を進めていきます。

3)安全・安心まちづくり

避難場所の安全性の向上を図ります。

- ・防災拠点としての機能強化を図るため、百人町三丁目、戸山公園一帯は、緊急時に速やかに逃げ込むことのできる広域避難場所として、周辺部と併せて不燃化を促進していきます。
 - ・まちの不燃化を促進するとともに、避難所や広域避難場所へ円滑に避難できるよう、安全な避難経路の確保に努めます。
- 防災まちづくりを推進します。
- ・百人町一・二丁目及び大久保一・二丁目については、防災性を図るために木造住宅等の共同化や不燃化を促進します。さらに、道路基盤の整備を充実させるとともに歩行者空間の充実を図っていきます。
 - ・木造密集地域等では、消防水利や消火器設置等による防災性の向上や、防災機能の強化のために地区計画等のまちづくり制度の活用を検討していきます。

4)みどり・公園

つつじを活かしたみどりのまちづくりを推進します。

- ・地区内の公共施設や公園等を中心に、つつじを植えるなどし、「大久保つつじ」を活かしたみどりのまちづくりを進めます。商店街においても、つつじを活かした魅力づくりに取組みます。
- 大規模公園を核としたみどりの充実を図ります。
- ・地区の潤いあるみどりの充実を図るため、戸山公園を核として、周辺の教育機関との連携による活力あるみどりのまちづくりの検討を進めていきます。
- 利用者の意見を反映した公園づくりを進めます。
- ・公園の再整備にあたっては、利用者のニーズを把握し、地区の実情にあった公園の整備を進めます。また、適正な公園管理を行うため、地区住民と区との連携や情報交換に積極的に取組みます。

5)都市アメニティ

文化活動の拠点を育成していきます。

- ・文化センター等の文化施設をいかし、周辺に文化的施設の立地を誘導して文化活動の拠点として育成していきます。

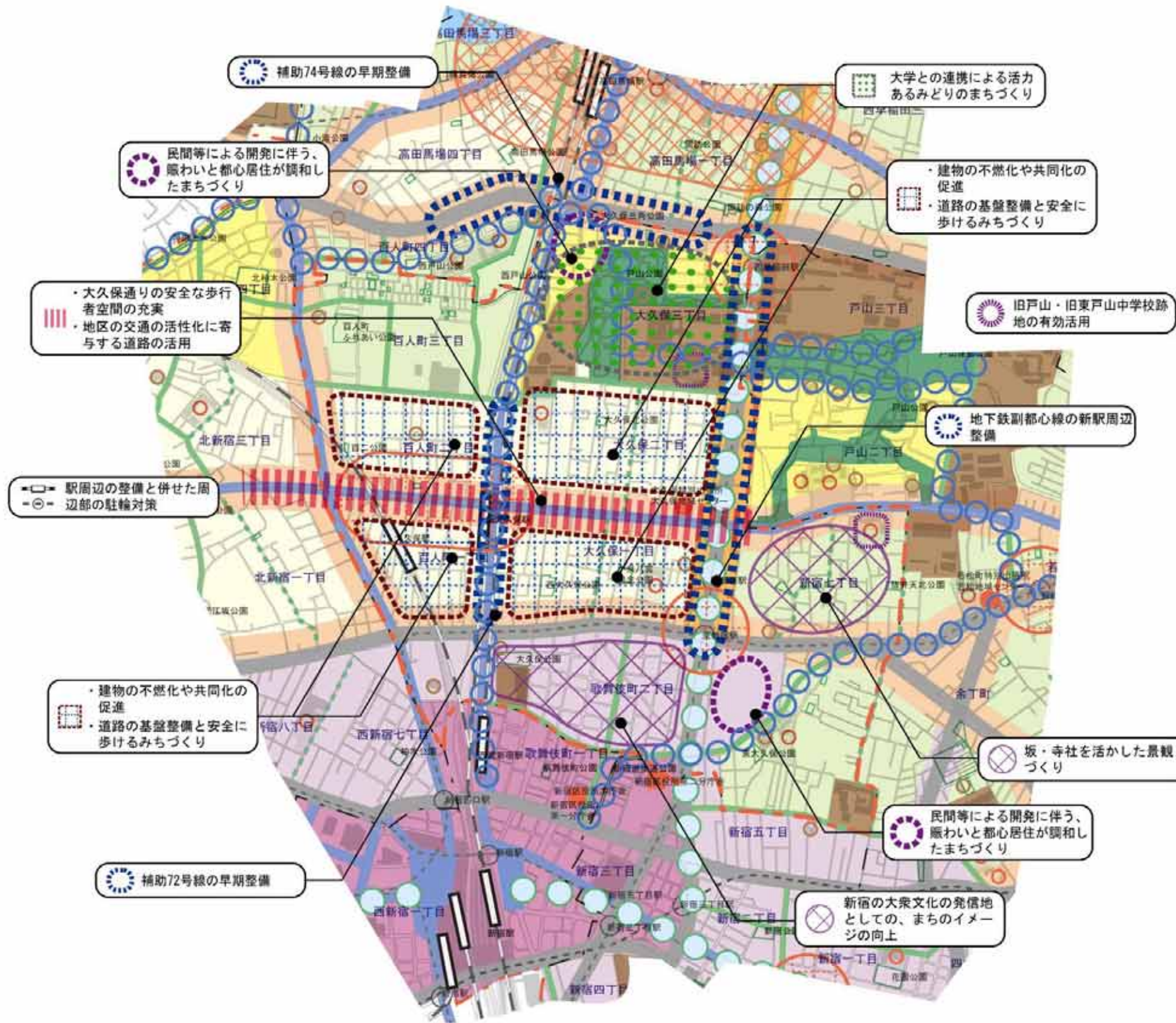
まちの文化・歴史的資源を活かしたまちづくりを推進します。

- ・地区の文化・歴史的資源を活用し、その資源を巡る散歩道の検討をしていきます。その際にサイン整備とともに、「大久保つつじ」を効果的に用いて、景観的にも魅力あるものとして整備していきます。
 - ・地区の知名度を上げていくため、地区住民を中心に文化財や「大久保つつじ」をはじめとする地区資源を活かしたイベント等の実施を検討していきます。
 - ・地区の資源である坂道や寺社等の情緒あるまちなみを維持していくため、景観まちづくりの検討を行っていきます。
- 大衆文化の発信地としての、イメージの向上を図ります。
- ・歌舞伎町二丁目については、歌舞伎町一丁目と一体的に捉え、「歌舞伎町ルネッサンス」を推進し、新宿が誇る大衆文化の発信地として、歌舞伎町のまちのイメージを高めていきます。

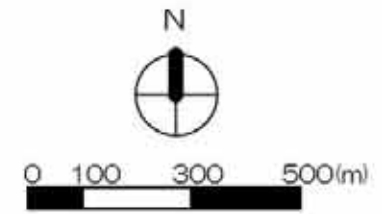
【まちづくりのソフト施策】

- * 基本計画等の区の計画や事業への反映を検討する内容のもの及び地区の自主的な活動により進められるもの
- ホームレス対策を検討します。
- ・地区内に住むホームレスに対する対策を検討していきます。

4. 大久保地区まちづくり方針図



凡 例	
	低中層個別改善地区
	低中層基盤整備地区
	中高層住宅整備地区
	国際的な中枢業務機能拠点地区
	都心居住推進地区
	生活交流地区
	賑わい交流骨格整備地区
	幹線道路沿道整備地区
	大規模な公園
	大規模な公共施設
	広域幹線道路
	地区幹線道路
	地区内主要道路
	主要区画道路
	風のみち(みどりの回廊)
	歩行系幹線道
	鉄道
	地下鉄
	公園・緑地
	学校
	公共施設
	特別出張所
	地区境界



2 - 6 戸塚地区まちづくり方針

1 地区の概況

1)人口・世帯

人口、世帯数はともに区平均の増加率を下回っており、定住人口の確保が必要です。また、単身者や学生等を含めた地区のコミュニティの形成も課題です。

2)土地利用・市街地整備

住居系の土地利用を中心に形成されている地区です。また、区内では公共系土地利用が多い地区です。拠点としての整備と併せて、建物の高層化等の課題も含めた住機能、業務商業機能の調和が必要です。

3)道路・交通

都市交通ネットワークの形成のため、未整備の都市計画道路の整備と地下鉄開設に伴う道路整備が課題です。また、道路率は区平均を上回っていますが、生活道路の整備は必要です。

4)安全・安心

地区内に残る木造密集地域 等を中心に防災性の向上が課題です。また、幹線道路沿道を中心とした不燃化が必要です。

5)みどり・公園

住民一人当たりの公園面積が区平均を下回っており、公園の適正な配置と量的整備が必要です。また、緑被率も減少傾向です。

6)都市アメニティ・コミュニティ

快適性の向上のため、地区の歴史・文化資源を活用した景観まちづくりが必要です。また、まちの活性化のため、大学等と連携したまちづくりを進めていくことも考えられます。

2 地区の将来像

心豊かに集う、文化と福祉と若者のまち

【まちづくりの目標】

高田馬場駅を誰もが利用しやすい駅にし、駅周辺と早稲田通りの沿道を、誰もが楽しめる魅力的で安全な商業空間に整備することを目指します。

古くからの学生のまちである特色を活かし、大学等と連携を強化し、若者の集まる活気あるまちを目指します。

歴史と文化のまちを活かして、歴史・文化資源の掘り起こしや文化環境づくりを進め、みどりの多い品格のあるまちを目指します。

福祉のまちの特色を活かし、障がい者、高齢者、子どもなど誰にでも住み良い、潤いのある安全・安心のまちを目指します。

3 まちづくりの方針

(1)都市の骨格に関するまちづくり方針

高田馬場駅周辺を「賑わい交流の心」と位置づけ、業務商業と都心居住が調和した、また、まちのバリアフリー化などにより快適な歩行者空間や景観を備えた、賑わいのある魅力を持ったまちに誘導していきます。

明治通りを「賑わい交流軸」と位置づけ、歩いて魅力ある業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や良好な景観を創出して、「歩きたくなる新宿」を実現していきます。併せて、明治通りを「風のみち(みどりの回廊)」と位置づけ、街路樹の設置や沿道建物の緑化を進め、快適な環境形成を進めていきます。

神田川は新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることが出来る連続したみどりの骨格として形成していきます。

新宿のみどりの骨格として早稲田大学周辺を「七つの都市の森」の1つに位置づけ、みどりの保全と充実を進めていきます。

(2)地区のまちづくり方針

1)土地利用・市街地整備

早稲田通り沿道を戸塚地区における、重要な賑わいの路線として整備を進めます。

- ・早稲田通り沿道の商業集積を賑わいの路線として、利用者に快適な買い物空間と連続性をもつ活気あるまちづくりを進めます。

住宅街と商業地の調和したまちづくりを進めます。

- ・早稲田通りを魅力的な商業空間として整備するとともに、後背地に立地する良好な住宅地と調和したまちづくりを進めます。

公共施設の跡地の有効活用を図ります。

- ・公共施設の跡地の地区のコミュニティの場としての活用等、利用方法を検討していきます。

2)道路・交通

高田馬場駅及び駅周辺における福祉のまちづくりと賑わいの基盤整備を推進します。

- ・高田馬場駅周辺地区は、福祉施設や障がい者施設の多い地区であるため、まちのバリアフリー化を重点的に推進します。
- ・交通バリアフリー基本構想による整備を進め、高田馬場駅の乗り換えの利便性の向上を図ります。また、早稲田口や戸山口の周辺整備の検討を行います。さらに各駅施設では、ホームの改善やエレベーターの設置などの整備を推進します。
- ・東西線早稲田駅への穴八幡口の新設を事業者に要請していきます。
- ・高田馬場駅をはじめとした鉄道の駅周辺は、鉄道事業者の協力を得て自転車駐車場の整備を進めていきます。
- ・栄通りの混雑緩和を図るための早稲田口への別のアクセスルートを検討します。高田馬場駅周辺の歩行者空間の整備を推進します。
- ・早稲田通りや補助第72号線等の歩道整備やカラー舗装等による歩行者空間の整備を進めます。

楽しく安全に歩ける歩行者空間の充実を図ります。

- ・子どもや高齢者等が楽しめる住宅街の歩行者空間の充実を図ります。また、歩道空間にベンチ等を設置するなど、人にやさしい空間整備を進めます。
- ・都電を活かしたまちづくりを検討していきます。
- ・都電をまちのシンボルとして活かしたまちづくりを検討していきます。

3)安全・安心まちづくり

防災拠点の防災機能の強化や避難所・避難路の整備を図ります。

- ・防災拠点として、戸山公園や学校の充実を図るとともに、避難所の備蓄倉庫の配置、憩いの場としての緑化整備を進めます。
- ・沿道の建物の不燃化を進め、幹線道路から避難所までの主な避難路の整備を進めます。市街地における防災まちづくりを推進します。
- ・建築物の耐震化支援を推進し、地震に強い建築物を誘導するとともに、細街路の拡幅整備を進めます。また、水害対策についても検討を進め、防災性の高いまちづくりを進めます。
- ・高田馬場四丁目等の住宅密集地の安全性の向上に努めていきます。身近な防災拠点、避難ルート確保を図ります。
- ・地区住民、事業者等の協力を得て、近隣や手近な場所にある空間を身近な防災空間として、確保していきます。

4)みどり・公園

水とみどりを親しめる歩行者空間の整備を「河川公園構想」として進めます。

- ・神田川遊歩道の整備を進め、甘泉園等の公園とともに潤いある空間としていきます。また、歩く人がわかりやすい、案内板などを設置していきます。
- ・公園や神田川遊歩道などを、回遊性を持った連続するみどりとして整備することを検討していきます。公園の整備及び改修を進めます。
- ・誰もが安心して遊べ、利用しやすいよう、公園の再整備を行うとともに、誰でも利用できる公衆トイレへの改修など施設の改善を進めていきます。まちの緑化を推進します。
- ・公共施設や大学などの地区に開放される緑地空間としての有効利用を検討します。また、斜面緑地の保全や活用を図ります。
- ・民有地の緑化を推進するための方策を検討するとともに、公有地のみどりを充実していきます。

5)都市アメニティ

高田馬場駅及び駅周辺の良い景観形成を進めます。

- ・高田馬場駅前広場に大樹を植えるなど、高田馬場駅周辺の良好な景観の形成とやすらぎの空間整備について検討を進めます。早稲田通りの良好なまちなみ景観づくりを進めます。
- ・早稲田通りの良好なまちなみ景観づくりを推進するため、置き看板等の屋外広告物の景観整備について検討します。さらに、早稲田通りの高田馬場駅から東側部分については、道路の無電柱化を進めます。

歴史と文化の散歩道の設定と景観整備を推進します。

- ・戸塚地区に点在する歴史・文化資源を掘り起こし、歴史と文化の散歩道としてのルートを検討するとともに、資源の説明やルート等を表示した案内板等の整備を進めます。

6)コミュニティ

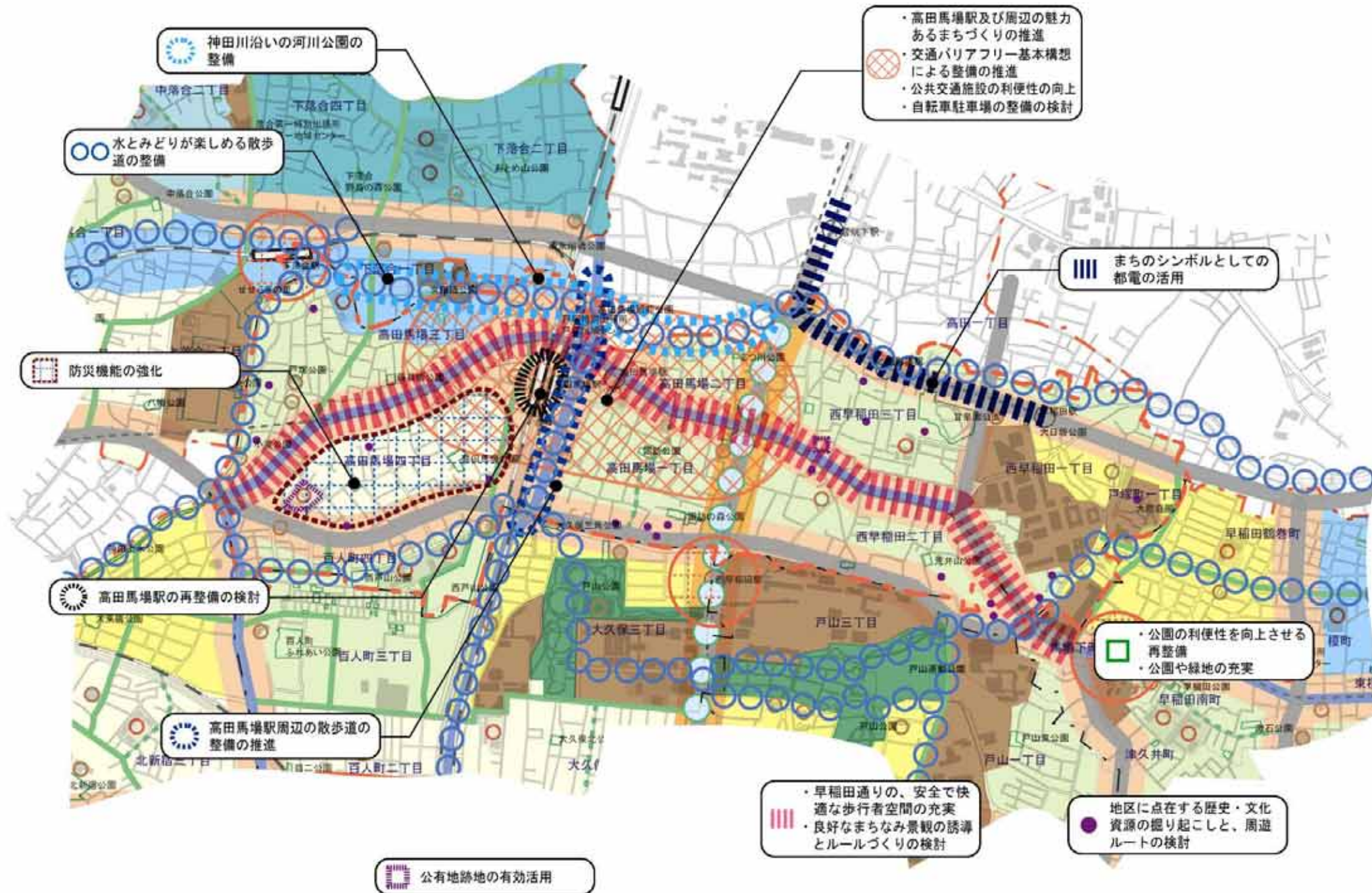
地区のコミュニティの拠点整備を進めます。

- ・地域センター等を地区の文化、コミュニティの拠点として位置づけ、整備していきます。大学等との連携によりまちの活性化を図ります。
- ・地区住民と大学等の教育研究機関との連携により、商店街の活性化や学生街としてのまちづくりを協働で進めていきます。

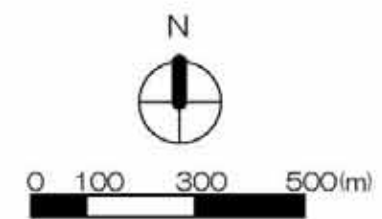
【まちづくりのソフト施策等】

- *基本計画等の区の計画や事業への反映を検討する内容のもの及び地区の自主的な活動により進められるもの
防災機能を支える人的なしくみの強化を図ります。
- ・住民、通勤者や通学者の防災のための相互協力と災害時要援護者の救護のためのしくみづくりの検討を進めていきます。
地区の産業への支援と民間文化施設の連携を図ります。
- ・古本屋、染色業、アトム誕生の地の情報産業の支援を検討し、地区の活性化を図ります。
- ・特色ある民間文化施設と地区との連携を強化していきます。

4. 戸塚地区まちづくり方針図



凡例	
	低中層個別改善地区
	低中層基盤整備地区
	中高層住宅整備地区
	賑わい交流地区
	生活交流地区
	賑わい交流骨格整備地区
	幹線道路沿道整備地区
	都市型産業整備地区
	大規模な公共的施設
	広域幹線道路
	地区幹線道路
	地区内主要道路
	主要区画道路
	風のみち(みどりの回廊)
	歩行系幹線道
	鉄道
	地下鉄
	公園・緑地
	学校
	公共施設
	特別出張所
	地区境界



2 - 7 落合第一地区まちづくり方針

1 地区の概況

1)人口・世帯

人口は増加傾向ですが、今後も定住人口の確保は必要です。また、単身者等を含めた地区のコミュニティの形成も課題です。

2)土地利用・市街地整備

住居系の土地利用を中心に地区が形成されており、業務商業系の土地利用が少ない地区です。良好な住居系の土地利用の維持と、幹線道路沿道を中心に周辺部と調和した商業系の土地利用が必要です。

3)道路・交通

都市交通ネットワークの形成のため、幹線道路の整備が課題です。また、道路率は区平均を下回っており、生活道路の整備が必要です。

4)安全・安心

木造密集地域等を中心に防災性の向上が課題です。木造系建物も区内でも高い割合であるため、不燃化が必要です。また、河川を中心とした水害対策も必要です。

5)みどり・公園

住民一人当たりの公園面積が区平均を下回っており、公園の適正な配置と量的整備が必要です。また、緑被率は区平均を上回っていますが減少傾向あり、地区内全体の緑化も必要です。

6)都市アメニティ・コミュニティ

地区の歴史・文化資源を活用した景観に配慮したまちづくりが必要です。また、地区住民を中心とした協働のまちづくりが必要です。

2 地区の将来像

ともにつくるみどり豊かで安心なまち

【まちづくりの目標】

ともにつくる

地区ぐるみで落合ルールづくり、ゴミ対策、適正な自転車利用など、地区としての助け合いや様々なコミュニティ活動、まちづくり活動を進めます。

みどり豊か

落合ルールづくり、みどりの保全と公園づくりなど、みどり重視のまちづくりを進めます。

安心

防災・防犯対策の充実や歩行者優先のみちづくりなど、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

3 まちづくりの方針

(1)都市の骨格に関するまちづくり方針

神田川及び妙正寺川は新宿の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続したみどりの骨格として形成していきます。

落合地区の斜面緑地を新宿のみどりの骨格として「七つの都市の森」の1つに位置づけ、みどりの保全と充実を進めていきます。

(2)地区のまちづくり方針

1) 土地利用・市街地整備

マンション等の中高層建築物と周辺住宅地とが調和したまちなみの形成を誘導していきます。

- ・多様な世代の居住と周辺住宅地のまちなみの形成を誘導するため、地区計画をはじめとした地区独自のルールづくりの検討を進めていきます。

- ・幹線道路沿いの中高層建築物と、その後背の住宅地のまちなみが調和した適切な土地利用を誘導していきます。その際、地区計画等のまちづくり制度の活用により、建物の高さ制限や、緑化の義務づけ等を検討していきます。

良好な低層住宅地の住環境を保全していきます。

- ・戸建て住宅を主体とする低層住宅地においては、地区計画等のまちづくり制度による最低敷地規模の設定や宅地内の緑化等を誘導し、良好な住環境を保全していきます。

- ・下落合二、三、四丁目、中落合二丁目地区は、良好な住宅地としての環境及びみどりの保全を図るため、地区計画等のまちづくり制度の活用を検討していきます。

幹線道路の商業環境の整備、育成を図ります。

- ・目白通りの歩行者空間を充実するとともに沿道建物の調和のとれたまちなみの形成を図り、路線型商業地域として育成していきます。

公共施設跡地の有効活用を進めます。

- ・大規模な公共施設跡地については、公園機能の強化に活用するなど、敷地の有効活用を進めていきます。

2) 道路・交通

歩行者優先の安全な道路整備を進めます。

- ・聖母坂通り等については、歩行者空間の充実、無電柱化、沿道建物の質の高いまちなみ景観の誘導などを進め、歩行者優先のみちづくりを進めていきます。

- ・内部市街地の通過交通の抑制等について、関係機関と検討していきます。また、沿道敷地のセットバック等により、安全な歩行者空間の創出を図っていきます。

環境に配慮した幹線道路の整備を促進します。

- ・落合地区の自然や住環境に配慮し、環状第6号線の歩行者空間の確保や景観へ配慮した道路整備を進めます。また、首都高速中央環状新宿線においては、大気汚染への十分な対応を講じるよう事業者には要請しています。

鉄道等による地区分断や交通不便の解消を図ります。

- ・西武新宿線による地区の分断の解消に向けて、鉄道の地下化を事業者には要請していきます。また、下落合駅等の踏切対策についても検討していきます。

坂の多い地区の特性に配慮した公共都市交通の充実を図ります。

- ・ 高低差のある坂の多い地区の特性に配慮し、高齢者や障がい者等の地区内外の移動の円滑化を図るため、コミュニティバス や路面電車等の公共交通の導入を検討します。
自転車駐車場の整備を推進します。
- ・ 道路拡幅用地の暫定利用、歩道の空間を活用した、自転車および自動二輪車の駐車場の整備について検討していきます。
- ・ 鉄道駅に付属する自転車駐車場の整備を進めることについて、鉄道事業者へ要請していきます。

3) 安全・安心まちづくり

消防車が円滑に活動できるまちづくりを進めます。

- ・ 基盤整備が遅れている地区においては、建物更新時にセットバック 等を徹底し、細街路 の拡幅整備を進め、消防活動等が困難と考えられる区域の解消を図ります。併せて、細街路 の交差点については、隅切りを設けることを指導していきます。
防災まちづくりを推進します。
- ・ 木造密集地域 を中心に、道路等の基盤整備とともに建物の不燃化、耐震化を促進し、まちの防災機能の強化を図っていきます。
- ・ まちの防災性の向上を図るため、公園や公共施設整備に併せて消防水利 の確保等を進めていくとともに、民間施設への整備も誘導していきます。
水害対策を推進します。
- ・ 河川調整池の整備や河川改修を進め、集中豪雨等による妙正寺川・神田川の浸水対策を進めていきます。併せて、水質の改善に向けての取組みも検討していきます。
道路沿道の塀等の安全対策を講じます。
- ・ 災害時において安全な避難経路の確保等のため、倒壊が危険とされるブロック塀をフェンスや生け垣につくりかえることを誘導していきます。

4) みどり・公園

樹木の維持管理への支援を充実していきます。

- ・ 保存樹木等の所有者に対して、適切な剪定を促すなど適切な維持管理について支援、要請を行っていきます。
水とみどりの散歩道の整備を進めます。
- ・ 神田川、妙正寺川沿いを、景観整備等により歩行者空間の充実を図り、親水性に配慮した散歩道として整備を進めます。
道路のみどりの充実を図ります。
- ・ 幹線道路及び接道部分の緑化を推進し、みどりの充実を図ります。また、地区住民が自らみどりを育てる場として、幹線道路沿いの街路樹の空間の活用を検討していきます。
公園等を拠点としたみどりの充実を図ります。
- ・ おとめ山公園、下落合野鳥の森公園等の公園を拠点として、みどりの充実を図ります。併せて、既存公園の再整備や寺社等の公園的空間の活用等を検討していきます。

5) 都市アメニティ

景観に配慮したまちづくりを進めていきます。

- ・ 地区住民と協働でルールづくりを行い、沿道の緑化の推進など景観・みどりに配慮したまちづくりを進めていきます。
- ・ 地区計画等のまちづくり制度の活用により、みどり豊かなまちなみを保全していきます。大規模敷地の緑地の保全制度の検討を進めます。
- ・ 用地取得による公園整備等を含めて、大規模敷地のまとまったみどりを、保全するための制度の検討を進めます。
歴史・文化資源を活かしたまちづくりを進めます。
- ・ 地区の歴史・文化資源を発掘し、これらの資源の散策ルートを設定することを検討します。また、散策ルートに、案内板の設置やみどりの空間を整備することを検討していきます。

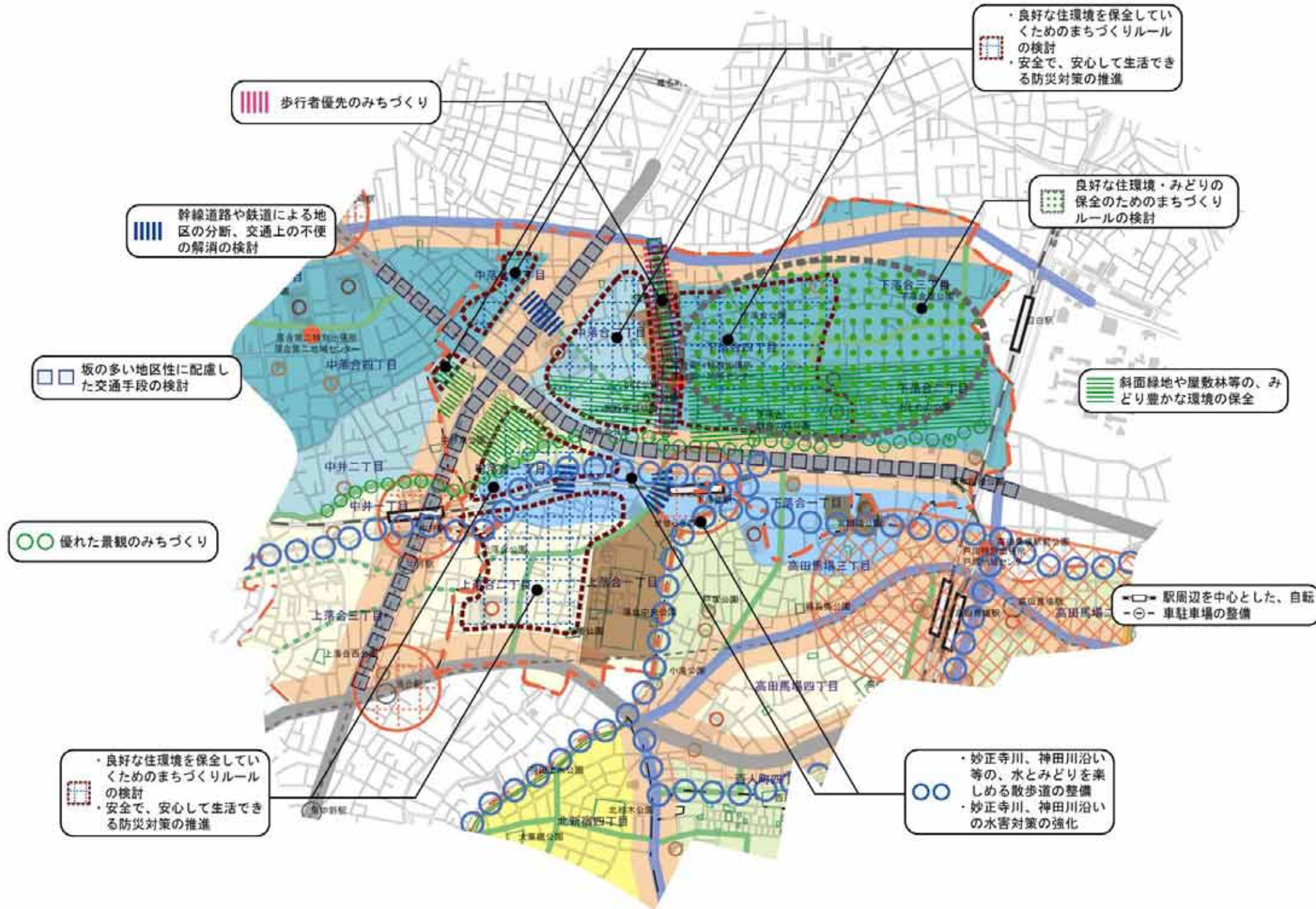
【まちづくりのソフト施策等】

* 基本計画等の区の計画や事業への反映を検討する内容のもの及び地区の自主的な活動により進められるもの

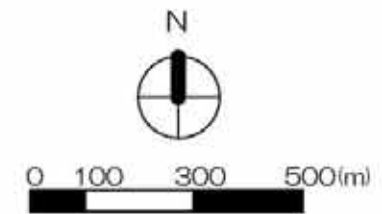
自転車利用におけるマナーの啓発をしていきます。

- ・ 歩行者の安全を考慮した自転車走行のマナー等、自転車利用のマナーの啓発をしていきます。ゴミ収集場所の景観の向上を図ります。
- ・ ゴミ収集所の景観の向上を、地区の問題として取り組みます。
地区の防災協定・申し合わせづくりを進めます。
- ・ 防災対策のため、地区の申し合わせや協定を検討していきます。さらに、地区の防災マップ、消防の問題マップづくりを進め、周知していきます。
緑化活動を契機として地区のコミュニティの回復・充実を図ります。
- ・ 商店街や子ども参加による花壇づくりや、落ち葉の掃除等を住民同士の協力のもとに行うことにより、地区のコミュニティの回復・充実を図ります。

4. 落合第一地区まちづくり方針図



凡 例	
	低層保安地区
	低層個別改善地区
	低中層個別改善地区
	低中層基盤整備地区
	賑わい交流地区
	生活交流地区
	賑わい交流骨格整備地区
	幹線道路沿道整備地区
	都市型産業整備地区
	大規模な公共施設
	広域幹線道路
	地区幹線道路
	地区内主要道路
	主要区画道路
	歩行系幹線道
	鉄道
	地下鉄
	公園・緑地
	学校
	公共施設
	特別出張所
	地区境界



2 - 8 落合第二地区まちづくり方針

1 地区の概況

1)人口・世帯

人口、世帯数はともに区平均の増加率を下回っており、世帯構成人員を維持と、住民の定住化が課題です。また、単身者等を含めた地区のコミュニティの形成も必要です。

2)土地利用・市街地整備

住居系の土地利用を中心に形成された地区であり、業務商業系の土地利用の少ない地区です。良好な住居系の土地利用の維持と、周辺部と調和した商業系の土地利用の誘導、また、工業系の適正な土地利用の誘導が必要です。

3)道路・交通

都市交通ネットワークの形成のため、幹線道路の整備が課題です。また、道路率は区平均を下回っており、生活道路の整備は必要です。鉄道等による交通分断が課題です。

4)安全・安心

木造密集地域 等を中心に防災性の向上が課題です。また、木造系建物も区内で最も高い割合であるため、不燃化も必要です。さらに、河川を中心とした水害対策も必要です。

5)みどり・公園

住民一人当たりの公園面積が区平均を下回っており、公園の適正な配置と量的整備が必要です。また、緑被率は減少傾向にあるため、地区内全体の緑化も必要です。

6)都市アメニティ・コミュニティ

地区の歴史・文化資源を活用した景観まちづくりが必要となります。また、地区住民を中心とした協働のまちづくりが必要です。

2 地区の将来像

住みつづけられるみどり豊かなまち 落合

【まちづくりの目標】

良好な低層住宅地が広がる地区であり、大正、昭和初期からの歴史、文化をふまえ、貴重な住環境を保全していきます。

高齢者や子どもにやさしく、安全・安心であり、落ち着き、くつろぎがある住み続けたい、みどり豊かなまちを目指します。

地区固有の課題の解決を図るため、地域センターを核として、地区住民が主体的に行政と連携し、まちづくりを進めます。

3 まちづくりの方針

(1)都市の骨格に関するまちづくり方針

中井駅周辺を「生活交流の心」と位置づけ、日常の生活圏の核として、歩道の拡幅、駐輪場の整備等を進め、商店街等により賑わいが創出され、生活者にとって利便性の高い魅力ある拠点に誘導していきます。

妙正寺川は新宿の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることが出来る連続したみどりの骨格として形成していきます。

落合地区の斜面緑地を新宿のみどりの骨格として「七つの都市の森」の1つに位置づけ、みどりの保全と充実を進めていきます。

(2)地区のまちづくり方針

1)土地利用・市街地整備

良好な低層住宅地の保全を図ります。

- ・西落合や中落合等の地区においては、地区住民と協働で、地区計画等の活用による宅地細分化の防止の検討や、集合住宅の建築の際の周辺環境との調和など、良好な住環境の維持・保全のルールづくりを検討していきます。

生活の利便性を向上する商業施設を充実していきます。

- ・中井駅周辺を日常生活における交流拠点として、賑わいのある身近な商業施設の育成をしていきます。
- ・目白通りの歩行者空間を充実するとともに、沿道建物の調和のとれたまちなみの形成を図り、路線型商業地域として育成していきます。

住宅と工場が混在する地区のあり方を検討していきます。

- ・工場と住宅が混在する西落合一・二丁目地区は、作業の場と生活の場が混在する地区であり、準工業地域における住宅と工場のあり方を検討していきます。

住環境保全のためのルールづくりを進めます。

- ・地区計画等のまちづくり制度の活用により、まちなみ・みどり・景観等に配慮した良好な住環境を保全していきます。

2)道路・交通

住環境に配慮した幹線道路の整備を進めます。

- ・落合地区の自然や住環境に配慮した首都高速中央環状新宿線の整備と、環状第6号線の排気塔等による大気汚染への十分な対応を講じるよう事業者等に要請していきます。
- ・未着手の都市計画道路である補助第26号線、補助第76号線、補助第220号線等の整備を推進していきます。

居住者の安全を重視した生活道路の整備を進めます。

- ・コミュニティゾーン等により、自動車の通過交通を抑制するなど、歩行者に配慮した生活道路づくりを進めていきます。
- ・地区の生活道路においては、整備の内容や交通規制など、歩行者優先のみちづくりの検討を進めていきます。

駅周辺の自転車駐車場、駅前広場等の鉄道関連施設を充実していきます。

- ・西武線中井駅の北口開設や、中井駅周辺の踏み切り対策等を鉄道事業者に協力を要請していきます。
また、歩道空間の確保など駅周辺の安全な歩行者空間づくりを進めていきます。
- ・駅周辺の自転車駐車場や自転車等整理区画の拡充、整備を進めていきます。

3)安全・安心まちづくり

火災・地震に強いまちづくりを進めます。

- ・幹線道路の沿道の耐火建築物により延焼遮断帯を形成し、燃えひろがらないまちづくりを進めます。
 - ・細街路の拡幅整備を進め、消防活動等が困難と考えられる区域の解消を図ります。また、消防水利の確保等により、まちの防災機能の向上を図ります。
 - ・上落合二・三丁目等の住宅密集地域については、道路等の基盤整備とともに建物の不燃化、耐震化を促進し、まちの防災機能の強化を図っていきます。
- 水害対策を推進します。
- ・河川調整池の整備や河川改修を進め、集中豪雨等による妙正寺川の氾濫による浸水対策を進めていきます。
 - ・洪水ハザードマップ等により、住民の水害に対する防災意識の向上を図ります。また、災害時の地区への周知を円滑に図るため、防災情報システムの充実を進めます。
- 犯罪がおきにくいまちづくりの活動を進めます。
- ・街路灯の増設や防犯カメラの設置等とともに、犯罪がおきにくいまちづくりの活動を地区住民とともに進めていきます。

4)みどり・公園

利用者の意見を踏まえた公園の整備を推進します。

- ・既存の公園の維持管理・改修、新たな公園の整備にあたっては、利用者の意見を踏まえた公園の整備を進めます。
- 水とみどりの散歩道の整備を進めます。
- ・妙正寺川沿いを、護岸工事と併せて、親水性に配慮した散歩道として整備し、歩行者空間の充実を図ります。
- まちの緑化を推進します。
- ・みどりを守り、増やし、まち全体をみどりで覆うため、地区計画等のまちづくり制度の活用を検討していきます。
 - ・斜面緑地や屋敷林、寺社等を活用して地区のみどりの充実を図るため、保護樹林に関わる制度の充実等を検討していきます。

5)都市アメニティ

まちなみや坂道などの景観資源を保全していきます。

- ・昭和初期に整備された西落合三・四丁目の良好な住宅街区や、地区の坂道等の景観資源を保全していきます。
- ・目白文化村の歴史・文化的資源を保全し、活用してきます。

人にやさしいバリアフリーのまちづくりを推進します。

- ・段差の解消、坂道の安全対策、道端の休み場所の整備等、高齢者・障がい者が安全に移動できるまちづくりを進めます。また、地区内外を円滑に移動できる手段としてコミュニティバス等の公共交通の導入を検討していきます。
- ・駅などの公益施設、商業施設等のバリアフリー化を関係機関に要請していきます。
文化財の案内標識などにより落合の歴史や文化の魅力を発信していきます。
- ・文化財の案内標識などの整備・充実と、地区の案内パンフレット作成などにより、落合の歴史や文化の魅力を発信していきます。

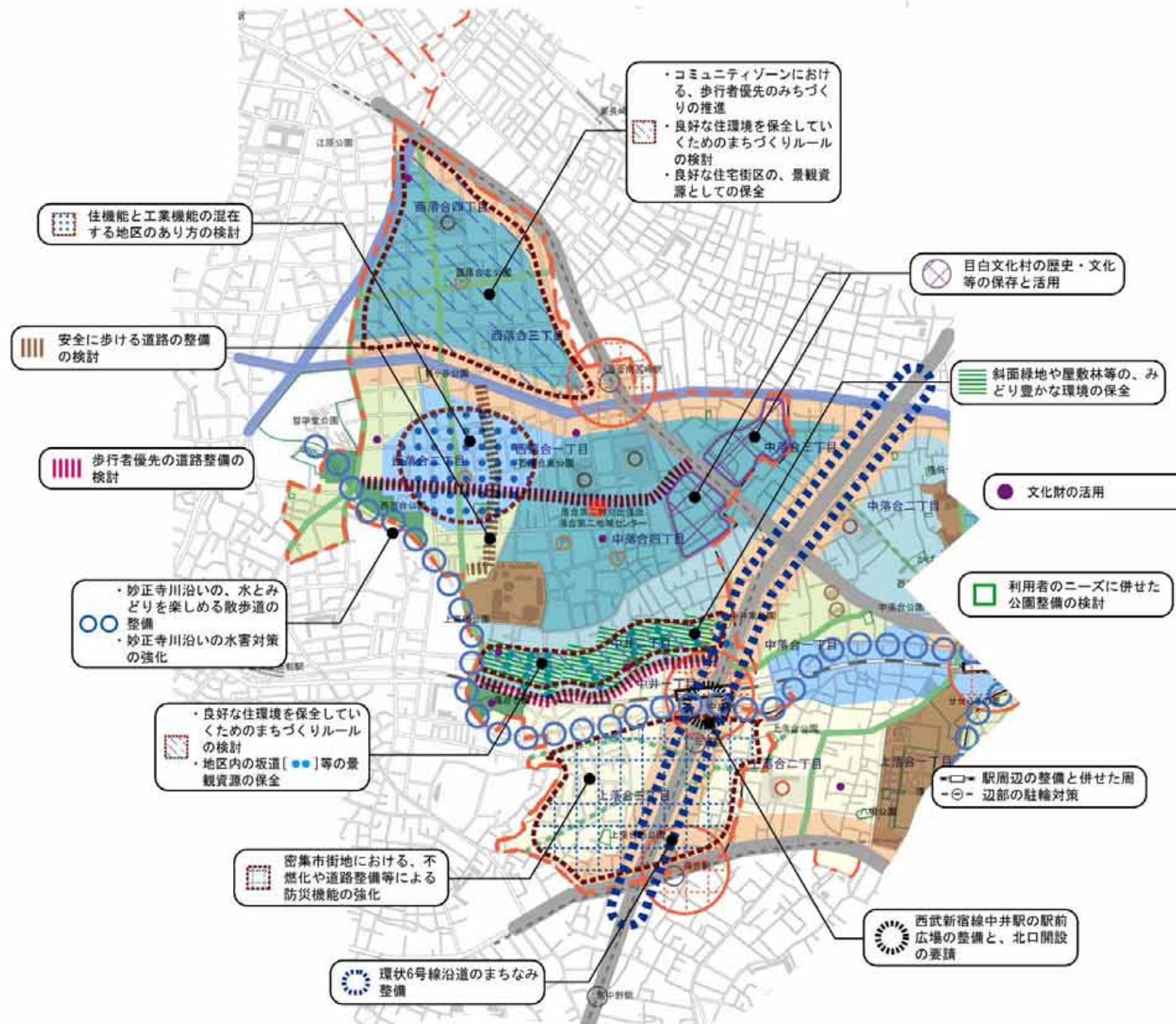
【まちづくりのソフト施策等】

*基本計画等の区の計画や事業への反映を検討する内容のもの及び地区の自主的な活動により進められるもの

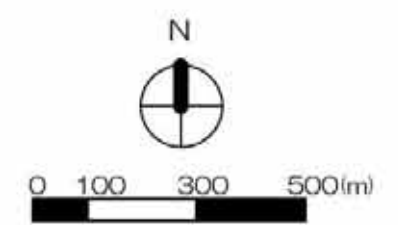
学校・民間施設の有効活用による子どもがのびのび暮らせるまちづくりを行います。

- ・子どもの「居場所」として、学校などの公共施設や民間施設を有効活用していきます。
- ・地区の活動に幅広く子どもたちが参加する機会をふやし、地区との絆を強めていきます。
高齢者・障がい者がまちで積極的に暮らせる場や組織づくりを行います。
- ・高齢者クラブ組織の構成を再考して前期高齢者も取り込み活動の場を広げるなど、前期高齢者が持つ技能などを地区で活かせるしくみづくりを行います。また、一人暮らしの高齢者も気軽に参加して交流し、健康で楽しい生活ができるような場を設けます。
多世代が交流できる場やしくみづくりを推進します。
- ・公共施設や民間施設などを活用して三世代交流の場づくり、しくみづくりを展開していきます。
地区の歴史・文化資料を収集整理し、活用していきます。
- ・目白文化村等の地区の歴史・文化資料を収集整理し、活用していきます。
安心して暮らせる防犯まちづくり活動を行います。
- ・まちをあげて、防犯のためのまちづくり活動を進めていきます。

4. 落合第二地区まちづくり方針図



凡 例	
[Green Box]	低層保全地区
[Light Green Box]	低層個別改善地区
[Yellow-Green Box]	低中層個別改善地区
[Yellow Box]	低中層基盤整備地区
[Red Dashed Line]	生活交流地区
[Orange Box]	幹線道路沿道整備地区
[Blue Box]	都市型産業整備地区
[Dark Green Box]	大規模な公園
[Brown Box]	大規模な公共施設
[Grey Line]	広域幹線道路
[Blue Line]	地区幹線道路
[Green Line]	地区内主要道路
[Dotted Green Line]	主要区画道路
[Blue Circle]	歩行系幹線道
[Black Line]	鉄道
[Black Circle]	地下鉄
[Green Box]	公園・緑地
[Red Circle]	学校
[Orange Circle]	公共施設
[Red Circle]	特別出張所
[Red Dashed Line]	地区境界



2 - 9 柏木地区まちづくり方針

1 地区の概況

1)人口・世帯

人口は増加傾向にあります。今後も定住人口の確保が必要です。また、単身化への対応と併せて、外国人居住者を含めた地区のコミュニティの形成が必要です。

2)土地利用・市街地整備

住居系の土地利用を中心に形成されている地区です。今後は、良好な住居系の土地利用の維持と商業系の土地利用との調和が課題です。さらに、開発等に伴う高層化を含めた周辺部との調和も課題です。

3)道路・交通

都市交通ネットワークの形成のため、未整備の都市計画道路の整備が課題です。また、道路率は区平均を下回っており、生活道路の整備も必要です。

4)安全・安心

地区内の木造密集地域や地域危険度の高い地域の防災性の向上が課題です。また、区平均より不燃系建物の割合が下回っており、地区内全体の不燃化が必要です。

5)みどり・公園

住民一人当たりの公園面積が区平均を大きく下回っており、公園の適正な配置と量的整備が必要です。また、緑被率も区平均を大きく下回っており、地区内全体の緑化の推進が課題です。

6)都市アメニティ・コミュニティ

再開発等にともない、周辺のまちなみと調和した景観まちづくりが必要です。また、地区の活性化のため、歴史・文化資源を活かしたまちづくりも必要となります。

2 地区の将来像

- 輝く国際都市の眺め、歴史と新たな文化が息づく、安らぎの暮らし -
住みたくなるまち 柏木

【まちづくりの目標】

旧町名の「柏木」という名称に、地区住民は大きな思い入れを持ち続けています。それは、地区住民のアンケート結果にも見られるように、地区固有の歴史や文化とともに、心温かい人情といった様々な人の営みを「柏木」という名に感じるからです。こうした「柏木」の歴史や文化を伝えながら、人情あふれるコミュニティの形成を進めていきます。

「国際都市」を象徴する摩天楼に「輝く」夜景を「眺める」場所にあって、みどり豊かで、多くの人々が集う、魅力的で快適なまちを目指します。

地区に残る歴史的資源だけでなく、多くの文化人の生きた足跡や、そこに住まう人々の人情も含め、長い歴史の積み重ねにより形成された「柏木文化」が、今も息づいています。こうした歴史や文化を次世代に伝えるとともに、様々な人々が出会い、集うことで生まれる新しい文化と融合した、豊かなコミュニティの形成を目指します。

まちに必要な整備を進め、災害に強く、防犯性の高い「安全・安心」なまちを目指します。

3 まちづくりの方針

(1)都市の骨格に関するまちづくり方針

柏木地区の南部は、「創造交流の心」として業務商業の発展に必要な都市基盤の整備を進めます。また、みどりや歩行者空間の充実を図り、歩いて楽しい環境の整備を進め、賑わいと活力のある21世紀を先導するまちづくりを進めます。

神田川は新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続したみどりの骨格として形成していきます。

(2)地区のまちづくり方針

1)土地利用・市街地整備

良好な住環境を整備し、防災機能の改善を図ります。

- ・「都心居住推進地区」においては、快適な住環境の形成に向け、都心生活拠点にふさわしいまちづくりを展開していきます。
- ・マンション等で一定規模以上の建築計画に対しては、住戸面積の最低規模や駐車場の附置、緑化の義務づけなどを行い、良好な住環境の形成を誘導していきます。
- ・北新宿一丁目から三丁目の木造密集地域 については、地区計画 等のまちづくり制度を活用して、建物の共同建替えや基盤整備を推進し防災面の改善と併せて、良好な住環境を形成してきます。商店街の活性化を図ります。
- ・幹線道路沿道や既存の商店街については商業環境の整備や歩行者空間の充実等により、商店街の活性化を誘導していきます。

2)道路・交通

生活道路の整備を推進します。

- ・地区計画 等のまちづくり制度の活用などにより、災害時の消火・避難や日常生活サービス等を担う主要な生活道路の整備を推進していきます。
- ・狭あいな道路は、拡幅整備を行い、良好な歩行者空間を確保していきます。
都市交通の円滑化を図り住宅地における通過交通対策の充実を図ります。
- ・都市交通ネットワークの形成のため幹線道路の整備を促進し、住宅地への通過交通の流入を抑制していきます。
- ・段差・狭さを施したスピード抑制道路、歩車共存道路の導入を検討するとともに、歩行者優先道路など、交通規制導入について検討し、通過交通対策の充実を図ります。
自動車及び自転車対策を進めます。
- ・集客施設の駐車場及び自転車駐車場の整備、自転車等整理区画 の導入・拡充を図ります。また、集合住宅等においては建設時に、駐車場及び自転車駐車場の設置の誘導をしていきます。
安全に歩ける道路の整備を進めます。
- ・子どもにも見やすいカーブミラーの設置や街路灯の整備、歩道空間の充実等により、安全に歩けるみちづくりを進めていきます。

3)安全・安心まちづくり

まちの防災性の向上を図ります。

- ・木造密集地域 においては、道路等の基盤整備とともに建物の不燃化、耐震化を促進し、防災性の向上を図ります。さらに、共同建替え等により、身近なオープンスペース の確保を図ります。
- ・幹線道路の整備と沿道建築物の不燃化により、火災時の延焼防止を図り、燃え広がらないまちづくりを進めていきます。
- ・細街路 の拡幅整備等により、消防活動等が困難と考えられる区域の解消を図ります。

4)みどり・公園

神田川沿いのみどりの整備及び良好な景観の形成を図ります。

- ・神田川を河川改修と併せて、桜並木等の緑化を進め、みどりあふれる親水性に配慮した散歩道として整備を進めます。
多様な手法によりみどりの保全、整備を進めます。
- ・公共施設や寺社等のみどりの保全し、公園的空間としての活用を図ります。さらに、開発等により生じたオープンスペース をみどりの小広場として活用することを検討していきます。
安全に利用できる公園づくりを推進します。
- ・誰もが安全に利用できるよう、公園のバリアフリー化を図るとともに、公園の再整備を進めます。
樹木の保全と身近な緑化を推進します。
- ・ブロック塀の生垣化、建物の屋上緑化や壁面緑化を推進するとともに、保存樹木、樹木の指定を進めます。また、目に見える身近なみどりとして、木や花を植える運動を推進していきます。
身近な公園の地区住民による適切な維持管理を推進します。
- ・公園のサポーター制度を活用し、身近な公園の地区住民による適切な維持管理を推進するとともに、公園の美化意識の啓発を進めます。

5)都市アメニティ

地区に調和する建築物の誘導を図ります。

- ・建物の高さや色彩等が周辺のまちなみに調和したものとなるよう、地区計画 等のまちづくり制度の活用を検討していきます。
良好なまちなみ景観を形成していきます。
- ・良好なまちなみ景観を形成するために、道路の無電柱化や緑化を図ります。
良好な夜間景観を誘導していきます。
- ・住宅地における良好な夜間景観の誘導を検討していきます。また、地区住民が「柏木の夜景 10 選」を選定するなど、西新宿の高層ビル群の夜景等の PR に努めます。
歴史・文化資源をまちづくりに活用します。
- ・地区の歴史・文化を伝える資源、祭、ゆかりの文化人などを掘り起こし、まちづくりに活かしていきます。さらに、それらの資源を結ぶルートを設定し、散歩道としての整備の検討を進めていきます。また、旧町名も公共施設名等に使用する等、まちづくりへの積極的な活用を検討していきます。

【まちづくりのソフト施策等】

* 基本計画等の区の計画や事業への反映を検討する内容のもの及び地区の自主的な活動により進められるもの

地区の交流促進による町会活動を活性化します

- ・町会とPTAとの連携強化やコミュニティスクールの導入を検討していきます。また、地区のイベント活動の充実を検討していきます。

外国人居住者との交流促進による地区のコミュニティ参入のしきみを充実していきます。

- ・外国人向けのパンフレットや案内表示の設置を検討していきます。

- ・外国人との文化交流やふれあいの場づくりを進めます。

多様な世代の地区のコミュニティやまちづくりへの参加を促進します。

- ・地区のコミュニティのホームページにより、地区のPRを図ります。

- ・高齢者のコミュニティ形成を図る場としての「ふれあいいいきサロン」等の整備を検討していきます。

ゴミ問題やマナーの周知をしていきます。

- ・生涯学習の一環として環境教育を充実します。

- ・循環型社会の形成を目指し、リサイクル、リユースを推進します。

動物の遊び場の確保とマナーの周知をしていきます。

- ・公園内においてペットが放せるスペースの確保とルールづくりを検討します。

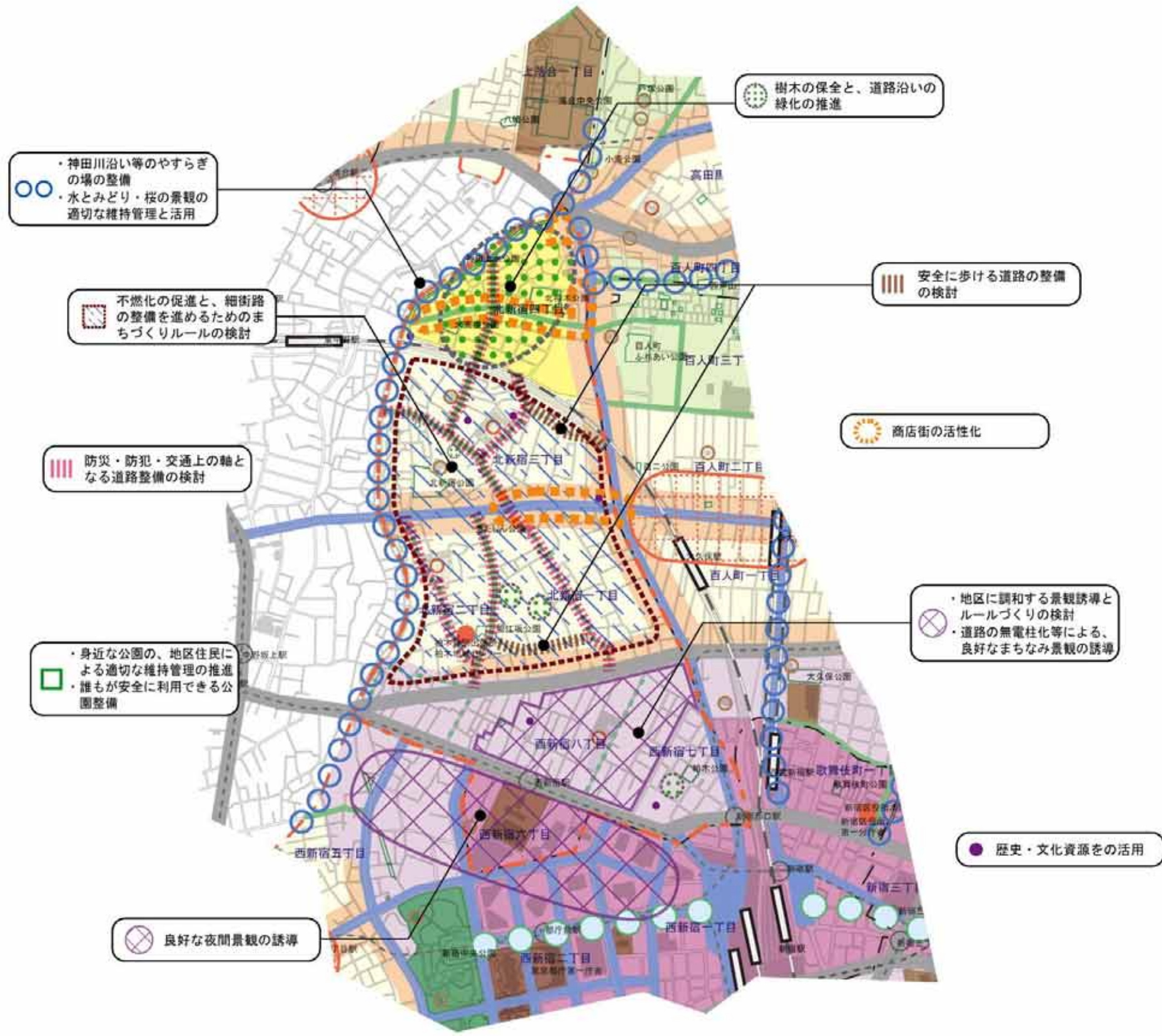
犯罪情報の共有と地区住民による防犯体制を構築します。

- ・犯罪情報の共有化を図るしきみ検討し、地区住民の情報の共有化を図ります。

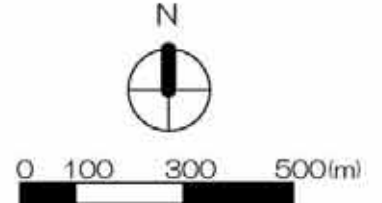
- ・地区住民の自主的な防犯パトロールを強化します。

- ・地区の安全性向上のための人材育成、講習会などの活動の充実を図ります。

4. 柏木地区まちづくり方針図



凡 例	
	低中層基盤整備地区
	中高層住宅整備地区
	国際的な中核業務機能拠点地区
	都心居住推進地区
	生活交流地区
	賑わい交流骨格整備地区
	幹線道路沿道整備地区
	大規模な公共の施設
	広域幹線道路
	地区幹線道路
	地区内主要道路
	主要区画道路
	歩行系幹線道
	鉄道
	地下鉄
	公園・緑地
	学校
	公共施設
	特別出張所
	地区境界



2 - 10 新宿駅周辺地区まちづくり方針

1 地区の概況

1)人口・世帯

人口、世帯ともに増加傾向にありますが、定住人口の確保は必要です。また、単身化への対応と同時に、昼間人口を含めた地区のコミュニティの形成が課題です。

2)土地利用・市街地整備

業務商業系の土地利用が中心の地区であり、住居系土地利用の少ない地区です。拠点としての整備と併せて、住居系の土地利用の確保と同時に、住機能、業務商業機能の適正な土地利用の誘導が必要です。

3)道路・交通

幹線道路の整備も進み、区内でも最も高い道路率 となっています。しかし、整備の遅れている生活道路の整備が必要です。

4)安全・安心

木造密集地域 等を中心に防災性の向上が課題です。また、幹線道路沿道を中心に、更なる不燃化も必要です。さらに、昼間人口を含めた避難対策も課題です。

5)みどり・公園

大規模公園等があるため、住民一人当たりの公園面積は量的に恵まれています。しかし、緑被率は区平均を下回っており、地区内全体での緑化の推進が課題です。

6)都市アメニティ・コミュニティ

国際都市として駅前の顔づくりが必要です。また、地区の特色でもある高層ビル群においては、歩行空間を含めて魅力的な景観形成が必要です。

2 地区の将来像

人を魅せる活力と文化の薫りあふれる環（わ）のまち

【まちづくりの目標】

活力と文化の薫りあふれるまち

地区に存在する近代文化都市としての「まちの記憶」を残す歴史・文化資源、大小さまざまな文化施設、新宿文化の歴史を語る商業地や施設など、人の活動や営みに基づく、文化の薫りを感じる場所を活かしたまちづくりを進めます。

人を魅せるまち

文化の薫りあふれる場所には、世界中から多くの人が惹きつけられるように集まってきます。集まる人を温かく迎え入れ、このまちに「来て良かった」と感じてもらえるような魅力あるまちを目指します。

環（わ）のまち

生活・文化・商業・遊びの空間を「輪（わ）」状につなげ人波がしなやかに流れるようにするとともに、人と人がふれあい「和（わ）」みあるまちづくり、環境負荷軽減に配慮した「環（わ）」境にやさしいまちを目指します。

3 まちづくりの方針

(1)都市の骨格に関するまちづくり方針

新宿駅周辺は「創造交流の心」と位置づけ、駅周辺の業務商業機能が東西方向にさらに広がるよう都市基盤の整備を推進します。また、みどりや歩行者空間の充実を図り、歩いて楽しい環境の整備を進め、賑わいと活力のある21世紀を先導するまちづくりを進めます。

新宿通りと中央通りを「賑わい交流軸」と位置づけ、魅力ある業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や景観を創出して、「歩きたくなるまち新宿」を実現していきます。

神田川や新宿中央公園は、新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続したみどりの骨格として形成していきます。併せて、新宿通りと中央通りを「風のみち(みどりの回廊)」と位置づけ、りっぱな街路樹の設置や沿道建物の緑化を進め、快適な環境形成を進めていきます。また、新宿中央公園とその周辺は、みどりの骨格の1つである「七つの都市の森」と位置づけ、オープンスペースを含め、みどりの保全と充実を進めていきます。

(2)地区のまちづくり方針

1)土地利用・市街地整備

国際的な創造交流拠点としての風格のあるまちづくりを推進します。

- ・特定街区等の都市開発諸制度の活用や市街地再開発事業等により、国際都市にふさわしい、風格のあるまちづくりを進めます。
- ・新宿駅西口地区においては、地域冷暖房や中水道、雨水利用施設等の導入を進め、環境に配慮した整備を行います。
- ・新宿駅前広場を含む東口地区においては、魅力を維持しつつ再構築を図り、国際的な商業拠点としての賑わいのあるまちづくりを進めていきます。

新宿駅周辺地区を複合的市街地として整備を推進します。

- ・定住人口を確保し、住機能と業務商業機能の調和した複合市街地としての整備を誘導していきます。
- ・市街地再開発事業等の開発により、業務商業の機能の集積した土地利用を図るとともに、都心居住の住機能に賑わいを持ち合わせた魅力あるまちづくりを誘導していきます。また、開発の際には、地区の防災の安全性の観点からオープンスペース等の確保を誘導していきます。住宅密集地における住環境整備の向上を図ります。
- ・住宅密集地域においては、快適な住環境の形成に向け、大規模施設跡地等を取り込んだ市街地再開発事業等を活用して、都心生活拠点にふさわしいまちづくりを展開していきます。併せて、地区計画等のまちづくり制度を活用して、推進していきます。

2)道路・交通

新宿駅周辺への通過交通の流入を抑制していきます。

- ・靖国通りの交通渋滞を解消するため、幹線道路の整備を促進するとともに、フリンジパーキングの整備を進め、新宿駅周辺地区への通過交通の流入を抑制をしていきます。その際に、新宿駅東口の商業地内を安心してゆったりと散策できるような歩行者空間を生み出すため、モール化の検討も進めていきます。

新宿駅周辺における歩行者の回遊性の向上を図ります。

- ・新宿駅の東西自由通路の整備に着手するとともに、東口における新宿駅及び駅周辺の再整備の検討（JR線路上空の活用や東口駅前広場の整備拡充など）を進め、快適な歩行者空間の充実と回遊性の向上を目指していきます。
- ・新宿駅東口、西口、南口の駅前空間の充実とともに、それぞれを結ぶ歩行者回遊動線の充実を図り、駅周辺の利便性を高めます。
- ・新宿駅周辺の回遊性の向上を図るため、靖国通り地下歩行者道等や西口のペDESTリアンデッキ等の整備を進めていきます。
- ・地区内の回遊性と利便性を高めるため、利用者のニーズにあったコミュニティバスやタウンモビリティの導入等を検討していきます。
環境に配慮した幹線道路の整備を促進します。
- ・山手通りの歩行者空間の確保や景観へ配慮した道路整備を進めます。また、首都高速中央環状新宿線においては、大気汚染への十分な対応を講じるよう事業者には要請していきます。
自転車対策を推進します。
- ・関係機関と協力して、新宿駅周辺部を中心に自転車駐車場の確保に努めていきます。併せて、マンションや集客施設等への自転車駐車場の附置を誘導していきます。
荷さばき車両の駐車場や荷さばき場の整備を進めます。
- ・環境負荷軽減のため、共同配送や荷さばき車両の共同駐車場の整備を検討します。

3)安全・安心まちづくり

まちの不燃化を推進します。

- ・青梅街道、山手通り、甲州街道沿道の不燃化の促進および周辺住宅地の消防活動等が困難と考えられる区域の安全性の向上を図ります。
- ・住宅密集地域については、共同建替えや不燃化、耐震化を促進し、防災機能の強化を図ります。
災害時の避難誘導體制を充実していきます。
- ・災害時の帰宅困難者の対策として、新宿御苑や大規模公共施設等の活用を検討して行きます。
- ・わかりやすい災害時避難誘導案内板等の整備を行います。併せて、昼間区民等の適切な避難誘導を行えるようなしくみ・体制づくりを充実していきます。
- ・新宿中央公園周辺及び西新宿地区は、広域避難場所や地区内残留地区に指定されており、避難道路沿道や周辺地域一帯での不燃化促進により、地区全体の防災機能の強化を図っていきます。

4)みどり・公園

新宿中央公園の充実および利用を促進します。

- ・新宿中央公園を都心のオアシスとして多くの人に利用してもらえるよう、みどりの充実とともにバリアフリーに配慮するとともに、公園へのアクセスの向上や集客施設の設置などの検討をしていきます。
みどりの整備を促進します。
- ・市街地再開発事業等で整備されるオープンスペースや寺社などの公園的な空間の活用により、みどりの充実を図ります。

水とみどりの散歩道の整備を進めます。

- ・ 神田川沿いの歩行者空間の充実を図り、親水性に配慮した散歩道として整備を進めます。また、神田川と新宿中央公園を結ぶ散歩道の整備について検討していきます。

5) 都市アメニティ

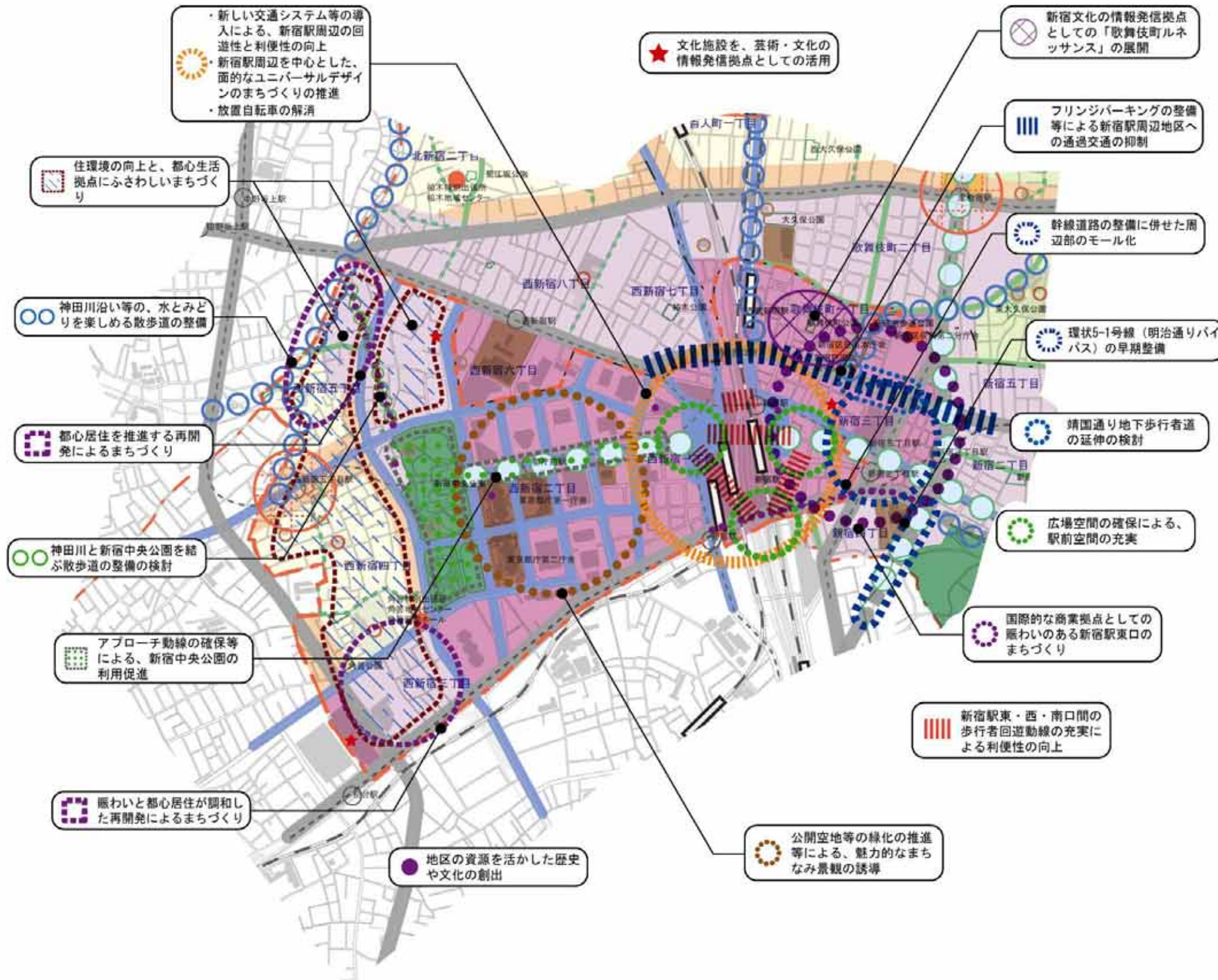
国際都市にふさわしい駅前顔づくりを推進します。

- ・ 新宿駅前にインフォメーションセンターを設置する等、新宿をPRできるような顔づくりを検討します。
超高層ビル街における魅力的な景観の形成を図ります。
- ・ 超高層ビル等の公開空地や、低中層建物屋上等を活用して、みどりを連続的に配置し、潤いある空間とするとともに、多くの人に利用される副都心にふさわしい魅力的な景観の形成を図ります。
地区の文化や歴史を伝える環境整備を推進します。
- ・ 「歌舞伎町ルネッサンス」を推進し、新宿が誇る大衆文化の発信地として、歌舞伎町のまちのイメージを高めていきます。
- ・ まちの持つ豊かな歴史・文化資源を地区共有のものとして語り継いでいくため、玉川上水や助水堀を偲ぶ流れの復活や通り名称等への昔の町名、地名の活用等の検討をしていきます。
環境負荷軽減への取組みを図ります。
- ・ 地域冷暖房 や中水道、雨水利用施設、コージェネレーション の導入等環境配慮技術を建築物に積極的に取り入れ、環境負荷軽減に取り組んでいきます。
ユニバーサルデザイン の視点に立ったまちづくりを推進します。
- ・ 誰もが目的とする場所にスムーズに移動できるよう、国際性にも配慮した、わかりやすい街角サインの整備を行います。

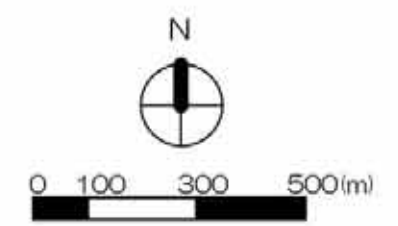
【まちづくりのソフト施策等】

- * 基本計画等の区の計画や事業への反映を検討する内容のもの及び地区の自主的な活動により進められるもの
様々な主体との連携による地区の文化の創造と発信を行います。
- ・ 様々な主体との連携により、定期的な芸術・文化のイベントを行うなど、芸術・文化の情報発信拠点としての様々な取組みを推進します。
来街者にとって気持ちの良い環境づくりを推進します。
- ・ まちに関わる人が、清掃、美化活動等を行い、来街者に「来て良かった」と感じてもらう努力をしていきます。

4. 新宿駅周辺地区まちづくり方針図



凡例	
	低中層基盤整備地区
	国際的な中核業務機能拠点地区
	都心居住推進地区
	生活交流地区
	幹線道路沿道整備地区
	大規模な公園
	大規模な公共施設
	広域幹線道路
	地区幹線道路
	地区内主要道路
	主要区画道路
	風のみち（みどりの回廊）
	歩行系幹線道
	鉄道
	地下鉄
	公園・緑地
	学校
	公共施設
	新宿区役所
	特別出張所
	地区境界



第4章 基本計画に示す

協働リーディング・プロジェクト

第4章 基本計画に示す協働リーディング・プロジェクト

1 協働リーディング・プロジェクトの位置づけと内容

(1) 位置づけ

・協働リーディング・プロジェクトは、新基本計画において、区が目指す協働のまちづくりを先導するために実施するプロジェクトです。

(2) 内容

- ・協働リーディング・プロジェクトの目標は、区が目指すまちづくり実現の観点から、重要性が高く、かつ複数の分野にまたがる横断的な目標を設定します。
- ・協働リーディング・プロジェクトは、基本計画に位置づけられる基本施策の中から、類似した複数の基本施策を束ねるものとして位置づけます。

2 協働リーディング・プロジェクトの構成と「まちづくりの基本目標」との関係

	「新宿型近隣力」再生プロジェクト	みんなで育む水辺と森の環形成プロジェクト	新しい価値を創造し発信するアートのまちづくりプロジェクト
区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち			
だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち			
安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち			
持続可能な都市と環境を創造するまち			
まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち			
多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち			

3 協働リーディング・プロジェクトの進め方

(1) 地域を中心とした多様な主体との協働によるプロジェクトの推進

- ・プロジェクトは、各地区においてまち歩きやまちづくりの課題の検討を通じて作成された「地区別まちづくり方針」意見書の成果等をもとに、地域のコミュニティ、自然、歴史、施設などの地域特性に応じて、地域が主体となって選択します。
- ・プロジェクトは、地域のさまざまな課題解決に取り組む地区協議会に加え、それぞれのプロジェクトの特性に応じて課題解決に取り組むNPO、大学、専門家、企業などと連携して進めます。
- ・行政は、これら多様な主体のコーディネートやマッチング機能を発揮し、プロジェクトの取組みを後押しするとともに、成果の見え始めた取組みについては、そのノウハウ等を他地域へと積極的に展開させていきます。
- ・こうした取組みを通じて、区民、区職員、企業等すべての主体が、まちづくりのスキル（参加・協働等）や地域での問題解決の方法を身につけていくとともに、新宿区の都市にふさわしいコミュニティづくりを進めていくことができます。

(2) 子どもの参画のしくみの導入

- ・プロジェクトには、できるだけ子どもの参画のしくみ（注）を導入します。
- ・子どもの声を聞き、子どもの主体的な参加を促すまちづくりを行うことで、次世代の新宿の可能性を示すことができます。
- ・また、大人は、子どもたちに対して「地域を担う大切な一員であること」「経験を通して、失敗を繰り返しながら、生きる力を育てていこう」という、大人になるプロセスで必要なメッセージを伝える機会を持つことができます。

（注）子どもの参画とは、まちづくりを進めていくにあたり、子どもにも重大な影響を及ぼすことについて、大人の活動に子どもも加わって、計画、デザイン、モニタリング、マネジメント等に参画することをいう。真の子どもの参画は、「今」だけではなく「未来」を築くための取組みであり、子どもたちが正しく評価する目と自身の責任と能力のセンスを磨くことができるようになるために有効である。

4 プロジェクト

(1) プロジェクト 1 「新宿型近隣力」再生プロジェクト

1) 目標

人々が暮らしの場で自然に織り成す近隣の人づき合いの関係は、お互いに助け合い、情報を交換し、地域を元気にし、暮らしの課題解決と一緒に取組む潜在的な力（「近隣力」）を持っています。ところが、高齢化や少子化の進展、集合住宅の居住世帯や単身世帯の増加、個人主義的意識の浸透などにより、この「近隣力」が衰弱し、社会的孤立が深まることによって、今後日常の暮らしで生じるさまざまな問題の解決が困難になる事態が懸念されており、「近隣力」を再生させることが重要な課題になってきています。

新宿のような都市化が高度に進んだ地域社会において、この「近隣力」を再生させるためには、地域住民の間で自然発生的に生まれるご近所づき合いに期待するだけでは不十分であり、人と人がつながり、暮らしの問題をともに語りあえるような「出会いの場」や「集いの場」「いこいの場」を積極的につくっていきます。また、それらの「出会いの場」や「集いの場」で出てくる課題を解決するために、地域住民をはじめ、ボランティア、NPO、町会・自治会、地区協議会、社会福祉協議会、行政の関連部署が連携し、ネットワークをつくりながら応援するなど、必要な公私のサービスにつなげていくしくみづくりに取り組んでいきます。

2) 取組みの内容

このプロジェクトでは、地域住民、ボランティア団体、NPO、町会・自治会、地区協議会、社会福祉協議会、行政関連部署が連携して、子育てや青少年育成のための「出会いの場」ネットワークづくり、団塊世代の「地域デビュー」を促進する「集いの場」ネットワークづくり、ひとり暮らし高齢者など社会的に孤立しがちな人たちのための「いこいの場」ネットワークづくりに取り組めます。

具体的には、住民の自発的意思を尊重しながら、拠点となる地域を定めて、そこを核としながら、関心を持ち協力しあえる人・団体・機関のネットワークをつくり、全区的な取組みへの展開を目指します。

< 関連する基本施策（5施策） >

- 2 - 地域自治のしくみと支援策の拡充
- 2 コミュニティ活動の充実と担い手の育成
- 2 - 地域で安心して子育てができるしくみづくり
- 1 住み慣れた地域で支え合うしくみづくり
- 4 犯罪の不安のないまちづくり

3) 実施が想定される地域

高齢化の進展が著しい住宅地区 など

4) 期待される効果

区民の社会的孤立化を防止し、社会参画への支援を行うことにより、地域で暮らす人々の暮らしを心身ともに豊かにすると同時に、近隣で社会的絆を豊かに作り出すことで、コミュニティの機能を充実させ、区民自治の基盤をつくることができる。またさまざまな異なる立場で活動しているボランティアや NPO と地域組織、行政機関が出会い、協働する有効な機会が提供できます。

(2) プロジェクト 2 みんなで育む水辺と森の環形成プロジェクト

1) 目標

豊かな水辺とみどりは、暮らしを豊かにする区民共有の財産であるとともに、新宿を訪れるすべての人々に魅力ある環境を提供するための重要な要素です。

しかし、新宿のみどりは年々失われつつあり、水辺の環境を守り、活かす取組みも十分とは言えない状況にあります。新宿で暮らし、活動するすべての人々が、豊かな水辺とみどりを守り育む取組みを進めることが求められています。

このため、区民と行政、企業等民間団体などが一体となって、新宿を象徴する水辺とみどりの空間として、「水辺と森の環」を形成する取組みを進めていきます。

2) 取組みの内容

新宿御苑や外濠に代表される、重厚な歴史を持つ水辺とみどりの空間を復活、再生させ、拠点となる質の高い水辺とみどりを、未来に受け継ぐ区民共有の財産として、官民一体となって整備していきます。また、これらを結ぶまちなみにおいても、区民と行政、企業等がそれぞれの立場で身近な水辺とみどりを育む取組みを進め、区の全域を囲む水辺とみどりの「環」を形成して行きます。

< 関連する基本施策（7施策） >

- 2 - 地域自治のしくみと支援策の拡充
- 1 - 地球温暖化対策の推進
- 2 - 水とみどりの骨格の形成
- 2 - みどりを残し、まちへ広げる
- 2 - 水やみどりに親しめる環境づくり
- 2 - 楽しく歩けるネットワークづくり
- 3 - 地域主体のまちづくりとそれを支えるしくみづくり

3) 実施が想定される地域

水辺（新宿御苑や外濠・川（神田川・妙正寺川）沿道空間など）や緑地（落合斜面緑地など）を抱える地区

4) 期待される効果

公園や道路、河川など特定の都市基盤整備では困難な、総合的、体系的な取組みにより、失われつつある区民共有の財産を未来に継承することができ、また、魅力ある都市環境の形成により定住の促進、地域活動や交流の活性化など地域の振興にも役立ちます。

また、新宿で暮らし、活動するすべての人々が関係し、区の全域に広がる取組みであるため、あらゆる立場の人々の参画と議論、取組みの実践を通じて、多様な主体の協働によるまちづくりへの啓発やしukみの構築が進展し、さまざまな分野での取組みへの展開も期待できます。

(3) プロジェクト 3 新しい価値を創造し発信するアートのまちづくり プロジェクト

1) 目標

新宿は多くの人が行き交い、常に最先端の情報が発信される都市です。しかし、全国の人々が抱いている新宿のイメージは必ずしも豊かさや魅力だけではありません。

交流拠点、文化の発信拠点として新宿がその可能性を最大限に活かして、魅力ある都市として発展していくためには、活発な交流と情報の集積を価値ある文化の創造に結びつけていくしくみが必要です。

新宿に集う人々の意欲やアイデアを形にして、新たな文化を創造し、さらにこれを活かした賑わいと新宿らしい産業の育成に結びつける取組みを進めます。

2) 取組みの内容

新宿に集う人々による新たな文化の創造のモデルとしてアートに着目し、活動と発表の場を求める若手のプロやプロの卵となる人々の、活動を支援するための場や機会を提供する取組みを進めます。

区民や企業、教育機関等の民間団体と行政が、遊休化した施設等の空間や資金、情報チャンネル、人材など、それぞれの資源を持ち寄り、新宿に集う人材に活動の場や発表の機会を提供することで、新宿発の新たな文化の発信を活性化します。

< 関連する基本施策（7施策） >

- 1 - 協働の推進に向けた多様な主体への支援とネットワーク化
- 2 - まちの「広場の利用」の推進

-
- 1 - 区民による新しい文化の創造
 - 1 - 文化・芸術創造の基盤の充実
 - 2 - 新宿の魅力や高付加価値な情報を発信する産業の創造
 - 3 - 新しい文化・観光の創造・発信
 - 3 - 文化と観光・産業との連携

3) 実施が想定される地域

空き家や空き室のある一般民間施設や学校を抱える地区、賑わいの拠点となる地区など

4) 期待される効果

独自の新しい文化の発信が活性化することにより、都市イメージの向上と活動と発表の場を求める人々の更なる集積により、一層の交流の活性化が図られます。また、こうした効果を活かした、商業・サービス業など地域産業の活性化が期待できます。

さらに、新宿を舞台とした多様で新しい文化活動の活性化により、区民がアートに触れ、楽しむ機会が拡大し、区民の生活の豊かさの向上にも寄与します。

【提案】 区民と専門家等による

チェックのしくみの創設

【提案】 区民と専門家等によるチェックのしくみの創設

平成20年度からスタートする新基本計画について、その進捗状況を行政だけでなく、行政外部からもチェックするしくみの創設を基本構想審議会として提案します。

具体的には、現行の行政評価制度に「区民と専門家等による外部評価のしくみ」を新たに導入することです。

この外部評価のしくみを導入することにより、これまで行政の内部評価でしかなかった行政評価について、その客観性・信頼性をより一層高めることが期待できます。

また、区民、専門家等が計画の進捗状況を評価・確認する中で、区民会議提言に対する区の実行状況についての把握も可能となります。

さらに、計画の進捗状況のチェックに、区民、専門家等による外部評価を組込むことにより、計画・実行・評価・改善という一連のサイクルの「評価」の部分へ、区民参画を制度として担保することとなります。

以上のことから、基本構想審議会として、計画の適切な進捗管理を図るために、「区民と専門家等によるチェックのしくみ」を早期に創設することを提案するものです。

参 考

参考 1 用語集

【あ 行】

アスベスト問題

アスベスト（石綿）は、発ガンの原因となることが指摘され使用が制限されている。しかし、以前は建築物の鉄骨に吹きつけられていたことから、アスベストを使用している建築物が問題となっている。

アメニティ

心地よさという意味から転じて、快適な生活環境・空間をいい、人間的なすみやすさを示す概念。

インフラ（インフラストラクチャーの略）

道路・鉄道・上下水道・電気・通信など、住民生活や企業活動などの基盤となる施設

江戸四宿（えどししゅく）

江戸時代、五街道とともに整備された江戸（日本橋）に最も近い宿場町で品川宿、内藤新宿、板橋宿、千住宿をいう。

LRT（Light Rail Transit の略、新路面電車）

都市内の道路交通渋滞緩和と環境問題の解消を図るために導入が進められている新しい交通システムで超低床車両の導入により、高齢者・障がいのある人も乗降が容易な乗り物。

NPO（民間非営利組織）

行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動をする民間非営利組織。国や都道府県からNPO法（特定非営利活動促進法）にもとづく認証を得た団体は法人格を有している。

延焼遮断帯

大震災時等の市街地の大火を防止するため、幹線道路や河川、鉄道等の都市施設と、それらの沿線の一定範囲に建つ耐火建築物により構築される帯状の不燃空間。

オープンカフェ

公道にパラソルやテーブル椅子などを並べ営業する形態の喫茶店。

オープンスペース

公園・広場・道路・河川・農地など、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称。

温室効果ガス

地球温暖化の原因となる温室効果を起こす気体の総称で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などを指す。

【か 行】

街区再編まちづくり制度（東京都しゃれた街並みづくり推進条例）

密集市街地などまちづくりの様々な課題を抱える地域において、細分化された敷地の統合や行き止まり道路の付替えなどを行いながら、共同建替え等のまちづくりを進めることにより、魅力あるまちなみを実現しようとする制度。

介護予防

機能訓練、筋力トレーニング、栄養状態の改善、痴呆予防の取り組み等、高齢者が介護に頼ることなく健康に暮らすことのできるよう能力を維持するための活動や対策。

歌舞伎町ルネッサンス

歌舞伎町の環境浄化・環境美化を図り、歌舞伎町を映画、演劇、映像、文化芸術など「大衆文化・娯楽の企画・制作・消費の拠点」とすることにより、誰もが安心して楽しむまちへと再生する活動。

観光ビューロー

各種大会、展示会といった観光イベントの窓口機関。

基礎自治体

住民にとって最も身近な行政サービスを提供する市町村、特別区（東京 23 区）のこと。

帰宅困難者

大地震発生直後に交通機関の運行が停止し、自宅が遠隔なため帰宅をあきらめたり、いったん徒歩で帰宅を開始したものの、途中で帰宅困難となり保護が必要となる人。

京都議定書

1997 年に京都で開催された「第 3 回気候変動枠組み条約締約国会議（COP3）」で採択された、温室効果ガスの排出量の削減計画で、正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」。2005 年 2 月に発効し、日本は温室効果ガスの排出量を 2008 年から 2012 年までに、1990 年比で 6 %削減することが求められている。

狭さく

間がすぼまって狭いこと。

グリーンバンク制度

不要になった樹木をストック場所等に一時預かり、欲しい人に斡旋する制度。

景観ガイドライン

良好な景観づくりを実現するための方針や、建物や構造物等、景観を形成するものの形状、色彩、意匠等の基準を定めるもの。

景観整備機構

景観法に基づく景観区域において、良好な景観の保全・形成に関して様々な活動を行う NPO 法人や公益法人等の団体で、景観行政団体より指定された団体。主に景観に関する住民の取組みに対する情報提供等の支援や、所有者と協定を結び景観重要建造物や景観重要樹木の管理、良好な景観形成に関する調査・研究などを行う。

景観法

景観計画や景観地区等における良好な景観の形成のための規制等を規定する景観に関する総合的な法律。

景観計画

景観法に基づいた良好な景観形成を図るために景観行政団体が定める計画。

景観行政団体

景観計画の策定や景観計画に基づく規制などを行う地方公共団体。都道府県、政令指定都市、中核市は自動的に景観行政団体になり、その他の市町村は都道府県と協議・同意により、景観行政団体となる。

景観協定

対象地区の土地の所有者及び借地権を有する者全員の合意により定められる景観に関する協定。建築物や工作物のデザイン・色彩、規模、用途等についてのルールを定める。

健康寿命

人の寿命あるいは余命のうち、心身ともに健康で暮らすことができる期間。近年、実質的な寿命を測る指標として用いられるようになった。

減災

災害時において発生し得る被害を最小化するための取組み。

建築協定

住宅地または商店街としての環境や利便性を高度に維持増進するなどのため、土地の所有者及び借地権を有する者全員の合意によって定められる建築物に関する協定。建築基準法に決められた最低限の基準に加え、それ以上のきめ細かい基準をルールとして定めるもの。

広域避難場所

大規模公園や空地で、大火災から身の安全を確保し、火勢の衰えを待つ場所。大規模公園や空地で東京都が指定する。

公開空地

建築物の敷地内の空地、建築物の屋上、ピロティ、アトリウムなどの開放空間のうち、一般に公開されている部分。

コージェネレーション

廃熱を利用して冷暖房、給湯などの熱源に利用すること。

子どもの権利

子どもの保障されるべき基本的な人権を国際的に定めた条例が、1989年11月20日国連総会において採択され、1990年に「子どもの権利条約」が国際条約として発効された。日本は、1994年に条約を批准した。この条約による子どもの権利の代表的なものには、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」がある。

コミュニティガーデン

地域住民が主体となって、地域のために場所の選定から造成、維持管理までを自主的な活動によって支えている「みどりの空間」やその活動そのものをさす概念。

コミュニティスクール

地域独自の要望に基づき、保護者や地域の声を学校運営に直接反映させ、保護者・地域・学校・教育委員会が一体となって、より良く作り上げていくことを目指す新しいタイプの学校。

コミュニティ道路

住宅街等において、歩行者などが安全かつ快適に歩行ができるように整備された道路。

コミュニティバス

一定の地域において、その地域の必要目的に合わせて運行するバス。

コミュニティ・ゾーン

住宅地において、ゾーン内へ入る通過車両の進入を抑制し、歩行者・自転車・自動車がお互いに安全に通行できる環境づくりをめざす区域。

コミュニティビジネス

市民が主体となって地域課題の解決にビジネスとして取り組み、コミュニティの再生と、雇用や地域経済の活性化を同時に達成しようとする新しいまちづくりの手法。具体的な取り組み事例として、介護、福祉、育児・家事支援、教育、環境保護、公営施設の管理、ものづくり、観光、レストラン、コンテンツビジネス、コミュニティFM、コミュニティバスなどがある。

コレクティブハウス

個人や家族がそれぞれ独立した住戸に居住して自立した生活を行うとともに、食堂などの共用スペースをもち、そのスペースを居住者自身が共同で利用・管理していく共同生活型住居。

交通アセスメント

大規模開発等の計画にあたって、適正な交通サービスレベルが確保されるよう、開発による周辺地域の交通への影響を予測・評価すること。

交通需要管理

交通渋滞を解消するために、道路や公共交通のサービス水準を整備・拡充によるのではなく、交通量の抑制や分散など交通需要を管理することで解決を図っていく手法。

交通バリアフリー基本構想

「旅客施設と周辺道路、駅前広場、信号機等について、整合をとりつつ、安全性に配慮した上で、重点的かつ一体的にバリアフリーを進めること」を目的とした、交通バリアフリー法に基づく基本構想。

【さ 行】

SARS (Severe Acute Respiratory Syndrome の略)

重症急性呼吸器症候群と呼ばれる感染症で、2003年の冬に東アジアを中心に急速に広まった。肺炎に似た症状があり、高熱や呼吸困難がみられ、頭痛、全身の倦怠感や意識混濁などの症状もある。

災害時要援護者

お年寄りや子ども、障がいのある人や外国人等、災害が発生した際に弱者の立場となり、避難等の手助けを必要とする人々。

災害復興計画

大震災が発生したときに、東京都等の関係機関や住民と協力して復興事業を行うために策定される計画。

細街路

4 m未満の狭い道路。

細街路拡幅整備事業

建築物を新築・更新する際に、地権者の承諾のもとに幅員4 mに満たない道路を拡幅整備する事業。

細街路拡幅整備条例

安全で快適な災害に強いまちづくりを資すること目的として、区民及び事業所の理解と協力をもとに、細街路を拡幅整備するために必要な事項を定めた条例。

自治基本条例

まちづくりの基本原則や行政の基本ルールなどを定めた自治体の最高法規。自治の仕組みやまちづくりの基本原則を具体的に規定し、条例というか形で法的根拠を持たせるもの。

市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、既成市街地の土地の合理的で健全な利用と都市機能の更新を図るため、公共施設の整備、建築物および建築敷地の整備などを行う事業。

シックハウス問題

建材、塗料、家具などから発生するホルムアルデヒドなどの有害物質により、室内の空気が汚染されることによって引き起こされる病気や症状。近年、住宅の高気密化が進むなか、十分な換気が行われないことにより顕在化した。

住宅ストック

住宅を社会資産とみなし、空き家も含めた全ての住宅を指す概念。

食育

健康の基本となる食生活について教育を行うこと。食べる物を選ぶ力、調理法、味覚形成、食べ物に関する知識を学ぶことで、豊かな食生活を楽しむ力をつけることを目指す。

新型インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することにより発症する病気で、通常、ヒトからヒト等、同種の間で感染するものである。ウイルスが変異することによって発生する今までヒトが感染したことの無い新しいタイプのインフルエンザを新型インフルエンザと呼ぶ。

自転車等整理区画

放置自転車問題が著しい駅周辺の緊急避難的な対策として、道路上の迷惑度の少ない区域を自転車や原動機付自転車を置くことのできる区画に指定し、人員を配置して自転車等を整然と並び替える等の整理を行うもの。

消防水利

消防法に規定する消防に必要な水利施設として指定されたもので、消火栓や防火水槽等をいう。

新宿区省エネルギー環境指針

区が平成 18 年 2 月に策定した計画で、地球温暖化を引き起こす温室効果ガス削減のため、地域における省エネルギーを、地域特性を踏まえて効果的に促進していくことを目的とした将来構想（別名「地域省エネルギービジョン」）。

絶対高さ制限(高度地区)

都市計画法に規定された地域地区の一種、市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める。新宿区では、斜線型の高さ制限に加え、建築物の高さを一定の高さ以下に制限する、絶対高さ制限を指定。

生活習慣病

食習慣、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に影響を及ぼす疾患の総称。肥満、高血圧、循環器病などは生活習慣病の一例である。

セーフティネット

元々は、サーカスの空中ブランコや綱渡りのとき、万が一の落下に備えて張られた網から由来し、「安全網」「安心ネット」あるいは「安全装置」と訳されてきた。今日の一般的なセーフティネットとは、病気、事故、失業、災害、犯罪など人生における不測の事態に陥ったときに、安全と安心を確保するためにあらかじめ国や自治体、個人が備えている様々な対策をいう。

セクシュアルハラスメント

労働や教育などの公的な場の社会関係において、歓迎されない性的言動または行為により、相手に不快感を与えること。

セットバック

建物の建て替え時などに道路に面する壁面を後退させ、空地や道路幅員を確保すること。

【た 行】

耐震化率

耐震性が劣る施設数に対し、その耐震改修工事が完了した施設数の割合。

タウンモビリティ

中心市街地をバリアフリー化して、電動スクーターや車椅子、カートなどを貸出、高齢者や障がいのある人に利用しやすいまちにすることをいう。

多文化共生社会

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め、理解しあい、ともに生きていく社会。

地域分権

生活に身近な行政サービスを身近な行政機関が提供するとともに、地域課題を地域のなかで解決することができるよう、自治体内の小地域を所管する行政区等の行政機関に一部権限を委譲すること。

地域主権

主権者である住民自身が互いに協力し、地域のために主体的に考え、行動することが重要であるという考え方。

地域危険度

東京都震災対策条例に基づき、おおむね 5 年ごとに町丁目ごと算定される地震や火災等に対する地域の危険度をいう。

地域冷暖房

一定の地域全体で 1 ヶ所又は数ヶ所の熱供給プラントを保有し、冷水や温水などを周辺に供給すること。

地下鉄副都心線（平成 20 年開業予定）

埼玉県の志木から池袋、新宿を経て渋谷まで計画され、その後渋谷駅において東急東横線と相互直通運転を行うこととして計画された地下鉄路線。平成 20 年に開業予定である。

地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の形態、公共施設の配置などを定め、その区域の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するための計画。

中高層階住居専用地区

都市計画法の特別用途地区の一つで、建築物の一定階以上を住宅等の用途に限定することにより、立体的な用途規制を行い、住宅の確保を図る地区。

中水道

ビル内排水、下水道の処理水、雨水などを原水とし、トイレ等の雑用水として供給する施設。

東京都条例の新防火地域

東京都条例による、防火地域と準防火地域の中に位置する防火規制の制度。建築物の不燃化を促進し木造密集地域の再生産を防止するために、平成15年の東京都安全条例の改正で創設された東京都独自の制度。

道路率

地域面積全体に占める道路の面積の割合。

特定街区

都市計画法に基づく地域地区の一つで、街区単位の良い市街地を形成するため、建築物の容積率、高さの制限、壁面の位置の制限を個々に都市計画として決定した街区。

都市施設

都市計画法で定められる施設で道路、河川、公園等や交通施設、水道や電気、ガス等の供給施設又は処理施設。

土地区画整理事業

昭和29年に成立した土地区画整理法に基づく事業で、土地区画の整序化により土地の有効利用を図るとともに、それによって創出された資産価値増分の土地を道路や公園等の新たな公共用地として活用することで居住環境の向上を図る事業。

【な 行】

ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある人等、社会的支援を必要とする人がそうでない人とともに、地域において普通の生活をし、ともに生きることができる社会を目指す考え方。

【は 行】

ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の略）

高齢者、障がいのある人などの日常生活及び社会生活における移動上及び施設利用上の利便性、安全性の向上を図るために、公共交通機関の旅客施設等に係る「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）と、公共施設等の建築物に係る「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）とを統合、一体化した法律。

ハンブ

通過する自動車の通行速度を抑えることを目的に、道路を盛り上げて舗装した箇所。

ビオトープ

野生の動植物や微生物がありのままの姿で生息し、自然の生態系が機能する場所。

ヒートアイランド現象

人口集中による大量の熱の放出、アスファルトやコンクリートによる熱の吸収等の結果生じる、自然の気候とは異なった都市部特有の局地的な気象現象。

フリッジパーキング

都市の外縁部に駐車施設を整備し、公共交通や歩行者道等と直結することにより、交通の利便性を確保する方法。

P D C A サイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善・見直し）の頭文字を取った事業サイクル。計画から見直しまでを一貫した流れとして捉え、次期計画や事業に、前期の評価を反映させることを目的とする考え方。

ペDESTリアンデッキ

歩行者通路と車道を高架等で分離することを目的に、駅前広場などに設置される歩行者専用の通路。

防災生活圏

延焼遮断帯などにより地域を小さなブロックで区切り、隣接するブロックへ火災が燃え広がらないようにすることで、震災時の大規模な市街地火災を防ごうとするもの。この各ブロックを防災生活圏という。

【ま 行】

モール

みどりの多い緑陰のある並木道や散策路が語源であるが、広場やベンチなどの憩い、遊び、集いなどのできる歩行者専用道路を指すこともある。

木造密集地域(住宅密集地域)

道路などの都市基盤の整備が行われないまま、木造住宅などの建物が高密度に建っている地域。

【や 行】

ユニバーサルデザイン

性別、年齢、障がいのある、なし、などの区別なく、誰もが利用することができるよう考慮された施設、製品、情報のデザイン。

【ら 行】

りっぱな街路樹運動

「歩きたくなる新宿」を目指し、これまで道路の付属物として扱われてきた街路樹を都市の骨格として位置付け、まちを魅力的かつ豊かにしていく取組み。

リユース

モノや部品などを再利用すること。モノをそのまま再利用する点で、素材として再活用を図るリサイクルとは区別される。

緑被率

一定の地域における、土地の面積に対するみどりの被覆面積の割合。

緑地協定

良好な住環境を創ることを目的に、都市緑地法に基づき関係者全員の合意により区域を設定し、緑地の保全、緑化について締結される協定をいう。

ライフステージ

幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期等、人の一生を身体的、精神的な発達段階に応じて区分した段階を指す。

ライフライン

日常生活に必要とされる水道、ガス、電気、通信等の供給施設。

【わ 行】

ワークショップ

市民参加によるまちづくりの手法の一つで、一般的に、立場や経験、考え方の異なる人も含めて参加者全員の協働作業を通じて、知恵と工夫を出し合い、成果をとりまとめていくことを指す。

ワーク・ライフ・バランス

誰もが仕事とそれ以外の責任・欲求とをうまく調和させられるような、生活リズムのもてる働き方を調整すること。

ワンルームマンション条例（新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例）

ワンルームマンションが多数建設されている新宿区において、高齢者の単身世帯等、さまざまな人が暮らしやすい地域づくりの必要性を考慮し、平成16年に施行された条例。

参考2 新宿区基本構想審議会諮問文

18新企企第344号

新宿区基本構想審議会

新宿区基本構想審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項について諮問します。

- 1 新宿区基本構想の見直しについて
- 2 新宿区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について

平成18年7月7日

新宿区長 中山弘子

参考3 新宿区都市計画審議会諮問文

18 新都都第484号

新宿区都市計画審議会条例第2条第1項の規定に基づき、次の事項について諮問
します。

- 1 新宿区都市マスタープランの改定について

平成18年7月10日

新宿区長 中山弘子

参考4 新宿区基本構想審議会委員名簿

新宿区基本構想審議会委員名簿

	氏 名	役 職 名 等
学識経験者（7人）	寄本 勝美	早稲田大学政治経済学術院教授
	汐見 稔幸	東京大学大学院教育学研究科教授
	会長代理 成富 正信	早稲田大学社会科学部教授
	会 長 卯月 盛夫	早稲田大学芸術学校教授
	輿水 肇	明治大学農学部教授
	廣江 彰	立教大学ビジネスデザイン研究科教授
	三田 啓一	早稲田大学客員研究員
区民又は 区内各種団体構成員 （21人）	高山 俊達	新宿区民会議委員（第1分科会）
	藤乗 たみ代	新宿区民会議委員（第2分科会）
	山下 馨	新宿区民会議委員（第3分科会）
	小宮 徳明	新宿区民会議委員（第4分科会）
	平松 南	新宿区民会議委員（第5分科会）
	高野 健	新宿区民会議委員（第6分科会）
	大友 敏郎	四谷地区協議会
	津吹 一晴	笹筥地区協議会
	上原 一	榎地区協議会
	野尻 信江	若松地区協議会
	川井 清	大久保地区協議会
	古沢 謙次	戸塚地区協議会
	小宮 一夫	落合第一地区協議会
	鎌田 利定	落合第二地区協議会
	安田 明雄	柏木地区協議会
	矢屏 昭治	新宿駅周辺地区協議会
	大崎 秀夫	新宿区町会連合会
	中村 靖彦	新宿区医師会
	近藤 龍観	東京商工会議所新宿支部
	坂本 二郎	新宿区商店会連合会
	世継 信一	新宿区高齢者クラブ連合会
区議会議員（7名）	小畑 通夫	新宿区議会議員
	宮坂 俊文	新宿区議会議員
	山添 巖	新宿区議会議員
	沢田 あゆみ	新宿区議会議員
	おぐら 利彦	新宿区議会議員
	根本 二郎	新宿区議会議員
	久保 合介	新宿区議会議員

新宿区基本構想審議会・起草部会委員名簿

	氏 名	役 職 名 等
学識経験者（7人）	寄本 勝美	早稲田大学政治経済学術院教授
	汐見 稔幸	東京大学大学院教育学研究科教授
	部会長 成富 正信	早稲田大学社会科学部教授
	卯月 盛夫	早稲田大学芸術学校教授
	輿水 肇	明治大学農学部教授
	廣江 彰	立教大学ビジネスデザイン研究科教授
	三田 啓一	早稲田大学客員研究員

参考5 新宿区都市計画審議会委員名簿

: 都市計画審議会会長

: 都市マスタープラン検討部会長

: 都市マスタープラン検討部委員

	氏 名	現 職 等
学識経験 のある者 (10名)	石川 幹子	慶應義塾大学教授
	喜多 崇介	東京商工会議所新宿支部
	千歳 壽一	立正大学講師
	戸沼 幸市	早稲田大学名誉教授
	中川 義英	早稲田大学教授
	野宮 利雄	新宿区法律相談担当弁護士
	丸田 頼一	千葉大学名誉教授
	新津 隆次	新宿区印刷製本関連団体連合会
	岡川 榮司	東京都宅地建物取引業協会新宿区支部
	泉 晃子	東京都建築士事務所協会新宿支部
新宿区の住民 (3名)	大崎 秀夫	新宿区町会連合会会長
	近藤 恵美子	新宿区在住
	金山 さか江	新宿区在住
区議会の議員 (5名)	とよしま正雄	新宿区議会議員
	沢田 あゆみ	新宿区議会議員
	おぐら利彦	新宿区議会議員
	久保 合介	新宿区議会議員
	かわの達男	新宿区議会議員
関係行政機関 (2名)	裕木 義人	新宿警察署長
	高田 茂	新宿消防署長

参考6 新宿区基本構想新議会審議経過

新宿区基本構想審議会審議経過

回	開催年月日	会場	審議事項等
第1回	平成18年 7月 7日	教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱 ・会長、会長代理の選任 ・諮問 ・審議方針について
第2回	平成18年 7月19日	教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・審議方針、日程等について ・起草部会の設置について ・新たな基本構想の課題について <ul style="list-style-type: none"> - 時代潮流とまちづくりの課題 - ・区民会議提言書 章について
第3回	平成18年 8月 4日	新宿清掃事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・区民会議提言書 章について
第4回	平成18年 8月30日	教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・区民会議提言書 章について
第5回	平成18年 9月 8日	教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・区民会議提言書 章について
第6回	平成18年10月 4日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・区民会議提言書 章について
第7回	平成18年10月16日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・区民会議提言書 章について ・区民提言以外の主要論点について
第8回	平成18年10月30日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案審議（グループ別審議）
第9回	平成18年11月14日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画審議会の審議状況報告について ・骨子案審議（グループ別審議）
第10回	平成18年11月20日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案審議（グループ別審議）
第11回	平成18年12月 5日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案審議（全体）
第12回	平成18年12月14日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案決定 ・今後のスケジュールについて
第13回	平成19年 1月25日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案審議
第14回	平成19年 2月 5日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案審議
第15回	平成19年 2月13日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案審議
第16回	平成19年 2月17日	早稲田大学 井深大記念 ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案審議 ・答申

新宿区基本構想審議会・起草部会審議経過

回	開催年月日	会 場	審議事項等
第1回	平成18年 8月30日	教育センター	・部会長の選出について ・基本構想・基本計画の構成、内容について
第2回	平成18年 9月 8日	教育センター	・作業方針、日程等について ・基本構想・基本計画の構成、内容について
第3回	平成18年10月 5日	本庁舎交流の場	・今後の進め方について ・骨子(案)について
第4回	平成18年10月16日	本庁舎大会議室	・骨子(案)について
第5回	平成18年10月18日	教育センター	・骨子(案)について
第6回	平成18年10月23日	本庁舎交流の場	・骨子(案)について
第7回	平成18年10月30日	本庁舎交流の場	・骨子(案)について
第8回	平成18年11月14日	本庁舎交流の場	・骨子(案)について
第9回	平成18年11月30日	本庁舎交流の場	・骨子(案)について
第10回	平成18年12月 5日	本庁舎交流の場	・骨子(案)について
第11回	平成19年 1月31日	本庁舎交流の場	・答申(案)について

参考7 新宿区都市計画審議会審議経過

日程・場所	審議会・部会	審議内容
平成17年4月12日 本庁舎第2委員会室	第119回 都市計画審議会	都市マスタープランの改定について(報告) ・改定の進め方、スケジュール等
平成18年6月21日 本庁舎第3委員会室	第125回 都市計画審議会	都市マスタープランの改定の進め方について(報告) ・基本構想との総合化、スケジュール等
平成18年7月10日 本庁舎第2委員会室	第126回 都市計画審議会	都市マスタープランの改定について(諮問) ・改定の視点、スケジュール、区民会議提言書等 都市マスタープランの改定を調査、検討するための部会設置について ・検討部会の設置、メンバー選出
平成18年9月7日 本庁舎第2委員会室	第127回 都市計画審議会	都市マスタープランの改定について(審議) ・まちづくりの課題等について 都市マスタープランの評価、地区協議会意見書等 ・めざすべき新宿の都市像、地区像、改定の方向性、新しい都市構造等の検討
平成18年10月27日 新宿清掃事務所 会議室	第128回 都市計画審議会	都市マスタープランの改定について(審議) ・まちづくりの方向性、骨子案の構成 ・まちづくりの現況及び動向等 景観まちづくり審議会における景観計画等の審議状況について(報告) 住宅まちづくり審議会における「新宿区における新たな住宅施策のあり方」の審議状況について(報告)
平成18年10月27日 新宿清掃事務所 会議室	第1回 都市マスター プラン検討部会	基本構想審議会の審議状況報告について ・総合化する計画の体系について 都市マスタープラン改定の進め方について
平成18年11月15日 本庁舎第2委員会室	第129回 都市計画審議会	都市マスタープランの改定について(審議) ・めざすまちの将来像、部門別・地区別まちづくりの方針の検討
平成18年11月15日 本庁舎第2委員会室	第2回 都市マスター プラン検討部会	基本構想審議会との調整について ・まちづくり基本目標、まちづくり方針の検討 ・骨子案の検討
平成18年12月6日 本庁舎701会議室	第3回 都市マスター プラン検討部会	都市マスタープラン・基本計画骨子案について ・骨子案の検討

平成 18 年 12 月 14 日 本庁舎第 2 委員会室	第 130 回 都市計画審議会	都市マスタープランの改定について(審議) ・ 骨子案(案)の審議 ・ 骨子案の決定
平成 19 年 1 月 31 日 本庁舎第 2 委員会室	第 4 回 都市マスター プラン検討部会	都市マスタープランの改定の答申(案)につ いて ・ 区民等の意見への対応の検討 ・ 答申案の検討
平成 19 年 2 月 7 日 本庁舎第 2 委員会室	第 132 回 都市計画審議会	都市マスタープランの改定について(審議) ・ 区民等の意見への対応の検討 ・ 答申の検討
平成 19 年 2 月 17 日 早稲田大学 井深大記念ホール	第 133 回 都市計画審議会	都市マスタープランの改定について(審議) ・ 答申(案)の審議、決定 都市マスタープランの改定について(答申)

印刷物作成番号

2006-18-2101

答 申

「新宿区基本構想の見直しについて」

「新宿区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について」

「新宿区都市マスタープランの改定について」

発行年月日 平成19年2月17日

発 行 基本構想審議会・都市計画審議会事務局
新宿区企画政策部企画政策課 電話 03-5273-3502（直通）
新宿区都市計画部都市計画課 電話 03-5273-3527（直通）
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

地球環境保全推進のため、古紙配合率100%再生紙を使用しています。

白色度70%再生紙を使用しています。